地域研究第28集

山間集落の社会と生活

―阿哲郡哲多町旧萬歳村域を中心に―

70000058708
岡山大学附属図書館

岡山大学教育学部社会科教室内地域研究会

中　央　館
010500190

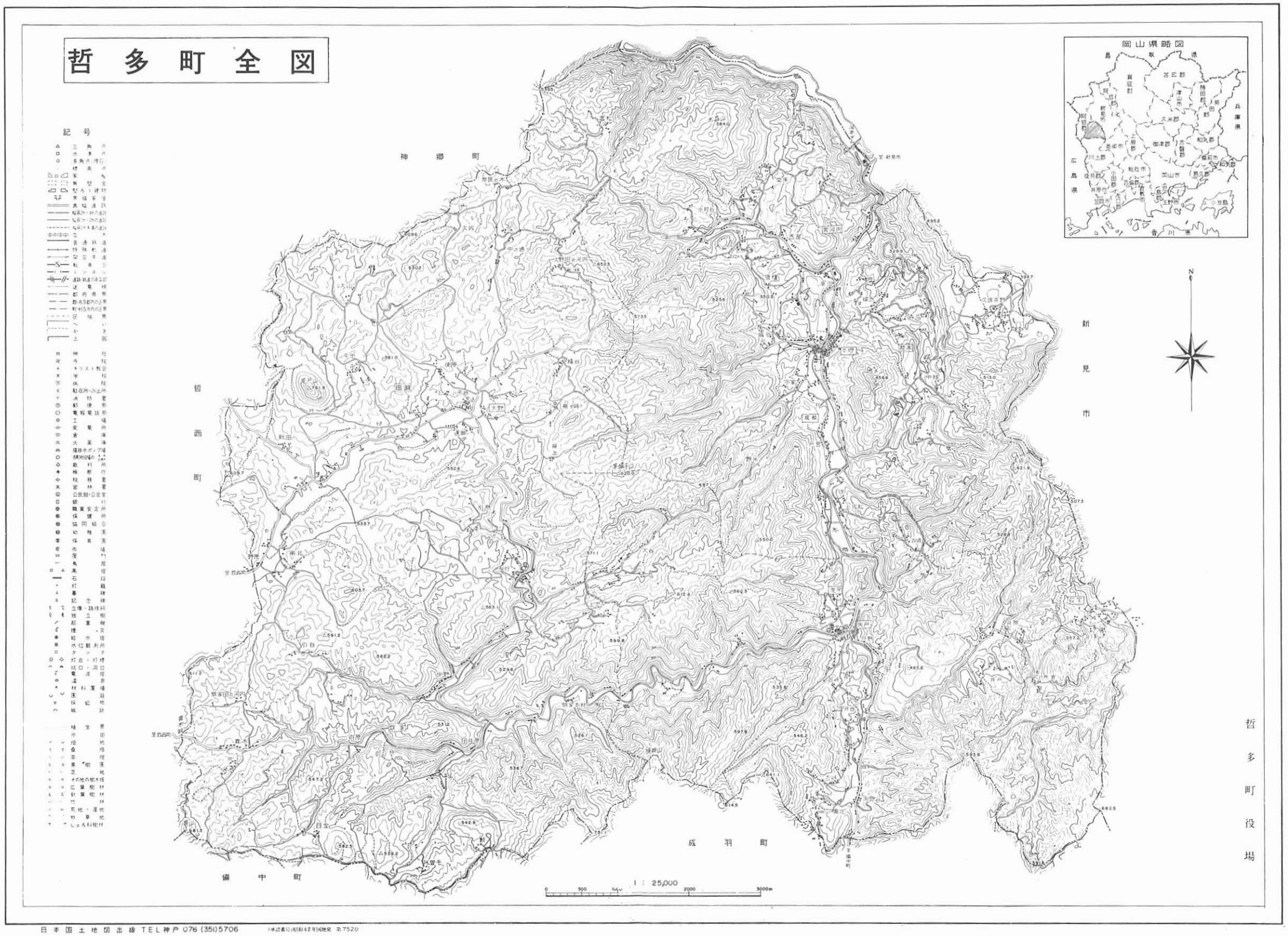

日本国土地図出版 TEL 神戸 078 (351)5706

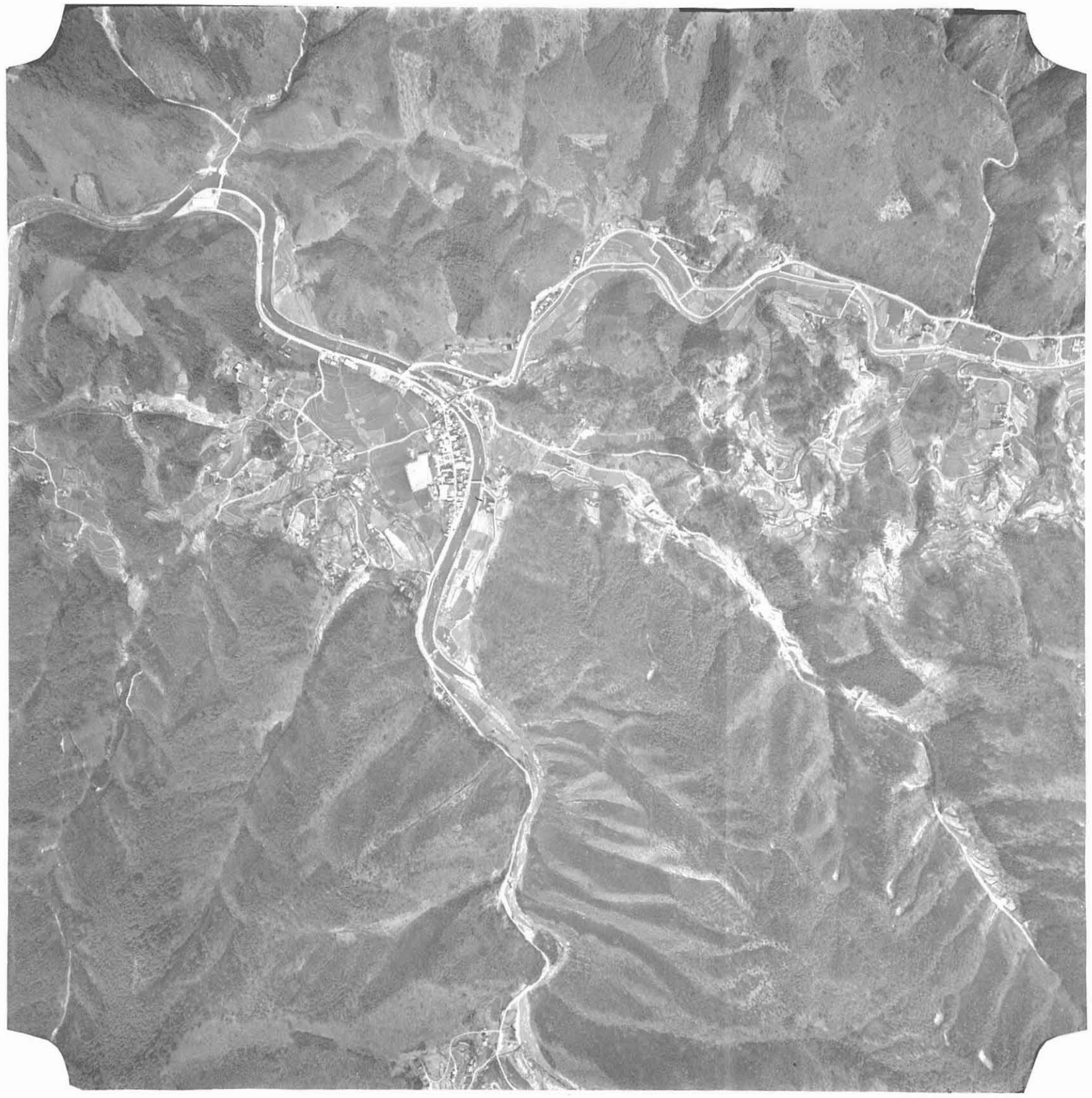

矢戸・老栄地区（国土地理院撮影　C　CG－74－5　C42A－12による）

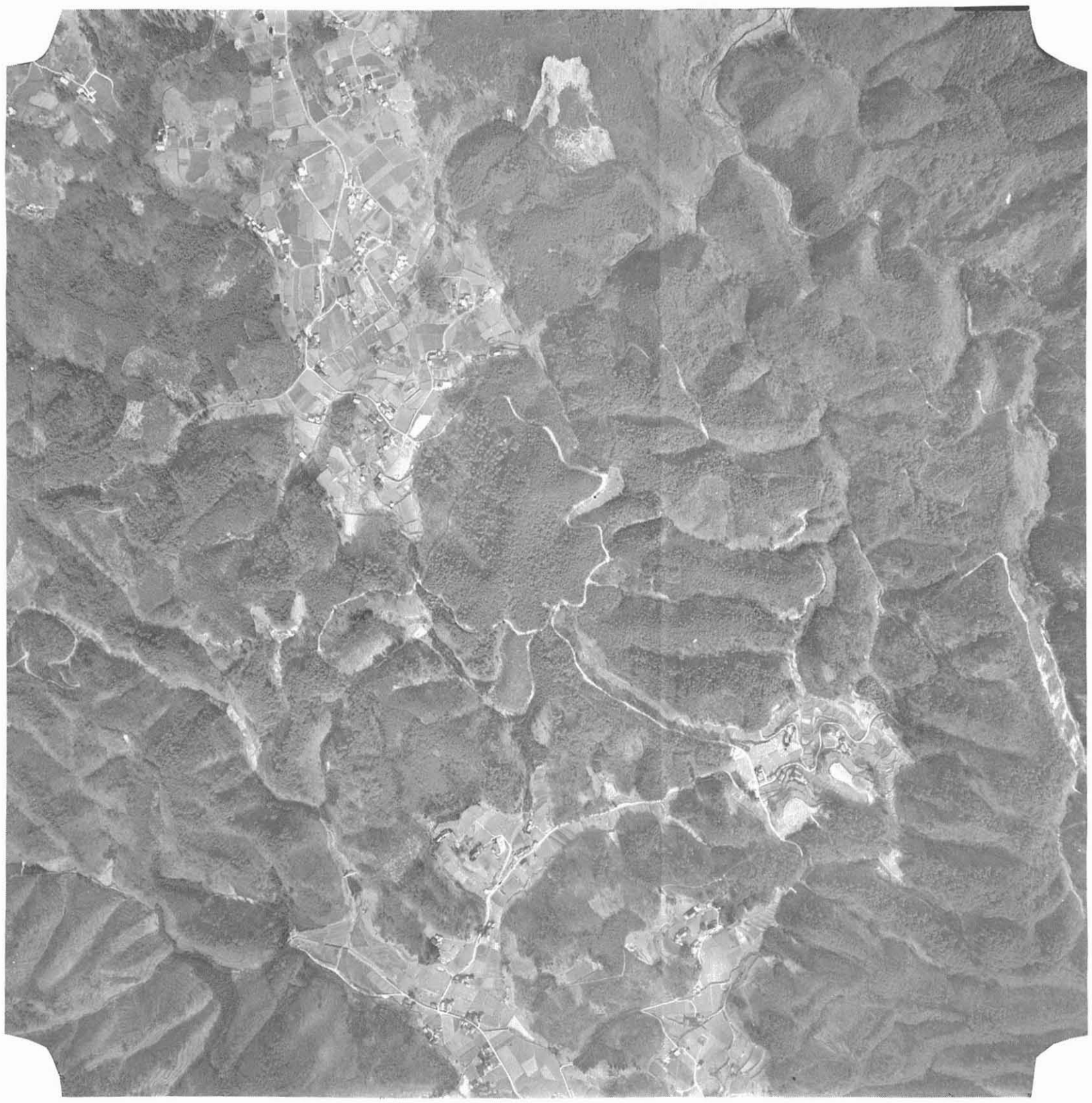

荻尾地区（国土地理院撮影　C　CG－74－5　C42A－17による）

旧萬歳村役場（現哲多町萬歳支所）

萬歳地区のコミュニティハウス

萬　歲　郵　便　局

峯　松　山　長　福　寺

萬歳小学校

コミュニティハウスの庭にある旧萬歳橋の欄干

矢　戸　の　通　り

矢　戸　の　通　り

本郷川と矢戸の集落

矢戸より老栄の集落をのぞむ

荻　尾　の　集　落

荻　尾　の　集　落

無　　明　　谷

無明谷－石灰岩の狭谷，特殊な植物群が群生していることで知られる。
道路は矢戸から井倉へ通じる。（山陽新聞社提供）

無　明　谷　入　口　の　碑

はしがき

岡山大学教育学部社会科地域研究会では，昭和５８年７月に，教官５名と３年次学生３２名でもって，阿哲郡哲多町の荻尾・矢戸・老栄（迫）の旧萬歳村域を中心に調査を行なった。本報告書はその成果をまとめたものである。

調査対象となった３字については，古くは荻尾が石蟹（いしが）郷，矢戸・老栄が大飯郷のなかに含まれていたことは知られるものの（『和名鈔』），古代・中世のこれらの地に関する記録は残念ながらいまのところ見いだし得ていない。したがって，近世以降の変遷にかぎって，以下簡単にふれておこう。戦国期，上野，庄，三村各氏の支配を経て，１５７５（天正３）年以降毛利氏の代官天野氏の支配下にあったこの地域は，１６００（慶長５）年の関ケ原の合戦後は，徳川氏より松山へ派遣された小堀新助一政の治下に入った。１６１５（元和１）年，小堀が伏見奉行に転じたのちは，池田氏（鳥取より入封　１６１５～３９），水谷氏（備中成羽より入封　1639～1693）妥藤氏（上野高崎より入封　１６９５～１７１１）と次々と領主が交替し，さらに安藤氏の美濃加納への転封に際しては，老栄が天領となって倉敷代官支配となり，矢戸・荻尾が新らたに山城淀より入部した石川総慶（６万石）の松山領にとどまった。松山領では，その後１７４４（延享１）年に石川氏が伊勢亀山へ転じ，かわって同地より板倉氏が入って明治にいたるのである。

以上が大まかな領主支配の推移であるが，ちなみに，近世期の３村の石高を『天保郷帳』によって示すと次のようになっている。

（略）

一　高３６９石９斗４升４合７夕　古者老迫村
　　老　栄　村

（中略）

一　高７４３石２斗３升７合５夕　矢　戸　村

（中略）

一　高３２９石７斗２合７夕　荻　尾　村

３村のたたずまいは，だいたいこの村高のなかにうかがい知れるが，現存する元禄の検地によれば，荻尾・老栄は田地に恵まれない山間農村として，矢戸が田畑ほぼ同比率の，３村のうちではやや農業生産のうえで有位を保つ村としてあらわれている。矢戸村が村高および田畑比率の点で他の２村にぬきんでていたのは，同村が，貫流する本郷川の河谷低地に立地したためであろう。こうして明治２２年，行政村落萬歳村が成立するにあたっても，矢戸がその要の役割を果していくことになるのである。昭和３０（１９５５）年，本郷，新砥と合併して哲多町となるまで，萬歳村の役場も

矢戸に存在していた。

本報告書は，こうした変遷をもつ地域の調査結果をまとめたものであるが，これまで私達の地域研究は一つの町村単位で行なわれてきた。しかし，ここで特に一町内の特定の字に対象地を限定することになったのは，元町長小河正吉氏の依頼があったからである。すなわち，現在小河氏らは旧萬歳村の村史の編纂に鋭意取り組んでおられるところで，私達はその調査の一端を担う形になったのである。調査対象地の選定に苦慮していた私達にとって，小河氏の申し出はありがたいところでもあったが，ただこの未熟な学生たちの手になる小報告書が，どれほど町史編纂のお役に立ちうるかと思うと，内心忸怩たるものがある。萬歳村史の編纂委員の方々におかれては，その玉稿において，遠慮なく私達のおかした誤りを正し，かつ調査のゆきとどかなかった点を補って，いい村史をつくっていただきたい。末尾になったが，小河氏をはじめとする萬歳村史の編纂委員の方々には，色々お世話をいただいた。また哲多町の逸見章町長以下職員の皆様，町民の方々にも調査の便宜をはかっていただいた。ここに記して厚く謝意を表したい。

昭和６１年3月

岡山大学教育学部社会科教室内
地　域　研　究　会

序　　文

夫れ古えよりの村柄を知りたいとする心は今に生きる者のみの望みではなく，過去幾変遷世の移り替るにつれて，吾人共に感じ乍らも，手も着ける人も尠なく荏苒茲に至りしかと案ずるも，遇々昭和３０年４月を目度に，新砥・本郷・萬歳の三村合併の議漸く濃厚となりし折柄，せめて萬歳村時代に村誌を作り置く必要性の論議が駘蕩してきた。萬歳村議会は，これに対する予算と編纂委員の選任を行い，実地調査も進めて若干活動は見たものの，合併の期日（昭和３０年４月）迄には目鼻もつけえなかった。その後新町に持越して，編纂委員の督励に力めしも，稿を脱するに至らず，自然立消えの儘日時を経過する内，昭和５８年３月に至り，旧萬歳の地区民より再び村誌の喝望蘇り，２９名の委員を以て萬歳村誌編纂委員会を結成し，哲多町に対して必要経費に対する補助金交付の陳情があり，町は之に対し予算措置を講ずる一方，編纂委員は夫々調査項目を分担して調査に取り懸った。しかし，前回の失敗に鑑みて，歴史には専門的知識の導入を必要とする意向を纏め，山陽新聞社解説委員吉沢利之氏の紹介にて，岡山大学教育学部社会科研究室に依頼した。同研究室では地域研究の名において，高橋達郎教授外５名，学生３２名により，昭和５８年７月盛夏の候現地に滞在して実地につき調査を進める一方，古文書文献の探索を行い，滞在６日間の日程により一応の調査を遂げられ，其後も部分的に調査に来られる等，苦心を重ねて漸く稿を脱して印刷の段階に立ち至った。しかし，大学側の指導は飽迄も地域研究であり，村誌としての形態を整えるには尚不足する部分も多分にあるので，是は地元委員会で補完する必要があるとの事で，地元編纂委員会は調査し，なお進めてはいるところである。大学側の調査と重複を避ける為には，大学側の完成したものを見た上で取捨する必要があり，従って委員会側担当部分が後れる事は止むを得ないとするも，大学側の完了を見た事は非常に喜ばしい事，で茲に大学側諸先生併に関係学生諸君のご労苦に対し深甚なる敬意を表し，労を多と致します。

尚，地元編纂委員の御労苦もさる事乍ら，大学側の完成を期に一層拍車をかけて担当部分を完了し，拡いて以て名村誌たらん事を熱望して序とする。

昭和６０年１２月

哲多町長　逸見　章

調　査　参　加　者

指導教官

高橋達郎	山口素光	田中史郎
高重　進	高山芳治	上原兼善

学　生

植田隆之	可児　巧	尾前晃宜	竹内由明
小栗孝男	佐藤正子	松井高志	中村竜也
河内　潔	藤本睦子	三宅政道	徳田育子（大学院）
竹内浩二	森田順子	森　和久	浜田　樹（〃）
藤岡秀子	花谷威治	永島和弘	
山本　誠	国光康弘	長谷川晶子	
岡　久敏	大村俊幸	浜辺繁行	
平松真由美	石原典幸	松本一郎	
浅山敬子	林　達也	吉久季義	

目　　次

第 1 章　自 然 環 境 …… 1
1　地形・地質の概観 …… 1
(1) 萬歳村への道 …… 1
(2) 地形の概略 …… 2
(3) 地質の概略 …… 5
2　河 谷 の 地 形 …… 9
(1) 断層線に沿って発達する河谷 …… 9
(2) 矢戸川河谷の地形分類 …… 9
(3) 地　質 …… 11
(4) 調査地域の諸地形の特徴 …… 11
3　カ ル ス ト 地 形 …… 15
(1) 旧萬歳村のカルスト地形の概観 …… 15
(2) 谷 と 泉 …… 16
(3) カルスト地形と生活 …… 22
4　気　候 …… 34
(1) 気候区分と旧萬歳村の位置 …… 34
(2) 旧萬歳村の気候とくらし …… 35
(3) 参考資料～岡山・高梁・新見・矢神・千屋の気温と降水量 …… 38

第 2 章　人口と過疎化集落 …… 53
1　人　口 …… 53
(1) 世帯数および人口の推移 …… 53
(2) 産業別就業人口構成 …… 58
(3) 年齢別・男女別人口構成 …… 60
2　人 口 動 態 …… 66
(1) 自 然 動 態 …… 66
(2) 社 会 動 態 …… 67
3　過 疎 化 集 落 …… 74
(1) 調査集落の概況 …… 74
(2) 過疎化集落の現状 …… 75

第 3 章　近世の旧萬歳村 …… 79
1　元禄検地と旧萬歳村の状況 …… 79
2　年 貢 と 村 入 用 …… 110
3　備中幕領の廻米輸送について …… 121

4　幕藩制後期における農民階層構成 …… 132
5　哲多郡幕領における幕末期軍事夫役負担 …… 138

第4章　経済構造 …… 151
1　農業 …… 151
(1) 土地利用の変遷 …… 151
(2) 農業経営規模の推移 …… 154
(3) 畜産と機械化 …… 156
(イ) 明治～昭和30年までの畜産の動向 …… 156
(ロ) 昭和30年以降の畜産 …… 158
(ハ) 農業の機械化 …… 161
(4) 特殊作物・養蚕 …… 162
(イ) たばこ …… 162
(ロ) こんにゃく …… 167
(ハ) 養蚕 …… 169
(ニ) トマト …… 170
(5) 農業労働力の変化と兼業化 …… 171
(イ) 農業就業人口 …… 171
(ロ) 兼業化 …… 172
(ハ) 老齢化 …… 174
(ニ) おわりに …… 175
2　林業 …… 177
(1) 林業の概況 …… 177
(2) 林家および森林面積 …… 177
(3) 森林組合 …… 179
(4) 林産物の生産状況 …… 182
(イ) 生産状況の推移 …… 182
(ロ) 林産物 …… 183
(a) 木炭 …… 183
(b) しいたけ …… 183
(c) 松茸 …… 184
(5) 林業構造改善事業 …… 184
入会林野の変遷とその利用 …… 185
(イ) 入会林野 …… 185
(ロ) 入会林野の変遷と利用 …… 185

(ハ) 萬歳財産区について …… 186
(a) 管　理 …… 186
(b) 財　産（収益の処分） …… 186
3　商　工　業 …… 187
(1) 商　業 …… 187
(イ) 哲多町の商業の推移と現況 …… 187
概　況 …… 187
卸売・小売業 …… 189
(ロ) 買物圏アンケート調査結果 …… 189
・ アンケート方法および対象 …… 189
・ 哲多町全域 …… 191
・ 本郷地区 …… 193
・ 宮河内地区 …… 194
・ 萬歳地区 …… 194
・ 大田地区 …… 196
・ 蚊屋地区 …… 197
(2) 工　業 …… 198
(イ) 就業状態からみた哲多町の工業 …… 198
(ロ) 工業の特色と推移 …… 200

第5章　交通・通信 …… 203
概　況 …… 203
1　交通路 …… 203
(1) 明治以前の交通路 …… 203
(イ) 吹屋往来 …… 203
(ロ) 伯耆吹屋往来 …… 204
(ハ) その他の往来 …… 204
(a) 川之瀬往来 …… 204
(b) 松山往来 …… 206
(2) 明治・大正期の交通路 …… 206
(イ) 成羽新見線 …… 206
(ロ) 吹屋東城線 …… 207
(ハ) 矢上吹屋線 …… 207
(3) 昭和時代の交通路（県道） …… 209
(イ) 新見川上線 …… 209

(ロ) 萬歳井倉停車場線 …… 209
(ハ) 北房井倉哲西線（草萬線） …… 210
〔村道〕 …… 212
〔町道（合併当時）〕 …… 212
2 交通機関の変遷 …… 212
〔乗合自動車〕 …… 213
(1) 新見自道車会社 …… 213
〔運行回数〕 …… 213
(2) 備北バス …… 213
(3) 町営バス …… 214
3 通信 …… 215
(1) 郵便局の沿革 …… 215
(2) 萬歳郵便局の沿革 …… 216
(3) 電信・電話・有線放送・無線放送 …… 218

第6章 地域開発 …… 221
1 哲多町における過疎の実態 …… 221
2 哲多町における地域開発 …… 221
3 哲多町過疎地域振興計画の基本方針 …… 224
4 哲多町過疎地域振興計画の実績と特色 …… 225
(1) 交通通信体系の整備 …… 233
(2) 教育文化施設の整備 …… 233
(3) 生活環境施設等厚生施設の整備 …… 234
(4) 農林水産その他産業の振興 …… 234
(5) 集落の整備 …… 234

第7章 集落の集団生活 …… 235
1 家族 …… 235
(1) 家族構成 …… 235
(2) 生活状況 …… 241
2 親族 …… 244
(1) 親族の分布 …… 244
(2) 通婚圏 …… 250
3 寄り合い …… 251
(1) 町上の寄り合い …… 251
(2) 町下の寄り合い …… 251

4　伝統的機能集団 …… 253
(1) 檀家集団 …… 253
(2) 庚申講 …… 253
(3) 大師講 …… 253
(4) 山上講 …… 253
(5) 日掛講 …… 254
5　近代的機能集団 …… 255
(1) 萬歳泉スポーツ少年団 …… 255
(2) 青年団 …… 258
(3) 萬歳婦人会 …… 260
(4) 萬歳農協婦人部 …… 263
(5) 哲多町青雲会 …… 264

第8章　教育 …… 271
1　近世の教育 …… 271
寺子屋 …… 271
2　近・現代の教育 …… 275
(1) 就学前教育—萬歳保育園— …… 275
(2) 小学校教育—萬歳小学校— …… 280
(イ) 啓蒙所 …… 280
(ロ) 小学校の創設 …… 280
(ハ) 尋常・高等小学校 …… 282
(ニ) 国民学校 …… 289
(ホ) 荻尾分板 …… 289
(3) 哲南中学校 …… 295
(イ) 哲南中学校の沿革 …… 295
(ロ) 生徒数の推移 …… 299
(ハ) 進学率の推移 …… 299
(ニ) 研究授業・研究会 …… 300
(4) 阿哲高等学校 …… 301
(イ) 戦前の実業補習教育 …… 301
(ロ) 阿哲高等学校の沿革および概要 …… 302
(ハ) 生徒数の推移 …… 303
(ニ) 卒業生の進路状況 …… 303
3　哲多町の児童・生徒の郷土意識および空間意識に関する調査報告 …… 305

＜付　録＞ …… 327
哲多町関係史料目録 …… 327

第１章　自然環境

1. 地形・地質の概観

(1)　萬歳村への道

萬歳村は，吉備高原のなかの小さな村である。行政区画からいえば，岡山県の西部に位置し，昭和30年に本郷村および新砥村と合併して，いまは阿哲郡哲多町の一部をなしている。

萬歳へ往く道は幾筋かある。主要地方道新見一成羽線がその本街道とすれば，井倉－哲西線が脇往還といえよう。また，前者を縦の線とすれば，後者は横の線で，両者は萬歳村の中心で交差している。

新見一成羽線は，谷間をたどる道である。高梁川に沿って，国道180号線を北上する。石灰岩の見事な絶壁が相迫る井倉峡を抜けると，蛇行の袂部には交互に谷底平野が広がるようになる。新見に近い正田橋のたもとで，国道と別れて西川の谷に入る。ここから新見一成羽線となる。間もなく大きなダムが迫ってくる　河本ダムである。西川は両岸が切り立った深い峡谷であるが，高いダムにさえぎられて見通すことができない。ダムを右手に見ながら，道は本郷川の谷に沿って南下する。やがて谷底平野が開けはじめ，間もなく本郷の町並みが見えてくる。哲多町の中心集落である。哲多町役場はここにある。

本郷川の谷底平野は南へ連なっている。上成松を過ぎると，川は大きくカーブして山峡に入る。道路もそれに沿っていく。このあたりから，旧萬歳村の村域である。両岸相迫る山峡は短い。再び大きくカーブすると，谷底平野が開け，矢戸町の集落に入る。このあたりの海抜高度は255～260mである。矢戸町は旧萬歳村役場のあったところで，村の中心集落であった。矢戸町の北方には，なだらかな丘陵があり，その斜面に老栄の家々が点在している。

矢戸町上の万歳コミュニティハウス前にある祠の前に一対の道標がある。一基には「萬歳橋」「距新見三里六町」「大正十二年三月架換」と刻まれ，他の一基には「まんざいはし」「距成羽七里二十町」とある。以前は町下の橋の欄干の両側に使用されていたものである。その橋は木橋で，昭和9年の水害以後痛みがひどくなり，コンクリート橋に掛け替えられ，不用になったのでここに建てられたという。

本郷川に沿って西に向うと蚊家（旧新砥村）に至るが，再び新見一成羽線に戻り，本郷川にかかる萬歳橋を渡って，支流の矢戸川沿いの狭い谷底平野を南下する。只野，中井谷を過ぎると，左手に無明谷の石碑が見られる。井戸・井原・布寄・荻尾を経て井倉に至る道の入口である。

無明谷の入口を左にみて，家実，萬歳の泉，内井谷をすぎると，坂道は傾斜を増し，峠に登る。新見・本郷からを表口とすれば，ここが萬歳の裏木戸といえよう。峠を越えると，そこは成羽町であり，坂本の集落がある。ここから坂本川の谷に沿って下り，田原で成羽川筋に合して，成羽に至ることができる。

萬歳への脇往還ともいえる井倉一哲西線をたどってみよう。井倉の南で，深く穿入蛇行している高梁川の岸から，石灰岩台地の切り立った斜面をはすかいに登る。急坂を登り切ると，視界が開け，緩やかな起伏の高原が目の前に展開する。標高４００m前後の台地で，南は大沙利谷，北は白谷で

深く切り込まれている。阿哲台と総称される石灰岩台地の一つで，中野呂台と称ばれることもある。石灰岩台地特有の凹地であるドリーネがいくつも分布し，波浪状の起伏をつくる。野呂はこの緩やかな起伏に由来する地名であろう。浅いドリーネは，ほとんど畑地化されており，ところどころ，白く小さな石灰岩塔が露出している。この台地の大部分は新見市に属しているが，台地に上って約1.5㎞ほど西へ進むと，荻尾である。ここから萬歳村（現在は哲多町）となる。荻尾にもドリーネがあり，石灰岩台地特有の緩起伏地をなしている。

荻尾の西にある標高５５０ｍ前後の山地をまくようにして過ぎると，再び石灰岩台地に出る。井戸台と草月台である。井倉一哲西線は，この石灰岩台地を深く刻んで流れる井原川に沿っている。この谷は，屏風を立てたような絶壁が相迫り，夏でも昼なおひんやりと暗く，鬼気こもる感じがある。無明谷と称ばれている。谷は極めて狭い欠床谷で，河道の一部をさいて道路がつくられている。かつては，洪水のたびに道が河原となり，交通は途絶した。川と兼用の道路であった。昭和５３年，改良工事が行われ，川と道とは分離され，交通途絶をまぬがれるようになった。また，北の石灰岩台地上を通る草月線がバイパスとしてつくられた。

無明谷を通り抜けると，井倉一哲西線は，家実で新見一成羽線に合している。

(2) 地形の概略

萬歳村の地形は，山地とその山地を掘り込んで流れる中小の河川がつくった狭小な谷底平野からなる。

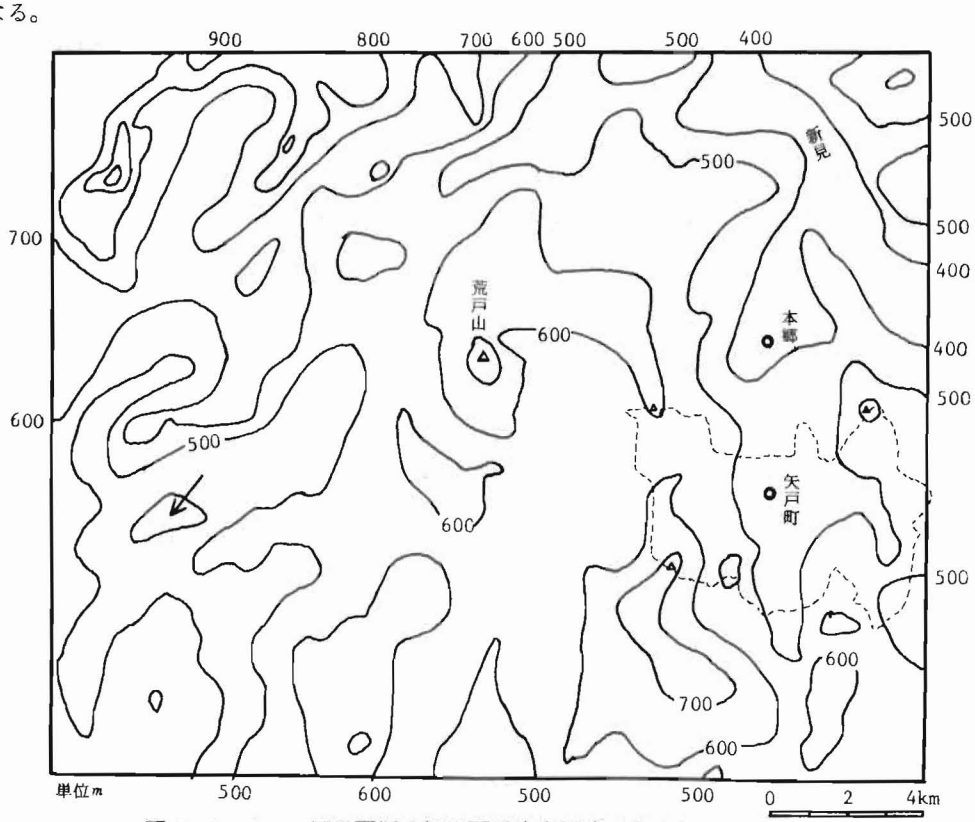

図１－１－１　新見図幅の切峯面図（方眼法による）
図郭は５万分の１地形図「新見」と同じ。破線内が旧萬歳村

山地は，猿神山（７０７ｍ）を最高とし，大坊山（６２２.０ｍ），茅帽子山（６２０.０ｍ）をはじめとし，標高６００ｍから５００ｍ程度の峰が多い。これらの山地の間に，標高４００ｍ前後の石灰岩台地がある。また，本郷川―矢戸川のつくった谷間には標高３００ｍ前後の稜をもつ丘陵状山地がみられる。

これらの山地は，山頂高度から，次の四つに分けることができる。

① ７００ｍ以上の山地　　成羽町との境にそびえる猿神山（７０７ｍ）。この南（成羽町・備中町境）の小吹山（７７２.８ｍ），天神山（７７７.６ｍ）とともに，吉備高原上に抜き出た残丘的性格をもった山地である。

② ６５０―５００ｍの山地群　　萬歳村の山地の大部分がこれに含まれる。本郷川―矢戸川の谷より西の山地（哲西山地）は，哲多町から哲西町・備中町にかけての広い範囲に，６５０ｍ―５００ｍの山稜がつらなっている。その山地の東縁にあたる。また，本郷川―矢戸川の谷より東の山地は，南の吹屋山地につらなるものである。

③ ４００ｍ前後の山地群　　荻尾（中野呂台のつづき），井戸台，草月台などの石灰岩台地と吉清の集落のある台地。石灰岩台地は，阿哲台と総称される石灰岩台地群の一部で，台地上には，大小のドリーネや，小規模ながらカレンフエルトがみられ，ところどころ石灰洞も開口している。

④ ３００ｍ前後の丘陵群　　本郷川―矢戸川の谷を埋めた第三紀砂礫層が開析されてできた丘陵。老栄，中井谷，宗本，大峠，奥地など，集落が立地する丘陵である。

吉備高原中部における山地については，三野与吉（１９３５），藤原健蔵・長松睦子（１９６６），岡田篤正（１９６７），阿子島功（１９８０），藤原健蔵（１９８０）などによって，地形区分が行われ，地形形成過程が論じられてきた。それらの区分を対比したものが，表１－１－１である。

表１－１－１　吉備高原中部地域における従来の地形面区分と層序関係　（阿子島 1980 による）

藤原・長松（1966）	三　野　（1935a.b）	岡　田（1967 MS.,73）
残丘　高度　＞600ｍ	＜中断統堆積＞	天神山面　750 ～ 650ｍ 残丘状
豊松面　620 ～ 560ｍ 基盤岩を切る ＜玄武岩貫入＞	高山市平坦面　600 ± ｍ 中新統を切る	＜山砂利Ⅰ層堆積＞ 吉備高原面 700 ～ 500 ｍ 中新統・山砂利Ⅰ層を切る面
油木面　500 ± ｍ，基盤岩・中新統を切る山頂・山腹緩斜面 ＜谷埋め型山砂利層の堆積，層厚 80 ＋ｍ＞	高山平坦面　500 ± ｍ 中新統基低の剥離面？ ＜砂礫層堆積＞	＜回春＞＜山砂利Ⅱ層＝高頼層など，谷埋め型＝の堆積＞ ＜玄武岩貫入＞＜中新統・山砂利Ⅱ層・玄武岩の削平＞

高位侵蝕谷	H_{VA} ＞180 m H_{VB} 460～420	八日市平坦面 400±m 基盤岩と砂礫層を切る	瀬戸内Ⅰ面 450～300 m ＜回春＞＜山砂利Ⅲ層の堆積＞
中位侵蝕谷	M_{VA} 380～340 M_{VB} 370～300	浪形平坦面 300～200 m 同　上	瀬戸内Ⅱ面 300～140 m 八日市南西の阜里・峠の侵蝕面
低位侵蝕谷	L_V 270～140	西江原平坦面 200～150 m 同　上	瀬戸内Ⅲ面＜100 m ペディメント状地形・切断曲流跡河床面・段丘面・沖積面
＊三者の面区分の相互の対比は一致しない部分がある。			

前述の萬歳村の山地区分と岡田篤正の地形面区分と対応されるならば，①７００m以上の山地は天神山面であり，②６５０m－５００mの山地群の吉備高原面に相当し，③４００m前後の石灰岩台地面は瀬戸内Ⅰ面に含まれ，④３００m前後の丘陵群は瀬戸内Ⅱ面と対比させることが出来よう。

吉備高原面とは，岡山県西部より広島県東部にかけて広く連坦している山頂面であり，瀬戸内Ⅰ面は岡山県中央部の吉備高原を広く占める地形面である。吉備高原面と瀬戸内面の分布は，一般に吉備高原と瀬戸内という範囲とは食い違う。したがって，吉備高原面・瀬戸内面の名称は必ずしも適当ではないが，代るべき名称がいまのところないので，そのまま踏襲する。

吉備高原面・瀬戸内Ⅰ面・瀬戸内Ⅱ面などの地形面は，それぞれの様子から，侵蝕によって平坦化された面（侵蝕小起伏面）と判断され，それぞれの面に対応する侵蝕基準面が想定される。侵蝕基準面が相対的に下がること（相対的に陸地が隆起すること）によって，順次，吉備高原面，瀬戸内Ⅰ面，瀬戸内Ⅱ面と階段状に地形面が形成されてきた。

吉備高原の形成過程については，いろいろな論があり，まだ解決をみない問題があるが，おおまかにいえば，上のような過程をへて段化してきたものであろう。

吉備高原面は，第三紀中新世の砂礫層を切っているので，その形成は中新世以降とみることができる。

次に，谷について見よう。この地域で特徴的なことは，南北方向および北東－南西方向の谷が多いことである。

矢戸川の谷は内井谷から只野にかけて，南から北へのびている。この谷の東縁の山麓線は，見事に直線状をなしている。その延長は峠を越して，坂本川の谷に延長することができる。本郷から上成松にかけての本郷川の谷も南北方向である。この南への延長は，新第三紀の砂礫層よりなる丘陵を老栄，中井谷，宗本とたどることができる。この新第三紀の砂礫層は，かつての谷を埋めたものであろう。

このような南北方向の谷は，岡山県北部を千屋断層，田原断層，坂本断層と雁行状につらなる南北性の断層に合致している。

南北方向の本郷川－矢戸川の谷に斜交して，北東－南西方向の谷がある。大谷川の谷，猿神山中から矢戸町に向う谷，矢戸町から吉清へ向う谷，井原川の谷などである。これらも断層線谷である。

矢戸町より上流の本郷川・矢戸川の谷底平野はいずれも狭く，せいぜい幅２００―３００ｍに過ぎない。本郷川と矢戸川の合流点付近がやや広くなるが，それでも幅数百ｍである。それらの谷底平野は，新しい下刻によって，わずかながら段丘化している。

(3) 地質の概略

萬歳村に分布する地質の主なものを紹介しよう（図１－１－２参照）。

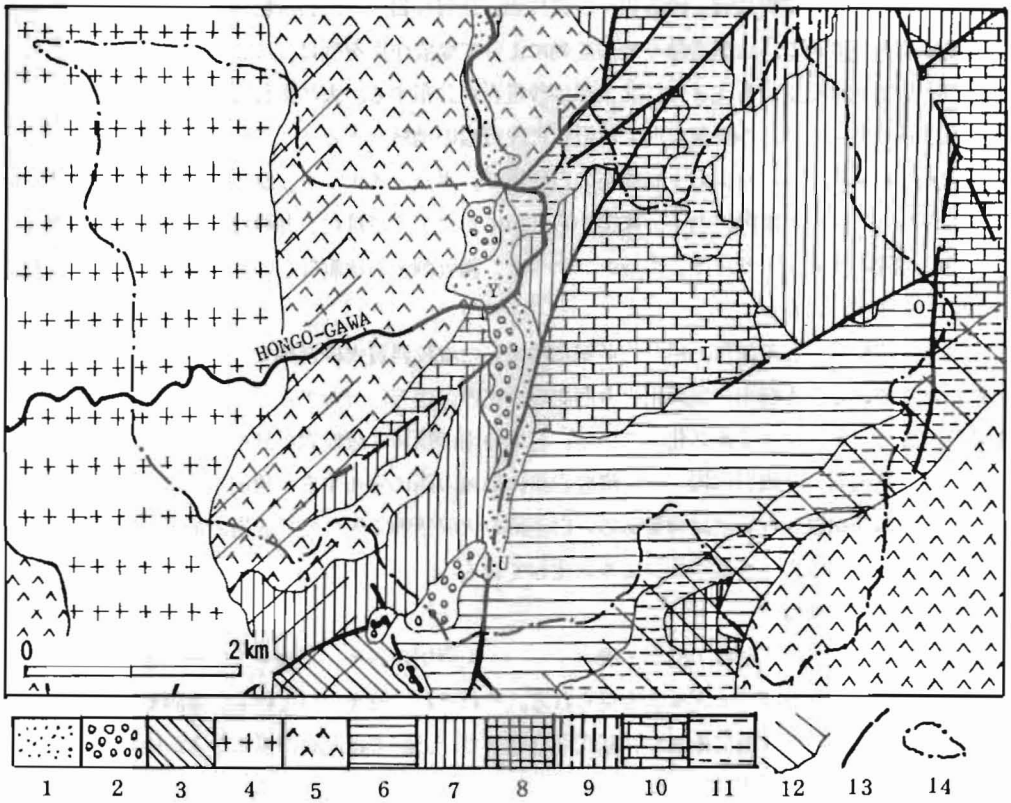

図１－１－２　旧萬歳村域の地質図

（光野千春・杉田宗満編：岡山県地質図による。一部改変）

Ｙ：矢戸町　　Ｕ：内井谷　　Ｉ：井戸　　Ｏ：荻尾

1. 沖積層（礫・砂・シルト・粘土）　2. 礫岩・砂岩・泥岩（中新世）
3. 砂岩（中生代）　4. 花崗岩（中生代）　5. 流紋岩（中生代）
6. 泥質岩～泥質片岩（古生代）　7. 砂質岩～砂質片岩（古生代）
8. 砂質岩・泥質岩互層～砂質片岩・泥質片岩互層（古生代）
9. チャート～珪質片岩（古生代）　10. 石灰岩（古生代）
11. 塩基性火山岩類～塩基性片岩（古生代）　12. ホルンフェルス化
13. 断層線　14. 旧萬歳村域

① 古生代の岩石

a．塩基性凝灰岩（輝緑凝灰岩）～塩基性片石（緑色片岩）　　海底火山活動によって海底に堆積した塩基性火山噴出物が固結したものである。三郡変成作用によって低変成度の緑色片岩となっている部分がある。輝緑凝灰岩は老栄の東から吉清にかけて分布している。村域南東部の大沙利谷から吹屋にかけて帯状の地域をなして，緑色片岩が存在する。

b．泥質岩～泥質片岩，砂質岩～砂質片岩，珪質片岩　　石炭紀から二畳紀にかけて海底に堆積したものである。火成活動や地殻変動によって変成作用を受け，片岩状になった部分もある。村域の南東部では泥質岩を主とし，北東部は砂質岩が分布する。大坊山付近では珪質片岩化している。吉清一只野一内井谷の断層以西では帯状に砂質岩の地域がある。

c．石灰岩　　石炭系・二畳系の石灰岩で，ボウスイチュウ，ウミユリ，サンゴなどの化石がみられる。荻尾（中野呂台），家実から井戸にかけて（草月台・井戸台）および矢戸町の南西の火沿いに分布する。ドリーネ，カレンフエルト，鐘乳洞・石灰洞などのカルスト地形がみられる。

② 中生代の岩石

a．流紋岩～石英斑岩　　白亜紀に噴出した流紋岩質火砕岩類で，古生界の諸岩石を不整合におおっている。本郷川一矢戸川より西側の古生界の西方に分布する。その西の花崗岩類に接触する部分では，ホルンフェルス化している。村域の南西端にも流紋岩が分布している。

b．花崗岩～花崗閃緑岩　　流紋岩類の地域の西に分布する。角閃石・黒雲母を含む中粒ないし粗粒の花崗岩～花崗閃緑岩である。白亜紀の火成活動で生じた深成岩である。接触部では数百メートルの範囲の岩石をホルンフェルス化している。

③ 新生代の地層

a．新第三紀層（砂岩・泥岩・礫岩）　　矢戸川の谷を，奥地・大峠・宗本・中井谷・宮峠と分布し，矢戸町を越して老栄にも見られる。それぞれ丘陵をなしている。未固結ないし半固結の礫層・砂層・泥層の互層であるが，基底部は礫層で，上部では泥層が多くなる。中新世の植物化石・動物化石を含む。

b．沖積層　　本郷川・矢戸川の川沿いに小規模な沖積低地をつくっている。砂および礫を主体とする。

（高橋達郎・山本　誠）

（引用・参考文献）

阿子島　功（1980）：吉備山地の準平原問題── 吉備高原面と瀬戸内面の区分の再検討── 西村嘉助先生退官記念地理学論文集　15－20

光野千春・杉田宗満編：岡山県地質図　内外地図

付　　新生代の化石

化石については，哲多町教育委員会発行の「哲多の地質」（文化財専門委員　平松英志著）より矢戸地区の分を抜き書きする。ただし，下線の部分については書き換えてある。

老栄・中井谷・宗本・大峠にかけて南北に第三紀中新世の地層が分布し，この中に多くの化石を含む地層がみられる。これらの地層は，中井谷・宗本・大峠付近では古生代の砂岩層を不整合に被い，老栄では中生代白亜紀の流紋岩（石英斑岩）を不整合状態に被っている。また，老栄では化石を含む層の上部にアツガキが多く，矢戸地区では外には見られない。

ア　中井谷周辺

① 双子葉植物

Fagus protojapouica Suzuki （ムカシイヌブナ）

Fagus palaeocrenata Okutsu （ムカシブナ）

② 軟体動物

○ 斧足類

Spisula (Mactromeris) onnechuria (Otuka)（テシオウバガイ）

Clinocardium shinjiense Yokoyama（シンジザルガイ）

Anadara (Scapharea) daitokudoensis Makiyama（ダイトクドウアカガイ）

Hiatella sachalinensis Takeda （ムカシキヌマトイガイ）

Phaxas izumoeusis Yokoyama （イズモノアシタ）

Trachycardium shiobarense Yokoyama （シオベラザルガイ）

Chlamys (S.S.) cosibensis Yokoyama （コシバニシキ）

Soletellina minoensis Yokoyama （ミノイソシジミ）

Trachycardium shiobaraense Yokoyama （シオバラザルガイ）

Mya (Arenomya) joponica Jay （オオノガイ）

○ 腹足類

Nucella freycincti (Deshayes) （エゾチヂミボラ）

Terebra eminula Yokoyama （チチブギリ）

Euspira isensis Araki （イセタマガイ）

○ 十脚類

Cancer sanbonsugi Imaizumi （サンボンスギイチョウガニ）

ほかに植物の小葉が多数に見えるが，不完全で鑑定困難である。

イ　老栄西口（小林氏宅上）

① 軟体動物

○ 斧足類

Ostea grauitesta Yokoyama （アツガキ）

Cyclina japonica Kamada （ムカシオキシジミ）

Limopsis tokaiensis Yokoyama （トウカイシラスナガイ）

Felaniella usta Gould （イソシジミ）

Miyagipecten matsumoriensis Masuda （マツモリツキヒ）

Tapes higuchii Kanno （ヒグチスリガハマ）

Macoma optiua Yokoyama （ダイオウシラトリ）

○ 腹足類

Vicaryella notoensis Masuda （ビカリエラ）

Phos iwakianus Yokoyama（イワキトクサバイ）

Cerithidea sirakii Makiyama

Beringins hobetsuensis Matsui （ホベツネジボラ）

Borsonclla sp. （ザトマンジ）

○ 十脚類

Callianassa shikamai Imaizumi （シカマスナモグリ）
（かにのつめ）

○ 蘚虫動物

Bryozoa という蘚虫動物の化石ではないかと思われるものが見られる。この層の中には（石炭の挟層）木の炭化部分があちこちに見られる。

ウ 吉清八幡神社付近

① 軟体動物

○ 斧足類

Ostia grauitesta Yokoyama （アツガキ）

Falaniella usta Gould （イソシジミ）

Soletellina minaensis Yokoyama （オキシジミ）

2. 河谷の地形―― 矢戸川の谷――

(1) 断層線に沿って発達する河谷

矢戸川の河谷は，ほぼ南から北へ直線状にのびている。河谷の東側の山地斜面は急で，河谷低地との間には明瞭な傾斜の変換が認められる。この傾斜変換は内井谷から只野にかけて，一直線に連なる。その方向は南微西－北微東である。この延長を南にたどると，町境の峠を越えて，坂本川の河谷につながる。このように直線状に長く連なる谷は，断層線に沿い差別侵食によって形成されたものと考えられる。断層線谷といってよい。備中町田原上から坂本にかけての断層は，坂本断層と称ばれている。

矢戸川の河谷の西側では，山地との間に第三紀層よりなる丘陵が介在している。山地斜面と丘陵との傾斜変換線は，宗本の西－中井谷の西－宮の峠の西と，南微東－北微西にたどることができる。その延長は，老栄の北の小谷から本郷川の西の谷壁斜面につないで考えることができよう。これら線状につらなる地形も，断層線に支配されたものとみてよかろう。

矢戸川の河谷は，基本的には，両側を断層線によって規制された谷である。その河谷内に，第三紀層よりなる丘陵があり，それを下刻して河谷低地が形成されている。

ただし，大峠から奥地にかけての部分は，南西－北東方向の構造に支配された地形である。この方向は，南西の土光谷と同方向であり，また，北東にある無明谷の方向も南西－北東方向である。

(2) 矢戸川河谷の地形分類

矢戸川の東側では，一般に急な斜面が直接沖積低地に接している。それに対して，西側では，山地斜面と沖積低地との間に，比較的緩やかな斜面をもつ丘陵状の地形が見られる。

この河谷内の地形を，沖積低地・段丘・丘陵・扇状地に分類した。図１－２－１は，宗本－中井谷付近の地形分類図である。

a．沖積低地

沖積低地は矢戸川に沿って連続的に見られる。段丘化しており現河床との比高が１～３ｍくらいで，上流ほど比高は小さくなる。

b．段　丘

段丘化した沖積低地より一段高い段丘状のもの。矢戸川の西側にわずかに見られる程度で，あまり発達していない。沖積低地との比高は５ｍくらい。上部は丘陵に連続しており，丘陵とは明瞭な段差を持たない。

c．扇状地

山地から流れ出る小谷は，丘陵・段丘を開析し，沖積低地の上に堆積物を扇状地状に堆積させている。

d．丘　陵

丘陵は矢戸川の西側にのみ見られる。馬の背のような形状で，第三紀砂礫層よりなり，その上限は３４０～３５０ｍまでもとめられる。

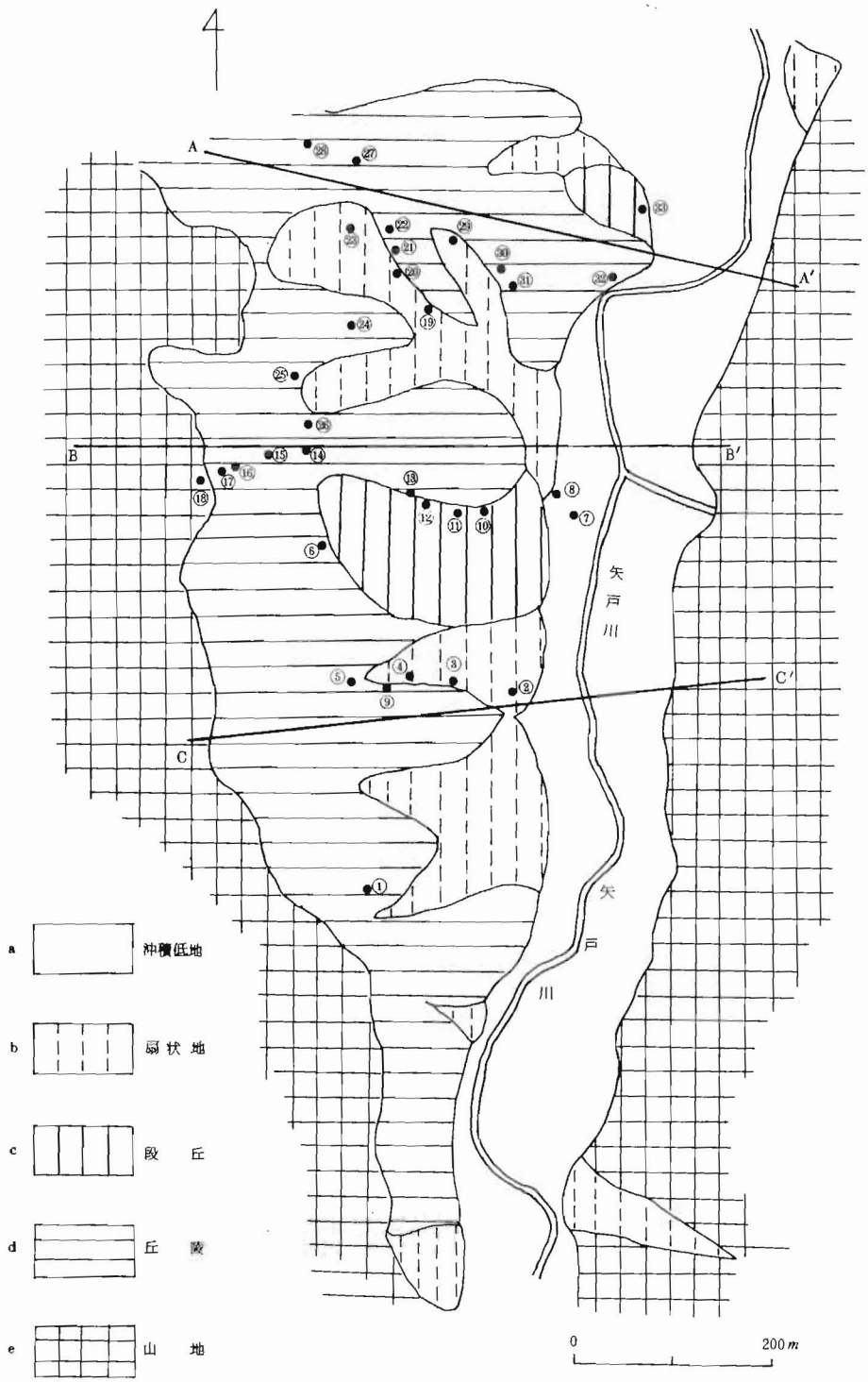

図1－2－1　地形分類図

(3) 地　質

矢戸川をはさんで，東側の山地は古生層（砂岩・泥岩）よりなり，西側の山地では古生層（砂岩）・石灰岩・流紋岩がみられる。丘陵は，新生代第三紀のものと考えられる礫層・砂層・泥層よりなる。ただし，ここでは化石は見いだされなかった。

(4) 調査地域の諸地形の特徴

現地での露頭調査及びハンドレベル・クリノメーターによる測量をもとに，地形分類上に示したA－A′，B－B′，C－C′の3つの断面について，模式的な地質断面図（図1－2－2，1－2－3，1－2－4）を作成した。露頭調査地点は，地形分類図上に数字で表した。

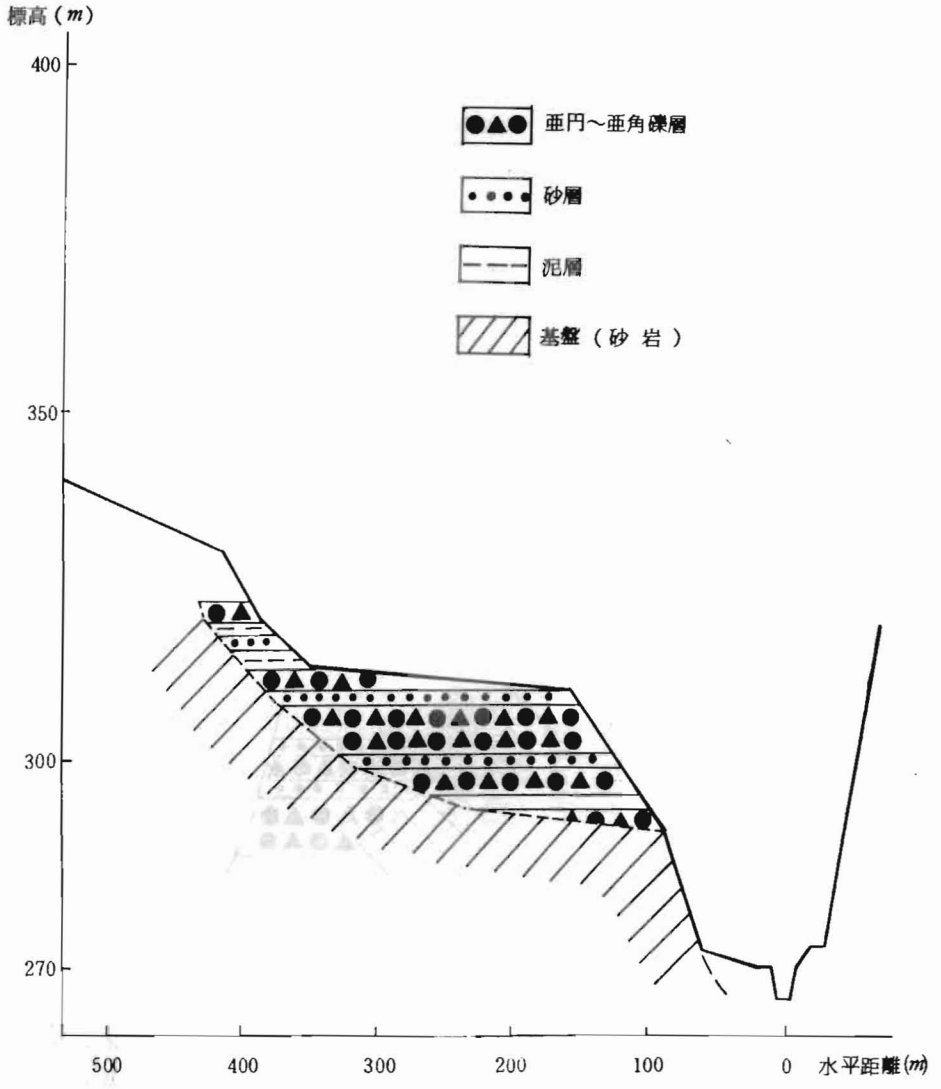

図1－2－2　模式的地質断面図A－A′

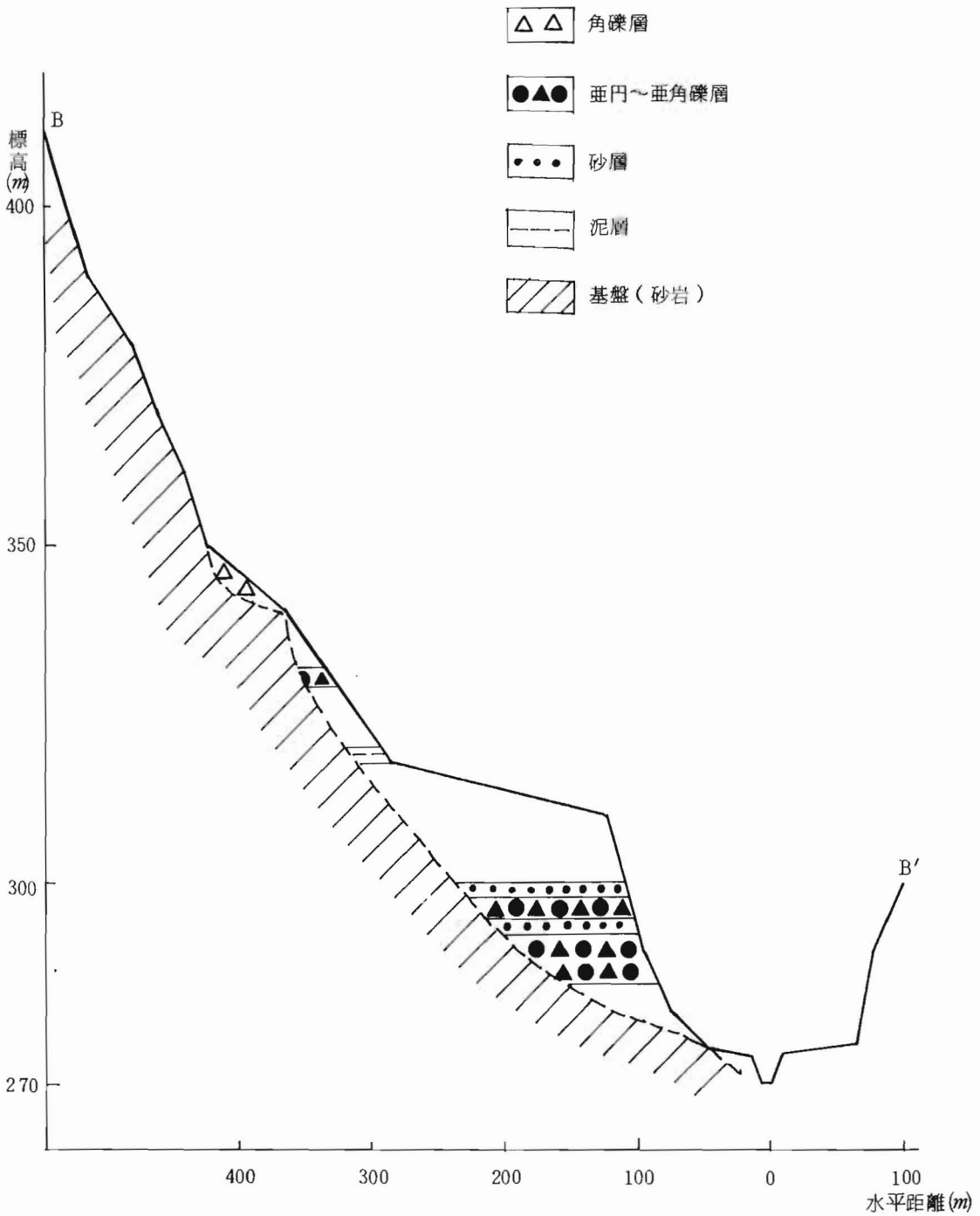

図1－2－3　模式的地質断面図B－B′

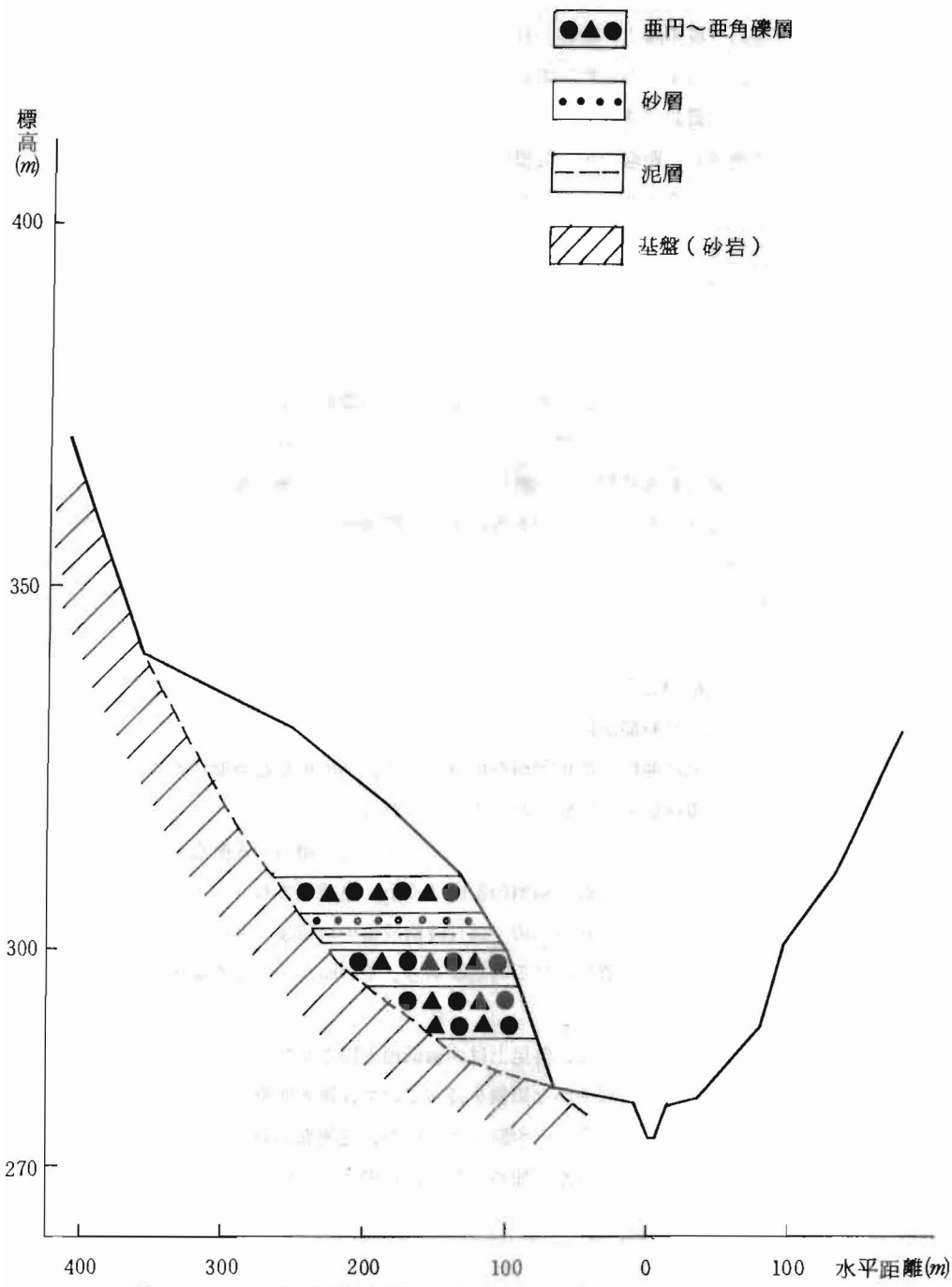

図1－2－4　模式的地質断面図C－C′

これら３つの断面図は，すべて丘陵の尾根を切るものであり，それぞれに近い露頭で観察された丘陵構成層を投影した。

礫層はほとんどが亜円～亜角礫で，礫層の見られる各露頭の間には，礫種・礫径において大きな違いは見られなかった。このように円形度も高くなく，礫種も付近の山地を構成する基盤の岩石と同じ石灰岩・砂岩・流紋岩質岩であることから，亜円～亜角礫よりなる礫層についてはその起源を付近の山地に持ち，運搬された距離の短い堆積物と思われる。

図１－２－２では砂層が３００m，３０９m，３１７m付近に見られ，３１７m付近では上部に泥層も見られる。図１－２－３では２９４m，２９９mで砂層が見られ，３１９m付近で泥層が見られる。図１－２－４では３００～３０５mに砂層が見られ，間に泥層が含まれている。また地形分類図上に示した露頭①では泥層（３３０m付近），露頭⑥では砂層・泥層の互層（３１５～３２０m）が見られる。

基盤の高度は図１－２－２においては，露頭㉓の亜円～亜角礫層の不整合面より判断して，２９０mくらいと考えられる。図２－２－３及び１－２－４でははっきりとはわからないが，上部の亜円～亜角礫層及び露頭②で見られる基盤より判断して，おそらく２８０m前後と考えられる。ただし，この基盤高度は丘陵の先端部におけるものである。また，露頭⑭，⑯，⑱，㉕では基盤の砂岩が見られる。図１－２－２及び図１－２－３の３２０mより上部に見られるように，このあたりでは礫層・砂層・泥層の堆積層が薄く表面を覆っているために，所々にこうした基盤の露出が見られるものと思われる。

泥層は一般に湖沼性の堆積物と考えられ，このあたりでは３００m，３２０m，３３０mに見られる。したがって，湖沼化した時期が何度かあったのであろう。

このように基盤の砂岩の上に亜円～亜角礫層を堆積したり，湖沼化した時期に砂層・泥層を堆積することを繰り返して，丘陵構成層が形成されたと考えられる。

また，図１－２－２及び１－２－３では３１０～３２０m付近に傾斜の変換点が見られる。中井谷周辺では一般に３１０～３２０m付近に傾斜の変換する所が連続しており，このあたりに道が通っている。このことから考えると，中井谷周辺では丘陵構成層の堆積後，河川の下刻が進む際一時的に下刻が弱まり，側刻によって河道を広げる時期があり，その時にこのような傾斜の変換点を生じたと思われる。

なお段丘について考察を加えておくと，外見上は沖積低地と段差を持つが，段丘面の上限は３１０～３２０m付近にまでみとめられ，緩やかな傾斜を持っていて丘陵と明瞭な段差を持たない。段丘堆積物の観察ができなかったためはっきりと判断できないが，丘陵面が形成された後に上部の丘陵・山地からの崩積物によって丘陵との段差が埋められて，このような緩やかな傾斜を持つに至ったのではなかろうか。

（植田隆之・小栗孝男）

3. カルスト地形

(1) 旧萬歳村のカルスト地形の概観

石灰岩地域は，旧萬歳村の東南部に位置している。この地域は阿哲台と総称される石灰岩台地の一部である。東を高梁川，西を本郷川，北を白谷，南は大砂利谷に囲まれた標高４００～５００ｍの台地をなしている。２億～３億年前，石炭紀から二畳紀にかけての時代，ここに石灰質が沈積し，のちの造山運動で陸化して台地になったものとされている。炭酸ガスを含んだ水に溶けやすいことから，石灰岩台地は他の岩石からなる地域とは異なった景観を形成している。旧萬歳村内の石灰岩地域特有の地形は，両側を３０ｍもの断崖にはさまれた幅狭い峡谷の無明谷，湧水の萬歳の泉，深さが８０ｍもある縦穴の鐘乳洞のおとすの穴，昭和５４年に草月林道の工事中に発見された横穴の鐘乳洞の草月洞，荻尾の台地上で水が不足しても常に水が湧き出ている風(かざ)はなの湧水，すり鉢状窪地のドリーネ，カレンと呼ばれる岩塔群などである。これらの特異な地形が形成されるのは，水によって石灰岩が溶食されるからである。石灰岩台地上に降った雨水が，地表を流れたり，石灰岩の割れ目から地下に浸透したりしながら，石灰岩を溶食し，その結果，地表にはドリーネと呼ばれるすり鉢状の窪地ができる。このドリーネの底の吸い込み穴によって，雨水は地下に浸透していく。浸透していく際に鐘乳洞などの地下水系が発達していく。石灰岩の割れ目などから，地下水系内の水が地表にでてくると湧水になる。萬歳の泉は石灰岩の割れ目から地下水が湧出して，常にこんこんと水をたたえているのである。一方，石灰岩台地上では，地表に降った雨水はすぐに浸透してしまうので，水の確保が困難である。石灰岩台地上に住む人々は，かつて水の確保のために家の屋根に降った雨水を集めてタンクに貯蔵する天水井戸の施設を利用してきた。天水井戸は今でも，旧萬歳村に残っている。また，たごをかついで谷まで水を汲みにいったという土地の古老による水汲みの重労働の話も聞かれ，水の確保のための大変な苦労がしのばれる。カルスト台地上に点在していて，まるで羊の群れのように見える石灰岩塔群も，石灰岩台地上に住む人々にとっては障害であり，畑を耕作する時に，鍬の刃が石灰岩にあたってくだけたり，畑の中から石灰岩を掘りおこして耕作の妨げにならないように移動させたりと，数々の苦労話も聞くことができ，石灰岩台地上に住む人々の生活の厳しさを垣間見たような気がする。カレンとは，石灰岩の割れ目や節理ぞいに溶食がすすみ，溝になる所と稜になる所ができたもので，さらに溶食が進むと，石灰岩の岩塔が残り，その間は土壌で埋められる。旧萬歳村内でも，石灰岩地域の至る所でカレンが見られる。カレンの発達する地域は，カレンフェルトと呼ばれる。ドリーネやカレン，また鐘乳洞のある石灰岩の地形をカルスト地形という。カルスト地形の広がる石灰岩の台地はカルスト台地と呼ばれる。カル

写真１－３－１　畑の中にとり残された石灰岩の岩塔

ストという言葉は，ユーゴスラビアで岩を意味する語に語源をもつ地方名である。カルスト地方は，ジナルアルプス北部の石灰岩台地で石灰岩が露出し，カレンフェルトやドリーネ，ウバーレなど独特の地形が広がっている。

〔参考文献〕

岡山の地学　光野・沼野・高橋　昭和５７年　山陽新聞社
岡山県史第一巻自然風土　昭和５８年　岡　山　県

(2)　谷　と　泉

A　無　明　谷

1)　概　観

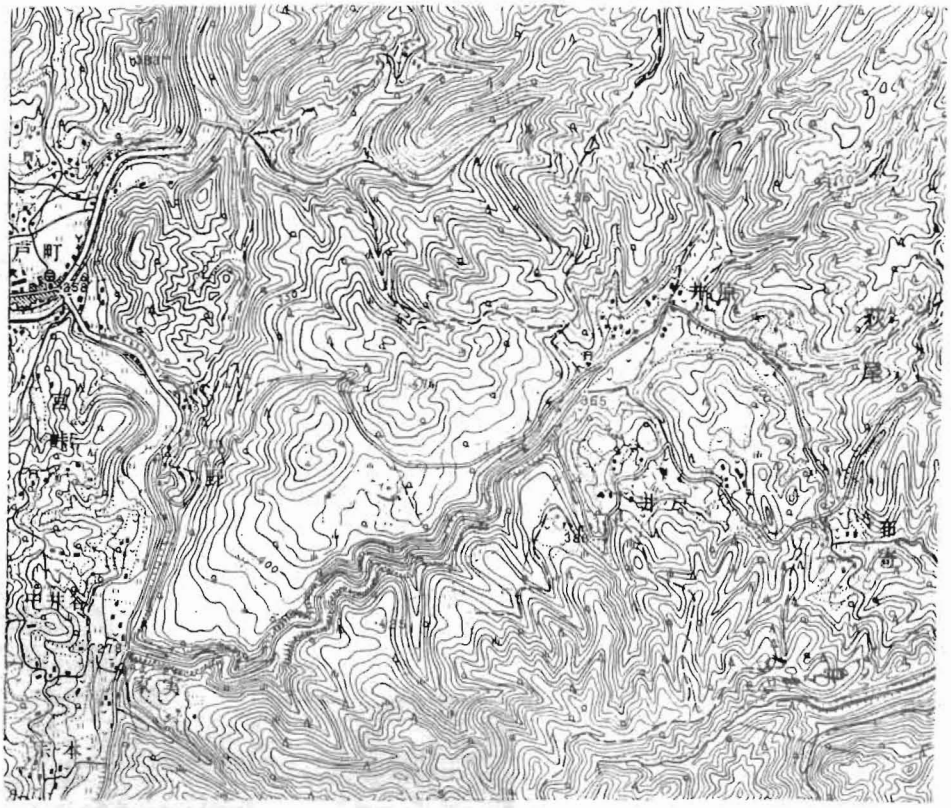

図１－３－１　無明谷は家実より，北東方向にのびる谷である。

阿哲郡哲多町実家から井原にかけて石灰岩が浸食されてできた峡谷がある。無明谷と呼ばれている。両岸を高さ３０ｍもの断崖にはさまれた幅狭い峡谷でその名の示す通り昼なお暗い。無明谷には，井原の北部に源を発する井原川が流れており，雨量の少ない時期には，ほとんど水の流れはないが，梅雨期や台風期など雨量の多い時期には，濁流となって水が流れる。谷は上流で高度 360 ｍ，

写真１－３－２　無明谷の断崖

出口で２８０ｍで，北東－南西方向にのびており，全長約2.2㎞，谷底の平均幅は約５ｍである。谷壁には，川の浸食によって形成されたノッチや，雨水によって浸食された石灰洞が多数存在している。無明谷は，石灰岩台地を浸食する幼年期の谷であり，両側が屏風を立てたように切り立つ絶壁で，その岩肌には石灰岩地帯の特殊植物であるキビノクロウメモドキ，ケグワ，ヤマトレンギョウ，イワシデなどが繁り，独得の景観をしめしている。

もともとは人もめったには近づかない峡谷だったが，周辺の山に茂る松を軍需材として搬出するために，昭和１６年に車馬の通れる道路にする計画がおこり，昭和18年５月に完成した。峡谷内で川と兼用となる道路が300ｍもあり全国でも珍しい道路であった。そして洪水のたびに道が河原となり，道路の改修を繰り返し行わねばならなかった。昭和２３年に地元民念願の県道になったが，昭和４７年７月大洪水が発生し，復旧に２ケ月を要した。この洪水により無明谷幅をひろげて道路を整備することとなり，国費の支出も決まり，改修のため谷壁の石灰岩を大幅に切りおとそうとした。ところが岡山県自然保護課が昭和４８年に実施した“緑の国勢調査”で，無明谷は岡山県内はもちろん全国でもトップクラスの貴重な植生のある緑の宝庫であることがわかり，ここを自然環境保全地域に指定しようということになった。それをめぐって地元と県の間で生活か自然保護かの対立があったが，「川と道を分離し，道を大幅にかさ上げして，拡張した道路のほとりに川を流す。」ことにし，大規模な自然破壊は避けられることになった。改修工事は，昭和５３年に完成した。それと同時に，只野から無明谷の上の台地をぬけて井原へ行く林道兼用の2.6㎞のバイパス建設が着手された。このような経過を経て，現在の無明谷には矢戸－井倉間の主要道として車や町営バスが通り，荻尾方面から本郷の中学校に通う生徒の姿も見られるようになった。無明谷のなかほどには，清水が流れ出ているところがあり，谷を登ってきた人たちがのどをうるおすためにコップがおかれている。無明谷の入口には記念碑が建っている。碑面には，「道もなく昼なお暗き無明谷　開きし人の徳をしのびて」と刻まれ，無明谷の道路を確保するために努力を続けた地元の人の気持ちがしのばれる（写真１－３－３）。

また，石碑には「坂道で遠回りの小道草月線の外に通れなかったので，ここ無明谷の天然を生かし，岩の切れ目と干の

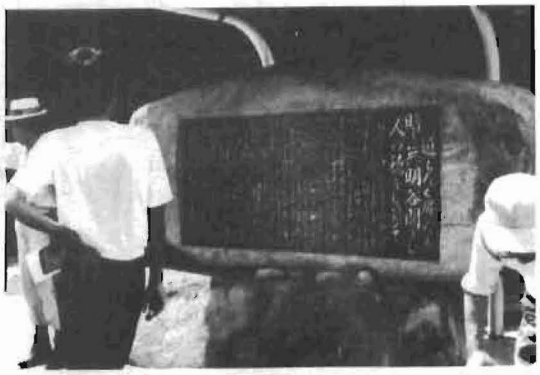

写真１－３－３　無明谷の入口にある石碑

川を利用して自動車も通れる世にも珍らしい川と道兼用の近道を開くことに昭和１６年４月着工，同１８年５月井原八幡宮前の道へ接続させた。この難工事を果した先人の偉業は，再び地元大字荻尾民の熱意を呼び井倉駅を目ざして，熊野に呼びかけ道路愛護会を結成，全線を改良し昭和２３年１０月県道に昇格させ同３７年３月熊野車庫までバス開通に至らせ産業文化を導く基を成した。昭和４７年３月主要地方道に昇格北房井倉哲西線として幹線に属し以来改良が進められた。中でも昭和５３年３月川と道の兼用部分は分離され岩壁は天然の環境を保ち洪水の時の川止めを解消した。昭和５３年１２月哲多町営バスは井倉駅に延長され沿線の福利増進に寄与して長年にわたる願いは達成された。しかるに年とともに右事情を忘れ感謝の念も次第に薄らぐを憂え当時よりその事に当った者の一人として放任し難く建碑を大字荻尾部落に諮り同意を得て浄財を受け町議会の議を経て敷地の承認と補助を得た。よってここに町長自ら文を作し且つ書して部落と共に先人の功を顕彰し碑を建て記念とする。昭和５４年４月大字荻尾部落建之」と道路建設の経過が書かれている。

〔参考文献〕

昭和５７年３月２７日発行　山陽新聞夕刊　吉沢利忠著
岡山県史第一巻　自然風土　岡　山　県　昭和５８年

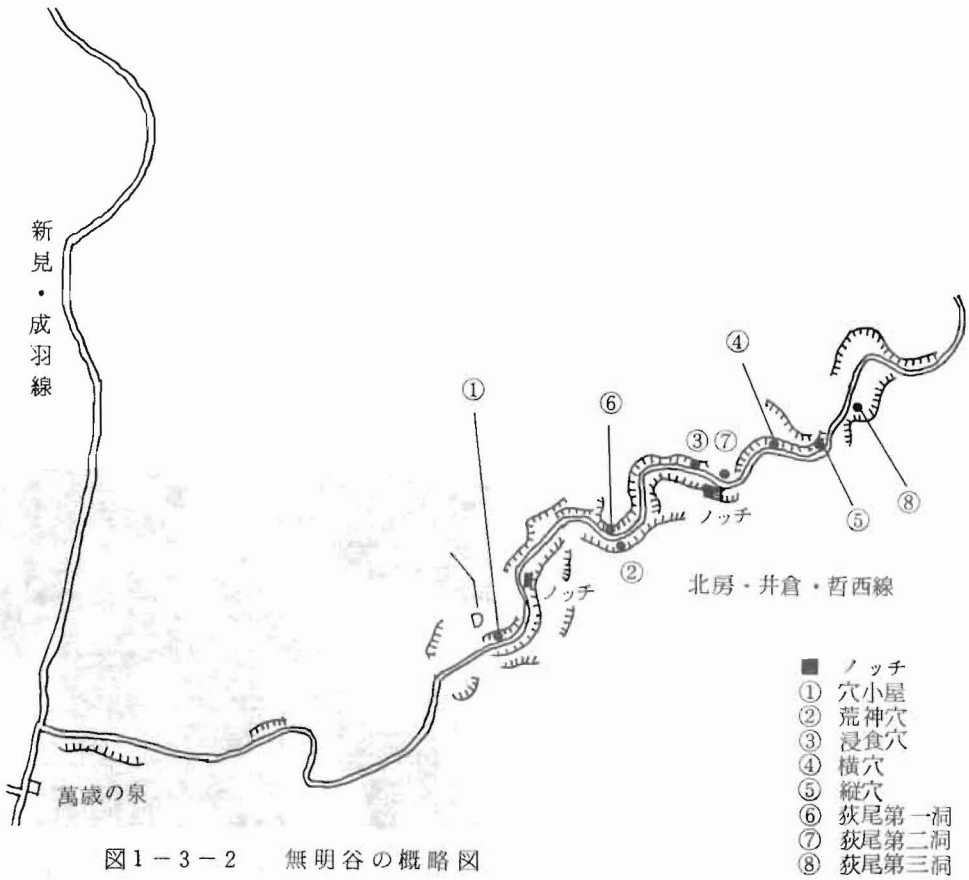

図１－３－２　無明谷の概略図

2) ノッチ

谷壁に，河床面と平行なくぼみが連続して見られ，時には数段に及ぶこともある。これがノッチであり，石灰岩の谷では特に明瞭に認められる。

無明谷においては，2カ所で明瞭なノッチを見ることができる。

西側のノッチは，上下2段に分かれている。上のノッチは高さ約4m50cm，奥行きは約2mある。下のノッチは高さ約1m35cm，奥行きは約50cmである。

東側のノッチについては，未測量（写真1－3－4）。

ノッチの高さの違いは，水流の高さが時代によって異なっていたことを示し，浸食の過程を解明する上でひとつの手がかりとなる。

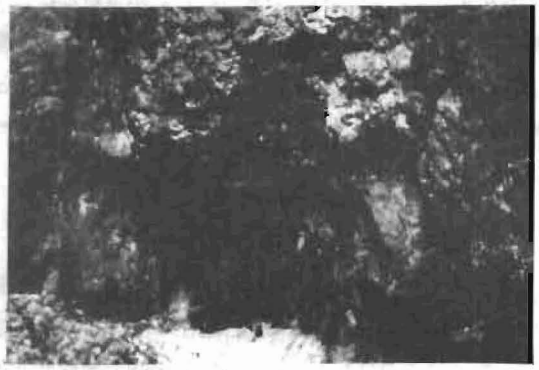

写真1－3－4　東側のノッチ

〔参考文献〕

岡山の地学　昭和57年

光野・沼野・高橋　山陽新聞社

3) 石灰洞

無明谷には，多くの洞穴がある。まず，鐘乳洞，石筍などの未発達な石灰洞のうち，おもなものについて説明することにする。鐘乳洞については，(3)で記述する。

○穴小屋（①）

天狗岩から少し井倉よりに行ったところにある横穴。石灰岩の，三角形をした亀裂が入口となっていて，その高さは4mはあると思われる。

○荒神穴（②）

荻尾第一洞の対岸にある。石灰岩の谷壁に穴があいており，水が常にしたたり落ちている。

○③の浸食穴

石灰岩の亀裂を浸食して，3つの穴が縦に並んでいる。全体の高さは4mくらい。対岸に前述の西側ノッチ，また井倉よりに少し行くと荻尾第二洞がある。

○④の横穴

幅50cm，高さ30cmくらいの半円形の横穴である。

○⑤の縦穴

石灰岩岩壁に，左下方へ向かって斜めの穴があいている。

4) 天狗岩

石灰岩の露頭が天狗の鼻のようにそそり立っているところから名付けられた。昔はその形もよくわかったが，現在では樹木にさえぎられてはっきりとはわからない。近くに，滝壷の深さが２ｍもある天狗滝があったということだが，埋もれてしまって位置はわからない。この天狗滝では，水乞いの行事が行われていたということである。

天狗岩の基部で，家実側に谷の水が流れてくる石灰岩岩壁があり，「水含石」が見られる。水含石とは，水に溶かされた石灰分が土や植物などと共に沈澱時の縞模様を含むこともある。石灰華・木の葉石と呼ばれることもある。対岸には，石灰岩の露頭の一部が溶食されてできた小さなアーチがあり，まるで橋のようである。

写真１－３－５　天狗岩付近の溶食

B 萬歳の泉

この泉は，無明谷入口よりわずか南，主要地方道新見～成羽線沿いにある。石灰岩台地上に降った雨や湧き水などが，台地の中をくぐって石灰岩絶壁の基部の水平な亀裂からこんこんと湧き出している（写真１－３－６）。

宇多天皇（８８７～８９７）が，かつてこの地に巡幸された時にこの泉が清涼であるのを賞賛して「萬歳の泉」と命名した，と言い伝えられている。

泉には，地元で「ウダゼリ」と呼ぶ有毒の沈水植物が繁茂している。

ここは，昔から旅人たちが休むところであり，以前は茶亭があって，麺類を泉の水で冷やし供していたということである。

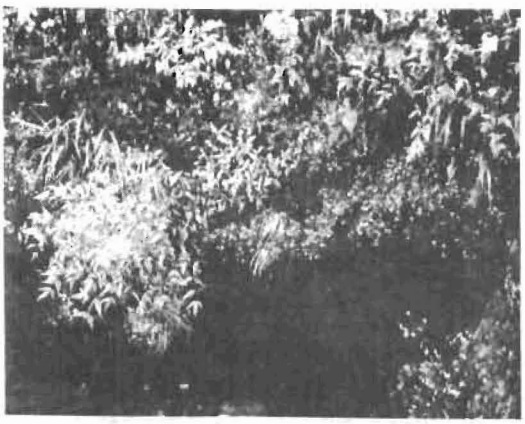

写真１－３－６　萬　歳　の　泉

〔参考文献〕

昭和５７年３月２７日発行　山陽新聞夕刊

C　風花（かざはな）（または，かざあな）の湧水

荻尾の，小河正吉氏宅裏の畑の上の西向き斜面に，ぽっかりと口を開けている縦穴である。入口には，しめ縄が張られ水神様をまつっている。（写真１－３－７）

入口の大きさはおよそ１ｍほど，穴の深さは４ｍ近くあるという。底は石灰岩が露出していて，石灰岩台地の中をくぐった水が集まってこの底の石灰岩の割れ目から浸み出している。

普段は湧出する水量も少ないが，まとまった雨が降っていったん水が湧き出すと，３０日くらいは枯れないということである。

湧き出す水は，今は農業に利用されている。

写真１－３－７　風花の湧水

〔参考文献〕

岡山県史第一巻自然風土　岡山県

岡山県史蹟名勝天然記念物調査報告書第８冊　岡山県史蹟名勝天然記念物調査会　名著出版

D　無明谷の特殊植物と昆虫

主要地方道新見－成羽線から分かれて無明谷へ入っていくと，それまでの田と広葉樹の景観から一転して，屏風をたてたように切り立つ絶壁の白さと草木や低木の緑とがひときわ目だった景観にかわる。無明谷の谷幅は数ｍにすぎないが比高７０～８０ｍの絶壁が直立するので名前の示すとおり昼なお暗く，真夏でも暑さを感じることは少ない。このような高湿冷涼の特異な環境条件をもっている上に，自然破壊を免がれたため，自然がよく残されており，無明谷は特殊植物群落を有している。石灰岩地帯は，山口県秋吉台，福岡県の平尾台，愛媛県の大野ケ原など全国に約２０ケ所あるが，無明谷のように，絶壁が接近しているために日照量が少なく，高湿である地域では，その植物群落は特異性をましてくる。

写真１－３－８
無明谷の特殊植物群

環境庁が全国一斉に実施した昭和４８年度の自然環境保全調査においても，岡山県下の「貴重な植物群落」として位置づけられている。この地域で見られる主な植物は次のとおりである。

ナカバヤクシソウ，チトセカズラ，クモノスシダ，ケキンモウワラビ，クロタキカズラ，オオバイカイカリソウ，キビノクロウメモドキ，タイシャククロウメモドキ，ツル

デンダ，キビシモツケ，アルバサンキライ，チョウジガマズミ，コタニワタリ，キビナワシロイチゴ，イワツクバネウツギ，バイカウツギ，チョウジザクラ，ヤマトレンギョウ，イブキスミレ，キクガラクサ，ビッチュウアザミ，カタクリ，アオイカズラ，イワシデ，ケグワ。

植生の特殊性から，昆虫類にも特殊なものが見られる。キビノクロウメモドキやタイシャククロウメモドキを食樹にしているベニモンカラスシジミ（シジミチョウ科）などの産地としても著名な地域である。ベニモンカラスシジミは本州では岡山県を中心とする中国地方と兵庫県の一部，静岡県下に分布しているのがわかってきたが，特異な環境に生息する少ない種だけに絶滅が心配される。この蝶の分布の中心である無明谷の生息環境の保全に意をつくすことは大きな意義のあることである。また付近のナラガシワ林からは，ヒロオビミドリシジミ，ウラジロミドリシジミ，ウスイロオオシジミが発生していて，ここの蝶相に色どりをそえている。甲虫類では，アキタクロナガオサムシ，フトワビナガゴミムシ，ヘリアカデオキノコムシなどが生息する。ハチやアブ類にも注目すべき種があるが，不明な点が多い。

〔参考文献〕

岡山県庁自然保護課の「無明谷の特殊植物群落について」

(3) カルスト地形と生活

A ドリーネ

荻尾の集落をのせる石灰岩台地上には，2ケ所の凹地がある（図1－3－3）。それらはどちらも皿状を示している。これらの凹地形は，その地形的特徴からドリーネと推察される。

荻尾の台地上の東側にあるドリーネは中央の低みに吸い込み穴がある（写真1－3－9）。吸い込み穴のまわりは石で囲われ，畑のまわりの水が吸い込み穴から地下に浸透していないようにコンクリートの溝が，吸い込み穴の上にとりつけられて，畑から畑へと水が流れていくようにしてある。おそらくこの石で囲まれた中のどこかに吸い込み穴があると思われるが土で埋められて，現在では吸い込み穴

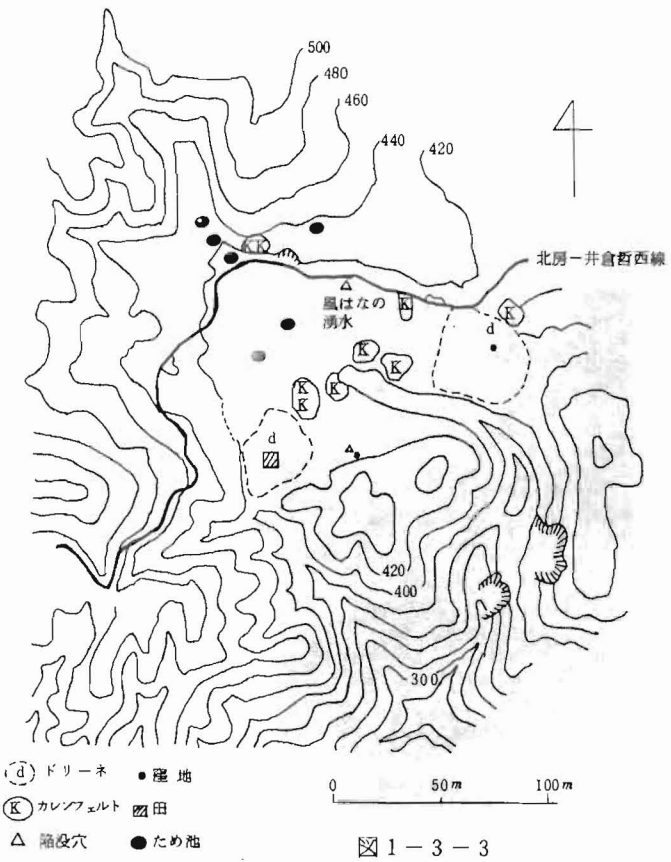

図1－3－3
荻尾のカルスト地形分布

写真１－３－９
荻尾の東側のドリーネ内の吸い込み穴

写真１－３－１０
コンクリートの溝によって吸い込み穴から水が吸いこまれないようにしてある

は確認できなかった。まわりは畑であるのにこの石で囲われた所だけに，好水性の植物と思われるものが茂り，ドリーネ上に降った水がここに集ってくるものと思われる。ただしこのドリーネは完全な皿状ではなく，一方が谷に向って開いている。

荻尾の西側にあるドリーネは，東側にあるドリーネより小さいが深くなっている。ドリーネの斜面ではりんごを栽培しており，その内側は畑になっているが中央の低みの部分だけ田として利用されている。ドリーネ上に降った雨水が，中央の低みに集まってくるので田として利用しやすいのであろう。（写真1−3−11）井戸にもドリーネがある（図1−3−4）。ここのドリーネは，中央の低みが大きな窪地になっている（写真１－３－１２）。窪地の底の土は，水を含んで湿っており，まわりはくずれないように石で築かれている。窪地の大きさは，直径が１５ｍで深さが５ｍである。ここのドリーネは一番深く漏斗状のドリーネである。窪地からは吸い込み穴が見つからなかったが，地元の人の話によると水がたまっても抜

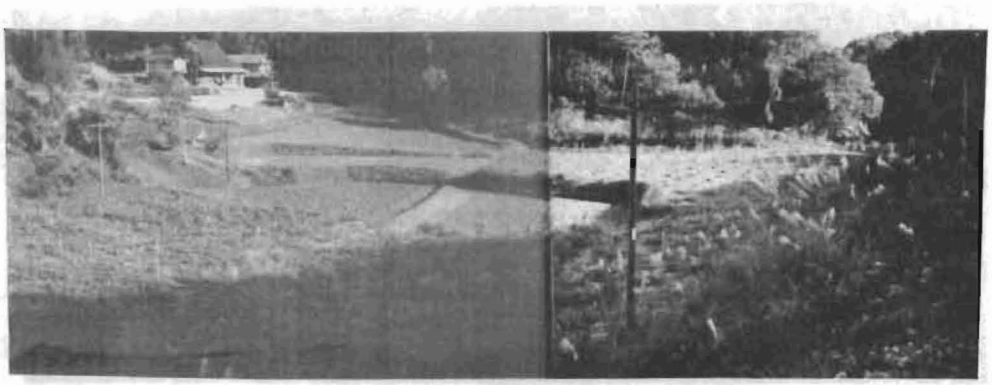

写真１－３－１１　中央の低みに田のある荻尾の西側のドリーネ

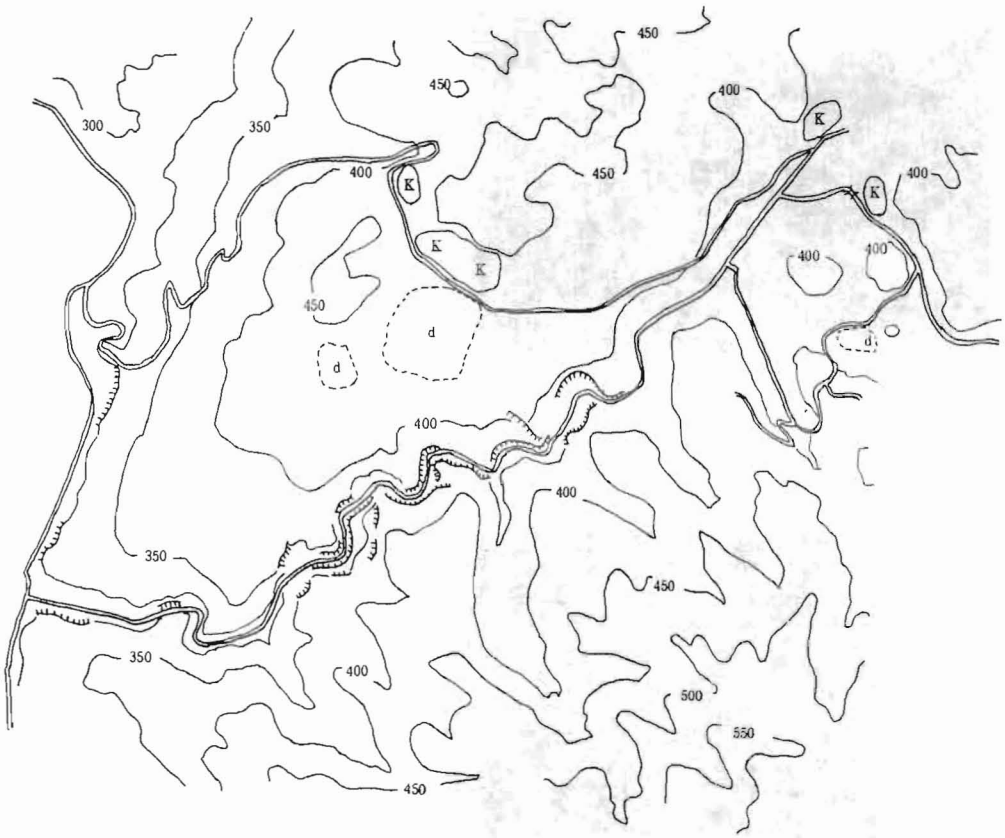

図１－３－４　草月林道ぞい・井戸付近のドリーネ(d)およびカレンフェルト(k)の分布

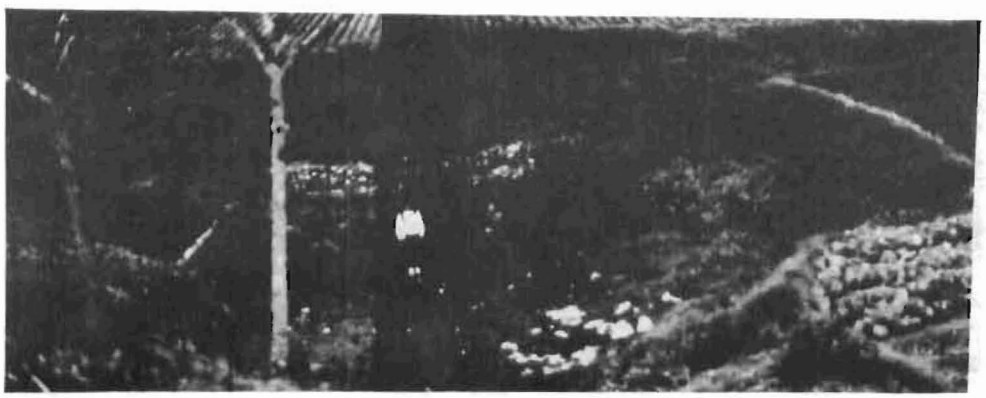

写真１－３－１２　井戸のドリーネ

けてしまうということである。

草月林道ぞいのドリーネは，かなり規模が大きい。正確なドリーネの範囲はドリーネ上が林地となっており，わからなかったがおそらく旧萬歳村内で一番大きなドリーネであろう。他にもドリーネは多数無明谷上の台地に存在すると思われるが，確認していない。

B　カレンフェルト

荻尾，井戸，草月林道ぞいに石灰岩塔が見られる。多いものでは１００個ぐらい集中して見られるところがあるが，少少ないものでは１つの岩塔が孤立しているだけのところもあった（写真１－３－１３）。

写真１－３－１３　荻尾の石灰岩塔

荻尾の東側にあるものは，法曽との境界付近の傾針９－１２°の緩斜面に約７０個の石灰岩塔が，ナラの木の間に分布している。岩塔の大きさは，小さいものでも直径２０cmから，大きなものは１m以上のものもある。

荻尾の中央部に丘陵があるが，その丘陵斜面にもカレンが分布している。ここのカレンは丘陵上の土砂が雨水などで流されて露出してきたものである。ナラの木が岩塔群の間に点在している（写真１－３－１４）。

写真１－３－１４　荻尾の東側にあるドリーネの斜面にあるカレンフェルト

井戸の正八幡宮の東側の斜面にもカレンが分布している。

一番規模の大きなカレンは，草月林道ぞいのもので，１００個近くの石灰岩塔が分布している。ここは丘陵の斜面にあたり，まるで羊が斜面でむれをなしているような景観をなしている。

◎ 陥没穴

荻尾の集落ののっている台地の南側の畑地の中に陥没穴が２つあいている（写真１－３－１５）。地元の人の話によると，１０年ぐらい前に直径２ｍ,深さ50㎝ぐらいの陥没穴ができ。その時埋めたが，昭和５８年に再び陥没した。その後，陥没穴のすぐ近くにもう一つの窪みができ始めた（写真１－３－１６）。

昭和５８年７月の調査時点では，大きな方が長径３ｍ，短径２ｍ５０㎝，深さ４ｍの井戸状をしめしていた。後にできた小さな方は，直径３ｍ，深さ２０㎝の皿状をしめしていた。昭和５８年１１月時点では，大きい方の陥没穴は長径3ｍ３０㎝，短径２ｍ６５㎝と大きくなった。小さい方の陥没穴は長径３ｍ８０㎝，短径３ｍ５㎝，深さ１ｍと大きくなった。昭和６０年２月時点ではどちらの穴も埋め立てられて畑として利用されていた。

写真１－３－１５　　２つの陥没穴

写真１－３－１６　　小さい方の陥没穴

D 鐘乳洞

石灰岩台地の地下では，地下水の流れが石灰岩を溶食して，縦穴や横穴が複雑に組み合わさった洞窟を発達させる。洞内に，鐘乳石・石筍・石柱・流れ石・石灰華段等の二次生成物が発達した石灰洞を，鐘乳洞と言う。

鐘乳石とは，洞窟の天井からしたたる水滴中の炭酸カルシウムが沈澱し結晶となったもので，つららのように下がる。このつららから落ちる水滴を受けて，上方に向かって成長しタケノコのようになったものを石筍と言う。鐘乳石と石筍の成長が続くと，やがて連結して１本の石柱となる。

流れ石は，洞窟の側壁を伝って流れる水の石灰分が沈澱したもので，カーテン状・滝状・クラゲ状など，さまざまな形を作る。

洞床を伝う水によってできる小池の周囲には，石灰分が沈着して畦のような高まりが作られる。この畦をリムストン，それに囲まれた皿状の小池をリムストンプールと呼ぶ。リムストンプールが段々に連なったのが石灰華段で，その景観は見事である。

旧萬歳村にも，鐘乳洞がいくつか発見されている。それぞれの鐘乳洞について，述べることにする。付図の記号の説明は，表１－３－１の通りである。

表1－3－1　鐘乳洞内の記号

洞口		礫	
洞口からの高さ	＋1.5 －4.0	流れ石 （フローストン）	
天井の高さ	2.5	鐘乳石，つらら石	
洞内の水の流れ	←	石筍	
洞内の縦穴		洞くつサンゴ	
粘土			

1）草月洞

昭和54年2月23日，町道草月線の改良工事を行っていて岩壁を崩すために発破をかけたところ，80cm×70cmくらいの穴があいた。それをきっかけに，この鐘乳洞が発見され，「草月洞」と命名された。

哲多町教育委員会発行（昭和54年）の「哲多町の文化財」によると，草月道の様子は次の通りである。

入口より5mくらいは，人がやっと通れる程の狭い穴が続くが，ここに広さ15㎡くらい，高さ4～5mの空洞になった部分（広場）がある。さらに，ここより北西方向に高さ1～2mの横穴が奥へと続いているが，その全容については未調査である（図1－3－5）。

草月洞は，水流などによる洞形成はすでに終わっており，現在は降雨などによるドリーネからの流水と少しではあるが絶えず流れている地下水によって進

〔縦断面想像図〕

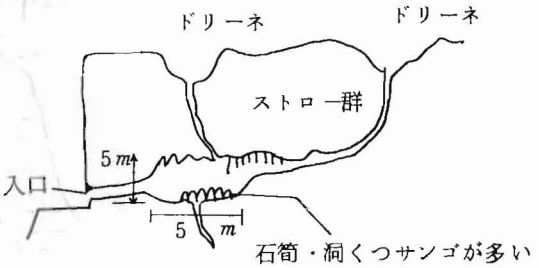

〔横断面想像図〕

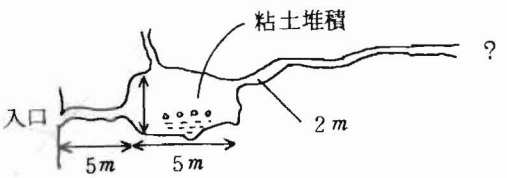

図1－3－5　草月洞（哲多町教育委員会「哲多町の文化財」昭和54年より）

化を続けている。そのため，一般的に見られる鐘乳石，石筍などの他に，洞くつサンゴ，カーテン，ストロー，アラレ石，石灰華などが大変良く発達していて，とても美しい。

洞くつサンゴは，好条件のところにしかできない珍しいものだが，5 mくらい入った広場の床の粘土を覆って存在している。

特に珍しいのは，ストローである。無数のストローが天井から垂れ下がっているさまはとても美しい。途中から左や右に曲がったり，途中から左や右に曲がったり，途中が太くなっているものが多い。その長さも２０cm～１ｍ３０cmと大小様々で，ストロー群は「まがりストロー」と呼ばれて，他の鐘乳洞に類を見ないと言われている。

現在では，内部保存のため入口をコンクリートと鉄扉でふさいであり，普段は入れない。内部の鐘乳石は汚されておらず，真白でとても美しいそうである。

2) 主要地方道北房～井倉～哲西線沿いの鐘乳洞

哲多町家実から井戸までの無明谷には，両岸に小さな洞穴がいくつか見られる。おもなものについて，簡単な説明をすることにする。岡山大学ケイビング部の探検調査報告書によると，各鐘乳洞の様子は次の通りである。

ア. 矢戸の穴

無明谷からははずれているが，哲多町矢戸の主要地方道新見～成羽線に面した山腹に開口している。洞口の大きさは２ｍ×２ｍ。洞は，北東方向にほぼ直線的に発達しており，全長２７ｍ。洞口から６ｍ程は，傾斜約20°で下る。そこからはほぼ平坦な粘土質の床となり，一番奥はプールとなっている（図１－３－６）。

二次生成物は，プールに浮遊カルサイトが見られ，他には石筍・フローストーンがごくわずかにあるだけである。

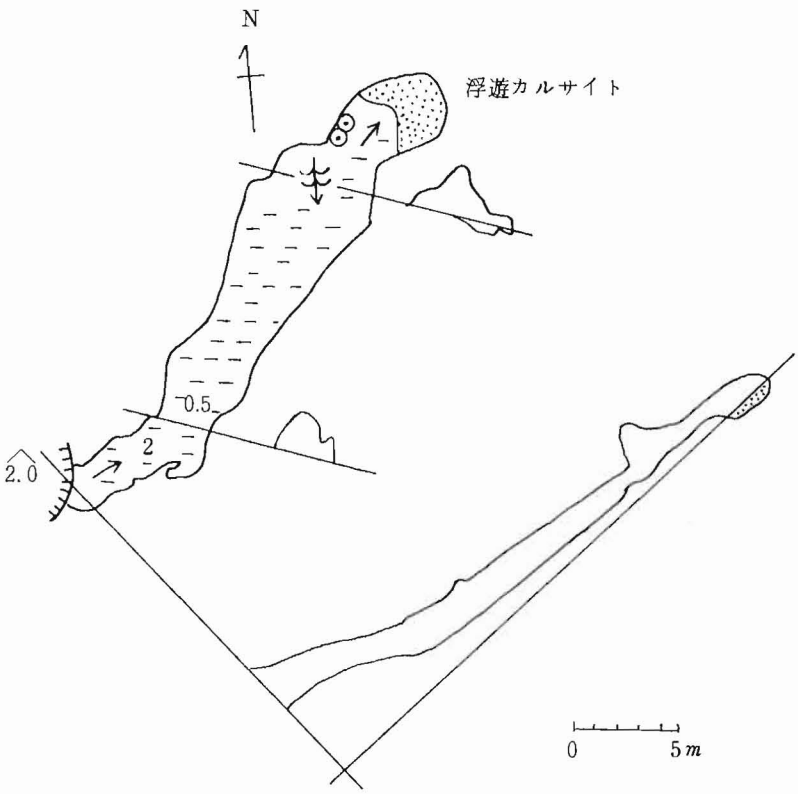

図１－３－６　矢戸の穴（岡大ケイビング探検調査報告書より）

イ．荻尾第一洞（⑤）

全長8.8 mの横穴，洞口の大きさは，2 m×4 mである。二次生成物はほとんどない（図1－3－7）。

ウ．荻尾第二洞（⑥）

全長1 5mの横穴で，洞口の大きさは5 m×4 m（図1－3－7）。

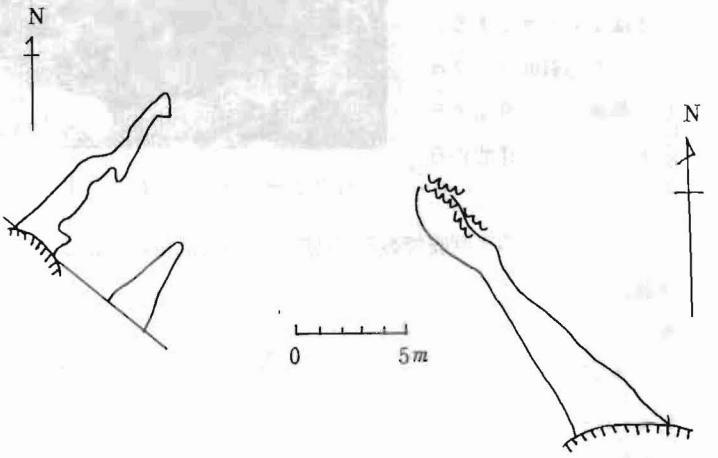

図1－3－7　荻尾第一洞（左）と荻尾第二洞（右）
（岡大ケイビング部探検調査報告書より）

エ．荻尾第三洞（⑦）

全長1 1 0 mの横穴である。洞床は，洞口付近で礫，奥はフローストーンや粘土となっている。洞口から9 m地点で，洞は南北に分かれる。北側の洞は，長さ6 m程である。南側の洞は，約1 0 m進むと，再び東西に分岐する。東側が8 m，西側が2 7 mの長さがある。

二次生成物は，カーテンやフローストーンが見られる（図1－3－8）。

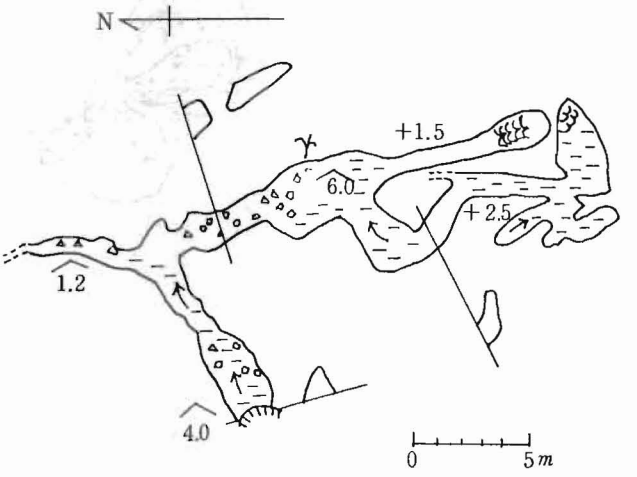

図1－3－8　荻尾第三洞
（岡大ケイビング部探検調査報告書より）

オ. おとうす穴(オトスの穴)

哲多町井戸の道路のすぐ脇に開口している。深さ５４mの縦穴である(写真１－３－１７)。

洞口から２２m下ると，第一テラスに到達する。このテラスは，10°傾斜して北西方向へのび，その長さは１4.5mである。第一テラスから傾斜75°の急斜面を１２m下ると，第２テラスに到達する。第２テラスは長さ2.5mで第１テラスと同様北西方向へ10°傾斜している。

写真１－３－１７　おとうす穴の洞口

第２テラスからさらに２０m下ると洞底である。洞底は，北西と北東に分岐した横穴になっている。北西側の洞は，１８m進んで１m落ち，北北西へ9.5m進んでまた３～４m落ちてプールとなる。北東側の洞は，４m進むと北西へ折れ曲がり，6.3m進んで１m上に上がって小さなホールとなって，奥は落盤している。

洞内の二次生成物は，つらら石や石筍がわずかに見られるだけである。

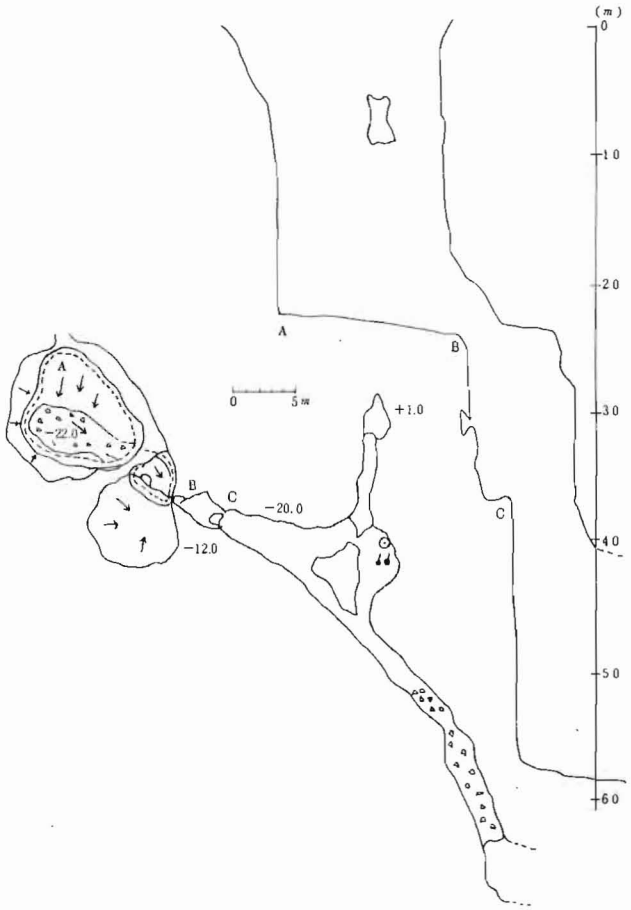

図１－３－９　おとうす穴

(岡大ケイビング部探検調査報告書より)

カ. 西の穴

荻尾井戸のドリーネ斜面に，北向きに3.5m×0.6mの洞口が開いている。全長９５mで，主要洞の長さは３８m。洞口をはって入ると，１７m×１２mの大ホールとなり，右側と正面に２本の洞がのびている。

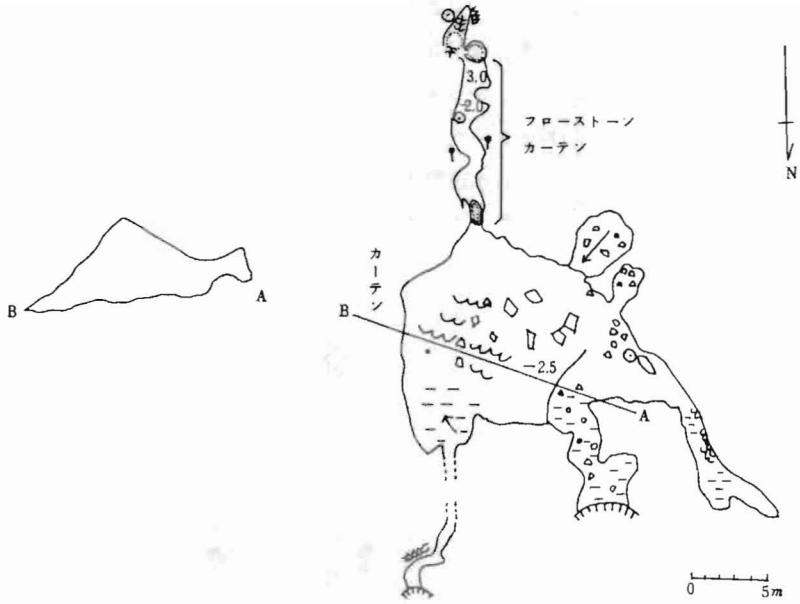

図１－３－１０　西　の　穴
（岡大ケイビング部探検調査報告書より）

右側の洞は，１２ｍ進むことができ奥は落盤している。

正面側の洞は，起伏が多く１３ｍ進むと水深２ｍと４ｍの２個のプールとなる。ここには二次生成物がよく発達しており，フローストーン，カーテン，石筍，鐘乳管，洞くつサンゴが見られる（図１－３－１０）。

Ｅ　水と生活

石灰岩台地上では，水が地中に浸透してしまうため，水の確保は難しい。そこで，水を得るために，昔からさまざまな方法がとられてきた。

昔は，谷からわき水を竹といでひいてきていたらしい。竹の節をくり抜いて，長さ１５cmくらいの松の丸太をくり抜いたものでつないでどんどんのばしていき，水汲み場まで水をひいていた。水汲みは女性，子どもの仕事だった。水汲みには，「たご」と呼ばれる木の桶を使った（写真１－３－１８）。これを天びん棒で両肩にかつぎ，１日４～５回往復していたそうである。汲んできた水は，飲料水・炊事・洗濯・風呂などに大切に使われた。

写真１－３－１８　た　ご

大正時代の末頃から昭和時代の初めにかけて，天水井戸が作られるようになった。直径はだいたい１ｍ５０cm程，深さは２ｍ程である。セメント作りのもの，周囲を

石で囲ったもの，地中に埋めてあるもの，地面の上に出ているもの，さまざまである。雨水を屋根のといで集めて天水井戸にためておき，風呂等に使用した。

昭和３０年頃から，塩ビ管を使って谷から水をひいてくるところもでてきた。しかし，竹・塩ビ管とも裂けやすく不便なので，昭和４０年代に入ってビニールパイプにとって代わった。東の谷の水源池，西の谷の水源池からビニール製水道管でひかれてきた水は，第１汲取水槽，第２汲取水槽を通って，終点は小さな貯水槽となっている（写真１－３－２０，１－３－２１）。

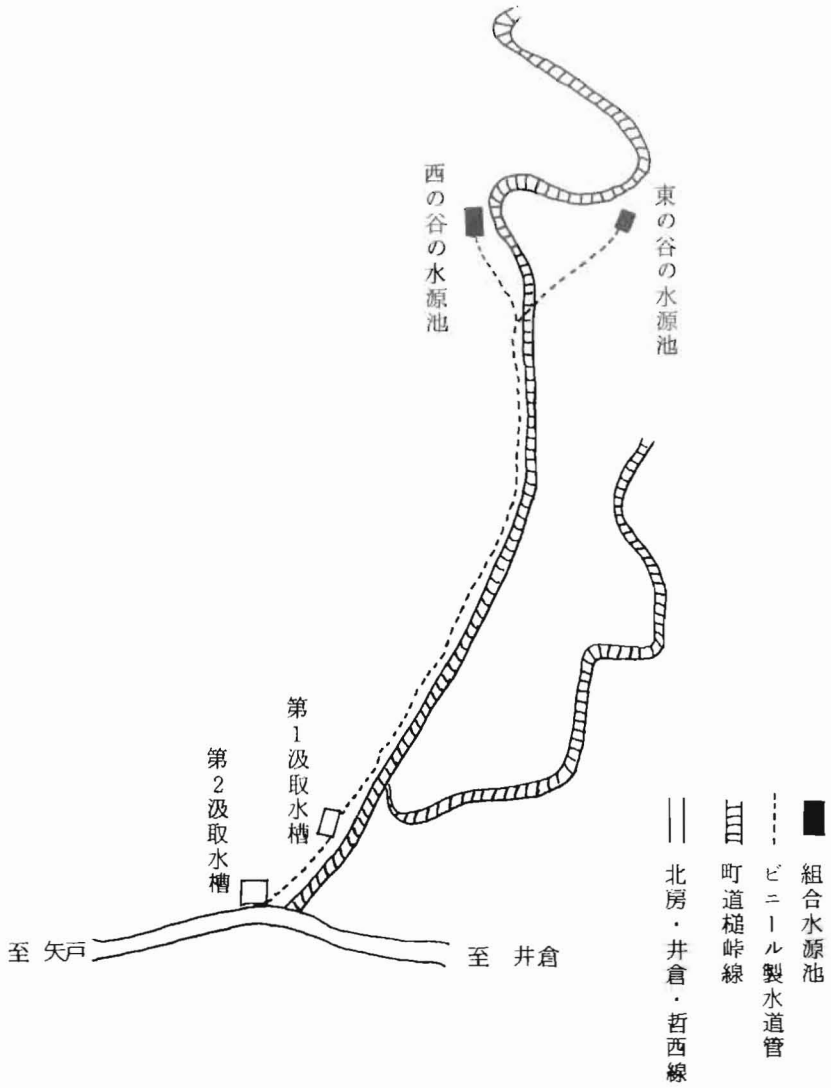

図１－３－１１　簡易水道（飲用水の侵害の調停申立書より）

昭和５０年１月，町水道が完成した。大砂利谷から水をひいているので，水の確保も確実にできるようになった。

写真１－３－１９
第１汲取水槽

写真１－３－２０
第２汲取水槽

F　土　壌

この地域の土壌は，粘土質でカルシウム分を多く含むアルカリ性土壌の赤土である。「赤ねやり」「赤にやり」とも呼ばれている。

石灰岩台地のため，畑が多く，たばこ・あずき・りんご・トマト・さつまいも・とうもろこし・桑などが作られている。

近年，国から金を借りて水田化する畑も多くなってきたが，国の減反政策とあいまって，全体としてはまだ数は少ない。

（平松真由美・藤岡秀子）

4. 気　　候

(1)　気候区分と旧萬歳村の位置

中国地方の気候区分としては，吉野正敏によるものがある。この気候区分図（図１－４－１）は，気温による地域区分図と降水による地域区分図を重ね合わせて作成されたものである。

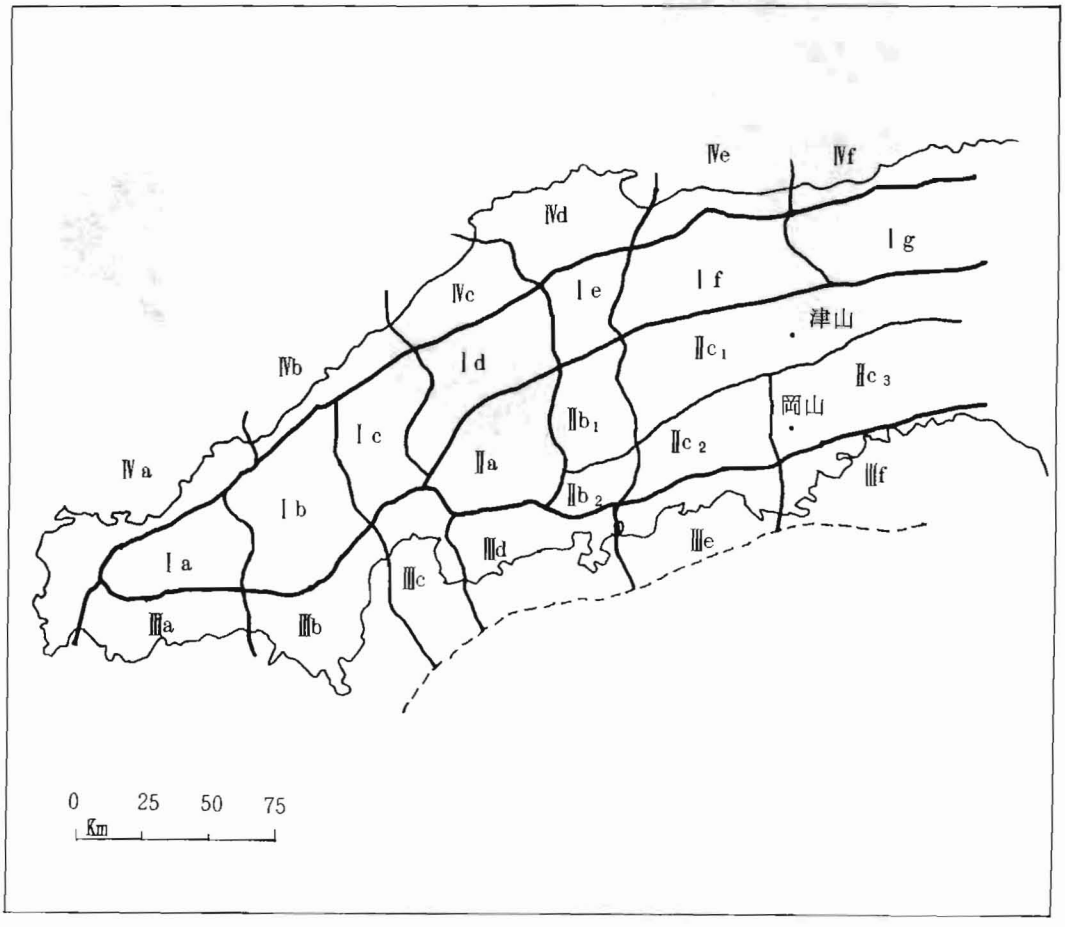

図１－４－１

これによると岡山県は I_f，I_g，IIc_1，IIc_2，IIc_3，$IIIe$，III_f に分けられる。それぞれの気候の特徴は次の通りである。

I_f ：冬の季節風による降水量が多く，冬には低温，夏には高温となる。

I_g ：１月の降水量の他，夏の降水量も多い。

IIc_1：集中豪雨が発生しやすく，瀬戸内沿岸としては冬は低温，夏は高温となる。

IIc_2：冬は温暖，夏は高温となる。

IIc_3：内陸は IIc_2より冬低温となる。夏冬とともに降水量が少ない。

旧萬歳村は，この区分によると，Ⅱc1の部分にあたる。

上述の気候区分は気象庁の気象観測所のデータをもとにしたものである。気象観測所の密度は，気候を市町村単位で把えることができるほどではない。また，哲多町にも気象観測所はない。

さらに，同じ町内でも高原上と谷間の低地で気候はかなり異る。上記の気候区分は，このような地域差を無視して，概観的にとらえたものであることに留意して理解しなければならない。

(2) 旧萬歳村の気候とくらし

気候は，人間のくらしや植物の成長に密接にかかわっている。気象データのない旧萬歳村の気候をとらえるためには，このような事柄によるしかない。そこで旧萬歳村の各地区を巡り，田植えや刈り入れ，水利用，農耕に関わる大気現象，植物季節といった事柄を中心に聞き取り調査を行なった。

今日人々のくらしは，簡易水道や耕地整備が進行することによって，気候とのつながりが希薄になっている。しかし，夏期の渇水期における「雨乞い」の行事や，カルスト台地における水利用の形態を見れば，かつて人々のくらしは，気候や自然条件とつながりをもって営まれていたことが偲ばれる。

1) 石灰岩地形と雨乞いの行事

旧萬歳村の地域では石灰岩台地が多い。荻尾，井原，布寄，吉清などがそれにあたり，標高は，３５０m～４００m程度である。これらの石灰岩台地上と，その西方に，南北に細長くつらなる標高２００m～３００mの谷底平野では気象現象が異る。たとえば，谷底平野内の矢戸で冬の降雨の時，石灰岩台地上の荻尾では雪となることがあると言われている。また，石灰岩の台地は，古来から水不足に悩まされていたようである。この地域の降水量は，吉備高原の他地域と比べ，それ程少ないとは言えない。しかし，台地は石灰岩で構成されているため，雨が降っても地下に浸み込み，台地上の地域は水が不足する。水は湧泉から担いで運んだ。水を確保するために天水井戸が利用されたこともある。近年では簡易水道が作られ，台地上の耕地は，畑作から水田に移る場合もでてきた。また，古くから水不足の解消を祈る人々の願いとして，各地域で雨乞いの行事が行われていた。この行事は，神社，寺が中心となって戦前まで続けられていたようである。形態，内容等は地域によって異るが，いわゆる「千貫焚き」の形式は，どの地域も共通する。また，雨乞いの地域的規模は，村の地区単位のものから，町または郡単位で大規模に行われていた場合もあり，様々である。

2) 水稲の移植(田植え)，刈り取りと霜の期間

聞き取り調査によって，旧萬歳村を中心とする地域の水稲の田植え，刈り取りの時期を調べ，これらの時期と調査地点の高度との関係を図１－４－２，表１－４－１に示した。ここで高度をとり上げたのは，水稲の田植えと刈り取りの時期と，それを左右させるであろうと考えられる気温との関係に着目したからである。しかしながら，高度の高低が単に気温の高低を示すものとは言えないだろう。たとえば，同じ高度の斜面上でも，北向きと南向きでは気温が異るであろうし，風のよく吹くところと吹かないところでも異るであろう。また，水稲の刈り取り，田植えの時期を決定する要素は気温だけとは考えられないだろう。日照時間，土壌等の条件も重要な要素である。以上のような多くの要素が関連して，水稲の田植え，刈り取りの時期を決定していることをふまえておかな

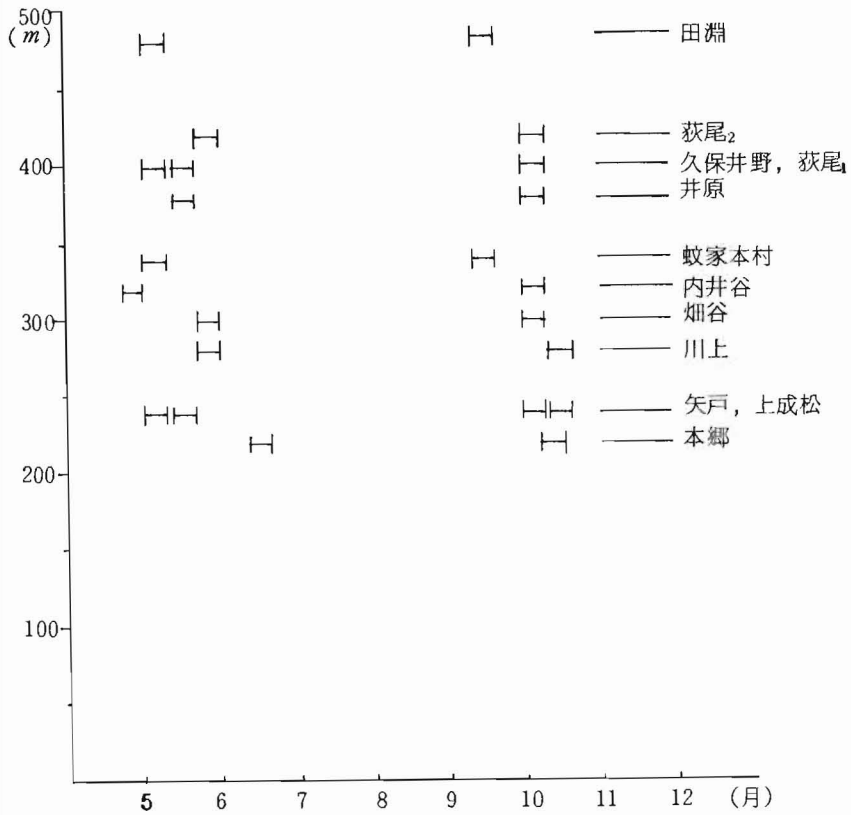

図１－４－２　稲の田植え，刈り取りの時期と高度の関係

表１－４－１　　稲の田植え，刈り取りの時期と高度の関係

グループ	本郷川沿いの谷底平野域							
地点	内井谷	矢戸	蚊家本村	川上	井原	上成松	本郷	畑谷
高度	320	240	340	280	380	240	220	300
田植え	4月終り	5月初め	5月初め	5月終り	5月中ば	5月中ば	6月中ば	5月終り
刈り取り	10月初め	10月初め	9月中ば	10月中ば	10月初め	10月中ば	10月中ば	10月初め

グループ	吉備高原上の地域			
地点	荻尾1	荻尾2	久保井野	田淵
高度	400	420	400	480
田植え	5月初め	5月終り	5月中ば	5月初め
刈り取り	10月初め	10月初め	10月初め	9月中ば

ければならない。また，近年育びょう機の普及によってこれらの時期は画一化される傾向にあり，必ずしも気候を正確に反映しているとは言えないであろう。

図を見ると田植えから刈り取りの期間はほぼ４～５か月程度である。田植えから刈り取りまでの期間が最も長いのは内井谷で，５か月と１０日である。逆に最も短いのは本郷の４か月で，両者の間には１か月以上の開きが見られる。また２４０～３４０ｍまではほとんどが谷底平野の地域であるが，高度があがるに従って田植え，刈り取りの時期が早くなる。３４０ｍ以上の吉備高原上では，本郷とくらべると田植えでは１か月程度，刈り取りでは１旬程度早い。

次に，旧萬歳村を中心とした地域の霜の期間と高度の関係を図１－４－３に示した。霜ができるのは地物やそのごく付近の空気の温度が０℃以下にさがる場合であるが，この気温降下は著しく地形に支配される。凹地，盆地のような所では重い寒気がたまるために霜がおきやすい。また，これらの場所に向って寒気の流下する道筋でも霜がおこりやすい。反対に傾斜地の中腹，水辺，南に面した傾斜地，林辺などは霜がおきにくい。このように霜と気温，地形には密接な関係がある。図を見ると高度が増すに従って霜の期間が長くなる。高度の高い地域では気温も０℃以下になる期間が長くなり，気温も低くなると考えられる。内井谷では高度に比べて霜のおりる期間が比較的長い。この地域は凹地形のため，重い寒気が入り易いからと考えられる。

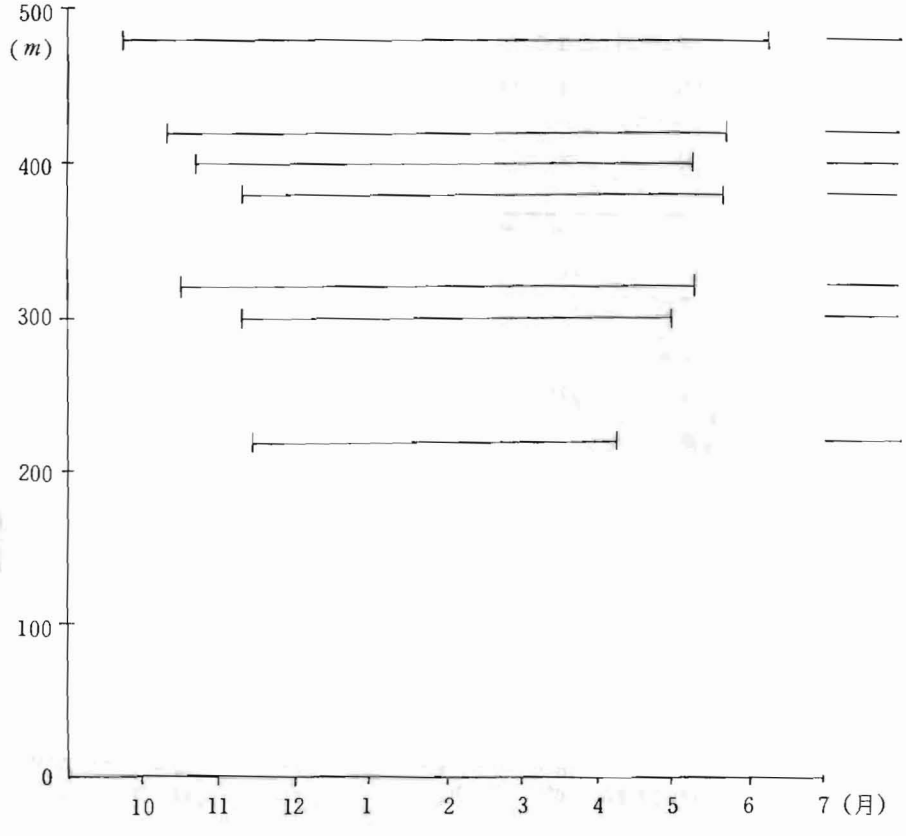

図１－４－３　霜　の　期　間

3) 桜の開花日と雪

桜の開花日と最も関係が深いのは，開花前1か月間の気温である。高度２００～３００ｍ程度の谷底平野内の本郷では４月中ば，上成松，内井谷では４月初めとなる。これに対して４００～４５０ｍ程度の高原状の台地の荻尾などでは４月終りとなる。谷底平野と高原状の台地とでは桜の開花月にかなりの差があり，台地と谷底平野の気温差を反映している。

岡山地方気象台の資料によると，岡山の開花日は４月１日，津山では４月４日である。旧万歳村の開花日と比べると，かなりはやくなっていて，万歳村では岡山，津山にくらべ気温がかなり低いことが予測できる。しかし，気象台が開花日と定める桜の咲き具合いは，標準木に数輪の花が咲く程度である。一方，万歳村を中心とする地域の開花日は，聞き取りによるものである。万歳村に住む人々が，桜が咲きはじめたと感じるのは，気象台の定める開花日よりもいくらか遅いのではないだろうか。

また，旧万歳村を中心とした地域の雪の期間は，１１月中ばから３月終りまでである。積雪の深さは多い時で１０～３０ｃｍ程度であるが，２～５ｃｍ程度の積雪が最も多い。

(3) 参考資料～岡山，高梁，新見，矢神，千屋の気温と降水量

旧万歳村には気象観測所がない。そこで高梁，新見，矢神，千屋などの旧万歳村になるべく近い観測所のデータからこのあたりの気候の特色をみよう。前述の気候区分によれば，千屋I_f，矢神$II c_1$，新見$II c_1$，高梁$II c_2$，の気候区となる。これに岡山の資料も含めて比較検討してゆくことにする。各地点の位置及び高度は，表１－４－２に示すとおりである。集めた資料は昭和４０年～

表１－４－２　観測所位置

岡山 OKA YAMA	S４０年～S５７年９月 北緯：34°41′ 東経：133°55′ 高度：３ｍ		S５７年１０月～ 北緯：34°40′ 東経：133°55′ 高度：３ｍ
高梁 TAKA HASHI	S４０年～S４１年 北緯：34°47′ 東経：133°37′ 高度：64ｍ	S４２年～S５３年 北緯：34°48′ 東経：133°37′ 高度：70ｍ	S５４年～ 北緯：34°47′ 東経：133°37′ 高度：60ｍ
新見 NII MI	S４０年～４９年 北緯：34°59′ 東経：133°28′ 高度：210ｍ	S５０年～S５３年 北緯：34°58′ 東経：133°28′ 高度：180ｍ	S５４年～ 北緯：34°56′ 東経：133°31′ 高度：393ｍ
矢神 YA GAMI	S４０年～S５３年 北緯：34°58′ 東経：133°22′ 高度：360ｍ		
千屋 CHI YA	S４０年～S４９年 北緯：35°06′ 東経：133°26′ 高度：460ｍ	S５０年～S５３年 北緯：35°06′ 東経：133°27′ 高度：450ｍ	S５４年～ 北緯：35°06′ 東経：133°26′ 高度：525ｍ

昭和５８年までであるが，この間に矢神を除いて各観測点の位置及び高度は変わっている。また最高，最低，平均気温，降水量の示し方は，昭和５４年から改訂された。このため観測値の集計は，同じ位置や高度，また同じ示し方をしている期間に分けて行った。

1) 気　温

岡山，高梁，新見，矢神，千屋の各気象観測所のデータを収集し，月別平均気温（図１－４－4）月別平均最高気温，最低気温（図１－４－５）と，昭和４０年～５８年の１９年間の年間平均気温，最高・最低気温の変化（図１－４－６）を示した。

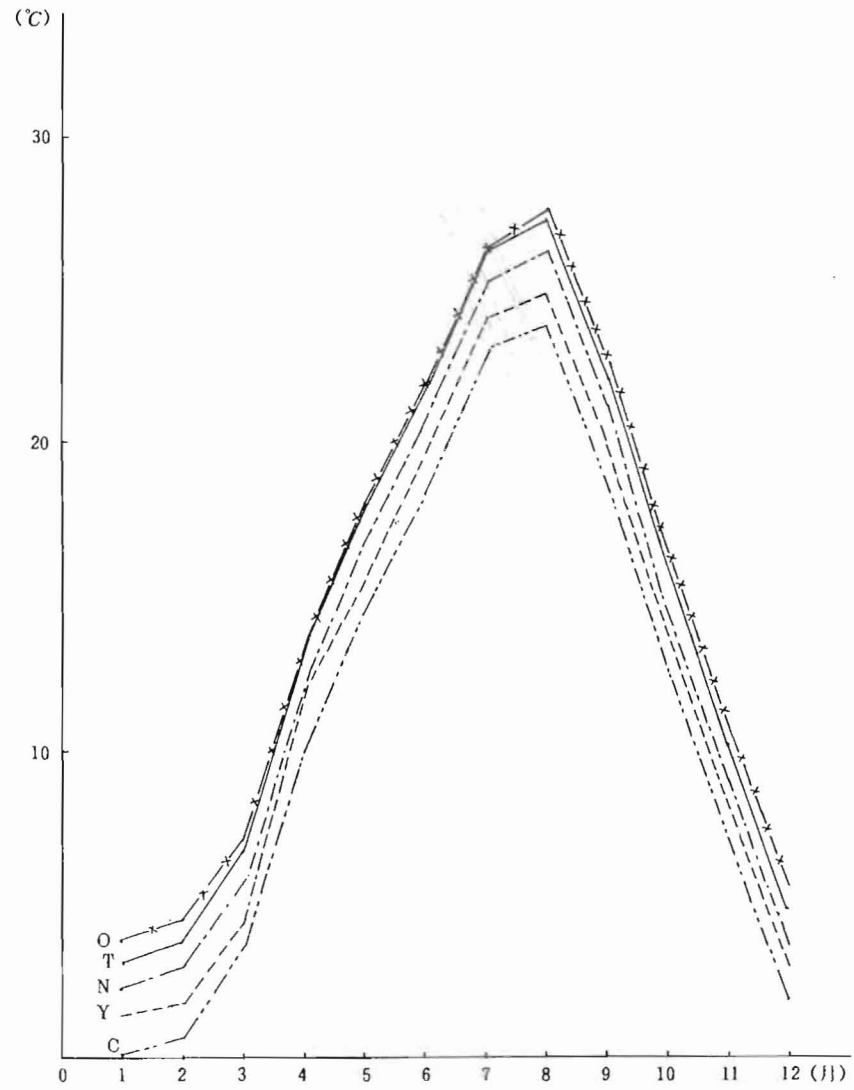

図１－４－４　〈月別平均気温　昭和４０～４９年〉

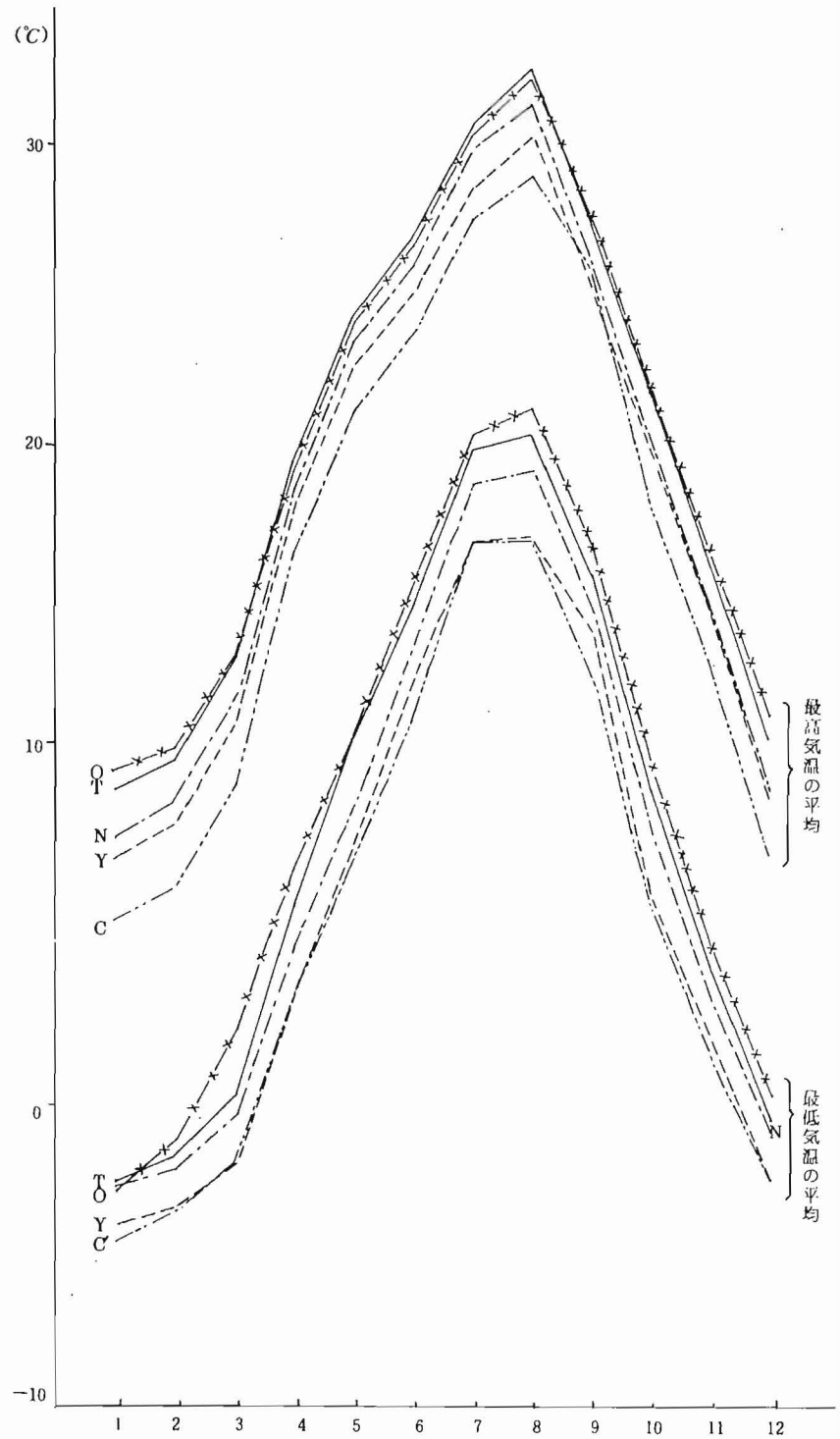

図１－４－５　月別最高気温の平均と最低気温の平均（Ｓ４０～４９年）

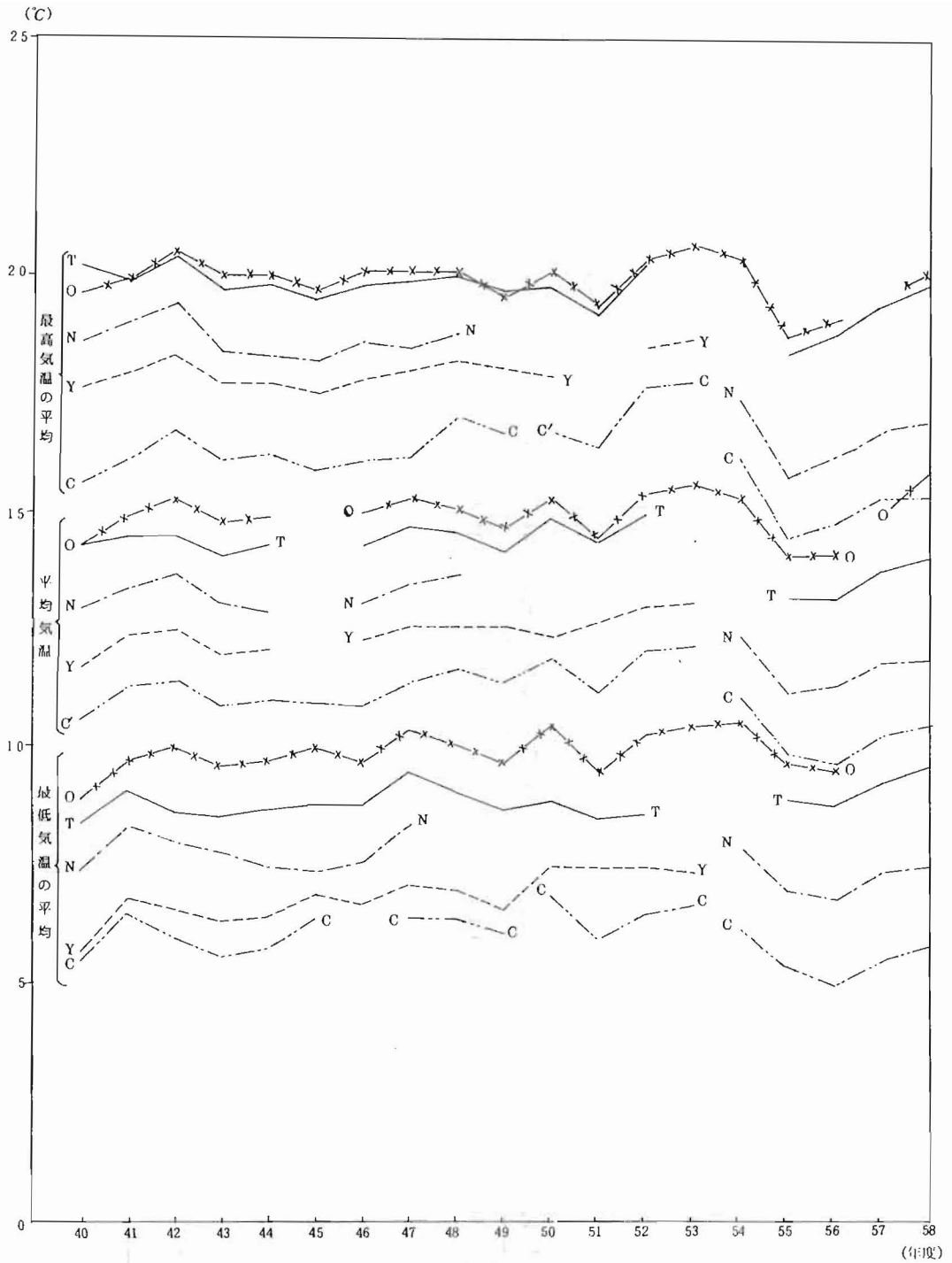

図１－４－６　Ｓ４０年～Ｓ５８年の１９年間の年間平均気温，最高気温，最低気温

表１－４－３　　Ｓ５０年～Ｓ５３年の４年間の月別平均気温，最高気温の平均，平低気温の平均

	地名＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平均気温	岡山	3.5	4.0	7.7	13.4	18.2	22.5	27.1	27.2	23.7	17.3	11.4	6.4	15.2
	高梁	2.1	3.6	7.3	13.2	17.8	22.3	26.8	26.6	23.3	17.4	11.0	5.5	14.7
	矢神	0.7	0.5	4.9	11.3	16.1	20.6	25.5	24.9	22.0	14.9	9.4	4.3	12.9
	千屋	－0.6	0.3	4.0	10.5	15.2	19.5	24.3	23.9	20.2	13.7	8.1	3.3	11.9
最高気温の平均	岡山	8.3	9.2	13.4	18.7	23.5	26.7	31.3	31.5	28.2	22.5	16.5	11.8	20.1
	高梁	6.7	9.1	13.1	19.1	23.7	26.8	31.4	31.0	28.0	22.3	15.6	10.4	19.8
	矢神	4.8	5.8	11.1	17.9	22.4	25.6	30.7	29.9	27.0	20.5	14.7	9.8	18.4
	千屋	3.4	4.8	9.6	16.5	21.5	24.4	29.7	29.1	25.3	19.5	13.4	8.4	17.1
最低気温の平均	岡山	－1.3	－1.2	1.9	8.0	12.9	18.2	22.9	22.8	19.1	12.1	6.2	0.9	10.2
	高梁	－2.5	－2.0	1.4	7.2	12.0	17.7	22.2	22.2	18.7	12.5	6.3	0.3	9.7
	矢神	－3.5	－4.8	－1.4	4.8	9.7	15.5	20.3	19.8	17.0	9.3	3.9	－1.2	7.5
	千屋	－4.5	－4.3	－1.6	4.1	8.7	14.6	19.0	18.7	15.1	7.8	2.9	－1.9	6.6

表1－4－4　　S40年～S49年の10年間の月別平均気温，最高気温の平均，最低気温の平均

	地名＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平均気温	岡山	3.9	4.5	7.2	13.5	18.0	21.9	26.3	27.6	22.9	16.4	10.8	5.6	14.9
	高梁	3.1	3.8	6.8	13.2	17.7	21.7	26.2	27.3	22.3	16.0	10.2	4.8	14.4
	新見	2.3	3.0	5.8	12.0	16.7	20.7	25.2	26.2	21.1	14.5	9.1	3.7	13.3
	矢神	1.4	1.8	4.5	10.9	15.5	19.6	24.0	24.9	20.0	13.7	8.2	2.9	12.3
	千屋	0.1	0.7	3.6	10.0	14.6	18.3	23.0	23.8	18.6	12.7	7.1	1.9	11.2
最高気温の平均	岡山	9.0	9.7	12.7	19.0	23.8	26.5	30.2	32.1	27.6	21.9	16.4	10.8	20.0
	高梁	8.4	9.3	12.6	19.4	24.2	26.8	30.6	32.4	27.4	21.8	16.0	10.0	19.9
	新見	6.8	8.0	11.3	18.4	23.3	25.8	29.7	31.2	26.0	20.1	14.5	8.4	18.6
	矢神	6.1	7.2	10.5	17.8	22.5	24.9	28.4	30.1	25.2	19.7	14.4	8.0	17.9
	千屋	4.1	5.1	8.4	16.2	21.0	23.6	27.4	28.8	23.7	17.9	12.5	6.3	16.3
最低気温の平均	岡山	－1.4	－0.6	1.2	7.9	12.3	17.2	22.4	23.1	18.6	11.1	5.2	0.3	9.8
	高梁	－2.5	－1.7	0.2	6.7	11.2	16.3	21.7	22.2	17.7	10.3	4.4	－0.6	8.8
	新見	－2.7	－2.1	－0.4	5.3	9.9	15.1	20.6	21.0	16.4	8.9	3.4	－0.9	7.9
	矢神	－4.0	－3.4	－2.0	3.8	8.6	14.0	19.6	19.8	15.3	7.8	2.0	－2.3	6.6
	千屋	－4.3	－3.7	－1.9	3.7	8.2	12.8	18.6	18.7	14.2	6.9	1.6	－2.6	6.0

表１－４－５　　Ｓ４０年～Ｓ５８年の年度別平均気温，最高気温の平均，最低気温の平均

	地名＼年(昭和)	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
平均気温	岡山	14.3	14.9	15.3	14.8	14.9		15.0	15.3	15.1	14.7	15.3	14.5	15.4	15.6	15.3	14.1	14.1		15.9
	高梁	14.3	14.5	14.5	14.1	14.3		14.3	14.7	14.6	14.2	14.9	14.4	15.0			13.2	13.2	13.8	14.1
	新見	13.0	13.4	13.7	13.1	12.9		13.1	13.5	13.7						12.4	11.2	11.3	11.8	11.9
	矢神	11.7	12.4	12.5	12.0	12.1		12.3	12.6	12.6	12.4	12.7		13.0	(13.1)					
	千屋	10.6	11.3	11.4	10.9	11.0		10.9	11.4	11.7	11.4	11.9	11.2	12.1	12.2	11.1	9.9	9.8	10.3	10.5
最高気温の平均	岡山	19.6	19.9	20.5	20.0	20.0	19.7	20.1	20.1	20.1	19.6	20.1	19.4	20.4	20.7	20.4	18.8	19.1		20.1
	高梁	20.2	19.9	20.4	19.7	19.8	19.5	19.8	19.9	20.0	19.7	19.8	19.2	20.3			18.4	18.8	19.4	19.8
	新見	18.6	19.0	19.4	18.4	18.3	18.2	18.6	18.5	18.8						17.4	15.8	16.2	16.7	16.9
	矢神	17.6	17.9	18.3	17.7	17.7	17.5	17.8	18.0	18.2	18.1	17.9		18.5	(18.7)					
	千屋	15.6	16.1	16.7	16.1	16.2	15.9	16.1	16.2	17.0	16.7	16.7	16.4	17.7	17.8	16.2	14.5	14.8	15.3	15.4
最低気温の平均	岡山	8.9	9.7	10.0	9.6	9.7	10.0	9.7	10.4	10.1	9.7	10.5	9.6	10.3	10.5	10.6	9.7	9.5		11.9
	高梁	8.4	9.1	8.6	8.5	8.7	8.8	8.8	9.5	9.1	8.7	9.9	9.5	9.6			8.9	8.8	9.3	9.6
	新見	7.4	8.3	8.0	7.8	7.5	7.4	7.6	8.4	8.5						7.9	7.0	6.8	7.4	7.5
	矢神	5.7	6.8	6.6	6.3	6.4	6.9	6.7	7.1	7.0	6.6	7.5		7.5	(7.4)					
	千屋	5.5	6.5	6.0	5.6	5.8	6.4		6.4	6.4	6.1	6.9	6.0	6.5	6.7	6.2	5.4	5.0	5.5	5.8

各気象観測所の位置は，昭和４０年～４９年の間では殆んど変化はない。しかし，昭和５０年以降，多少の位置の移動がある。そのため，月別平均気温のグラフを作成するにあたっては，昭和40年～４９年の１０年間の資料を使用し，昭和５０年以降のものについては，ここでは図示していない。年平均気温の経年変化については，昭和４０年～５８年の資料から作成した。しかし，昭和54年からは，新見，千屋の観測所の位置が変更され，気温が高くなっている。

月別平均気温の一年間の変化の傾向は，各地点ともほぼ同様である。しかし，岡山から北部に向かう程，低くなる。さらに，月別最高気温，最低気温の平均は，各地点とも類似の変化を示すが，夏期（７～８月）の最低気温と冬期（１～２月）の最高気温に各地点の温度に開きが目立つ。

また，年平均最高気温，最低気温，年平均気温の経年変化をみると，年々ある程度の変動が認められる。

各地点の変動には，かなりの類似性がある。年平均最高気温では，岡山，高梁の値は，ほぼ等しい。また，千屋の値が，他の地点と比較して特に低い。矢神，千屋の年平均最低気温の値は，同グラフ中の他の地点の値と比較すると，やや近い。岡山，高梁では，気温に開きが出ている。

高梁は，夏期において気温の上昇が著しい。冬期には冷たく重い空気がたまりやすい。従って，冷え込む。この現象は，高梁の谷部の気象を反映している。

新見，矢神，千屋など県北西部の標高の高い地点では，冬期の最低気温が著しく低い。特に，千屋では，最低気温が，各気象観測所中最も低い値を示し，標高や位置的影響を強く反映している。

２）降　水　量

岡山，高梁，新見，矢神，千屋の各気象観測所のデータを収集し，月別平均降水量のグラフを図１－４－７，図１－４－８，図１－４－９に示した。集めたデータは昭和４０年～５３年までであるが，観測点の位置及び高度が変化しているので，昭和４０年～４９年，昭和５０年～５３年に分けてデータを処理した。なお新見では昭和４９年～５３年の間は観測資料がないのでとりあげていない。

両図を比較すると，かなりの違いが見られる。昭和４０年～４９年の図は各地点７，９月の降水量が多い。特に７月は１２か月中で最も降水量が多い。この原因は，昭和４０年～４９年の間の７月期に，県域で梅雨前線による大雨の降ることが多かったためと考えられる。昭和５０年～５３年の図では，各観測点，４，６，９月に降水量が多い。４月は，春雨前線，６月は，梅雨前線，９月は，台風，秋雨前線によるものと考えられる。また両図とも千屋，矢神，新見の１１～１月の降水量が，高梁，岡山に比べて多い。これは降雪によるものも含まれる。

次に，昭和４０年～５８年までの各地点の年間降水量の動きを図１－４－６に示した。なお，新見は昭和４８年～５３年の６年間，矢神は昭和５４年以降の観測資料がない。これを見ると，各地

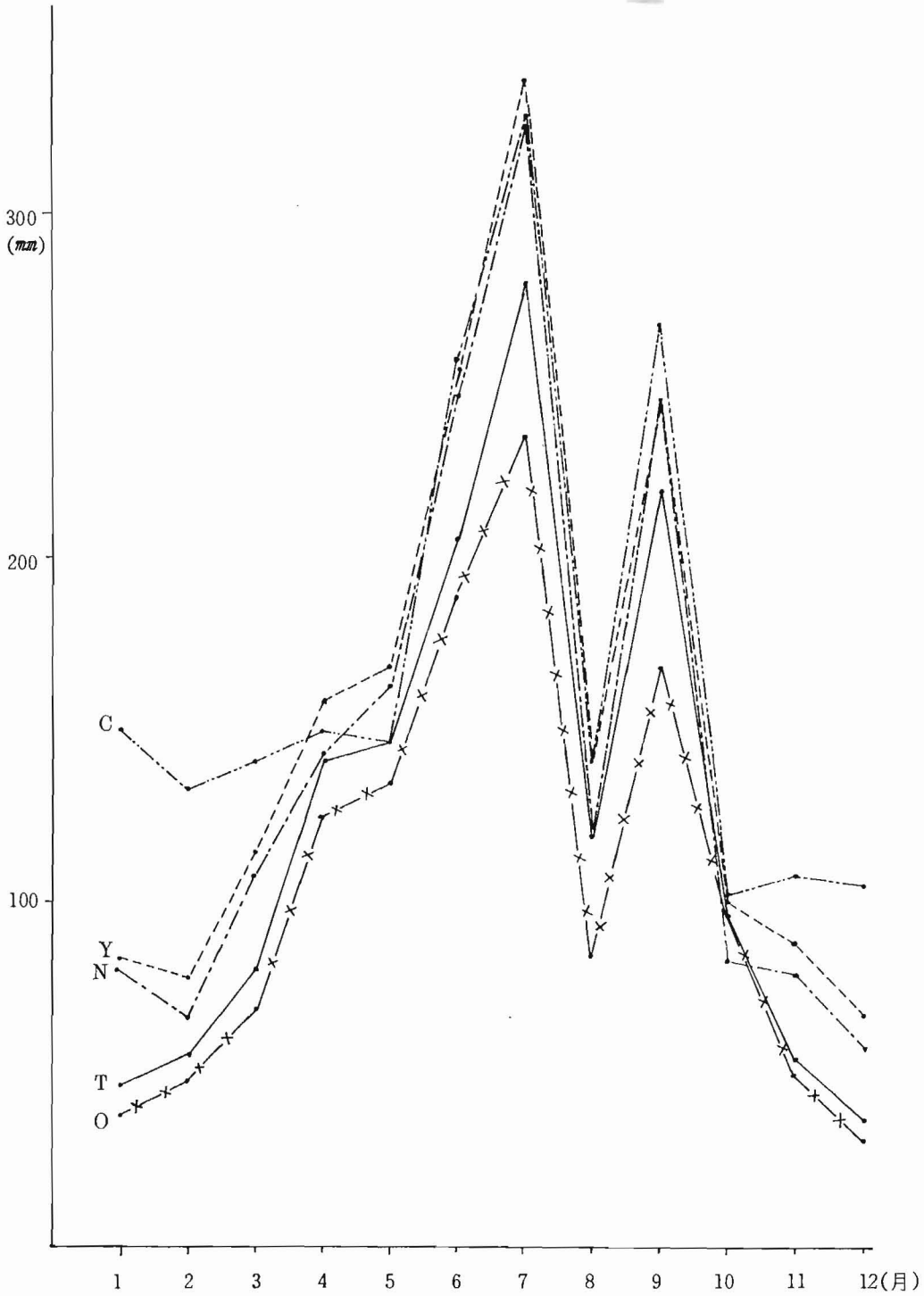

図１－４－７　　Ｓ４０年～Ｓ４９年の月別平均降水量

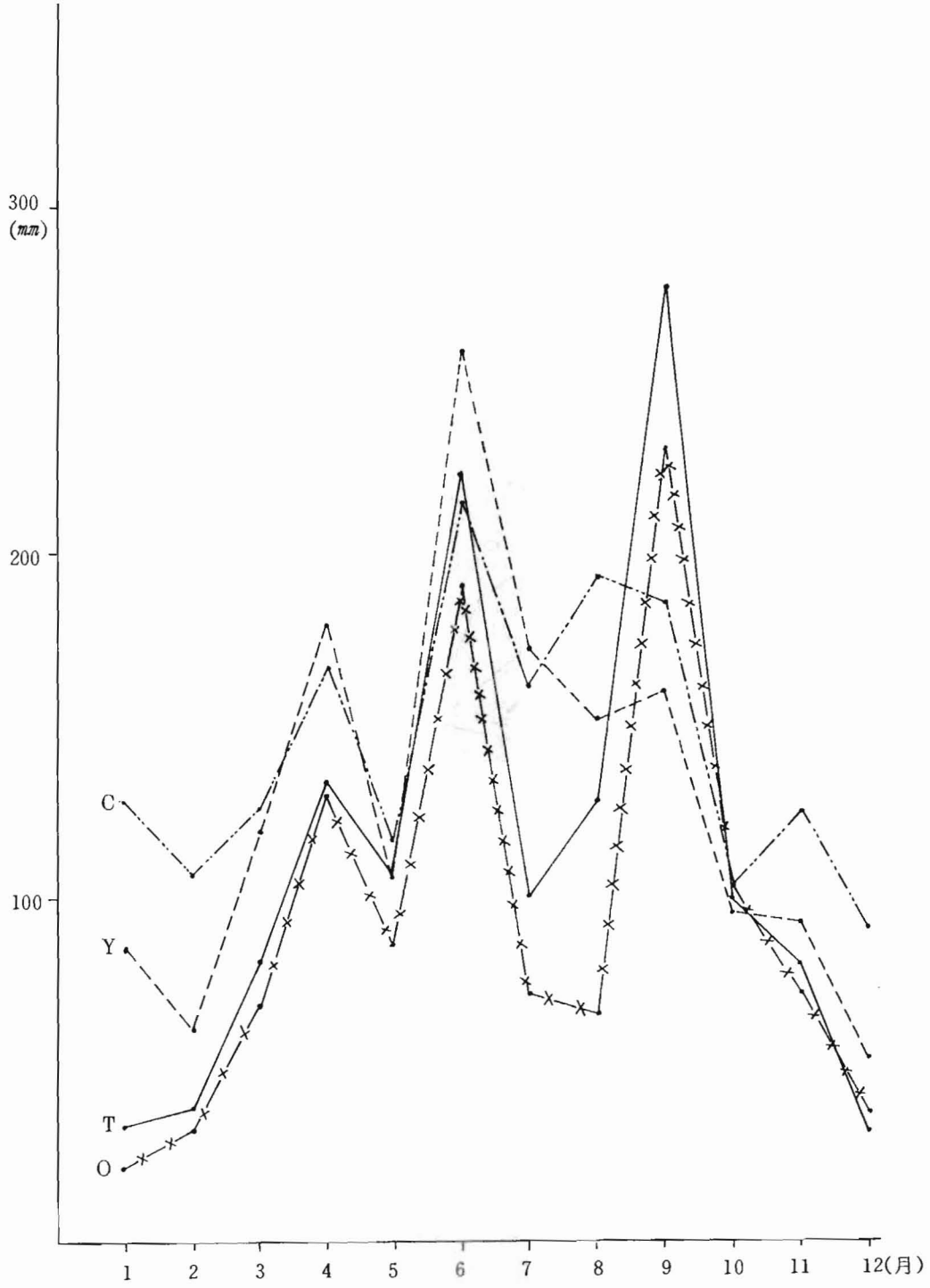

図１－４－８　　Ｓ５０年～Ｓ５３年の月別平均降水量

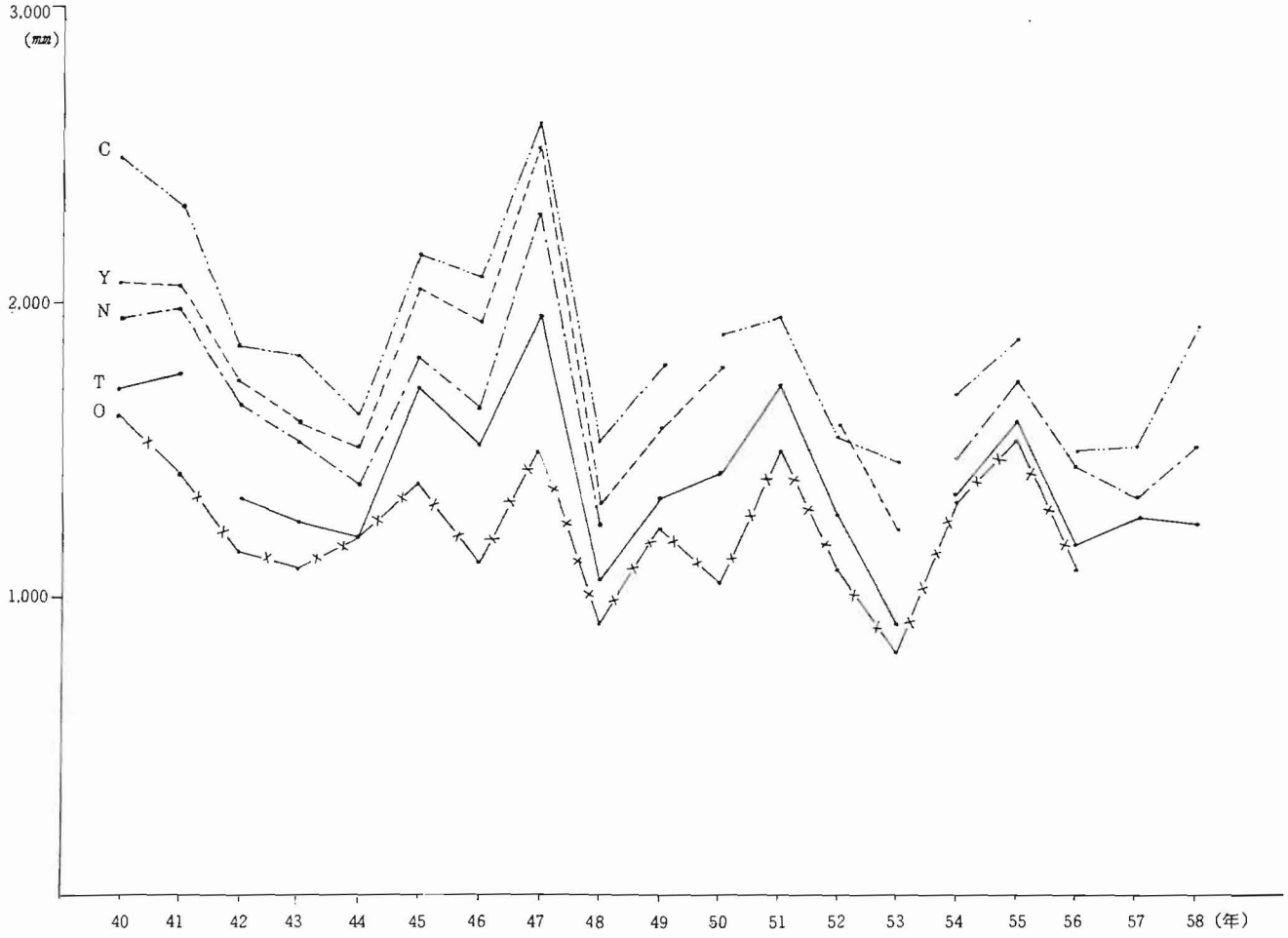

図１－４－９　　Ｓ４０年～Ｓ５８年の年間降水量

表１－４－６　　Ｓ４０年～Ｓ５８年の年間降水量

地名＼年	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
岡山	1621	1420	1162	1104	1206	1398	1119	1499	904	1232	1050
高梁	1704	1762	1343	1257	1206	1702	1519	1959	1069	1337	1417
新見	1948	1980	1657	1534	1390	1807	1643	2296	1243		
千屋	2499	2334	1854	1824	1626	2162	2093	2601	1532	1777	1896
矢神	2077	2055	1736	1600	1515	2041	1939	2540	1313	1573	1786

地名＼年	51	52	53	54	55	56	57	58
岡山	1496	1095	813	1309	1531	1094		1103
高梁	1715	1282	913	1332	1597	1175	1268	1245
新見				1473	1736	1233	1339	1502
千屋	1954	1542	1461	1679	1875	1497	1508	1908
矢神		1586	1224					

表１－４－７　　Ｓ４０年～Ｓ４９年の月別平均降水量

地名＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
岡　　山	39	49	69	125	135	190	235	82	169	95	50	31	1269
高　　梁	47	56	81	141	147	206	280	120	219	97	55	38	1487
新　　見	80	67	108	143	164	248	324	121	245	83	79	59	1721
矢　　神	84	78	115	159	169	255	339	141	242	100	88	68	1838
千　　屋	150	133	141	150	147	258	328	142	267	102	108	105	2031

表１－４－８　　Ｓ５０年～Ｓ５３年の月別平均降水量

地名＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
岡　　山	22	33	69	130	87	190	72	66	230	103	73	38	1113
高　　梁	34	39	82	133	106	222	100	128	277	99	80	31	1331
矢　　神	85	62	119	179	106	258	172	151	159	96	92	53	1532
千　　屋	128	107	126	167	116	214	161	193	185	104	124	90	1715

点の降水量の経年変化はよく似た傾向を示す。昭和４０年～４１年，４５年～４７年，５０年～５１年，５３年ごろは降水量のかなり多い年である。これらの年は台風，梅雨，秋雨前線の活動が活発で各地点に多量の雨を降らせたものと考えられる。また，昭和４８年，５３年では降水量が少なく，昭和５３年は岡山，高梁，矢神，千屋で最も降水量が少ない。

注）以上の資料となった各地点の気象測定方法は，次のようである。

○Ｓ５３年までの資料

平均気温：下記の日最高気温と日最低気温との平均値を日平均気温とし，0.1℃単位で示し，旬月の欄にはそれぞれの平均値を示した。

最高気温：当日９時から翌日９時までの日最高気温を0.1℃単位で示した。

最低気温：前日９時から翌日９時までの日最低気温を0.1℃単位で示した。

降水量：当日９時から翌日９時までの日降水量を１㎜単位で示した。

○Ｓ５４年以降の資料

平均気温：１～２４時の毎正時平均を0.1℃まで示した。

最高気温：１～２４時の毎正時のなかで最高を0.1℃まで示した。

最低気温：１～２４時の毎正時のなかで最低を0.1℃まで示した。

降水量：０～２４時の日降水量を１㎜まで示した。１㎜未満のときは空欄。

（河内潔・竹内浩二）

参考文献

岡山地方気象台編（１９６５～１９８１）：岡山気象月報

石田　寛編「岡山の地理」

和達　清夫編「日本の気象」

吉野　正敏（１９６８）：中国・四国地方の気候区分，地理科学，１０

第 2 章　人口と過疎化集落

1　人　口

(1)　世帯数および人口の推移

表2−1−1および図2−1−1・2は,萬歳地区（旧萬歳村）の世帯数・人口を表わしたものである。大正元年（1912）の萬歳村の人口は1,914人であった。人口は，大正7年をさかいに，翌年には2,239人,前年比の15.4%と急激に増加した。しかし，この増加は一時的なものであり,大正14年

表2−1−1　萬歳地区（旧萬歳村）の世帯数・人口

	世帯数	人　口		世帯数	人　口		世帯数	人　口
大正元年	341 〔341〕	1941 〔1941〕	11年			35年	378	1914
2	342	1970	12			36	370	1851
3	337	1969	13			37	366	1807
4	337	2002	14			38	360	1764
5	340 〔340〕	2043 〔2042〕	15	〔339〕	〔1721〕	39	359	1697
6	340	2020	16			40	363	1662
7	342	1941	17			41	358	1610
8	340	2239	18			42	355	1532
9	334 〔351〕	2201 〔1743〕	19			43	351	1495
10	342	2264	20		1709	44	353	1451
11			21	408	2397	45	332	1379
12			22	〔383〕	〔2077〕	46	329	1361
13			23	376	2107	47	327	1333
14	〔356〕	〔1745〕	24			48	325	1312
昭和元年			25	〔377〕	〔2104〕	49	318	1286
2			26			50	318	1268
3			27	369	2104	51	311	1248
4			28			52	310	1250
5	〔342〕	〔1674〕	29			53	307	1220
6			30	376 〔373〕	2082 〔2056〕	54	307	1217
7			31	374	2065	55	310	1207
8			32	369	2032	56	307	1203
9			33	375	1991	57	309	1181
10	〔350〕	〔1677〕	34	376	1969	58年	309	1160

出所：昭和30年〜58年　萬歳支所「人口調査綴」
昭和20年〜27年　「人口調査」
大正元年〜10年　「現勢調査簿」
但し〔　〕内は，国勢調査による。

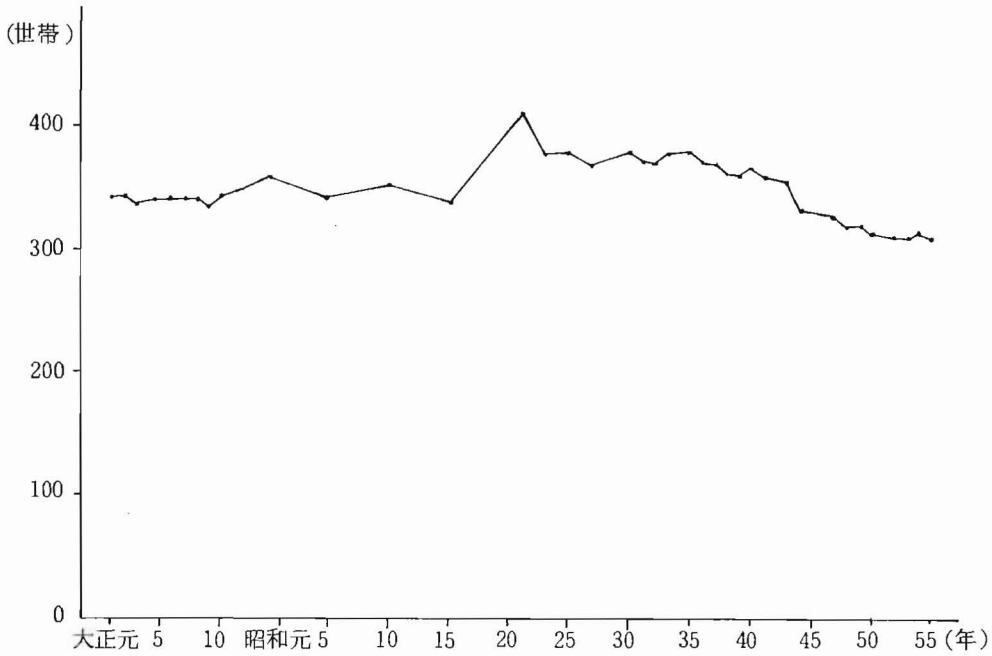

図２－１－１　　萬歳地区（旧萬歳村）の世帯数の推移

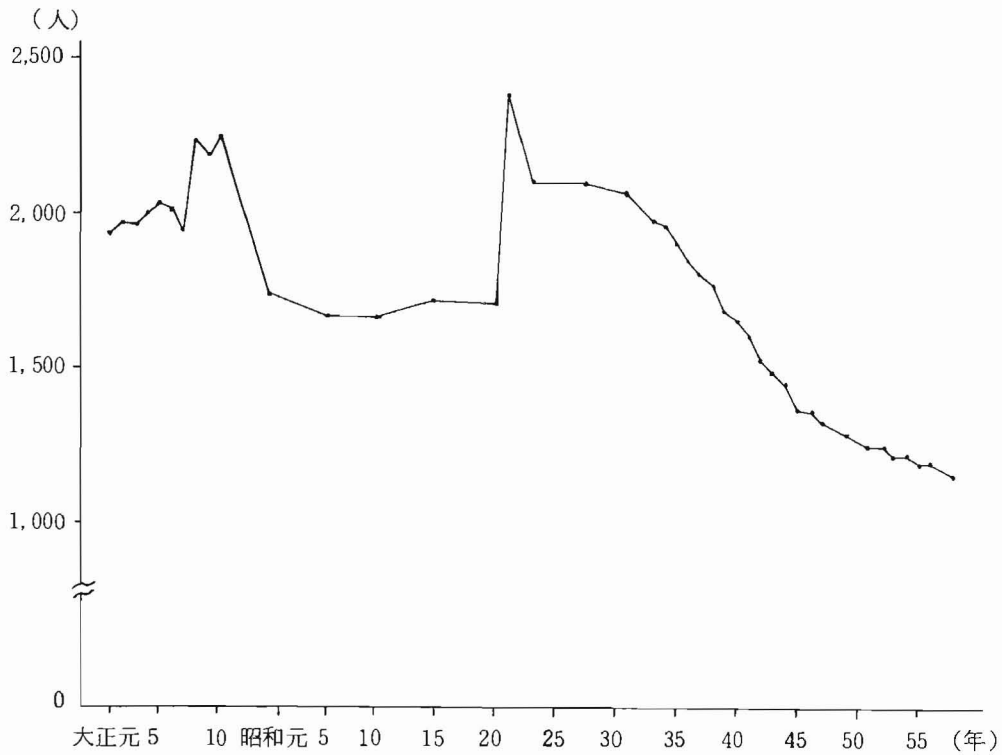

図２－１－２　　萬歳地区（旧萬歳村）の人口の推移

には，1,754人になった。これは，第1次大戦後の日本の経済発展期にあたり，都市へと労働力が流出していったのである。これより後，第2次大戦の昭和20年（1945）まで，多少の増減はあるが1,700人程度に安定していた。ところが，終戦を迎えた翌年の昭和21年には，2,376人と前年比の40.3％も増加しており，都市部からの疎開者の流入または外地からの引揚者の帰村が激しかったことを表わしている。この人口増加も一時的なものにすぎなく，昭和23年には2,104人になり，昭和30年まで小康状態を保つが，日本経済が復興するにつれ人口は減少しはじめた。そして，三村合併後の昭和30年代半ばから40年代にかけての高度経済成長期には，昭和30年から昭和45年の15年間に人口は33.8％減少し，世帯数も共に減少しているから，この時期に挙家離村した世帯が多いことがわかる。また，1世帯あたりの世帯員数が昭和30年には5.5人であったのに対し，昭和45年には4.2人になっていることから，核家族化が進行すると同時に若年層が流出したことを表わしている。

高度成長期もほぼ終りをみせはじめる昭和45年以降は，人口減少の程度は比較的緩やかになるが，減少の傾向は今日まで継続している。

また，集落別の世帯数・人口を表わしたものが表2－1－2であり，図2－1－3は，昭和43年から58年までの各集落の人口の推移を表わしている。

表2－1－2　萬歳地区の集落別世帯数・人口

集落番号	集落名	昭和30年		昭和58年		人口増加率
		世帯数	人口	世帯数	人口	
1	川上	31	166	21	80	△ 51.8
2	町上	27	102	21	68	△ 33.3
3	町下	29	124	24	74	△ 40.3
4	宮ノ峠	14	87	12	45	△ 48.3
5	中井谷	16	90	11	41	△ 54.4
6	宗本	19	121	18	76	△ 37.2
7	大峠	15	91	10	43	△ 32.7
8	奥地	18	109	14	42	△ 61.5
9	内井谷	20	105	14	48	△ 54.3
10	家実	12	69	10	43	△ 37.7
11	只野	28	165	26	113	△ 31.5
12	大谷	21	108	19	66	△ 38.9
13	老栄西	19	109	16	59	△ 45.9
14	老栄東	16	78	16	54	△ 30.7
15	吉清	17	119	14	62	△ 48.0
16	井原	19	128	17	71	△ 44.5
17	荻尾上	18	90	13	46	△ 48.9
18	荻尾下	17	102	17	60	△ 41.2
19	井戸・布寄	17	106	16	69	△ 31.9
(20)	向山	3	13	－	－	－
萬歳地区		376	2,082	309	1,160	△ 44.3

（「人口調査綴」より作成）

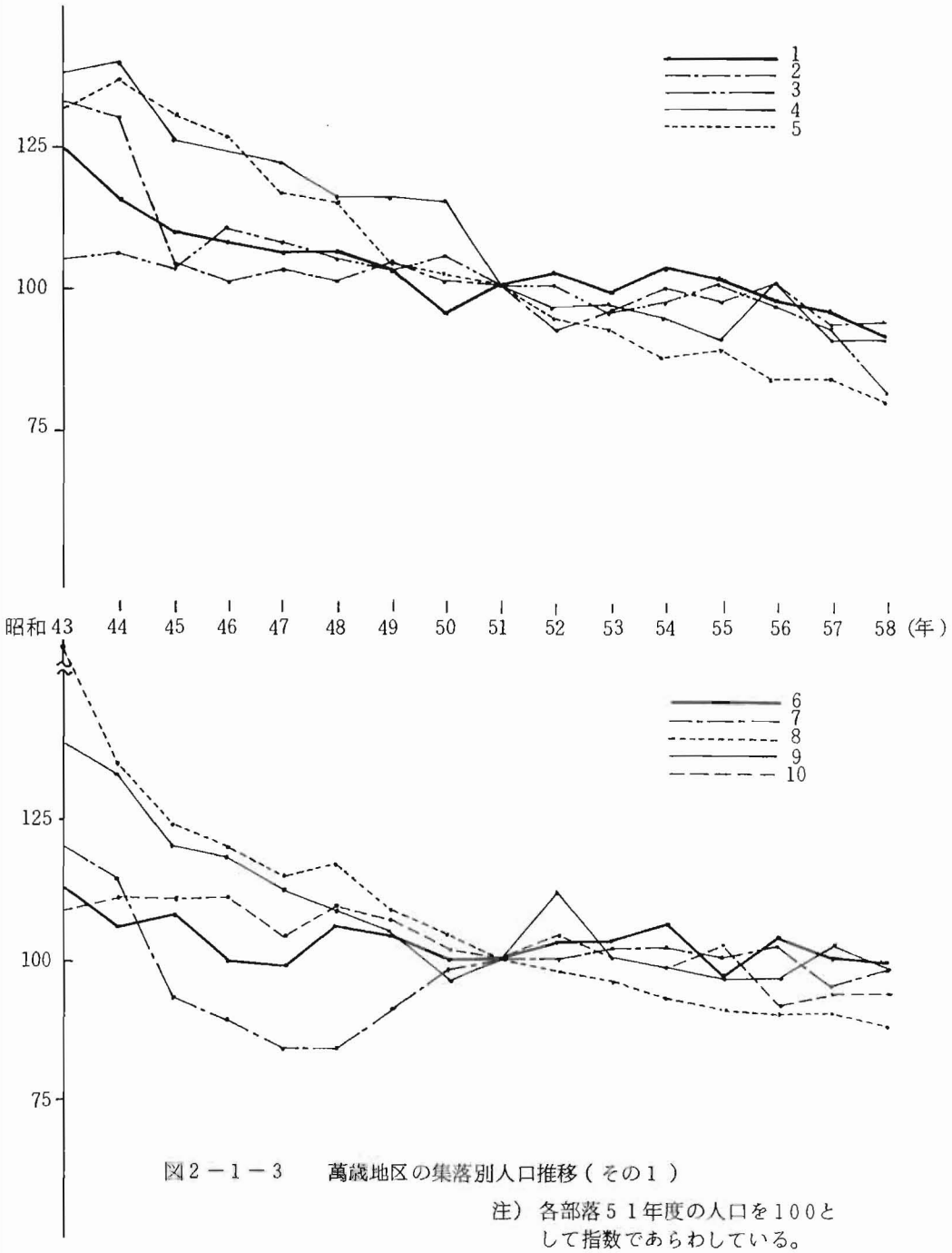

図２－１－３　　萬歳地区の集落別人口推移（その１）

注）各部落５１年度の人口を１００として指数であらわしている。

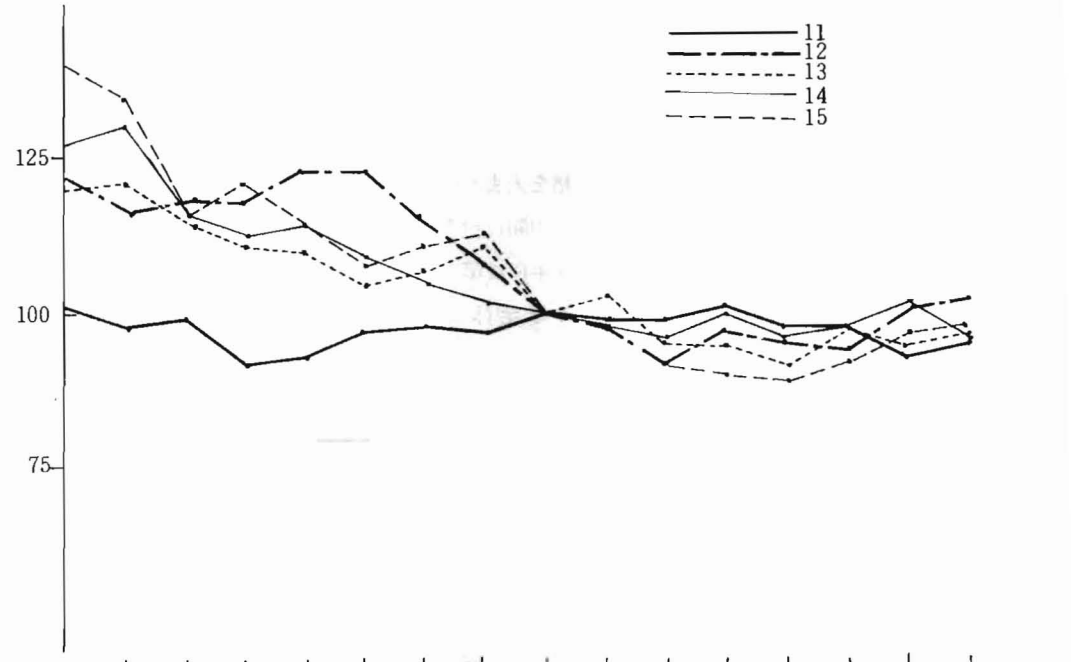

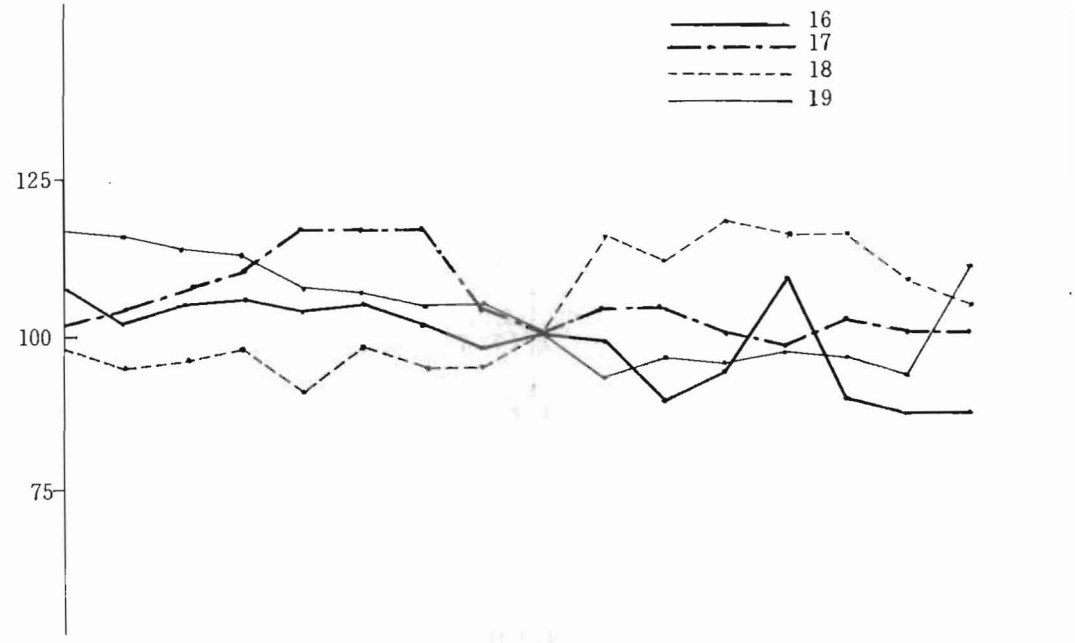

図2－1－3　　萬歳地区の集落別人口推移（その2）

(2) 産業別就業人口構成

合併前の萬歳村，合併後は哲多町の産業別就業人口を表わしたのが表２－１－３である。

まず，萬歳村については，昭和２５年までは第１次産業就業者が８０％以上を占めていたが，昭和３０年には７４％と，他の産業に従事する者が増加した。戦後の復興期を経過することによって産業の高次化が進展していったのである。また，昭和２５年当時の萬歳村を，合併した他の２村と比較すると，本郷村の第２・３次産業就業者の占める割合が高く，逆に新砥村は第１次産業就業者が全体の８８.４％も占めている。３村の性格を大まかにとらえると，本郷村はやや発達した農村であり，新砥村は山村的で，萬歳村はこれらの中間に位置している。

合併後は哲多町についてみると，昭和３５年には第１次産業が2,７０８人，７２.７％を占め，農林業中心であったが，昭和４５年には全体の半分以下1,６７０人になった。就業人

表２－１－３　産業別就業人口構成

		第１次産業				第２次産業			
		農業	林業 狩猟業	漁業等	計	鉱業	建設業	製造業	計
萬歳村	昭和５年	762 (82.5)		－ (－)	762 (82.5)	26 (2.8)	49 (5.3)		75 (8.1)
	22	812 (77.1)	55 (5.2)	－ (－)	867 (82.3)	4 (0.4)	24 (2.3)	41 (3.9)	69 (6.6)
	25	853 (78.0)	79 (7.2)	－ (－)	932 (85.3)	9 (0.8)	15 (1.4)	23 (2.1)	47 (4.3)
	30	706 (69.1)	52 (5.1)	－ (－)	758 (74.2)	26 (2.5)	25 (2.4)	60 (5.9)	111 (10.8)
本郷村	25	1,275 (73.8)	15 (0.9)	－ (－)	1,290 (74.7)	16 (0.9)	51 (3.0)	139 (8.0)	206 (11.9)
新砥村	25	944 (78.4)	110 (9.2)	－ (－)	1,054 (88.4)	－ (－)	28 (2.3)	16 (1.3)	44 (3.7)
哲多町	35	2,601 (55.3)	107 (2.9)	－ (－)	2,078 (72.7)	113 (3.0)	131 (3.5)	205 (5.5)	449 (12.1)
	40	2,127 (67.6)	46 (1.5)	－ (－)	2,173 (69.0)	85 (2.7)	104 (3.3)	240 (7.6)	429 (13.6)
	45	1,631 (43.1)	38 (1.0)	1 (0.0)	1,670 (44.1)	44 (1.2)	144 (3.8)	427 (11.3)	615 (16.2)
	50	1,148 (44.2)	31 (1.2)	－ (－)	1,179 (45.4)	35 (1.3)	218 (8.4)	487 (18.8)	740 (28.5)
	55	1,038 (39.8)	41 (1.6)	－ (－)	1,079 (41.4)	19 (0.7)	260 (10.0)	509 (19.5)	788 (30.2)

注）（　　）は，構成比（％）を示す。

口はほぼ同じことから，第１次産業就業者が農林外就業に移行したと考えられ，生産性の低い農林業から離脱していったのである。そして，その後も第１次産業人口は減少をつづけ，それとともに全体も昭和４５年から５０年にかけて約９００人減少した。これは，農林業就業者のうち成羽川ダムや水島工業地帯へ出かせぎに出ることによって収入を得ていたものが，工事の完了により，第２，３次産業に就業することを余儀なくされ，その結果，職を求めて都市部へ流出する者が増加したことと，若年労働力が高度経済成長に伴って流出したことの相乗によるものである。また，昭和５５年には産業人口全体は僅かながら増加した。これは低成長期に入ったことにより経済成長が停滞の様相をみせたことによるが，町の活性化のためにも町内に若年労働力をとどめておくことのできる基盤づくりが必要不可欠であることはいうまでもないことである。

第３次産業							その他	総計
卸売小売業	金融・保険不動産業	運輸通信業	電気・ガス水道業	サービス業	公務	計		
39	—	9	—	29		77	10	
(4.2)	(—)	(1.0)	(—)	(3.1)		(8.3)	(1.0)	(100.0)
7	—	34	6	5	43	95	22	
(0.7)	(—)	(3.2)	(0.6)	(0.5)	(4.1)	(9.0)	(2.1)	(100.0)
20	—	45	—	32	17	114	—	
(1.8)	(—)	(4.1)	(—)	(2.9)	(1.6)	(10.4)	(—)	(100.0)
35	13	44	101		19	152	—	
(3.4)	(1.3)	(4.3)	(9.9)		(1.9)	(14.9)	(—)	(100.0)
65	11	69		78	18	231	—	
(3.8)	(0.1)	(4.0)	(—)	(4.5)	(1.0)	(13.4)	(—)	(100.0)
24	1	24		29	16	94	—	
(2.0)	(0.1)	(2.0)	(—)	(2.4)	(1.3)	(7.9)	(—)	(100.0)
165	19	128	8	198	47	567	2	
(4.4)	(0.5)	(3.4)	(0.2)	(5.3)	(1.3)	(15.2)	(0.1)	(100.0)
142	17	133	9	192	52	545	—	
(4.5)	(0.5)	(4.2)	(0.3)	(6.1)	(1.7)	(17.3)	(—)	(100.0)
164	27	150	8	231	61	1,501	—	
(4.3)	(0.7)	(4.0)	(0.2)	(6.1)	(1.6)	(39.6)	(—)	(100.0)
169	18	140	12	249	85	676	—	
(6.5)	(0.7)	(5.4)	(0.5)	(9.6)	(3.3)	(26.1)	(—)	(100.0)
191	26	134	11	282	98	742	—	
(7.3)	(1.0)	(5.1)	(0.4)	(10.8)	(3.8)	(28.4)	(—)	(100.0)

（「国勢調査」結果より作成）

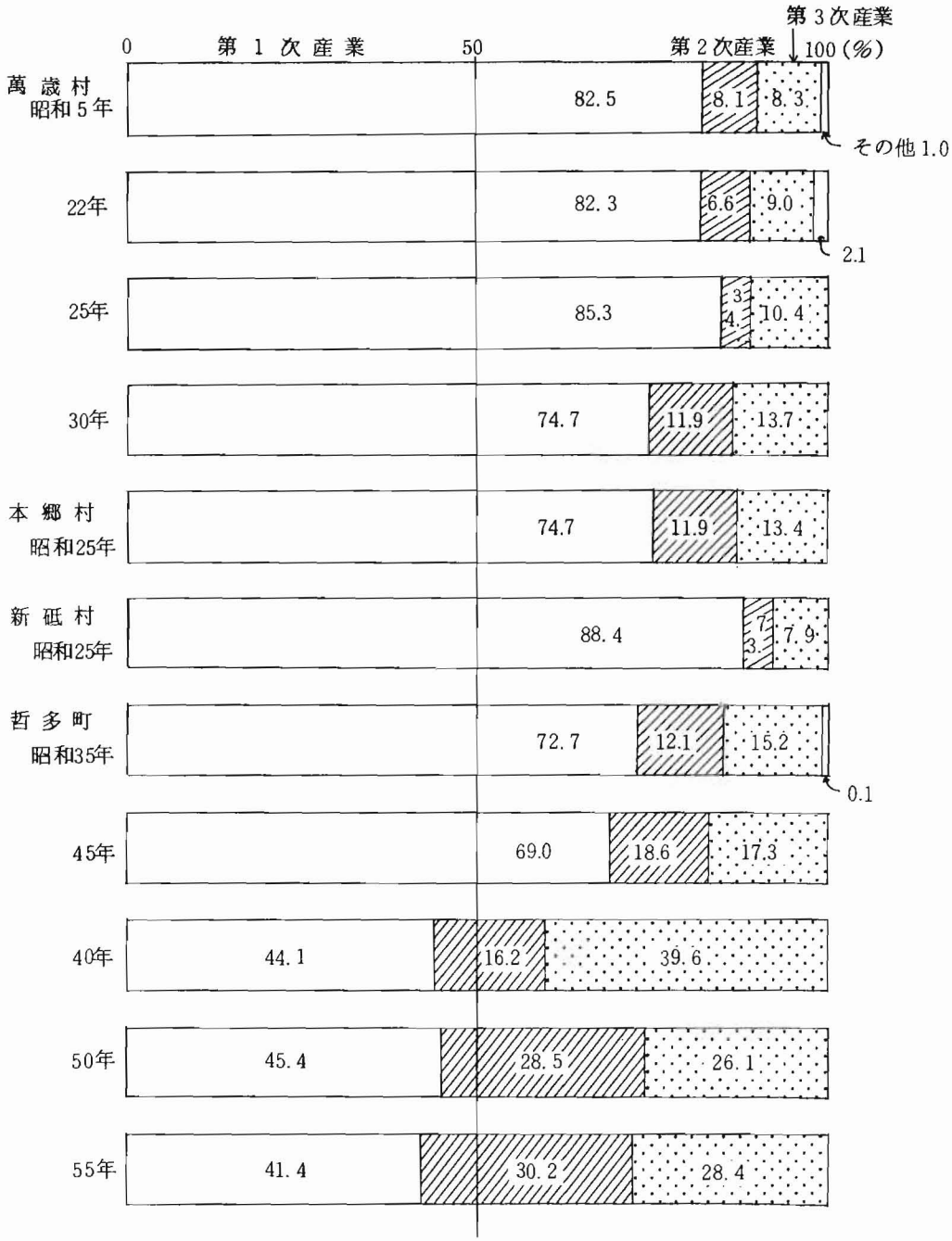

図2－1－4　産業別就業人口構成　（表2－1－4より作成）

(3) 年齢別・男女別人口構成

萬歳村・哲多町の年齢別・男女別人口構成とその推移を表2－1－4に示した。特に，65歳以上の老齢人口が増加しているのが顕著である。逆に低年齢層は減少してゆき，これらのことから老

表２－１－４　萬歳村・哲多町の年齢別・男女別人口構成

	萬歳村						哲多町											
	昭和25年			昭和30年			昭和30年			昭和35年			昭和45年			昭和55年		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0～4	155	150	303	126	123	249	480	449	929	344	328	672	127	129	256	131	118	249
5～9	117	134	251	130	128	258	529	488	1,017	460	441	901	184	206	390	187	156	343
10～14	114	131	245	101	123	224	414	421	835	521	483	1,004	305	290	595	134	130	264
15～19	90	85	175	81	93	174	333	317	650	246	212	458	205	188	393	117	114	231
20～24	79	73	152	82	69	151	291	319	610	217	204	421	109	154	263	93	92	185
25～29	48	80	128	58	66	124	265	261	526	244	263	507	106	101	207	133	117	250
30～34	53	67	120	45	66	111	188	249	437	243	233	476	116	126	242	131	126	257
35～39	54	55	109	47	62	109	171	211	382	182	234	416	166	204	370	106	110	216
40～44	63	60	123	53	47	100	186	199	385	156	191	347	197	207	404	118	128	246
45～49	48	39	87	60	57	117	187	190	377	173	181	354	147	207	354	163	202	365
50～54	29	47	76	44	40	84	165	157	322	172	176	348	146	166	312	186	196	382
55～59	45	38	83	33	44	77	142	166	308	151	141	292	144	151	295	138	192	330
60～64	31	39	70	45	29	74	148	121	269	127	153	280	134	148	282	135	148	283
65～69	22	33	55	24	37	61	108	110	218	120	102	222	112	108	220	126	144	270
70～74	26	35	61	20	30	50	78	93	171	83	92	175	83	114	197	105	126	231
75～79	13	15	28	18	24	42	50	81	131	54	71	125	54	73	127	62	85	147
80～84	6	13	19	8	13	21	28	28	56	31	47	78	30	44	74	35	66	101
85～89							7	12	19	9	14	23	14	20	34	15	20	35
90以上							0	2	2	2	3	5	4	8	12	4	9	13
総計	1,013	1,094	2,107	975	1,051	2,026	3,770	3,874	7,644	3,535	3,569	7,104	2,383	2,644	5,027	2,119	2,279	4,398
0～14	801（38.0％）			731（36.1％）			2,781（36.4％）			2,577（36.3％）			1,241（24.7％）			856（19.5％）		
15～64	1,143（54.2％）			1,121（55.3％）			4,266（55.8％）			3,899（54.9％）			3,122（62.1％）			2,745（62.4％）		
65以上	163（7.8％）			174（8.6％）			597（7.8％）			628（8.8％）			664（13.2％）			797（18.1％）		
老齢化指数	20.3			23.8			21.5			24.4			53.5			93.1		
従属指数	84.3			80.7			79.1			82.2			61.0			59.1		

（「国勢調査」結果より作成）

齢化指数は昭和３５年以降急激に増加している。また，１５歳から６４歳までの生産年齢人口が年々減少していることにより，従属指数は減少を続けている。

これらのことを人口ピラミッドで表わしたのが図２－１－５・６である。まず，萬歳村では，昭和２５年・３０年ともほぼピラミッド型をしているが，岡山県全体にくらべると２５歳～３９歳の男子が少なくなっている。昭和２５年の２５～２９歳の男子が少なくなっているのは戦争の影響によるものであり，また，０～４歳の層は戦後のベビーブームにあたるものである。

哲多町では，昭和３０年は萬歳村と同様ほぼピラミッド型をしているが，昭和３５年には１５歳～２４歳の層の割合が少なくなり，農村特有の“ひょうたん型”を示すようになってくる。そして，昭和４５年には，１５歳～３４歳の割合が減少するとともに３５歳～４９歳の割合が増大することにより一層“ひょうたん型”が顕著になった。これらの２０～２４歳層が少ないのは高学歴化によ

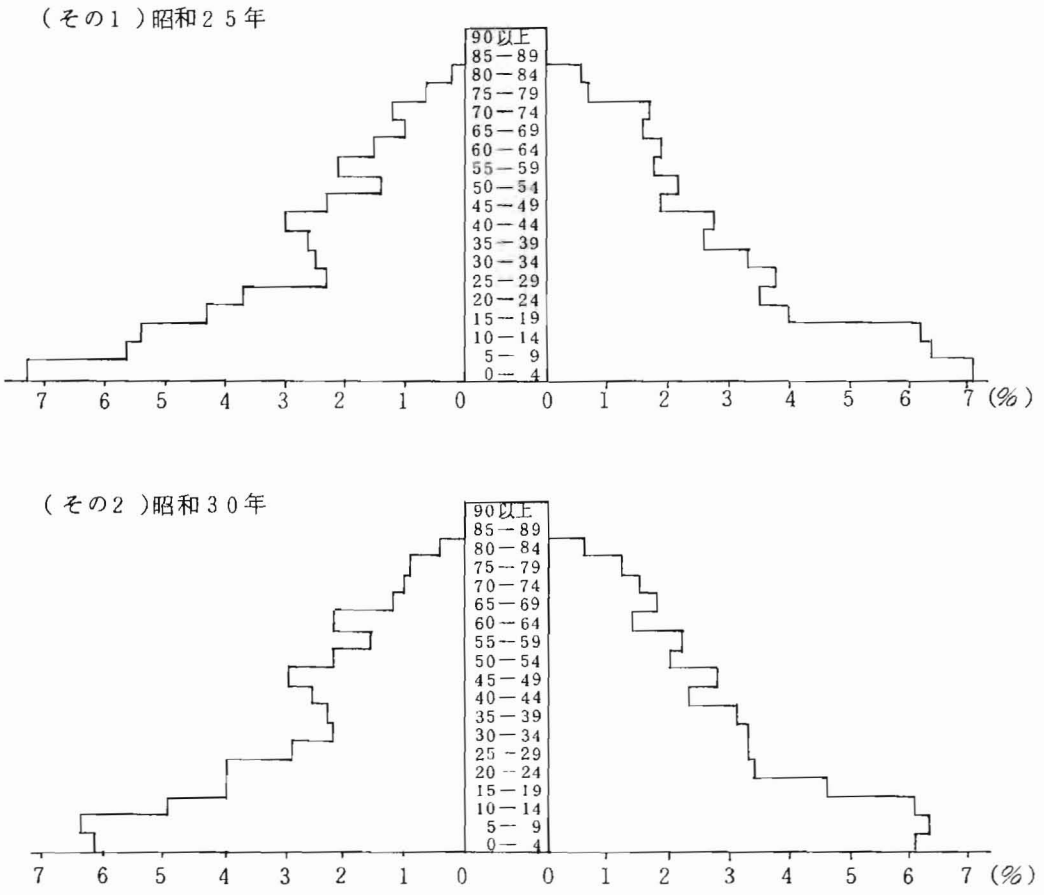

図２－１－５　萬歳村の年齢別・男女別人口構成

（表２－２－４より作成）

（その１）昭和３０年

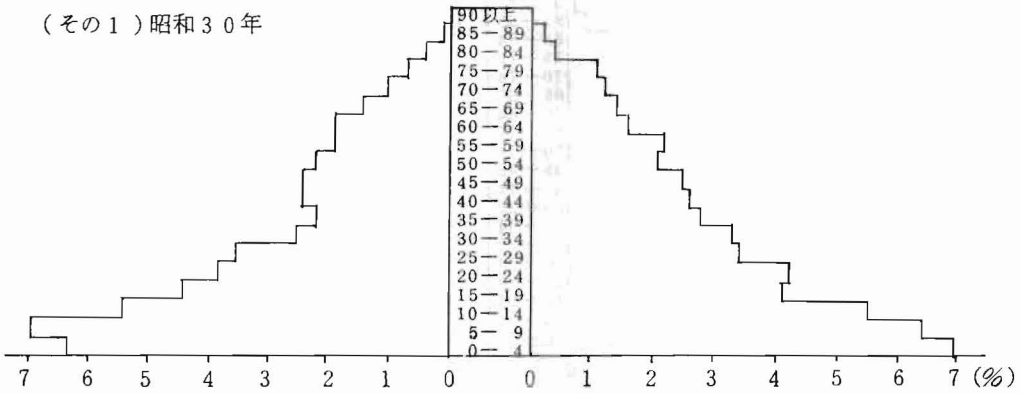

（その２）昭和３５年

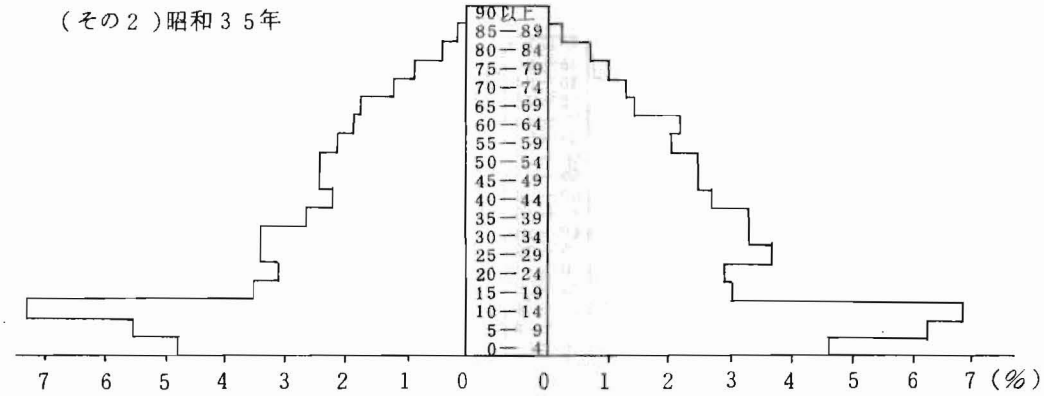

（その３）昭和４５年

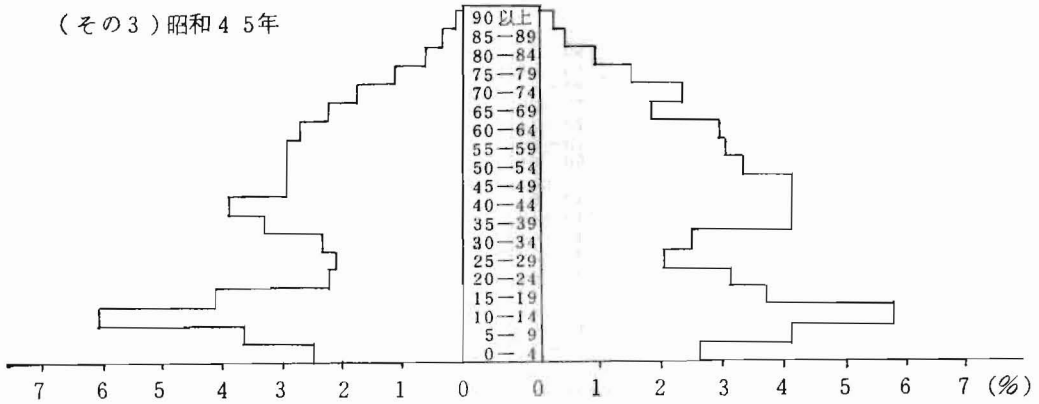

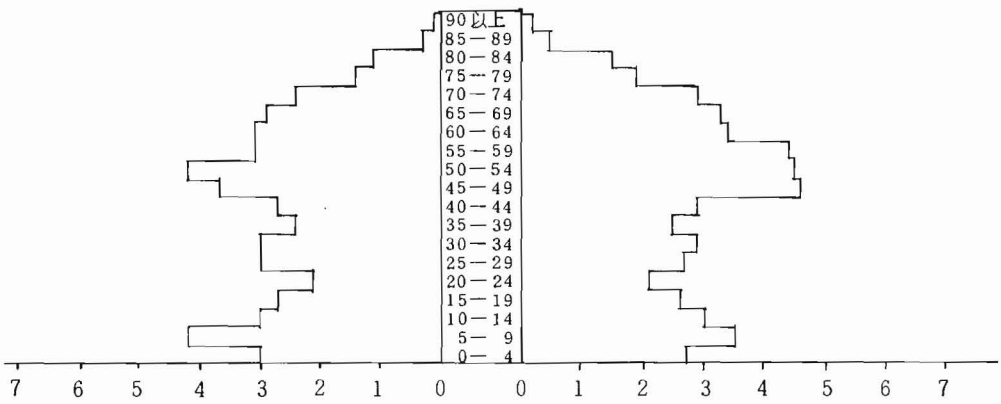

図２－１－６　哲多町の年齢別，男女別人口構成（表２－１－４より作成）

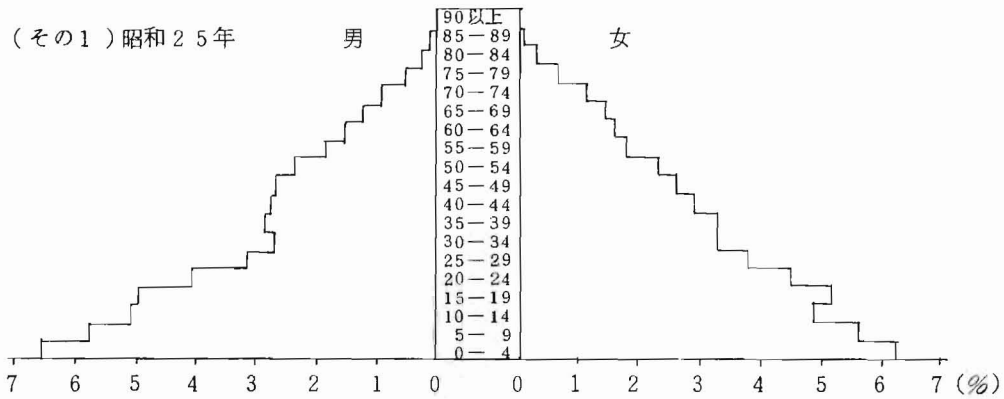

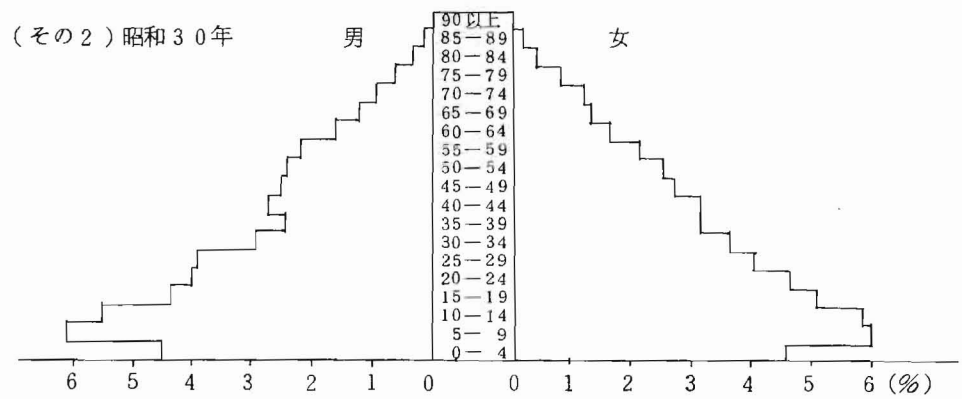

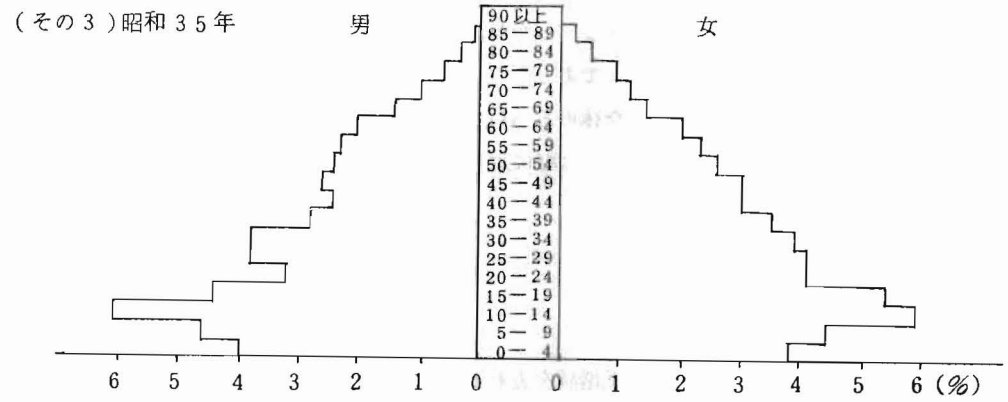

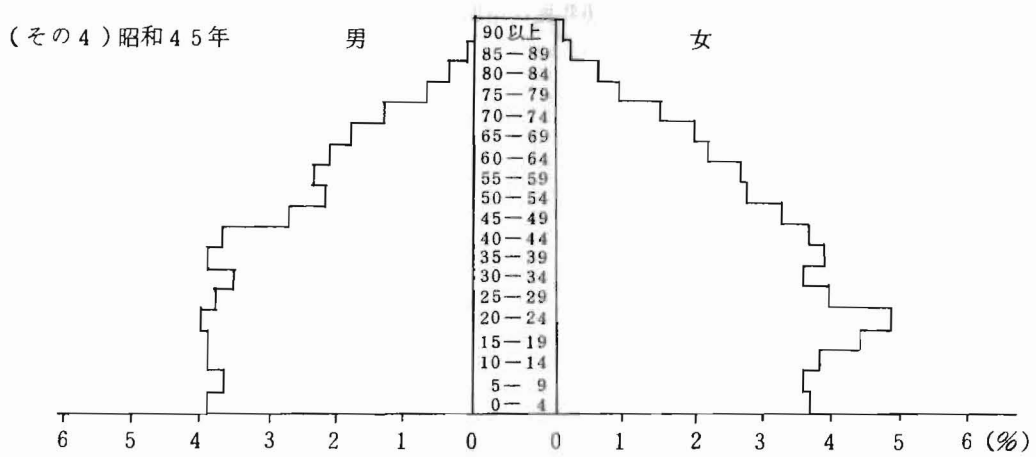

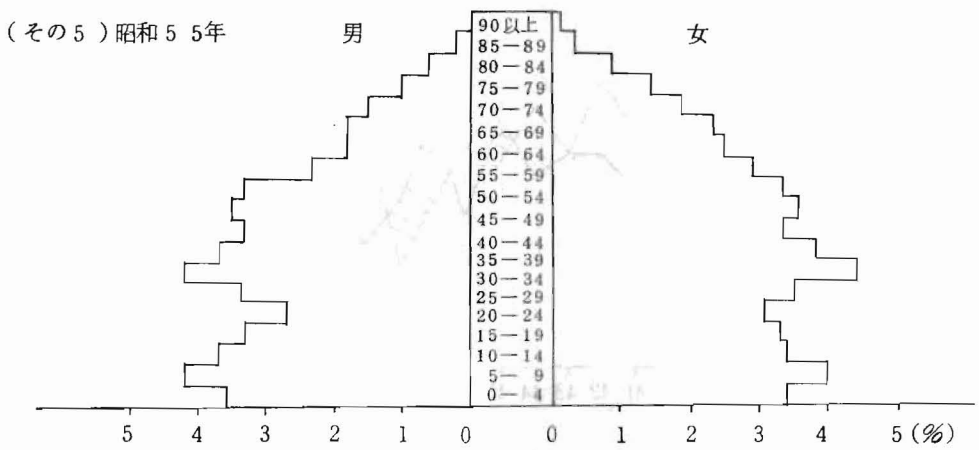

図２－１－７　岡山県の年齢別，男女別人口構成　（国勢調査より作成）

る都市部への進学そして就業によるものである。しかし，昭和５５年には２５～２９歳，30～34歳層が各々昭和４５年に２０７人，２４２人であったのが２５０人，２５７人と増加したことにより，“ひょうたん型”というよりも岡山県全体のあらわす“つぼ型”にやや似た型をしている。これは，哲多町への都市部からのUターン若しくは町に定着する青年層が増加したことによると思われる。

2　人　口　動　態

(1)　自　然　動　態

萬歳地区における出生と死亡の状況と自然増減を表わしたのが表２－２－１，図２－２－１である。出生数は近年農村共通である減少の傾向にあり，これも若年層の減少に関係している。また，昭和４１年度は「丙午」にあたるため減少しているが，その他昭和４６，４９年度も少なくなっている。それゆえに，自然増減は昭和３２～３６年度は増加をみせているが，５５年度以降減少している。

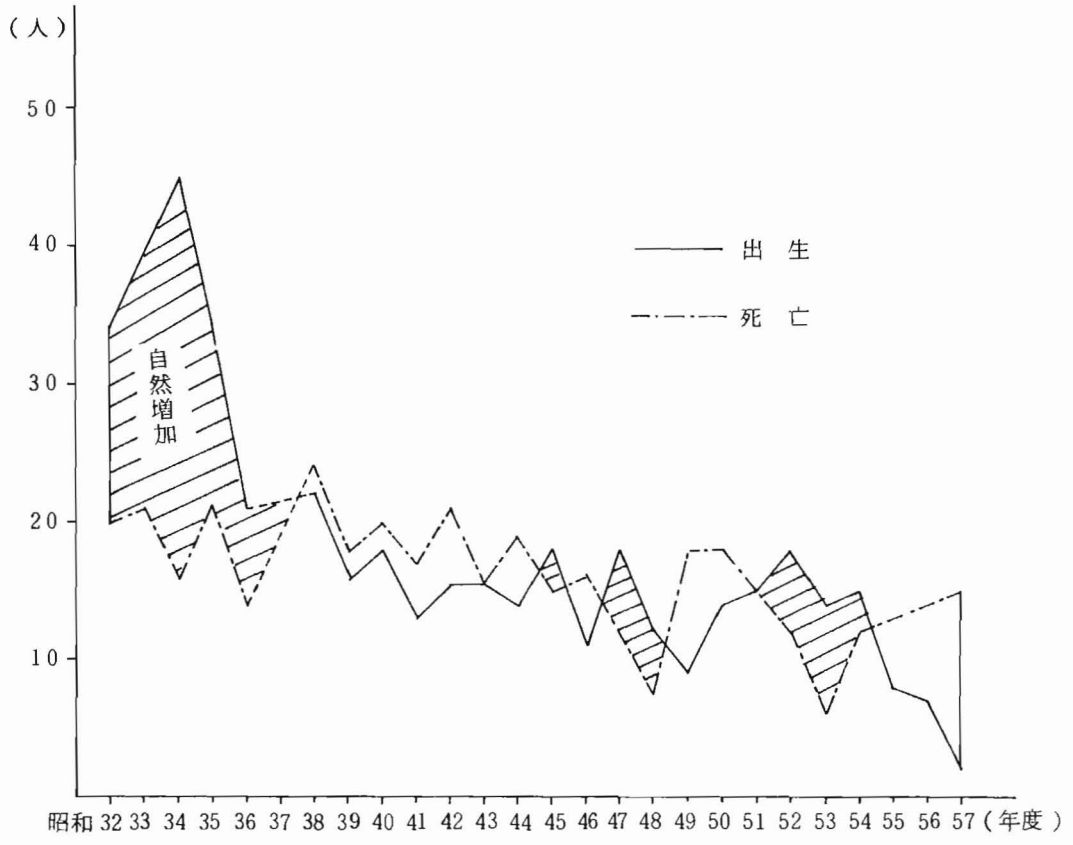

図２－２－１　　萬歳地区の自然動態　　（表２－２－１より作成）

表２－２－１
萬歳地区における自然動態

（人）

年度	出　生	死　亡	自然増減
昭32	34	20	14
33	39	21	18
34	45	16	29
35	34	21	13
36	21	14	7
37	—	—	—
38	22	24	△2
39	16	18	△2
40	18	20	△2
41	13	17	△4
42	16	21	△5
43	16	16	0
44	14	19	△5
45	18	15	3
46	11	16	△5
47	18	12	6
48	12	8	4
49	9	18	△9
50	14	18	△4
51	15	15	0
52	18	12	6
53	14	6	8
54	15	12	3
55	8	13	△5
56	7	14	△7
57	4	15	△11

（「異動人口調査報告」より作成）

表２－２－２
萬歳村における自然動態

（人）

年度	出　生	死　亡	自然増減
大元	76	57	19
2	66	37	29
3	60	47	13
4	70	38	32
5	76	40	36
6	75	51	24
7	—	—	—
8	78	46	32
9	63	65	△2
10	86	40	46

（「国勢調査簿」より作成）

また，大正元～１０年の萬歳村の自然動態を表２－２－２に示した。この期間では，自然増減は大正９年に減少した他は各年度で増加している。

(2) 社会動態

昭和３２年度から昭和５７年度までの萬歳地区の転出入者数を表わしたのが表２－２－３，図２－２－２である。昭和５１年度に社会減少はなくなったが，その他の年度では常に転出者

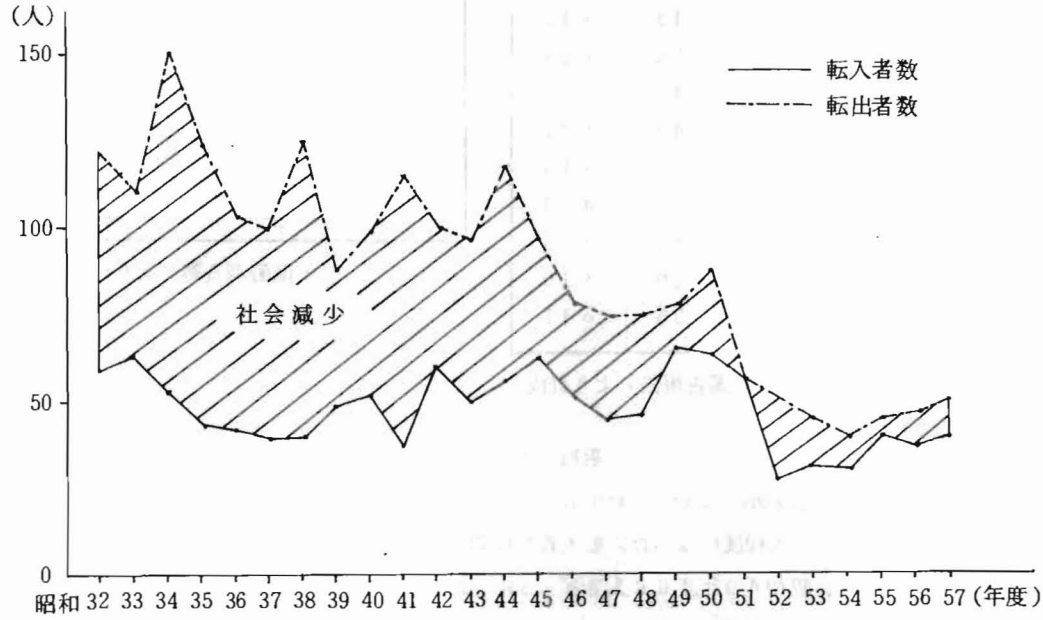

図２－２－２　萬歳地区における社会動態　（表２－２－３より作成）

表２－２－３

萬歳地区における社会動態

（人）

年度	転入者数	うち県内	転出者数	うち県内	社会増減
昭32	59	43	122	92	△63
33	63	51	111	71	△48
34	53	42	150	94	△97
35	44	32	125	77	△81
36	42	26	104	61	△62
37	40	27	100	70	△60
38	40	30	125	77	△85
39	49	27	88	57	△39
40	52	37	99	65	△47
41	37	28	115	83	△78
42	60	41	101	69	△41
43	50	28	97	64	△47
44	56	44	118	71	△62
45	63	46	96	65	△33
46	52	39	79	54	△27
47	45	32	75	53	△30
48	46	33	75	47	△29
49	66	39	78	43	△12
50	64	44	88	56	△24
51	57	40	57	42	0
52	27	19	64	49	△37
53	31	22	45	35	△14
54	31	18	40	23	△9
55	40	25	45	31	△5
56	37	20	47	29	△10
57	40	31	51	35	△11

（「異動人口調査報告」より作成）

表２－２－４

萬歳村における社会動態

（人）

年度	転入者数	転出者数	社会増減
大元	25	36	△11
2	15	43	△28
3	37	39	△2
4	31	34	△3
5	18	23	△5
6	27	41	△14
7	—	—	—
8	36	23	13
9	19	29	△10
10	10	5	5

（「現勢調査簿」より作成）

数が転入者数を上回っている。そのうち昭和３２～４４年度にくらべ昭和４５年度以降は比較的社会減少も少ない値を示している。転出者数は昭和４４年度１１８人をさかいにして減少し，昭和５３年度以降５０人程度になった。転入者数は昭和４７年度頃からＵターンによるものが増加しはじめたが，昭和４９年度６６人をピークに，昭和５２年度には２７人に激減した。しかし，それ以降徐々に再増加している。

ところで，図２－２－３で自然動態と社会動態をあわせて，萬歳地区の人口動態を考えてみ

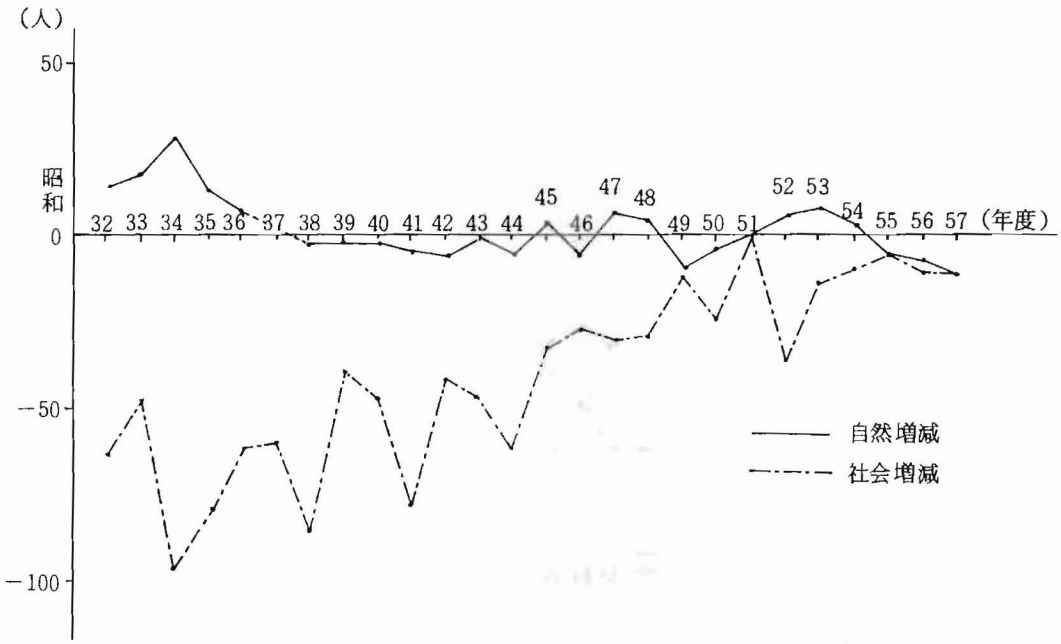

図２－２－３　萬歳地区における人口動態（表２－２－１，表２－２－３より作成）

ると，自然動態はほぼ停滞的であるが，社会動態は増減の幅は激しく変動しているが徐々に人口流出が少なくなってきており，今後は自然動態と同様停滞的になると予想されよう。

また，大正元～１０年の萬歳村の転出・転入者数を表２－２－４で示した。これによると大正８，１０年度では社会増加をみせているが，その他の年度では昭和期と同様に社会減少になっている。しかし，その値は小さく，自然動態を考え合わせた場合，人口動態は安定しているといえるであろう。

ここで，転出・転入を転出先，先住地によって検討してみる。

まず，県内県外別の転出・転入者数の推移を図２－２－４，５よりみると，転出者数は県内・県外とも減少する傾向にある。グラフの概形に注目すると，転出者数と県外転出者数の推移のえがく曲線はほぼ同じ形をしており，急減した昭和４６・５１年度には県外転出者の減少によるものであると考えられる。また，転入者数は県内からの増減に大きく左右されているが，転入者が大きく減少した昭和５２年以降は，県内・県外とも停滞ぎみになっている。

次に，より詳細に昭和３５年度から５５年度までの地域別転出・転入者数を表２－２－５からみてゆくと，転出・転入とも近畿地方の占める割合が高く，なかでも大阪府が多くなっている。市町村の同ランクで大阪市を考えると特に転出では昭和３５年に１８人と岡山市と同じ値を示しており，近畿地方との密接な関係がうきぼりにされている。また，県内では倉敷，岡山市に転出する割合が大きかったが，昭和５５年度には両市への転出者数は減り近接する新見市の割合が増加した。転入者数は減少をみせているものの，依然として岡山，倉敷市からの転入者が多い。近隣市町村への転出は新見市を除くと少なく，転入は昭和４０年度までは比較的多くみられたが，それ以後ほとんどなくなっている。

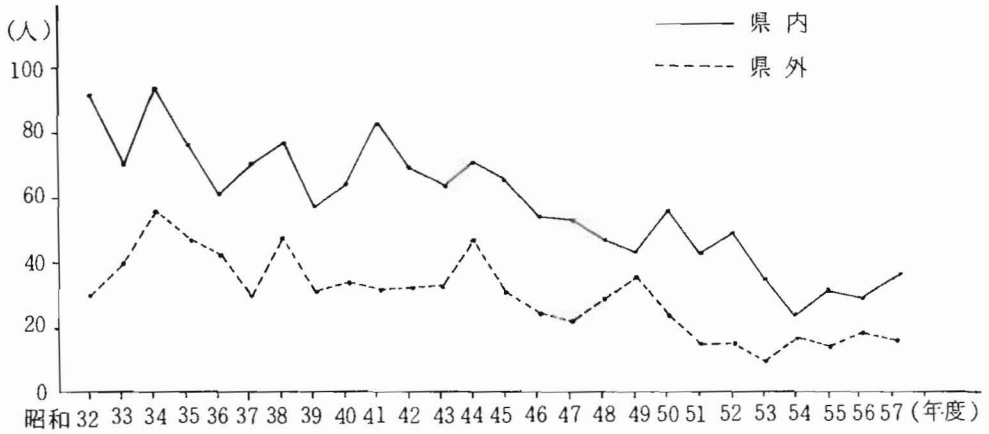

図２－２－４　県内・県外別転出者数の推移　　（表２－２－５より作成）

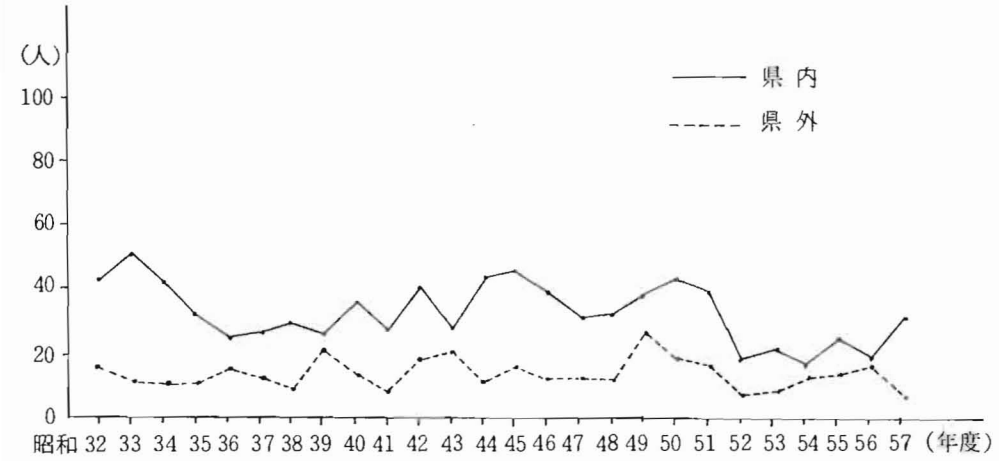

図２－２－５　県内・県外別転入者数の推移　　（表２－２－５より作成）

表２－２－５　地域別転出・転入者の推移

（転出）　（人）

転出先＼年度	昭和35	40	45	50	55
県内合計	77	65	65	64	31
岡山市	18	22	18	19	6
新見市	14	11	22	12	10
倉敷市	23	8	12	17	5
総社市	－	2	－	2	3
高梁市	9	2	1	1	－
その他の市	2	1	－	1	1
灘崎町	2	－	6	－	－
鴨方町	1	8	－	1	－
成羽町	3	－	－	－	2
備中町	1	7	－	－	1
神郷町	－	－	2	4	－
その他の町村	4	4	4	7	3
県外合計	48	34	31	24	14
広島県	1	－	4	1	1
山口県	－	6	－	－	－
その他の中国	1	1	－	－	－
中国計	2	7	4	1	1
大阪府	28	13	12	10	4
兵庫県	6	7	5	2	2
京都府	3	1	2	－	1
その他の近畿	－	－	－	2	3
近畿計	37	21	19	14	10
四国計	5	1	1	1	－
愛知県	1	1	2	5	1
その他の東海	－	－	1	－	－
東海計	1	1	3	5	1
東京都	1	3	1	1	－
その他の関東	－	－	3	1	2
関東計	1	3	4	2	2
九州計	－	1	－	－	－
その他	2	－	－	1	－
総計	125	99	96	88	45

（転入）　（人）

前住地＼年度	昭和35	40	45	50	55
県内合計	32	37	46	44	25
岡山市	6	4	13	12	6
新見市	4	7	12	4	4
倉敷市	4	12	13	16	6
高梁市	8	－	1	1	1
津山市	－	－	－	2	4
その他の市	1	－	2	2	－
哲西町	2	－	－	－	－
早島町	1	1	1	1	－
備中町	5	6	－	1	－
成羽町	1	2	2	2	2
神郷町	－	4	－	－	－
その他の町村	－	1	2	3	2
県外合計	12	15	17	20	15
広島県	1	－	6	1	－
山口県	1	－	－	－	5
その他の中国	2	－	－	1	－
中国計	3	－	6	1	5
大阪府	4	6	6	7	3
兵庫県	1	4	1	4	3
京都府	1	－	1	2	－
その他の近畿	－	1	－	－	3
近畿計	6	11	8	13	9
四国計	1	1	－	－	－
東海計	－	1	1	1	1
東京都	2	1	1	3	－
その他の関東	－	－	1	－	－
関東計	2	2	2	3	－
九州計	1	1	－	1	－
その他	－	－	－	－	－
総計	44	52	63	64	40

（「異動人口調査報告」より作成）

ところで，このような転出・転入者を男女別年齢別にあらわしてみたものが図２－２－６・７である。これによると，転出・転入とも若年層の割合が高いが，より低年齢層にそのピークがあるのは，男・女の転出である。これは就学および就職により，都市部に転出するものが多いことを示してい

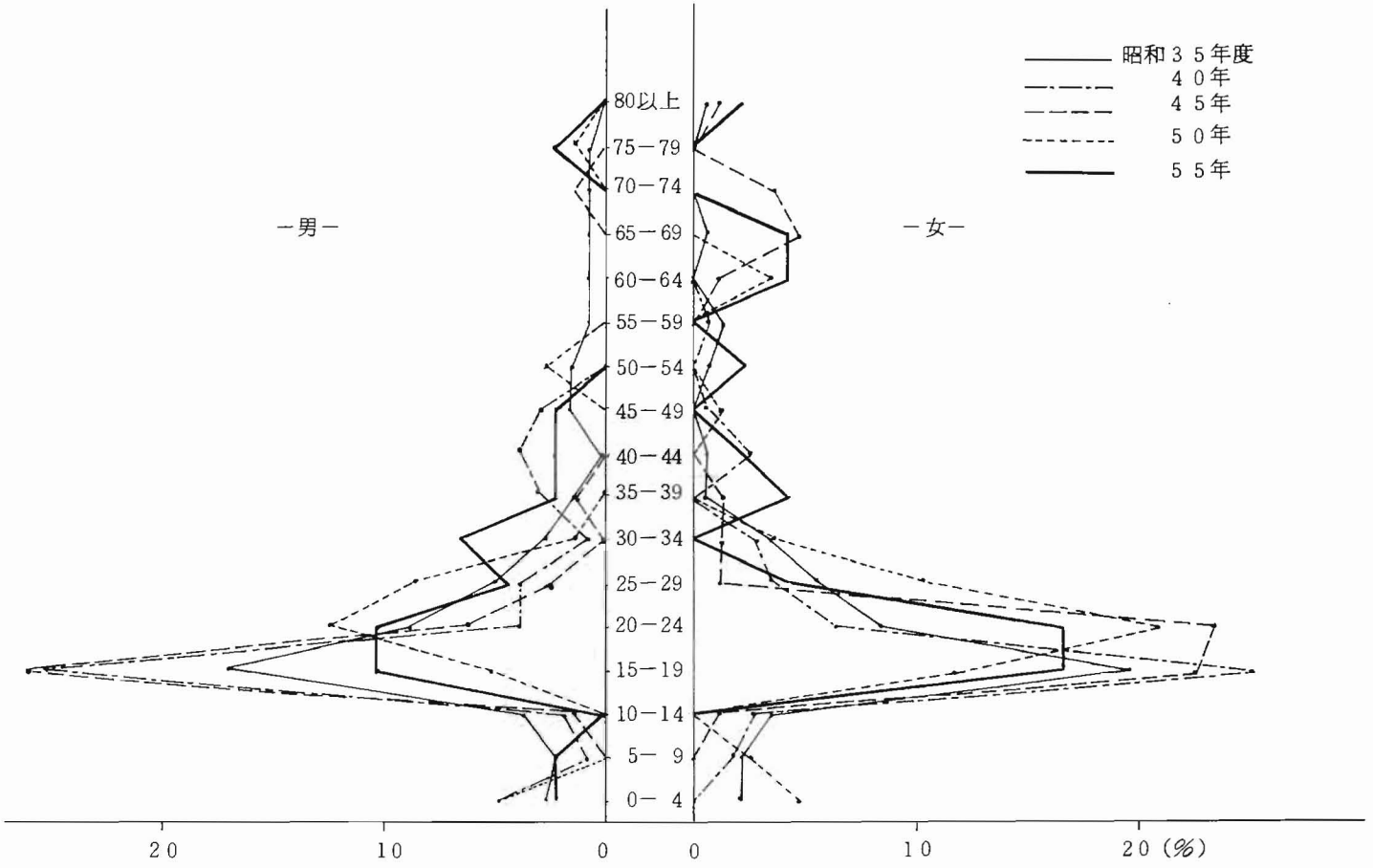

図２－２－６　萬歳地区における年齢・男女別転出の状況　（「異動人口調査報告」より作成）

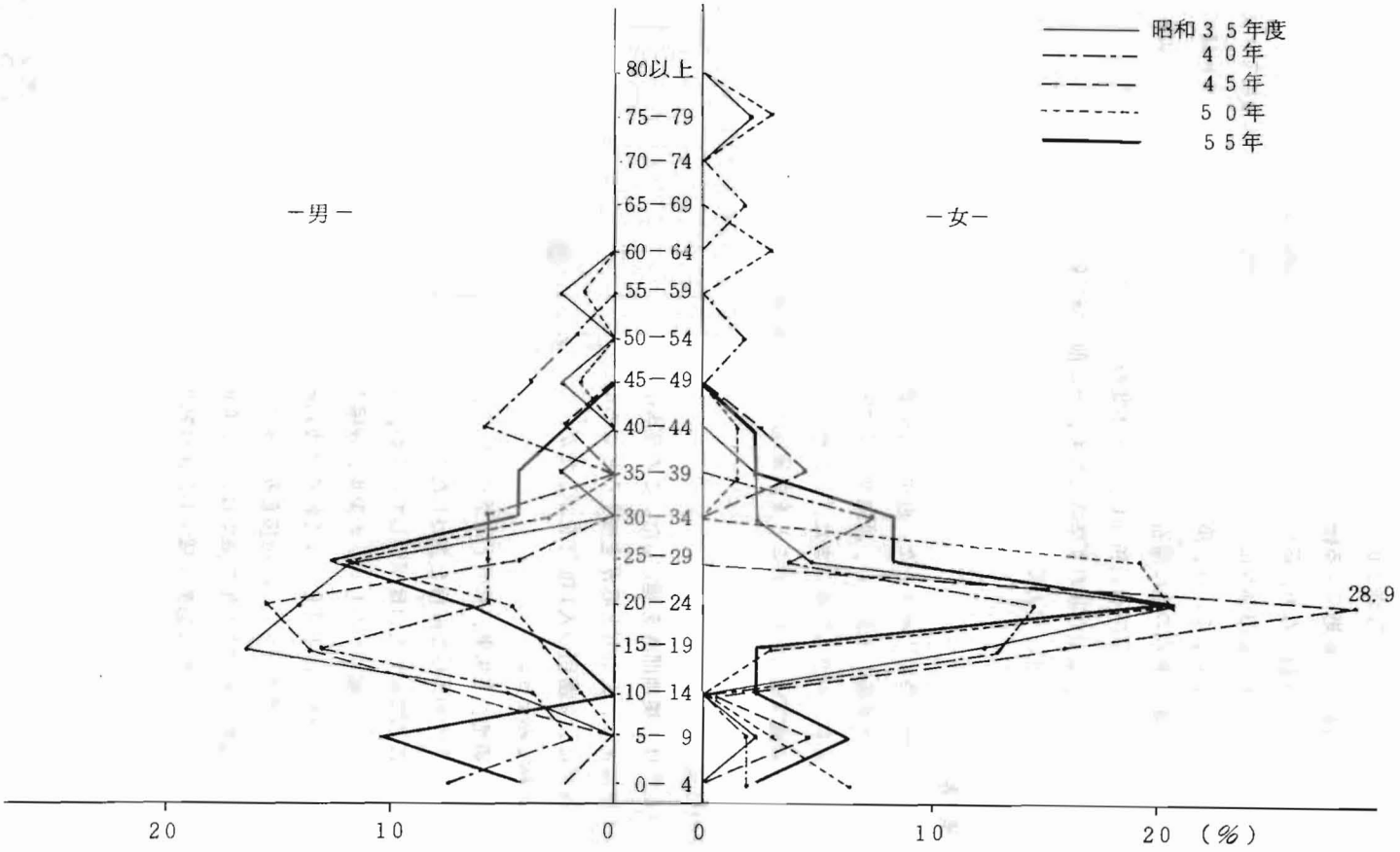

図 2－2－7　萬歳地区年齢・男女別転入の状況　（「異動人口調査報告」より作成）

る。また，女子の転出では４５年度以降２０～２４歳層がピークになっているが，これはこの時期が結婚適齢期にあたることから，結婚による転出が顕著になったものであろう。そして，男子も近年この層の転出の占める割合が高くなり，新しい動きとして３０～３４歳層も多くなっていることからこれは転職または転勤などの就業事情によるものと考えられる。また，２０～２４歳層では女子の転入もピークになっているが，これは，萬歳地区へ結婚の為に転入したのではなく，他地域で進学・就職したものが，結婚の準備の為に帰省した一時的なものであろう。男子の転入は，そのピークが昭和３５年度の１５～１９層から昭和５０，５５年度の２５～２９歳層に移行してきている。これは同地区へのUターンが，卒業直後の新卒時よりも，一度他地域で就職し，４・５年たった時に多くみられることを示しているのである。

3. 過疎化集落

これまでは萬歳地区全体の様子をみてきた。近年，青年層のUターンがみられるようになり，哲多町全体としての町づくりも盛んであるが，萬歳地区では依然として人口の流出が続いている。この原因はいったいどこにあるのだろうか。また，人口流出により過疎化が深化していく集落の現状はどうであるのか。この段では，これらのことを萬歳地区内の一集落に注目することにより究明していこうとした。

(1) 調査集落の概況

調査対象集落としては，奥地部落を選定した。この部落は萬歳地区でも最南部にあり，成羽町と境界を接するところに位置している。前段では，集落別の人口推移を示したが，ここではさらに詳しくみてみよう。

萬歳地区内の川上，奥地，老栄東，荻尾下部落について，昭和３０年から５８年までの人口の推移を表わしたものが図２－３－２である。全ての集落で人口は減少しているが，なかでも川上，奥地部落でその減少が激しい。老栄東，荻尾下部落では，昭和３５年以降それほど変化がなく停滞状態にある。人口減少の多い奥地の世帯数・人口の推移をみてみると（表２－３－１），世帯数は昭和４５年以降ではあまり変化はなく，人口も昭和４３～４５年に急激に減少した後は減少率も小さなものになっている。１世帯あたりの世帯員数は，昭和３０年の6.1人から５８年には3.0人になっており，この部落でも過疎集落の特徴である若年層の流出により大幅な世帯員の減少がみられる。

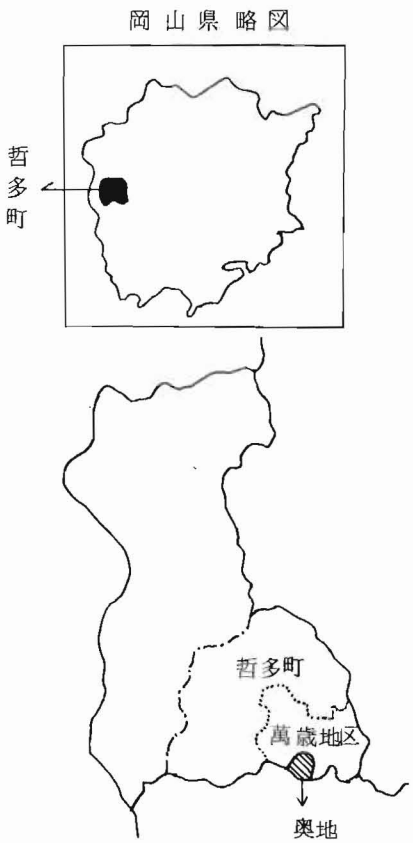

図２－３－１　調査集落の位置

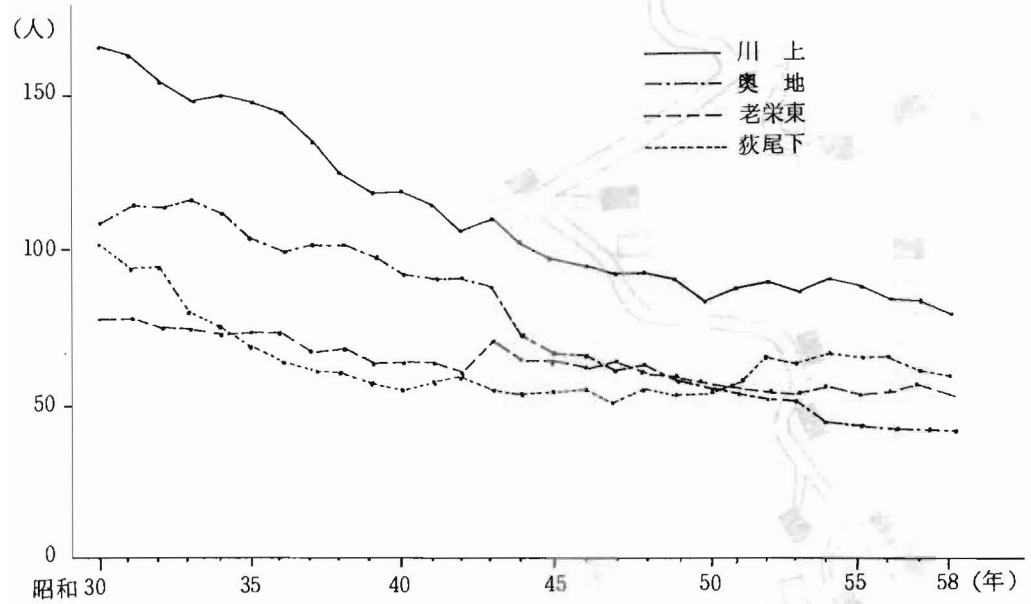

図2－3－2　部落別人口の推移　（「人口調査綴」より作成）

表2－3－1　奥地部落の世帯数・人口

	世帯数	人口		
			男	女
昭30	18	109		
31	19	114		
32	19	114		
33	19	116		
34	19	112		
35	20	104		
36	20	100		
37	19	102		
38	19	102		
39	19	99		
40	18	93		
41	18	91		
42	19	91		
43	19	88	37	51
44	18	73	28	45
45	16	59	28	31
46	15	65	26	39
47	15	62	26	36
48	15	63	25	28
49	15	59	24	35
50	15	56	23	33
51	14	54	23	31
52	14	53	22	31
53	13	52	23	29
54	13	45	20	25
55	13	44	20	24
56	13	43	20	23
57	13	43	21	22
58	14	42	21	21

（出所：「住民基本台帳」より作成）

注）昭和30～42年は資料なし

(2) 過疎化集落の現状

奥地部落全戸について聞きとり調査を行った。その結果，現在する家は12戸，転出した家は8戸であった。そこで現存する家と転出した家を図2－3－3に示した。

まず転出した家についてみてみよう。転出の時期としては，昭和40年代の前半までにほとんどが転出しており，そのうち2戸が現在でも別荘的利用されている。転出した8戸のうち挙家離村したものは5戸であり，転出理由を「求職のため」としているものが3戸，「子どもをたよって」が2戸となっている。前者のものは，所有耕地が小さかったことから農業で生活をまかなうことができず，そして昭和35年の米の生産調整を機に転

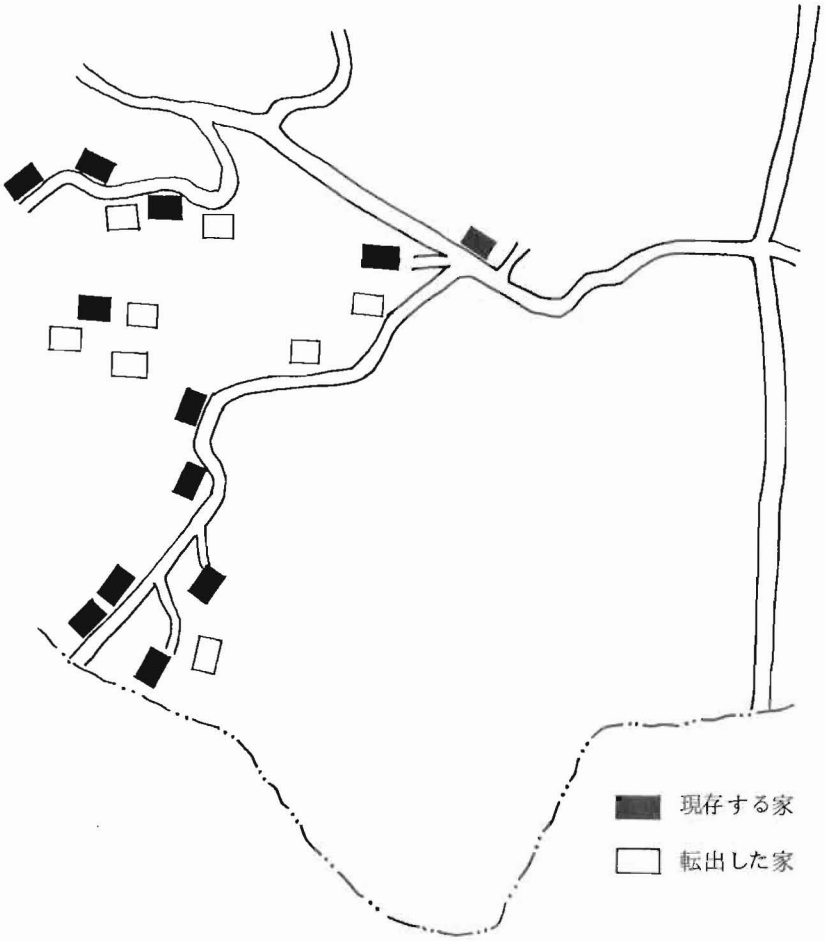

図２－３－３　奥地部落の現状

出したと考えられる。また，昭和３０年以前の転出については，戦前では吉岡鉱山が近くにあったことから図２－３－４のような転出パターンであったことが考えられ，その理由は現金収入を得るためであった。ゆえに，田畑を多くもち耕作を続けていた家はそのまま残存したのである。

次に，現在する家については，Ｕターンした世帯主，あとつぎをもつ家は５戸あり，そのうち世帯主のＵターンは４戸，あとつぎは１戸である。また，現存する家では，ほとんどが転出する積極的な意志はもってはいないが，若年後継者も無いまたはあっても未確定であるため，「老人１人になった場合，息子・娘のところへ行く」という意向の家が多い。他地域にいるあと

吉岡鉱山へ夫婦で勤める
↓
田畑を耕作しない
↓
閉　山
↓
田畑を再耕作できない
↓
転　出

図２－３－４　戦前の転出パターン
（聞きとり調査により作成）

つぎの帰村の意向は「退職したら」というものが多く，就職時に「帰村の意志あり」とするものは1戸にすぎなかった。

この集落では，40歳以下の夫婦は存在せず，50歳以下の夫婦をもつ家は3戸あるが，これらの世帯主のすべては他地域からUターンしたものではなく，この集落ではほとんど後継者のUターンはみられなかった。また，転出していった世帯員のほとんどが，阪神方面または県南都市部へ結婚または就職を理由に流出していっている。現存する家はすべての家で田畑を所有しているものの，規模拡大は考えておらず，基盤整備はおこなっているが耕作意志は消極的である。

生活環境として，交通の便を考えると，奥地部落から新見まで車で25分，成羽まで40分かかり，足となるバスも1日に新見へ4便成羽へ3便しかないことから，車をもたない老人世帯にとっての生活は厳しいものとなっている。

また，集落共同体としての財産の1つである入会林野（共有林）は，現在約7haあり，その固定資産税は現在いる人々で出し合っており，転出した者も権利だけは所有しているという形をとっている。最近では，その税金を入会林野からとれる腐葉土による収入によりまかなっている。

このように，過疎化が進む集落は，若年者の流出により老人世帯が増加し，その老人世帯もやがては子供のところへと離村してゆくことから，ますます過疎化が進んでいっている。そして，この奥地部落では，Uターン者がほとんどみられないことから，これからも一層過疎化は深化してゆくと思われ，共同体としてもさまざまな問題がおこるものと思われる。

（花谷　威治）

〔参考文献〕

『人口Uターンと日本社会』　岡田真著

『日本の過疎問題』　池上徹著

第３章　近世の旧萬歳村

１　元禄検地と旧萬歳村の状況

旧萬歳村における近世史関係の史料は少なく，甚だ研究が難しいが，萬歳支所所蔵の元禄８(1695)年の検地帳が残っており，ここでは元禄検地帳の集計・分析を中心に旧萬歳村の状況を考察していくことにする。

その前に旧萬歳村の概観をしておく。旧萬歳村は現阿哲郡哲多町の南東部に位置する農村で，明治２２（１８８９）年，老迫（老栄）・矢戸・荻尾の三村が合併してでき上がった村である。山間に位置する為，詳しくは後述するが，平野部が少なく水田が少ない。老迫・矢戸は本郷川を中心とする低地があるが，東部の荻尾では平野部が特に少なく，畑の割合が非常に高くなっている。次に近世における支配の変遷をたどってみよう。慶長５（１６００）年以前は毛利氏の支配下にあったが，関ケ原の戦いで毛利氏が西軍に属して敗れた為徳川氏に没収され，近江国坂田郡小堀村より小堀政次（小堀新助一政）が備中の内１万石の代官として赴任した。慶長９（１６０４）年政次の後を受けて子の政一（作助政一）が代官を継いでいる。その後元和３（１６１７）年２月，小堀氏に代わって国州鳥取の池田長幸が松山藩主となり，６万５千石を領した。これをもって備中松山藩の成立となり，２５年間続いた。長幸の後，池田輝政の弟長常が藩主となるが，寛永１８（１６４１）年継嗣の不在により，９月に改易となった。備後福山藩主水野勝俊が在番として支配し，一時的に幕領となったが，翌年７月水谷勝隆が松山藩主として備中成羽より入封し，５万石を領した。以後勝宗・勝資（勝美）の三代５２年間にわたり水谷氏の支配下であった。この時代は松山藩政史上非常に注目すべき時代で，備南地方では新田・塩田開発が，備北地方では産業の開発がさかんに行われた。特に産業では，薪炭・煙草・和紙原料としての楮・衣服の材料としての麻・漆などの商品作物の栽培，牛馬の飼育，鉄山業などを奨励・振興した。しかし元禄６（１６９３）年１０月に勝美が死去するや継嗣問題がおこり，水谷氏は除封され松山領は収公され，元禄８（１６９５）年５月に安藤氏が入封するまでは播磨赤穂藩主浅野長矩が在番を命じられている。今回分析する検地はこの時に行われたものである。元禄８年５月に安藤重博が上野高崎より入封し，６万５千石を領し，子の重興と二代１６年間にわたり安藤氏の支配下にあった。正徳元（１７１１）年２月，重興が美濃国加納へ転封されると，備中は幕領と私領が錯綜する。旧萬歳村においては老迫村が幕領，矢戸村・荻尾村が私領となる。私領では石川総慶が山城の国淀より入封し，３４年間の支配の後，延享元（１７４４）年３月に伊勢亀山に転封した。次いで譜代の板倉勝澄が伊勢亀山より入封し，６２か村・５万石を領した。板倉氏の支配は８代１２５年間にわたり，明治維新まで安定した藩政を展開している。一方，幕領となった老迫村では倉敷代官所の支配を受け，明治維新に至っている。尚，代官の変遷は表３－１－２の通りである。

ところで，検地の行われた元禄期の農村の状況はどのようなものであったのだろうか。元禄検地の背景についてみてみよう。まず第一に挙げられるのは，近世初期（１７世期初頭）に比べ農業生

表３－１－１　板倉時代の藩主変遷

延享１ ～	板倉勝澄
宝暦１ ～	板倉勝武
明和６ ～	板倉勝従
安永７ ～	板倉勝政
享和１ ～	板倉勝睦
文化１ ～	板倉勝職
嘉永２ ～	板倉勝静
明治２	板倉勝弼

（注）『阿哲郡誌』より作成

産力が著しく向上したことである。その第一の原因は新田開発である。１７世紀中後期以降各地で新田開発がさかんに行われ，耕地面積が著しく増大した。松山藩においても水谷氏により主に備南地方で行われ，玉島・阿賀崎など多くの新田が開かれた。第二の原因は反当収量の増加など生産性が向上したことである。これには農業技術の進歩が大きく寄与している。品種改良・千歯こきなどの農具の進歩・干鰯などの金肥の使用などが挙げられる。第二にみられる状況は商品生産の展開である。それまで生活の必要から作っていた作物を，商品として売り収入を得るために作るようになり，やがてその土地に適した商品作物を集中的に作るようになる。木綿・菜種・煙草などが代表的なものである。こうして１７世紀中期以降，各地に特産物と呼ばれる作物が成立し，それが全国に流通するようになり，特産物農業がはじまる。この背景には二毛作が各地に行きわたったことと，藩内市場に対し全国市場が成立し国内市場が形成されていった状況がある。このことは自給的農業から商業的農業への転換を意味している。第三に農民の階層分化の促進が挙げられる。生産力の上昇は農民的余剰を生み出し，商品作物の展開は農村への貨幣経済の浸透を意味するとともに農民自ら収入を増加させ得る道を開いたことになった。このことは農民の間に貧富の差を拡大させることになり，いわゆる農民層分解が進む状況が生まれてくる。第四に，農業経営のあり方に変化が生じていることが挙げられる。近世初期に見られた農奴主的地主経営が崩壊し，その下にいた下人・被官層が人格的支配を断ち切って，「人身的隷属関係から経済的隷属関係が主となる情況を示」すようになった。以上おもな五つの点を挙げたが，ともかく近世初期と比べ農村の状況が大きく変化しており，特に農村経済の繁栄が見られる。もちろん地域により時期的にも程度でも差異があり，対象地域も同様であると即座に断定できないが，一般的には以上のような変化がみられる。幕府は農村の新たな状況に対応すべく農政の転換を迫られることになるが，幕領における元禄総検地はその前提としての意味を持っているともいえよう。

前述の状況を踏まえた上で，幕府は元禄検地を実施するに至った。旧萬歳村内の三か村では元禄７（１６９４）年から，播磨姫路藩主本多中務大輔が命じられて検地に取りかかり，翌元禄８年には検地帳が作成されている。対象地に対する検地はこれ以前にも何回か行われている。小堀正次によるいわゆる「小堀検地」や水谷氏の私検地がそれである。これに対しこの元禄検地は「古検」と呼ばれ，後々まで尊重され，明治維新まで高は変化していない。ここで，森安彦氏の研究により，関東の幕領での元禄検地の特色を挙げると，以下のようになる。

表３－１－２　備中倉敷代官の変遷

年代	代官氏名	年代	代官氏名	年代	代官氏名
宝永７	駿河田中藩主	明和２	内方鉄五郎	〃	
〃	内藤弐信		平岡彦兵衛	文化３	大岡久之丞
享保６	遠山半十郎		竹垣庄蔵	〃	
	鈴木九太郎	〃 ３	野村彦右衛門	〃 ６	大原四郎右衛門
〃 ７	古郡文右衛門	〃		〃	
〃 ８	岩出彦兵衛	明和７	万年七郎右衛門	文政１	大草太郎右馬
	平岡孫兵衛	〃		〃	
〃 ９	竹田喜左衛門	安永４	花木伝次郎	〃 11	大草太郎左衛門
〃		〃		文化12	川島平右衛門
〃 17	井戸平左衛門	〃 ７	野村彦右衛門	天保１	古橋新左衛門
	窪島作右衛門		平岡彦兵衛	〃	
〃 18	小林孫四郎		守屋弥惣右衛門	〃 ９	高山又蔵
〃		天明４	万年七郎右衛門	〃	
元文５	石原清左衛門	〃		〃 13	藤方彦市郎
	疋田庄九郎	〃 ８	蓑笠之助	〃	
	千種清右衛門	〃	早川八郎左衛門	嘉永３	佐々井半十郎
寛保１	千種清右衛門		菅谷弥五郎	〃	
〃		寛政２	野口辰之助	万延１	大竹左馬太郎
宝暦３	稲垣藤左衛門	〃		〃	
〃		〃 10	柘植又左衛門	元治１	桜井久之助
〃 ６	浅井作右衛門	〃		〃	
〃		享和３	三河口太忠	慶応３	横田新之丞
					長坂半八郎

（注）『岡山縣通史』より作成

① 寛文～延宝期の幕領総検地が行われなかった地域が対象とされ，検地担当者は従来の郡代・代官検地とは異なり，その土地とは全く関係のない大名をもって行い，検地の厳正を期した。

② 新田畑の開発地を全部村高に編入し，また藪・芝原・雑木林・萱野・稲干場など村中入会であった小物成場を個人に分割して，それぞれ名請人を定めて年貢負担者を明確にした。その他，社寺の境内・溜池・墓地・死馬捨場などにも縄入れし，それらは「除地」とし年貢対象地から除外した。このように元禄検地は村内を余すところなく縄打ちし，近世初頭以来の新開地の増加などによる生産力の発展を明らかにして貢租地に組み入れ，土地と農民とを完全に把握しようとしたもので，村によっては村高が一躍数倍に跳ね上がり，なかには１０倍を越える村もあ

った。

③ この元禄検地は元禄10（1697）年の元禄「地方直し」政策の前提とも，あるいはその一環ともいえるものである。

④ この元禄検地は幕府権力による最終的な村落把握となり，これにより天領諸村の村高は固定化され，維新の変革に至るまで変更がなかった。

⑤ 代官・旗本などの給人手作り地や陣屋支配などの廃止により，給人の地方知行権が弱められ，農民とのつながりは年貢収取のみに限定されるようになった。

これらの諸特色は備中における元禄検地にもよく符合しており，備中の元禄検地の特色としてとらえることができる。備中では検地に先立って27条からなる検地条目が達せられ，細部にわたって規定されており，いかに厳格に検地を行おうとしていたかが窺える。それでは次項より，元禄8年4月の「備中国哲多郡老迫村御検地帳」を通して，備中の元禄検地の内容をみていくことにする。

まず，検地帳の記載例を示すと以下の通りである。

家ノ後
一中畑　八間／三間半　弐拾八歩　仁助
　此分米九升三合三勺　但斗代壱石

家ノまへ
一上々田　八間／三間　弐拾四歩　助惣
　此分米一斗六升　但斗代弐石

まへ向田
一上畑　拾五間／四間半　弐畝八歩　助惣
　此分米弐斗七升九合五勺　但斗代壱石弐斗
　　内七合五勺　茶五株増
一屋敷　八間／六間　壱畝拾八歩　助惣
　此分米壱斗九升弐合　但斗代壱石弐斗

これをみると，近世初期にみられたような分付記載もなく，形式として非常に整っていることがわかる。この例にみられる事項のうち，田畑の品等と斗代（石盛）については検地条目に次のように定められている。

一，田畑位付の儀大かた上中下三段に候此度は吟味の上地面取分け能所は上々田又は所により腰田麻田等一段立之石盛は上より壱斗高にも相極悪地有之所は下田或は山田砂田谷田段々立之相考下に壱斗或は弐斗参斗も石盛以上に可相極畑之儀上々畑麻畑茶畑下々畑山畑焼畑砂畑其外にも所々見計ひ段々立之石盛地面に相応可有候最屋敷は古来より上畑並に候間石盛上畑可為同事石盛大かた段々間弐つ下り候へども土地にて二つ下り限間敷間地面相応可有詮議但し位付の儀其村の案内申付候百姓に為致誓紙候以後田畑の古検之位に不構壱弐付の位所により一より十五迄段々為付立帳面取之検地役人の人々見分し引合遂吟味上中下位可相極事

つまり，田畑の品等は上中下の三段にとどまらず，その地味・条件に応じて上々・下々・山田・

麻畑など新たな品等をもうけることとし，石盛は通例の弐斗下りに限らない，屋敷の石盛は上畑並にすること，などとなっている。老迫村の検地帳に実際にみられる品等・石盛は表３－１－３の通りである。これによると品等は田方６段階，畑方が屋敷を含め６段階の計１２段階に分けられている。石盛は，畑方が上畑１石２斗より２斗下りになっているが，田方の方はまちまちになっている。石盛の高さは畑方はともかく田方は決して低いとはいえない。以上みた品等・石盛の決定から，幕府が農村の実態に即して生産力を把握しようとしていたことが窺える。

また，三番目の例のように畑の中で増高になっているものがある。これは，畑で楮・茶・漆が栽培されている場合，その数に応じた高を上乗せしたものである。高への換算比率は品等によって異なっている（表３－１－４）。

表３－１－３　石　盛　表

品　等	石　盛	品　等	石　盛
上々田	２石	上　畑	１石２斗
上　田	１石９斗	中　畑	１石
中　田	１石７斗	下　畑	８斗
下　田	１石４斗	下々畑	４斗
下々田	１石	切　畑	２斗
山　田	５斗	屋　敷	１石２斗

表３－１－４　高換算比率

品　等	楮１株	茶１株	漆１本
上　畑	１合	１合５勺	－
中　畑	６勺	１合	－
下　畑	６勺	１合	８合
下々畑	４勺	５勺	－
切　畑	４勺	５勺	－

（注）１．元禄８年「老迫村検地帳」より作成。
２．漆は下畑にしか見られず，他の品等における換算比率は不明。

このほか，検地によって入会地にも竿入れされ，しかも「立会名代」人を記載して年貢負担の責任者を明確にするとともに，社寺地などの除地にも竿入れされるなど，まさしく村内くまなく検地が行われている。また，楮・茶・漆に対する小物成も記載されている。大きく変化した元禄期農村の状況の把握につとめた表れであるといえよう。

元禄検地の結果は相当の打出しを生み出した。旧松山藩領５万石は，「水谷氏の数度におよぶ私検地によって元禄６年（１６９３）には内高８万６,０００石になっており，このほかに一合の余分もないほどの領分であったにもかかわらず」，示された新高は１１万６１９石８斗１升２勺であった。元禄検地がいかに厳しく過酷なものであったかがわかる。しかも上意の検地を理由に検地帳を見せずに庄屋・組頭・案内の者たちに盲判を押させるという状況であった。厳しい打出しによる重税に元禄８年の凶作も重なるなどして，元禄期の旧松山藩領の農民は著しく困窮した。天保５（１８３４）年，哲多郡蚊家村の農民が倉敷代官所へ「御救御手当銀拝借」の歎願書を出しているが，その中で元禄検地後の困窮の状況を次のように記している。

（前略）　御検地始り本田中務大輔様六尺壱歩之間竿を以御検地被遊（あそばされ）土地不相応之位石盛（などおもせ）ホ被

仰付茶楮漆木ホ迄本畝之内ニ有之分高付ニ被遊候付ニ重高ニ相成其後石川主殿守様御高六万石ニ而御越被遊残高御上地御料所ニ被成候村々ニ而御私領分相訳り候節御撰出ニ而極山中高山之峯又者深山幽谷ニ田畑飛散候村方ニ而気候不順諸作生立無申斐其上猪鹿鳥類ホ迄多出作物を喰荒別而困窮村々ニ御座候（後略）

この史料に見られるように，厳しく過酷な検地の結果，備中の村々では著しい困窮を招くことになった。

つづいて，「老迫村検地帳」の集計・分析を通して，旧萬歳村のうちの老迫村の元禄期の状況を考察していく。

まず農業生産の概況をみてみよう。表３－１－５は元禄８年「老迫村検地帳」より作成した老迫村の耕地の利用状況である。

先述の通り山間部に位置する為，耕地全体に占める田方の割合が面積比４４.６０％，畑方が５５.４０％と，田方より畑方の方が上回っている。幕藩制社会は米を中心とする社会であり，できる限り田を広げ米を作ろうとするが，それでも畑方が田方を面積比で上回っているということは，この村の地理的条件による制約の大きさを示していると言えよう。また，石高比では田方約６０％・畑方約４０％と割合が逆転しているが，これは表３－１－３に示した石盛の関係で，やや高い田方の石盛を反映した結果といえよう。ところで田方に注目してみると，上位三品等で田方面積の６６％以上を占めている。このことは田が本郷川を中心とする水の便の良い低地に集中しているためと思われるが，同時に，厳しい結果を通して品等をつり上げられたとも考えられる。その一方で，面積比で山方の４％余りを占める「山田」の存在は，耕地に恵まれない山間農村特有の品

表３－１－５　老迫村の耕地分析

品等	面積	割合	高	割合
		％		％
上々田	3町 3反 4畝13歩	10.64	66石8斗8升6合1勺	18.08
上田	3. 5 2 24	4.86	29. 0 3 1 9	7.85
中田	4. 4 4 28	14.15	75. 6 3 8 5	20.45
下田	1. 6 3 05	5.19	22. 8 4 3 4	6.17
下々田	2. 4 5 15	7.81	24. 5 5 0 4	6.64
山田	0. 6 1 03	1.95	3. 0 5 4 8	0.82
田方計	14. 0 1 28	44.60	222. 0 0 5 1	60.01
上畑	3. 4 6 18	11.03	42. 3 0 8 0	11.44
中畑	5. 3 3 12	16.97	53. 8 7 5 5	14.56
下畑	3. 5 9 04	11.42	29. 2 6 2 8	7.91
下々畑	2. 5 6 08	8.15	10. 4 3 6 6	2.82
切畑	1. 7 5 24	5.59	3. 6 0 8 7	0.98
屋敷	0. 7 0 12	2.24	8. 4 4 8 0	2.29
畑方計	17. 4 1 18	55.40	147. 9 3 9 6	39.99
総計	31. 4 3 16	100.00	369. 9 4 4 7	100.00

（注）　1町＝10反＝100畝＝3,000歩

等として注目すべきことである。続いて畑方についてみてみよう。上位三品等の合計は面積比で畑方の７０％以上を占めており，田方と同様の傾向を示している。このことからみても，耕地に恵まれているというよりはむしろ検地による品等つり上げの意図を考えざるを得ないと思う。しかも「切畑」が畑方のうちの１０％を占めており，田方における「山田」同様，恵まれぬ条件の中で何とか耕地を増やそうとする農民の苦労と，それをあくまでも厳密に把握しようとする検地役人の意図が窺える。

ところで，田地に恵まれぬ山間農村においては，畑作が非常に重要な意義を持っている。米作可能な田はもちろん，不可能な畑にも年貢は賦課される。しかもそれは原則として米で納めなければならない。納める米が不足すれば買ってでも納めなければならないのである。従って，畑作上位の村においては，自給用の食料はもちろんのこと年貢を補う（時には換金して米その他を購入する）だけの作物を畑において作らなければならないのである。備中旧松山藩領の村々においても例外ではなく，先述のように水谷氏が商品作物の栽培に力を入れており，この検地帳にも楮・茶・漆といった作物の記述がみられる。畑作が進展することは即ち貨幣経済の農村への浸透を意味し，幕藩体制を動揺させる一要因となるものである。老迫村でどの程度畑作が進展していたのかを示す好史料がない為，実態をつかみにくい。が，一般に後進地域においては，平野部の米作中心農村より山間部の畑作上位農村の方が貨幣経済の浸透が早い傾向にあり，老迫村をはじめとする旧萬歳村においても同様であったものと推定される。

次に老迫村の農村構造を農民階層構成の点から構成してみよう。表３－１－６は名請人の持高による階層構成表である。老迫村は村高３６９.９４４７石で決して大きな村ではなく，名請人数は計７５人となっている。この表でまず目につくのは持高１０石未満の小農民が６９人，約９２％と圧

表３－１－６　老迫村農民持高階層構成表

持高階層	名請人数	割合	持高集計	割合	屋敷数	無屋敷人数
４０石以上	１人	1.33％	４４石7斗4升4合1勺	12.11％	3	０人
30石～40石	1	1.33	３０．５９２１	8.28	2	0
20　～30	0	－	－	－	－	－
10　～20	4	5.33	４４．２８２７	11.99	5	0
5　～10	17	22.68	１２６．５１８７	34.24	17	0
1　～5	43	57.33	１１９．３５４２	32.30	35	8
１石未満	9	12.00	３．９９５２	1.08	3	6
計	75	100.00	３６９．４８７０	100.00	65	14

（注）１．元禄８年老迫村検地帳より作成。

２．持高集計の合計が村高３６９.９４４７石と一致していないが，これは集計上のミスと思われる。

表３－１－７　元禄８年老迫村検地帳集計表

No.	名請人	田			畑			
		筆数	面積	高	筆数	面積	高	増高
1	次右衛門	20	1.5016	31.0061	38	1.4128	12.5223	0.1158
2	清七郎	12	1.1907	22.5540	17	0.7223	7.6501	0.0122
3	六郎左衛門	6	0.3905	7.8183	11	0.3825	3.8238	0.0985
4	庄兵衛	13	0.5104	8.7536	14	0.3220	2.4893	0.0734
5	作兵衛	12	0.5108	7.0712	19	0.4415	3.0194	0.0306
6	与市郎	11	0.2622	4.5685	23	0.7229	5.4065	0.0552
7	仁助	8	0.4711	7.6047	10	0.2028	1.4787	0.0030
8	七郎兵衛	11	0.5122	6.4940	15	0.3410	2.5500	0.0270
9	助惣	11	0.5221	7.2413	11	0.2100	1.5941	0.0213
10	弥右衛門	6	0.3007	5.7981	12	0.4003	2.7480	0.0707
11	忠兵衛	10	0.5014	6.3146	14	0.2819	1.9307	0.
12	次郎左衛門	5	0.1603	2.4476	24	0.6904	5.5216	0.1346
13	太郎右衛門	12	0.4127	5.8728	11	0.2228	1.8464	0.0330
14	平吉	9	0.3812	5.8116	8	0.2417	2.0000	0.
15	長左衛門	6	0.3116	5.5233	10	0.2623	1.8343	0.0389
16	与惣兵衛	5	0.2504	4.8116	10	0.2620	2.3256	0.0050
17	清三郎	2	0.3220	6.3233	6	0.0824	0.7053	0.0060
18	与助	5	0.3419	6.1507	2	0.0814	0.8607	0.0340
19	市兵衛	10	0.3627	4.7767	10	0.2201	2.1385	0.0050
20	弥市郎	3	0.0824	2.1880	12	0.3925	3.5123	0.0690
21	久右衛門	8	0.4411	5.0047	5	0.1011	0.7261	0.
22	平蔵	8	0.3005	3.8903	13	0.1715	1.1933	0.0121
23	長三郎	10	0.3216	3.8714	9	0.1609	1.0536	0.0723
24	七兵衛	8	0.3028	3.6876	9	0.1806	2.8654	0.0240
25	仁兵衛	1	0.0500	0.8500	16	0.5825	3.7338	0.1004
26	惣右衛門	2	0.0609	1.1490	20	0.4314	3.3552	0.0492
27	市右衛門	3	0.0616	0.7840	4	0.3304	3.4628	0.1374
28	仁左衛門	8	0.1412	3.6760	4	0.2512	0.5490	0.0010
29	孫右衛門	8	0.1312	2.0834	8	0.2104	2.1120	0.
30	重三郎	5	0.2513	4.2660	0	0.	0.	0.
31	六兵衛	1	0.0500	0.8500	10	0.2808	3.1597	0.1602

			屋敷			総計			備考
楮	茶	漆	筆数	面積	高	筆数	面積	高	
94	62	0	3	0.0920	1.1600	61	3.0204	44.6884	郷蔵1，斗屋1有
7	9	0	2	0.0307	0.3880	31	1.9507	30.5921	
4	63	0	1	0.0721	0.9240	19	0.8421	12.5661	
19	42	0	1	0.0104	0.1360	28	0.9629	11.3789	
11	18	0	1	0.0106	0.1440	32	0.9629	10.2347	
47	49	0	1	0.0108	0.1520	35	1.0029	10.1030	
0	3	0	1	0.0120	02000	19	0.6929	9.2834	
0	18	0	1	0.0102	0.1280	27	0.8704	9.1720	
11	9	0	1	0.0118	0.1920	23	0.7509	9.0274	
32	33	0	1	00100	0.1200	19	0.7110	8.6589	
			1	0.0015	0.0600	25	0.7918	8.3053	
170	55	0	1	0.0208	0.2720	30	0.8715	8.2412	
6	21		1	0.0125	0.2200	24	0.6620	7.9392	
			1	0.0026	0.1040	18	0.6325	7.9056	
56	3	0	1	0.0028	0.1120	17	0.5907	7.4696	
5	3	0	1	0.0100	0.1200	16	0.5224	7.2572	
5	3	0	1	0.0100	0.1200	9	0.4214	7.1486	
40	10	0	1	0.0102	0.1280	8	0.4405	7.1394	
0	5	0	1	0.0024	0.0960	21	0.5922	7.0112	
133	6	0	1	0.0118	0.1920	16	0.5007	5.8923	
			1	0.0026	0.1040	14	0.5518	5.8348	
22	3	0	1	0.0016	0.0640	22	0.4806	5.1476	
8	49	0	1	0.0110	0.1600	20	0.5005	5.0850	
47	0	0	1	0.0016	0.0640	12	0.4920	4.9678	
121	40	0	1	0.0024	0.0960	18	0.6419	4.6798	
100	0	0	1	0.0102	0.1280	23	0.5025	4.6322	
149	13	0	1	0.0102	0.1280	7	0.4022	4.3748	
0	2	0	1	0.0017	0.0680	13	0.4011	4.2930	
			1	0.0024	0.0960	17	0.3510	4.2914	
			0	0	0	5	0.2513	4.2660	
176	15	0	1	0.0022	0.0880	12	0.3303	4.0977	

No.	名請人	田			畑			
		筆数	面積	高	筆数	面積	高	増高
32	仁右衛門	7	0.2214	2.3063	6	0.1903	1.6416	0.0042
33	伊兵衛	2	0.1520	2.9584	6	0.1016	0.9868	0.0042
34	次郎右衛門	2	0.0521	0.8266	16	0.3601	3.0418	0.0410
35	作右衛門	4	0.1426	2.7663	10	0.1014	1.0439	0.0213
36	三右衛門	8	0.2402	3.0106	6	0.1101	0.6809	0.0010
37	惣兵門	2	0.1300	2.2100	9	0.1604	1.2852	0.0126
38	助十郎	2	0.0615	1.1050	10	0.2624	2.2880	0.0380
39	喜兵衛	6	0.1721	2.3739	3	0.1020	0.8706	0
40	孫市郎	2	0.1706	3.0520	2	0.0206	0.2246	0.0060
41	喜助	1	0.0420	0.7933	3	0.2023	2.3017	0.0230
42	惣七	2	0.0117	0.2383	8	0.2620	2.7240	0.0146
43	平助	1	0.0105	0.1983	8	0.2726	2.7517	0.0517
44	加兵衛	2	0.0029	0.1273	9	0.3223	2.8654	0.0240
45	又次郎	1	0.0410	0.6067	8	0.2423	2.2762	0.0316
46	長右衛門	4	0.1417	1.6113	5	0.1715	0.9974	0.0540
47	五郎助	1	0.0315	0.5950	6	0.1817	1.8410	0.0138
48	安兵衛	0	0	0	4	0.2421	2.3950	0.0570
49	長兵衛	0	0	0	7	0.2427	2.3132	0.0192
50	又兵衛	1	0.0620	0.9333	5	0.1210	1.3243	0.0590
51	与作	1	0.0016	0.0907	7	0.2412	2.1600	0.0120
52	次郎兵衛	1	0.0110	0.1867	5	0.1514	1.4893	0.0160
53	孫八郎	0	0	0	1	0.1624	1.6818	0.0018
54	与三郎	0	0	0	6	0.2025	1.6321	0.0040
55	作左衛門	1	0.0120	0.1667	7	0.2204	1.3578	0.0018
56	源蔵	2	0.0215	0.4100	7	0.1519	1.0664	0.0024
57	徳兵衛	1	0.0114	0.2493	7	0.1509	1.2405	0.0132
58	久三郎	2	0.0510	0.8667	5	0.0512	0.5654	0.0200
59	市郎兵衛	1	0.0024	0.1360	4	0.1329	1.2439	0.0152
60	久兵衛	1	0.0223	0.4703	7	0.1507	0.9230	0.0030
61	弥助	2	0.0512	0.8710	2	0.0326	0.4650	0.0010
62	加右衛門	0	0	0	3	0.2017	1.2999	0.0152
63	小兵衛	2	0.0104	0.1927	7	0.0911	1.0520	0.0120
64	五郎右衛門	1	0.1211	1.2367	0	0	0	0

			屋敷			総計			備考
楮	茶	漆	筆数	面積	高	筆数	面積	高	
7	0	0	1	0.0014	0.0560	14	0.4201	4.0039	
7	0	0	1	0.0012	0.0480	9	0.2618	3.9932	
34	0	2	1	0.0024	0.0960	19	0.4216	3.9644	
28	3	0	1	0.0014	0.0560	15	0.2524	3.8662	
0	2	0	1	0.0017	0.0680	15	0.3520	3.7595	
26	0	0	1	0.0110	0.1600	12	0.3014	3.6552	
28	23	0	1	0.0026	0.1040	13	0.3405	3.4970	
			1	0.0105	0.1400	10	0.2916	3.3845	
5	3	0	1	0.0020	0.0800	5	0.2016	3.3566	
28	3	0	1	0.0024	0.0960	5	0.2607	3.1910	
18	5	0	1	0.0110	0.1600	11	0.2917	3.1223	
73	11	0	1	0.0028	0.1120	10	0.2929	3.0620	
47	0	0	1	0.0016	0.0640	12	0.3408	3.0567	
26	20	0	1	0.0103	0.1320	10	0.3006	3.0149	
65	25	0	1	0.0015	0.0060	10	0.3217	2.6147	
23	0	0	1	0.0018	0.0720	8	0.2220	2.5080	
95	0	0	1	0.0020	0.0800	5	0.2511	2.4750	
32	0	0	1	0.0028	0.1120	8	0.2525	2.4252	
4	40	0	1	0.0017	0.0680	7	0.1917	2.3256	
20	0	0	1	0.0016	0.0640	9	0.2514	2.3147	
30	0	0	1	0.0018	0.0720	7	0.1712	1.7480	
3	0	0	0	0	0	1	0.1624	1.6818	
10	0	0	1	0.0012	0.0480	7	0.2107	1.6801	
2	2	0	1	0.0106	0.1440	9	0.2500	1.6685	
6	0	0	1	0.0020	0.0800	10	0.1824	1.5564	
23	0	0	0	0	0	8	0.1623	1.4898	
0	20	0	1	0.0009	0.0360	8	0.1101	1.4681	
22	2	0	1	0.0020	0.0800	6	0.1513	1.4599	
5	0	0	1	0.0014	0.0560	9	0.1814	1.4493	
1	0	0	1	0.0009	0.0360	5	0.0917	1.3720	
13	20	0	0	0	0	3	0.2017	1.2999	
30	0	0	0	0	0	9	0.1015	1.2477	
			0	0	0	1	0.1211	1.2367	

No.	名請人	田			畑			
		筆数	面積	高	筆数	面積	高	増高
65	次兵衛	1	0.0700	1.1900	0	0	0	0
66	五郎兵衛	2	0.0610	1.1027	0	0	0	0
67	惣左衛門	1	0.0510	0.9067	0	0.	0	0
68	六郎兵衛	0	0	0	2	0.0708	0.8120	0
69	吉兵衛	0	0	0	2	0.0525	0.6167	0
70	庄三郎	0	0	0	2	0.0620	0.4941	0.0008
71	清兵衛	0	0	0	2	0.0501	0.4139	0.0066
72	太郎兵衛	0	0	0	1	0.0520	0.2267	
73	市蔵	0	0	0	2	0.0320	0.1677	0.0050
74	三蔵	1	0.0120	0.1667	0	0	0	0
75	助兵衛	0	0	0	1	0.0205	0.0867	0

（注） 1. 本表は元禄8年老迫村検地帳を名請人毎に集計し，持高順にならべたものである。

2. 面積の単位は町を基準に表している。例えば，No.1の次右衛門の田の面積1.5016

但し，1畝＝30歩である。

また，高の単位は石を基準に表しており，No.2清七郎の田高22.5540は 22石5斗

	屋敷			総計			備考
楮 茶 漆	筆数	面積	高	筆数	面積	高	
	0	0	0	0	0.0700	1.1900	
	0	0	0	0	0.0610	1.1027	
	0	0		1	0.0510	0.9067	
	0	0		2	0.0708	0.8120	
	1	0.0009	0.0360	3	0.0604	0.6527	
2 0 0	1	0.0008	0.0320	3	0.0628	0.5261	
11 0 0	1	0.0009	0.0360	3	0.0510	0.4499	
	0	0		1	0.0520	0.2267	
11 0 0	0	0		2	0.0320	0.1677	
	0	0		1	0.0120	0.1667	
	0	0		1	0.0205	0.0867	

は1町5反（0畝）16歩のことである。

5升4合（0勺）のことである。

倒的多数を占めていることである。特に１～５石層が４３人と過半数に達しており，１石未満層も９人存在している。逆に１００石以上というような大高特層はみられず，最高特高の名請人でも44石余でしかない。また，農民が自立経営を行っているか否かの指標の１つである屋敷をみてみると，５石未満層の１４人が屋敷を持たないものの，全体としては名請人の８割以上に当たる６１人が屋敷持となっている。

そもそも幕藩体制下においては，中心となるべき年貢負担者は自立小農民であり，幕府や藩は小農民経営の自立化に意を払い，その下に多くの隷属農民を抱える大農経営を解体せしめようとする。表３－１－６に表れた老迫村の農民階層構成は，大多数を占める小農が持高が低いとはいえ一応屋敷を持って経営を行っていることを示しており，元禄８年段階の老迫村においては小農の自立化がかなり進展しているといえよう。屋敷を持たない極零細農民は３０石以上の持高の２人の経営内に包含され隷属していたものと考えられる。この２人は村内においては特高も飛び抜けて多く複数の屋敷を構えており，かっての中世的土豪の系譜をひく家柄と考えられ，村内における地位も高かったであろう。しかしその持高は大高持とまではいかない。即ち１７世紀末において老迫村は自立小農民が中心となった村であるとみなすことができよう。但しこの村が先進的であるか後進的であるかはこの結果のみからは判断し難い。ただ，持高３０石以上層が２人だけ存在することと，この村が城下町から離れた山間農村であることからみて，先進地域であったとは考えにくい。

尚，先に引用した史料にもあったように，検地後この村は著しく困窮した。厳しい検地の打出しと共に，この村の生産性の低さと主たる生産物に乏しいことを示しているといえよう。持高３０石以上の名請人２人を，農民層分解により生じた富農と判断しなかったのはそのような理由に基づくものである。

〈〈参考文献〉〉

○脇田修『元禄の社会』（塙書房）
○『日本歴史　近世３』（岩波書店）
○大石慎三郎『幕藩制の転換』（小学館　日本の歴史　第２０巻）
○安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』（御茶の水書房）
○朝森要『増訂　備中松山藩の研究』（日本文教出版）
○『岡山県史』近世１
○森安彦『幕藩制国家の基礎構造』（吉川弘文館）
○『阿哲郡誌』
○古島敏雄『近世日本農業の展開』（東大出版会）

（竹内由明）

次に元禄８年の検地帳から，矢戸村についてみていくことにする。

村高は，７４３石２斗３升７合５勺であり，これは明治元年まで全く変化していない。田方と畑方の割合は，分米合による比較では田高が３８３石余，畑高が屋敷を含めると，３６４石余になり，ほとんど差がみられないが，面積による比較では，田方が２６町歩余なのに対して，畑方は屋敷を

含めて５２町歩余りになり，田方の約２倍の面積を有していることになる。

そもそも幕藩体制は，領主が米一種のみを生産物地代として農民から収奪することを，社会経済的特質として持っている。しかも，農業生産に必要な灌漑工事は領主の権力の裏付けによって集められる資金と労力と技術とによってはじめて可能となり，それが米作強の根拠ともなっており，米は全部稲作に用いられるため，畑作の収穫の安全と増収を計るために灌漑を行うことを困難にする状況が全国的に存在していたわけであるが，矢戸村の状況をみると，畑方が圧倒的に多く，平野部の少ない岡山県中部の哲多郡のうちの一村であったことからして，当然と言えば当然のことではある。

次に田畑の品等の面からみると，田方においては，上々田と上田と中田の面積合計が１３町余，それに対し，品等の劣る下田と下々田と山田の面積合計は１２町余りで，双方にそれ程の差がなく，山間部の農村としては，品等の良い田が多いように思われるが，これは，当村の中央部を流れる本郷川の周辺に肥沃な地帯が形成されたためと思われる。畑方においては，上畑と中畑の面積合計が１１町余，それに対して下畑と下々畑と切畑の面積合計は３９町余で，畑方の面積合計の約８割をも占めている。このように，本郷川周辺のごく一部の肥沃地帯を除けば，一般的には品等の悪い田畑が多数を占めていたものと考えられる。このことは，「山田」なるものの存在をみてもわかる。山田は，山間にある田の中でも特に日当りの悪い田で，検地上は，下々田より石盛を下げられているが，山を切り開いて作った田であるわけだから，平野部に耕地が少ないために，山に目を向けるよりほかないという，山間農村の特殊事情を如実に物語るものである。そのため，平野部の村落の検地帳においては，ほとんど見ることがない。

表３－１－８　矢戸村田畑明細

品等	面積	分米	斗代	品等	面積	分米	斗代
上々田	町 反 畝 歩 3. 2. 9.14	石斗升合勺 65.8.9.33	2石	上畑	町 反 畝 歩 4. 1. 4.04	石斗升合勺 51.3.7.6.0	1.2石
上田	4. 6. 9.20	89.2.3.7.0	1.9石	中畑	7. 0. 0.28	71. 7.7.5.1	1石
中田	5. 8. 3.12	99.1.7.8.3	1.7石	下畑	16. 4. 7.25	136.4.3.4.7	0.8石
下田	3. 5. 8 15	55.1.8.9.8.	1.4石	下々畑	15. 9. 1.06	65.3.1 6.9	0.4石
下々田	6. 1. 1.14	61.1.4.6.9	1石	切畑	6. 9. 3.10	14.7.6.2.7	0.2石
山田	2. 5. 1.27	12.5.9.4.8	0.5石	屋敷	2. 1. 1.03	25.3.3.2.0	1.2石
田計	町 反 畝 歩 26. 0. 4.12	石斗升合勺 383.2.4.0.1		畑計（屋敷地を除く）	町 反 畝 歩 40. 4. 7.13	石斗升合勺 339.6.6.5.4	
分米合	743石2斗3升7合5勺		内，7石4升9合6勺 3石3斗6升7合 1斗2升		楮 12,528株高に入 茶 3,921株高に入 漆 15高に入		
反合	78町6反2畝28歩		元禄８年，矢戸村検地帳より作成				

元禄８年の検地の特徴は，二重高にある。それまでの検地では，畑の面積，品等に見合った分米を納めていればよかったが，元禄８年の検地においては，本畝の内に楮・茶・漆を作付けている場合，高付けされて，その株数・本数に見合った分米を余分に納めなくてはならないようになったのである。第１表でいえば，楮１２,５２８株の高入による，７石４升９合６勺と，茶3,９２１株の高入による３石３斗６升７合と，漆１５本の高入による１斗２升の計１０石５斗３升６合６勺が，二重高制によって余分に納めさせられた分米である。漆は畑の品等によらず，１本に付８合宛高付けされていたが，楮と茶は，畑の品等によって高付けされる分米高が違っていたようである。しかしながら，楮・茶・漆は，小物成として銀納されていて，楮は１株に付１厘宛，茶は１株に付２厘宛，漆は１本に付１分２厘宛納めなければならなかったわけだから，農民たちは，楮・茶・漆の二重高と小物成によって，藩からさんざんに絞り上げられていたのではないかと推測される。

表３－１－９　品等別増高表

	増高	株・本数	
	石 斗 升 合 勺		
上畑	0. 9. 7. 2. 0	楮　９７２株増	１株に付１合宛
	0. 7. 0. 8. 0	茶　４７２株増	〃　１合５勺宛
中畑	1. 2. 5. 8. 8.	楮　2,０９８株増	１株に付６勺宛
	0. 3. 9. 9. 0	茶　３９９株増	〃　１合宛
	0. 0. 2. 4. 0	漆　３本	１本に付８合宛
下畑	3. 1. 0. 6. 8.	楮　5,１７８株増	１株に付６勺宛
	1. 4. 7. 0. 0	茶　1,４７０株増	〃　１合宛
	0. 0. 3. 2. 0	漆　４本	１本に付８合宛
下々畑	1. 0. 7. 9. 2.	楮　2,６９８株増	１株に付４勺宛
	0. 5. 5. 8. 0.	茶　1,１１６株増	〃　５勺宛
	0. 0. 3. 2. 0.	漆　４本	１本に付８合宛
切畑	0. 6. 3. 2. 8	楮　1,５８２株増	１株に付４勺宛
	0. 2. 3. 2. 0	茶　４６４株増	〃　５勺宛
	0. 0. 3. 2. 0	漆　４本	１本に付８合宛

矢戸村検地帳より作成

表３－１－１０　矢戸村小物成

銀	４７匁５分９厘	楮　4,７５９株役	１株に付１厘宛
〃	１３匁５分６厘	茶　６７８株役	１株に付２厘宛
〃	１２匁８分４厘	漆　１０７本役	１本に付１分２厘宛
〃	３０目９分５厘	炭竈役	年々不同

矢戸村検地帳より作成

楮は樹皮が和紙の原料となる桑科の落葉低木であり，漆は漆の木の幹から取った漆汁を塗料とするもので，縄文時代から用いられ，律令制では大蔵省に漆部司がおかれていたほどであるが，これらの楮・茶・漆は，四木三草（工芸作物の漆・桑・楮・茶を四木といい，麻・藍・紅花を三草といった。）として尊重され，江戸時代，諸藩ではこれらの栽培を保護奨励し，特産化したが，松山藩においても水谷氏によって，楮・茶・漆の栽培が奨励されたようである。①

矢戸村の場合，畑方の面積が田方の面積よりも大きいが，一般に，畑方優位の村落においては，畑作物が商品作物化されることによって，田方優位の村落と比べれば，貨幣経済が浸透しやすい状況にあるといえるが，矢戸村の小物成における，楮・茶・漆の銀納も，それらが換金作物で，農民に剰余が生じることを見越したもので，水谷氏の楮・茶・漆栽培の奨励は，それらによって，小物成としてまた，二重高として，農民から剰余を収奪できるという，効率的で厳しく，また，畑地が多いという地の利を生かした政策であったと言えよう。

次に第4表から，矢戸村の農民階層構成についてみていこう。

表3－1－11　矢戸村階層構成表

	田・畑・屋敷	畑・屋敷	屋敷のみ	田・畑	田のみ	畑のみ	計	割合	持高集計	割合
40石以上	1人						1	1%	66石3斗9升2合0勺	9
30～40	1						1	1	39. 7. 1. 0. 0	5
20～30	1						1	1	20. 8. 8. 7. 5	3
10～20	13			2			15	14	227. 9. 9. 9. 0	31
5 ～10	33			1			34	30	240. 9. 2. 9. 2	33
1 ～ 5	32	9		2	1		44	39	135. 9. 1. 6. 1	18
1石未満	1	3	7			4	15	14	5. 3. 1. 3. 1	1
計	82人	12人	7人	5人	1人	4人	111人	100%	737. 1. 4. 6. 9	100%

元禄8年矢戸村検地帳より作成

最高持高は，名主の与右衛門で，66石3斗9升2合と他の者に比べて断然多く，その内，田高は41石5斗1合7勺と多く，持高の6割強を占めている。所持高が10石から40石までの者の大部分が，畑高よりも田高の方が多いことからも，数少ない田は，村内でも比較的有力な者に集積されていたようである。

表をみると，持高が5石未満の零細農民は59人で，全体の53%つまり約半数を占めている。また，20石未満の持高の者は，108人と，全体の97%をも占めていて，一般的に零細経営の村と言えるが，それは，山間部の農村という地理的条件によるものであろう。そのため，持高集計をみても，持高が20石未満の者の集計は，村高の83%をも占めているのである。

表を詳細にみていくと，田・畑・屋敷所有者は82人，畑・屋敷所有者は12人，屋敷のみ所有

者は７人，田・畑所有者は５人，田のみ所有者は１人，畑のみ所有者は４人で，田・屋敷所有者はいなかったので，表から削った。これらのことから，屋敷所有者は，合計１０１人，無屋敷の者は１０人いることがわかるが，近世村落においては，屋敷を所有して，はじめて，一軒前の百姓として認められたわけだから，無屋敷の１０人は，村内においては，比較的身分の低い者とみなされていたと推測できる。これらの無屋敷の百姓は，新しく村内に引越して来た者，小作によって生活する者，など他にもいろいろな理由が考えられるが，中には，１０石から２０石の田畑を所有する者が２人いて，彼らの場合は比較的大高持の戸主の次男，三男で，戸主から分地されているが，まだ戸主と一緒に生活しているという，「内別」的な存在ではないかと考えられる。また，田・畑を所有せず，屋敷のみを所有している者が７人いるが，おそらく彼らは，他の田畑所有者の小作をするか，あるいは年季奉公人になるか，さらには商人となるかのいずれかによって生計をたてていたのではないかと考えられる。

幕領における検地は，元禄期までしかなされず，当村においても元禄８年の検地帳しか残存しないため，時代ごとの階層構成の推移を知ることができず，元禄８年の検地帳だけから，矢戸村の近世における土地状況を説明することはできないが，元禄以後の階層構成を推測すると，少数の大高持層と大多数の極零細農民とに二分される両極分解の状態か，全体的に零細経営化する農村衰退の状態かのどちらかになると思われる。そして，名請人数はもっと増加するのではないかと考えられる。というのも，元禄期以降は，全藩的に別家が増設される傾向にあり，また，貨幣経済の農村浸透も著しく，特に，矢戸村の場合も畑方優位の土地状況で，楮・茶・漆などの商品作物の栽培が盛んであるからである。

最後に，表３－１－１２の人別持高表から分析してみることにする。元禄検地においては，入会地にも年貢を課したため，その年貢負担の分割による混乱をさけるため，各入会地に年貢負担責任者を定めた。名前の横に丸印がつけてある者が草山，芝山などの責任者である。彼らは全員で４０人いて，持高平均は１１石１斗４升３合３勺と，矢戸村においては，比較的大高持が責任者になっており，有力者が入会地の年貢負担責任者となったようだが，中には，持高が１石少々で責任者になった者や，２０石程持高がありながら責任者になっていない者もいるので，一概には言えない。

また，畑に楮・茶・漆を栽培している者は畑所有者１０３人のうちの９４人にものぼり，大部分の者が畑でこれらの商品作物を栽培している。

表３－１－１２　矢戸村人別持高表

名請人	田高	畑高	屋敷	計	楮	茶	漆	増高計
	石	石	石	石	株	株	本	石斗升合勺
七右衛門	3. 1. 5. 5. 0	3. 8. 7. 1. 2	0. 2. 0. 0. 0	7. 2. 2. 6. 2	48	185		0. 1. 1. 3. 3.
喜兵衛	1. 7. 9. 7. 3	1. 2. 1. 8. 0	0. 0. 9. 6. 0	3. 1. 1. 1. 3	45			0. 0. 1. 8. 0
三四郎	4. 9. 3. 6. 0	1. 3. 3. 2. 6	0. 1. 2. 8. 0	6. 3. 9. 6. 6	7	70		0. 0. 4. 2. 0
仁蔵	2. 8. 9. 3. 4	3. 2. 8. 2. 1	0. 0. 8. 0. 0	6. 2. 5. 5. 5	52	11		0. 0. 2. 8. 2
九兵衛	2. 8. 8. 7. 0	0. 6. 6. 6. 3	0. 1. 5. 6. 0	3. 7. 0. 9. 3				
○惣右衛門	9. 0. 4. 7. 3.	4. 8. 7. 0. 5		13. 9. 1. 7. 8	195	3		0. 1. 1. 2. 5
孫八			0. 1. 7. 6. 0					
○庄兵衛	7. 5. 1. 8. 0	5. 4. 7. 2. 8	0. 1. 4. 0. 0	13. 1. 3. 0. 8	344	58		0. 2. 5. 8. 8
○助右衛門	7. 3. 7. 3. 6	11. 3. 5. 4. 4	0. 4. 0. 8. 0	19. 1. 3. 6. 0	460	85		0. 3. 3 4. 2
○茂右衛門		4. 1. 9. 8. 5	0. 1. 1. 2. 0	4. 3. 1. 0. 5				0. 2. 3. 4. 5.
○源助	1. 6. 0. 3. 4	3. 0. 2. 2. 0	0. 2. 3. 6. 0	4. 8. 6. 1. 4	65	20		0. 0. 4. 4. 0
久太郎		0. 4. 7. 2. 0						
弥市郎	1. 0. 2. 0. 0			1. 0. 2. 0. 0				
助左衛門		0. 1. 5. 3. 3	0. 0 5. 6 0	0. 2. 0. 9. 3				
次郎右衛門	2. 7. 1. 6. 3	1. 6. 9. 2. 7	0. 1. 7. 2. 0	4. 5. 8. 1. 0	129			0. 0. 7. 4. 0
○忠兵衛	3. 5. 9. 1. 4	3. 9. 4. 5. 4	0. 1. 6. 0. 0	7. 6. 9. 6. 8	151	43		0. 1. 0. 5. 4
市助	0. 2. 5. 6. 7	1. 2. 3. 0. 9	0. 0. 5. 6. 0	1. 5. 4. 3. 6	21	23		0. 0. 4. 1. 6
久助	0. 2. 4. 5. 0	3. 1. 1. 9. 8	0. 2. 0. 8. 0	3. 5. 7. 2. 8	176	9	1	0, 1. 1. 5. 1
助兵衛	5. 1. 0. 7. 4	3. 0. 5. 1. 0	0. 2. 8. 8. 0	8. 4. 4. 6. 4	237	1		0. 1. 1. 3. 7
七郎兵衛	2. 4. 7. 9. 0	1. 9. 7. 0. 6	0. 1. 0. 4. 0	4. 5. 5. 3. 6	58	48		0. 0. 8. 4. 0

名請人	田高	畑高	屋敷	計	楮	茶	漆	増高計
	石	石	石	石	株	株	本	石斗升合勺
惣次郎	3. 4. 1. 0. 4.	2. 3. 7. 8. 6	0. 1. 4. 4. 0	5. 9. 3. 3. 0	166	9		0. 1. 0. 6. 1
佐兵衛	1. 2. 4. 9. 4	1. 2. 5. 6. 6	0. 0. 8. 4. 0	2. 5. 9. 0. 0	56	3		0. 0. 3. 6. 6
平兵衛	2. 9. 8. 5. 0	3. 3. 2. 6. 7	0. 2. 4. 8. 0	6. 5. 5. 9. 7	26			0. 0. 1. 4. 0
○三五郎	1. 5. 0. 0. 0	2. 4. 8. 8. 5	0. 1. 4. 4. 0	4. 1. 3. 2. 5.	27	31		0. 0. 4. 7. 2
孫右衛門	1. 0. 6. 4. 0	1. 7. 8. 9. 2	0. 0. 6. 0. 0	2. 9. 1. 3. 2	22			0. 0. 1. 3. 2
又市郎	7. 7. 5. 0. 0	0. 5. 6. 9. 9	0. 1. 6. 4. 0	8. 4. 8. 3. 9		20		0. 0. 1. 0. 0
○久次郎	6. 2. 8. 8. 0	2. 4. 5. 7. 2	0. 1. 4. 4. 0	8. 8. 8. 9. 2	27	26		0. 0. 4. 6. 6
惣三郎	8. 4. 3. 2. 0	4. 7. 7 5. 4	0. 2. 0. 0. 0	13. 4. 0. 7. 4	114	11	1	0. 0. 8. 2. 0
○四郎右衛門	5. 5. 3. 4. 7	5. 9. 3. 1. 6	0. 5. 7. 6. 0	12. 0. 4. 2. 3	155	39	3	0. 1. 6. 8. 2
○作蔵	2. 6. 9. 9. 3	3. 0. 0. 5. 4	0. 2. 4. 0. 0	5. 9. 4. 4. 7	134	53		0. 1. 2. 6. 0
○長三郎	3. 2. 0. 8. 7	4. 6. 4. 6. 8	0. 1. 6. 4. 0	8. 0. 1. 9. 5	167			0. 1. 0. 6. 2
○六左衛門	5. 4. 4. 7. 2	2. 5. 7. 7. 0	0. 1. 6. 0. 0	8. 1. 8. 4. 2	117			0. 0. 7. 2. 4
○半兵衛	3. 0. 2. 5. 3	9. 1. 4. 9. 3	0. 8. 2. 4. 0	12. 9. 9. 8. 6	389	224		0. 3. 0. 8. 4
久兵衛	0. 3. 0. 6. 7	0. 3. 3. 0. 2	0. 1. 7. 2. 0	0. 8. 0. 8. 9	4			0. 0. 0. 6. 6
○又右衛門	19. 7. 1. 4. 2	18. 6. 4. 3. 8	1. 3. 5. 2. 0	39. 7. 1. 0. 0	542	145		0. 3. 9. 4. 4
○久作		4. 4. 6. 0. 2	0. 2. 9. 2. 0	4. 7. 5. 2. 2	183	52		0. 1. 4. 6. 6
七蔵		1. 7. 3. 6. 7	0. 0. 4. 4. 0	1. 7. 8. 0. 7	30			0. 0. 3. 0. 0
○加右衛門	10. 3. 4. 1. 9	5. 1. 1. 0. 6	1. 2. 0. 8. 0	16. 6. 6. 0. 5	9	57		0. 0. 6. 2. 2
○与右衛門	41. 5. 0. 1. 7	23. 8. 8. 6. 3	1. 0. 0. 4. 0	66. 3. 9. 2. 0	500	215		0. 5. 2. 4. 4
長福寺	1. 7. 5. 0. 0	0. 1. 5. 0 0		1. 9. 0. 0. 0				
長十郎		0. 3. 4. 0. 0	1. 6. 8. 4. 0	2. 0. 4. 4. 0				

与兵衛	0. 6. 7. 0. 0	0. 3. 6. 3. 3.	0. 0. 7. 1. 2	1. 1. 0. 4. 5.	16	50		0. 0. 3. 1. 4
八兵衛		1. 2. 4. 4. 7.	0. 1. 5. 6. 0	1. 4. 0. 0. 7	15			0. 0. 0. 6. 0
六郎左衛門		2. 0. 6. 6. 7	1. 7. 4. 4. 0	3. 8. 1. 0. 7				
○与惣右衛門	1. 9. 9. 6. 7	2. 9. 6. 5. 5	0. 2. 0. 8. 0	5. 1. 7. 0. 2	192			0. 1. 4. 1. 6.
五右衛門			0. 3. 5. 2. 0					
○仁兵衛	10. 7. 9. 2. 1	8. 3. 3. 9. 6	0. 4. 4 0. 0	19. 5. 7. 1. 7	522	120		0. 4. 1. 7. 0
伊兵衛	2. 2. 2. 3. 6	4. 9. 4. 0. 6	0. 3. 3. 6. 0	7. 5. 0. 0. 2	105	40		0. 0. 6. 2. 0
加次右衛門			0. 2. 1. 2. 0					
弥助			0. 1. 2. 0. 0					
作助	2. 9. 7. 6. 7	1. 0. 4. 9. 2	0. 2. 5. 6. 0	4. 2. 8. 1. 9	42			0. 0 2. 5. 2
庄三郎			0. 1. 7. 6. 0					
市郎右衛門			0. 1. 9. 2. 0					
与市郎		0. 5. 7. 3. 3						
六郎兵衛	5. 8. 1. 0. 5	3. 3. 4. 0. 1	0. 1. 2. 8. 0	9. 2. 7. 8. 6	123		1	0. 0. 7. 6. 8
○平助	2. 5. 1. 5. 4	2. 8. 8. 8. 0	0. 2. 0. 4. 0	5. 6. 0. 7. 4		2		0. 0. 0. 2. 0
○六右衛門	1. 9. 0. 8. 7	1. 0. 6. 0. 3	0. 2. 0. 0. 0	3. 1. 6. 9. 0	20	10		0. 0. 1. 3. 0
長右衛門	4. 2. 7. 2. 3	2. 5. 0. 3. 2	0. 2. 7. 2. 0	7. 0. 4. 7 5	110	5		0. 0. 5. 4. 0
○市右衛門	7. 7. 5. 2. 1	6. 1. 9. 8. 5	0. 4. 9. 6. 0	14. 4. 4. 6. 6	76	35	3	0. 1. 2. 3. 1
五郎左衛門		0. 8. 6. 9. 3	0. 0. 6. 0. 0	0. 9. 2. 9. 3				
七助		0. 0. 1. 2. 0						
又次郎	0. 2. 6. 6. 7	2. 3. 9. 6. 7	0. 0. 4. 0. 0	2. 7. 0. 3. 4	40		1	0. 0. 2. 4. 0
太郎左衛門			0. 1. 3. 2. 0					
○徳左衛門	14. 7. 6. 7. 3	3. 2. 2. 8. 5	0. 1. 2. 8. 0	18. 1. 2. 3. 8	22	18		0. 0. 1. 7. 8

名請人	田高	畑高	屋敷	計	楮	茶	漆	増高計
	石	石	石	石	株	株		石斗升合勺
清兵衛	4. 3. 1. 5. 7	4. 7. 3. 7. 6	0. 1. 5. 2. 0	9. 2. 0. 5. 5	158	2		0. 0. 9. 6. 8
次郎兵衛	3. 6. 9. 5. 3	3. 2. 5. 7. 9	0. 1. 0. 4. 0	7. 0. 5. 7 2	47	76		0. 0. 5. 8. 6
○太兵衛	8. 0. 0. 1. 7.	4. 8. 7. 7. 0	0. 2. 2. 4. 0	13. 1. 0. 2. 7	340	202		0. 1. 8. 4. 5
忠三郎	1. 2. 1. 6. 0	1. 5. 0. 4. 2	0. 0. 5. 6. 0	2. 7. 7. 6. 2	72			0. 0. 5. 2. 2
○孫左衛門	6. 6. 6. 2. 1	11. 8. 9. 4. 3	0. 2. 4. 0. 0	18. 7. 9. 6. 3	605	299		0. 6. 5. 4. 3
五兵衛	2. 5. 9. 0. 6	3. 5. 9. 9. 5	0. 1. 1. 2. 0	6. 3. 0. 2. 1	186	23		0. 0. 9. 4. 1
次郎左衛門	1. 8. 9. 5. 3	3. 1. 7. 6. 9		5. 0. 7. 2. 2	72	2		0. 0. 3. 9. 0
仁右衛門	0. 1. 7. 5. 0	4. 1. 9. 3. 4	0. 1. 3. 2. 0	4. 5. 0. 0. 4	187	82		0. 1. 5. 1. 5
与市	0. 7. 6. 3. 3	2. 5. 4. 2. 5	0. 1. 7. 6. 0	3. 4. 8. 1. 8	86	50		0. 1. 2. 0. 6
○仁左衛門	1. 0. 6. 0. 0	2. 4. 6. 8. 1	0. 1. 0. 4. 0	3. 6. 3. 2. 1	124	5		0. 0. 9. 4. 1
弥兵衛	3. 2. 7. 9. 6	4. 9. 8. 0. 4	0. 3. 6. 8. 0	8. 6. 2. 8. 0	93	141		0. 1. 5. 2. 4
○与七郎	2. 9. 5. 6. 1	3. 3. 4. 2. 0	0. 0. 9. 6. 0	6. 3. 9. 4. 1	177	8		0. 1. 1. 9. 7
久右衛門	2. 5. 3. 8. 0	1. 6. 9. 7. 0		4. 2. 3. 5. 0	66			0. 0. 5. 1. 6
作兵衛	0. 8. 0. 7. 3	1. 3. 3. 1. 8	0. 0. 4. 4. 0	2. 1. 8. 3. 1	70	8		0. 0. 5. 9. 8
又兵衛	2. 3. 9. 7. 4	0. 9. 7. 0. 5	0. 0. 8. 4. 0	3. 4. 5. 1. 9	52	4		0. 0. 3. 2. 6
徳兵衛	13. 5. 0. 2. 3	7. 1. 1. 7. 2	0. 2. 6. 8. 0	20. 8. 8. 7. 5	439	10		0. 2. 5. 3. 2
六兵衛	1. 2. 8. 2. 7	2. 3. 0. 7. 5	0. 0. 6. 0. 0	3. 6. 5. 0. 2	158	17		0. 1. 0. 6. 2
市郎兵衛		0. 8. 6. 3. 8	0. 0. 5. 6. 0.	0. 9. 1. 9. 8	14			0. 0. 0. 8. 4
○小兵衛	0. 2. 0. 0. 0	1. 5. 5. 8. 4	0. 0. 9. 6. 0	1. 8. 5. 4. 4	54	29		0, 0, 4. 1. 1
九助	3. 8. 6. 1. 4.	3. 4. 2. 0. 7	0. 1. 2. 0. 0	7. 4. 0. 2. 1	136	74		0. 1. 7. 2. 8
○市左衛門	0. 5. 6. 0. 0	2. 0. 7. 9. 3	0. 1. 6. 8.	2. 8. 0. 7. 3	115	45		0. 1. 0. 0. 6

忠右衛門		0. 0. 2. 8. 5				5		0. 0. 0. 2. 5
○長楽寺	3. 0. 9. 0. 4	4. 3. 5. 5. 4	0. 1. 9. 2. 0	7. 6. 3. 7. 8	98	91		0. 1. 0. 7. 6
○吉兵衛	0. 9. 3. 8. 4	5. 2. 9. 9. 3	0. 5. 5. 2. 0	6. 7. 8. 9. 7	187	202		0. 3. 3. 4. 7
○太郎兵衛	4. 4. 9. 6. 7.	1. 9. 6. 7. 4	0. 2. 3. 6. 0	6. 7. 0. 0. 1	50	124		0. 1. 0. 2. 0
弥市	0. 0. 6. 0. 0	1. 0. 3. 9. 5	0. 1. 5. 2. 0	1. 2. 5. 1. 5	24	6		0. 0. 3. 0. 2
長次郎	0. 8. 7. 8. 0	1. 5. 7. 6. 8	0. 0. 9. 2. 0	2. 5. 4. 6. 8	58	28		0. 0. 8. 2. 8
三右衛門	2. 5. 4. 9. 1	1. 0. 1. 2. 3	0. 0. 8. 8. 0	3. 6. 4. 9. 4	30	10		0. 0. 2. 3. 0
安兵衛	0. 8. 1. 6. 7	4. 4. 7. 3. 3	0. 0. 8. 4. 0	5. 3. 7. 4. 0	106	19		0. 0. 8. 0. 0
清蔵	0. 4. 6. 0. 0	2. 2. 9. 7. 3	0. 0. 6. 4. 0	2. 8. 2. 1. 3	52	16		0. 0. 5. 6. 0
太左衛門	0. 8. 2. 1. 7	1. 9. 4. 7. 0	0. 1. 0. 8. 0	2. 8. 7. 6. 7	84			0. 0. 5. 0. 4
○徳右衛門	1. 1. 9. 0. 0	2. 4. 2. 5. 5	0. 1. 2. 0. 0	3. 7. 3. 5. 5	61			0. 0. 4. 0. 2
甚作		3. 7. 4. 5. 8	0. 1. 1. 2. 0	3. 8. 5. 7. 8	39	1		0. 0. 2. 3. 3
太郎助	1. 2. 2. 4. 0	2. 2. 4. 3. 2	0. 1. 1. 2. 0	3. 5. 7. 9. 2	41			0. 0. 2. 4. 6
○庄助		1. 7. 7. 2. 1	0. 0. 9. 6. 0	1. 8. 6. 8. 1	55	113		0. 1. 4. 6. 0
九右衛門		2. 5. 9. 1. 5	0. 0. 9. 2. 0	2. 6. 8. 3. 5	53	2		0. 0. 3. 0. 2
五郎兵衛	2. 2. 7. 5. 0	1. 2. 2. 0. 4	0. 6. 2. 4. 0	4. 1. 1. 9. 4	55			0. 0. 3. 2. 4
○孫兵衛	4. 1. 6. 0. 7	2. 9. 6. 9. 3	0. 2. 0. 0. 0	7. 3. 3. 0. 0	298	5	1	0. 1. 7. 0. 7
惣兵衛	2. 8. 8. 6. 7	2. 6. 0. 1. 7	0. 1. 1. 2. 0	5. 6. 0. 0. 4	243	5		0. 1. 3. 4. 4
○孫市	7. 2. 9. 9. 9	3. 5. 4 4 7	0. 2. 0. 0. 0	11. 0. 4. 4. 6	130	9		0. 0. 8. 4. 0
作右衛門	6. 7. 4. 0. 4	1. 1. 9. 3. 9	0. 1. 2. 0. 0	8. 0. 5. 4. 3	87	8		0. 0. 4. 2. 6
○太郎右衛門	5. 7. 3. 5. 3	3. 3. 1. 9. 8	0. 1. 6. 0. 0	9. 2. 1. 5. 1	144		1	0. 1. 1. 8. 4
与三郎	2. 9. 8. 6. 2	3. 3. 5. 2. 2	0. 1. 8. 0. 0	6. 5. 1. 8. 4	266	11		0. 1. 5. 1. 5
○九郎兵衛	7. 5. 3. 5. 7	6. 7. 2. 6. 3	0. 2. 4. 0. 0	14. 5. 0. 2. 0	225	103	3	0. 2. 0. 5. 7

名請人	田高	畑高	屋敷	計	楮	茶	漆	増高計
	石	石	石	石	株	株	本	石斗升合勺
孫助	11. 0. 4. 9. 7	6. 0. 6. 8. 2		17. 1. 1. 7. 9	276			0. 1. 5. 8. 4
○与助	2. 3. 6. 1. 3	2. 4. 9. 5. 5	0. 1. 5. 2. 0	5. 0. 0. 8. 8	100	71		0. 0. 9. 6. 9
七兵衛	1. 2. 9. 5. 0	1. 1. 6. 9. 2	0. 0. 4. 4. 0	2. 5. 0. 8. 2	39	4		0. 0. 3. 1. 6

元禄8年矢戸村検地帳より作成

表3－1－13　萩尾村田畑明細

品等	面積	分米	斗代	品等	面積	分米	斗代
上々田	0. 8. 1. 0 7	1 6. 2. 4. 6. 7	2.0石	上畑	5. 2. 1. 1 6	63. 1. 4. 4. 5	1.2石
上田	0. 4. 7. 2 0	8. 5. 8. 0. 0	1.8石	中畑	9. 8. 6. 1 0	99. 6. 6. 1. 6	1.0石
中田	1. 4. 1. 0 0	2 2. 5. 6. 0. 0	1.6石	下畑	6. 7. 0. 2 1	47. 7. 4. 7. 6	0.7石
下田	0. 7. 1. 1 1	9. 2. 7. 7. 7	1.3石	下々畑	9. 1. 3. 1 5	28. 6. 7. 4. 1	0.3石
下々田	0. 6. 6. 2 8	6. 0. 2. 4. 0	0.9石	切畑	3. 2. 2. 0 2	6. 7. 8. 5. 5	0.2石
山田	1. 8. 5. 0 3	9. 2. 5. 5. 0	0.5石	屋敷	0. 9. 2. 1 9	11. 1. 1. 6. 0	1.2石
田計	5. 9. 3. 0 9	7 1. 9. 4. 3. 4		畑計（屋敷地除く）	34. 1. 4. 0 4	246. 0. 1. 3. 3	
分米合	329合7升2合7勺		内 2石5斗3升1合2勺 8斗8升4合5勺 5斗8升4合	楮 4,673株高に入 茶 1,297株高に入 漆 73本高に入			
反合	41町2歩		元禄8年萩尾村検地帳より作成				

次に荻尾村についてみていくことにしよう。荻尾村は哲多町の東端，哲多町と新見市の境界近くに位置し，前述の矢戸村が比較的平野部に位置していたのに対して，完全な山村である。村高は，３２９石７升２合７勺であり，明治元年まで全く変化していない。

表３－１－１３は，元禄８年の荻尾村検地帳より作成した荻尾村の田畑明細表であるが，これをもとに荻尾村の当時の状況を分析していきたい。田方は面積合計が５町９反３畝９歩，分米合が７１石９斗４升３合４勺であるのに対し，畑方は屋敷地も含めると，面積合計が３５町６畝２３歩，分米合が２５７石１斗２升９合３勺と，圧倒的に畑方優位の地勢であり，全分米合，反合に占める畑方の割合は，面積で，７５％余，分米合で約８０％をも占めていることになる。前述の矢戸村も山間農村で，畑方優位の村であったが，その矢戸村における全分米合，反合に占める畑方の割合が，面積で６５％余，分米合で約５０％を占めていたのに比べても，荻尾村における圧倒的畑方優位の状況は容易に理解されよう。

荻尾村は山村であるが，そのことを如実に物語っているのが，山田の多さである。田方の面積合計に占める山田の割合は約３０％，分米計に占める割合は約１３％であり，矢戸村の場合が前者で約１０％，後者で約３％であったことからしても，荻尾村がいかに耕地の乏しい山村であったかが推測できる。

尚，田畑の等級はそれぞれ６段階に分かれているが，荻尾村は山村で耕地が乏しいわりには，田方の石盛はそれ程低いわけではない。しかし，矢戸村に比べると，上田，中田，下田，下々田，下畑，下々畑は，それぞれ１斗づつ石盛が低くなっていて，このことは，荻尾村が矢戸村よりも地味が劣る山村であることを幕府が認めたとみなされよう。

ところで，表の分米合の欄に示した数値は楮・茶・漆の二重高による増高で合計すると３石９斗９升９合７勺あるが，この増高合計が畑方の分米合のうち，増高のかからない屋敷と切畑の分米をひいた分米合２３９石２斗２升７合８勺に占める割合は1.7％で，矢戸村の3.1％と比べると，荻尾村は畑方が圧倒的に優位なのにもかかわらず，楮・茶・漆などの商品作物の栽培度は低いと言えよう。

次表の品等別増高をみると，１株当り増高は畑の品等により異なっているが，漆だけは品等によらず１本に付８合宛であり，これらのことは，矢戸村と全く同じである。

小物成には毎年定額でかけるものと，年によって増減するものと，臨時に課するものとがあり，臨時に課するものは浮役と呼ばれる。農村に各種の産業が興ってくると，これに新しく運上・冥加がかけられ，農村の運上・冥加は一層その種類を増していった。近世初期の本途物成は，上納する高を石高で出しても，その石高に相当する米・金・漆・紬・大豆・荏・楮など，貨幣や種々の生産物で納めた。しかし，近世中期以降に夫役が消滅して，年貢がほぼ米と貨幣に統一されるとともに，それまでの各種の生産物年貢や夫役は，ほとんど貨幣納となり，本途から外されて小物成に入られた。小物成の名に，年貢・永・役などの名がついているのは，このような小物成の成立過程に関係があると思われる。

荻尾村の小物成には楮役・茶役・漆役・炭竈役・その他に森林・草山なども対象となっているが，１株当たりの銀の割合は矢戸村と全く同じである。尚，炭竈役というのは炭竈運上のことで，炭を

表３－１－１４　品等別増高表

品　等	増　高	株・本数	
	石　斗　升　合　勺		
	0. 3. 9. 2. 0	楮　３９２株増	１株に付１合宛
上　畑	0. 1. 3. 6. 5	茶　９１株増	〃　１合５勺宛
	0. 0. 3. 2. 0	漆　４本	１本に付８合宛
	0. 7. 5. 1. 8	楮　１,２５３株増	１株に付６勺宛
中　畑	0. 1. 3. 2. 0	茶　１３２株増	〃　１合宛
	0. 1. 4. 4. 0	漆　８本	１本に付８合宛
	0. 5. 2. 8. 6	楮　８８１株増	１株に付６勺宛
下　畑	0. 1. 5. 8. 0	茶　１５８株増	〃　１合宛
	0. 1. 1. 2. 0	漆　４本	１本に付８合宛
	0. 7. 3. 3. 6	楮　１,８３４株増	１株に付４勺宛
下々畑	0. 3. 3. 0. 5	茶　６０７株増	〃　５勺宛
	0. 2. 3. 2. 0	漆　９本	１本に付８合宛

表３－１－１５　荻尾村小物成

銀	９匁４厘	楮　９０４株役	１株に付１厘宛
〃	１匁８分４厘	茶　９２株役	１株に付２厘宛
〃	８匁８分８厘	漆　７４本役	１本に付１分２厘宛
〃	１３匁３分５厘	炭竈役	年々不同

元禄８年荻尾村検地帳より作成

焼出す竈に課せられた雑税である。

次に，荻尾村の階層構成について検討してみることにする。名請人総数は８４人でその内，田・畑・屋敷所有者が４５人，畑・屋敷所有者が２８人，田・畑のみ所有者が６人，畑のみ所有者が５人である。分米合が３２９石７升２合７勺であるから一人当り平均持高は，３石９斗１升７合５勺となり，同じように矢戸村を調べると，６石６斗９升５合８勺となることからも，荻尾村の一人当り平均持高がいかに少ないかがよくわかる。そのため，表をみると持高５石未満の極零細農民は全体の７８％をも占めており，当村の最高持高者である名主の与右衛門でも１３石１斗４升５合であり，矢戸村にみられたような大高持層は存在しない。

屋敷についてみると，総数８４名の内，１３％に当たる１１名は屋敷が登録されていない。また，当村で６番目に持高の多い孫兵衛のように屋敷を１人で３つ持っている者があるかと思えばⒶ,10石余の持高がありながら屋敷を持っていなかったりⒷ,また,矢戸村の場合田畑を持たない無高層で

表３－１－１６　荻尾村階層構成比

	田・畑・屋敷	畑・屋敷	田・畑	畑のみ所持	計	割合
10～15石	5人	0	1	0	6人	7%
7～10	4	1	0	0	5	6
5～7	7	1	0	0	8	9
3～5	10	6	3	1	20	24
1～3	19	19	2	0	40	48
0～1石	0	1	0	4	5	6
計	45人	28	6	5	84人	100%

ありながら，屋敷地だけを持っている者が７名もいた。Ⓐの場合「中世以来の在地土豪の系譜を持つ家に対する宥和政策の一つとみられ，屋敷に対する年貢免除の特権が認められたもの」とみることができるし，あるいは，他村からの入作者とも考えられる。また，Ⓑについては，「隠居分に当るものではないかと考えられる。」が，いずれも断定することはできない。

１１名の無屋敷人のうち，１０人は極零細名請人であり，彼らは有力百姓の屋敷内に同居していたものか，それとも他村からの入作者か判断しかねるが，彼らの内の多くは屋敷をもって独立するに至らぬ隷属農民たちではないかと思われる。さらに，有力百姓の血縁分家とも考えられる。

検地帳記載では，屋敷地の有無が身分に関係し，「無屋敷登録人の多くは本百姓と本・分家関係にある血縁者ないし，擬制血縁者で，実質的に独立経営を営むものであるが，百姓身分上の無株層，すなわち，いわゆる従属農民層の一種」であり，検地帳記載によって身分関係が決定されるのは百姓屋敷の有無であり，この百姓屋敷の登録のない農民は「いかなる意味においても，一幹前の本百姓として認められない」のである。従って，検地帳の名請人とされるだけで「封建的的小農民」として自立するというものではないのである。

以上，荻尾村について述べてきたが，当村においては，平均的土地所有は少なく，また，無屋敷名請人も全名請人の１３%程度であり，元禄８年の時点では小農民を主体とした近世村落の体制をなしていたと言えよう。

注）

①　②　「日本史用語辞典」
③　④　日本史小百科１０　「農村」　６４頁　　大石慎三郎
⑤　森安彦　「幕藩制国家の基礎構造」　第１編　第１章　２６頁
⑥　４２頁
⑦　２７頁
⑧　⑨　内藤二郎　「本百姓体制の研究」　第１章　２９７頁

（永島和弘）

表３－１－１７

名請人	田高	畑高	屋敷	計	楮	茶	漆	増高計
	石	石	石	石	株	株	本	石
助三郎	0. 5. 8. 5. 0	2. 0. 2. 6. 3	0. 0. 4. 4. 0	2. 6. 5. 5. 3	75		1	0. 0. 5. 2. 0
次左衛門	0. 4. 6. 3. 3	3. 7. 9. 2. 9	0. 1. 4. 4. 0	4. 4. 0. 0. 2	71		1	0. 0. 4. 5. 0
長助	0. 7. 6. 6. 7	3. 2. 5. 0. 6		4. 0. 1. 7. 3	43	7	4	0. 0. 7. 1. 9
佐兵衛	3. 6. 3. 5. 0	8. 2. 3. 2. 1	0. 1. 2. 0. 0	11. 9. 8. 7. 1	82		1	0. 0. 6. 2. 4
長右衛門	0. 2. 5. 6. 0	3. 0. 8. 7. 6	0. 1. 0. 8. 0	3. 4. 5. 1. 6	9	2		0. 0. 0. 9. 2
七蔵		2. 6. 8. 3. 7		2. 6. 8. 3. 7	46		4	0. 0. 5. 0. 4
梶右衛門	1. 9. 0. 0. 0	2. 6. 3. 8. 4	0. 1. 4. 4. 0	4. 6. 8. 2. 4	15		2	0. 0. 2. 7. 0
与作		1. 1. 4. 9. 1		1. 1. 4. 9. 1	4			0. 0. 0. 2. 4
五右衛門	0. 1. 3. 3. 3	2. 7. 3. 6. 7		2. 8. 7. 0. 0	20	1	1	0. 0. 2. 1. 0
喜兵衛	2. 1. 6. 8. 0	2. 0. 7. 4. 7	0. 0. 8. 0. 0	4. 3. 2. 2. 7	4			0. 0. 0. 4. 0
弥右衛門	1. 4. 0. 2. 7	4. 8. 8. 7. 6	0. 1. 4. 4. 0	6. 4. 3. 4. 3	167	22	2	0. 1. 0. 6. 2
喜助		1. 9. 1. 0. 6	0. 1. 8. 4. 0	2. 0. 9. 4. 6	7		1	0. 0. 1. 0. 8
三郎兵衛	3. 5. 9. 4. 3	2. 9. 2. 5. 7	0. 3. 2. 4. 0	6. 8. 4. 4. 0	22			0. 0. 1. 3. 6
清兵衛	0. 8. 3. 6. 7	6. 7. 2. 5. 0	0. 1. 8. 0. 0	7. 7. 4. 1. 7	206	96		0. 1. 5. 4. 4
清八		2. 4. 3. 2. 1	0. 0. 8. 0. 0	2. 5. 1. 2. 1	20			0. 0. 1. 1. 4
又十郎	0. 4. 2. 5. 0	1. 9. 1. 4. 7	0. 0. 8. 4. 0	2. 4. 2. 3. 7	25	1	1	0. 0. 2. 4. 0
与七	2. 1. 0. 8. 3	3. 8. 9. 3. 2	0. 1. 4. 0. 0	6. 1. 4. 1. 5	413	13		0. 1. 8. 3. 7
六郎兵衛	1. 1. 0. 1. 4	5. 1. 0. 5. 2	0. 2. 1. 2. 0	6. 4. 1. 8. 6	187	26		0. 1. 2. 6. 8
喜六		3. 0. 9. 9. 3	0. 1. 4. 4. 0	3. 2. 4. 3. 3	125			0. 0. 6. 9. 0
五兵衛	1. 8. 6. 8. 7	3. 8. 3. 1. 5	0. 0. 9. 6. 0	5. 7. 9. 6. 2	80			0. 0. 4. 6. 2

加兵衛	0. 9. 2. 2. 7	1. 6. 7. 9. 8		2. 6. 0. 2. 5	46	6		0. 0. 3. 0. 4
次郎吉	6. 4. 5. 0. 1	4. 2. 5. 4. 2		10. 7. 0. 4. 3		3		0. 0. 0. 1. 5
忠右衛門	0. 2. 4. 1. 7	1. 4. 1. 5. 7	0. 0. 9. 6. 0	1. 7. 5. 3. 4				
九助	1. 5. 6. 8. 0	0. 6. 8. 6. 6	0. 0. 8. 4. 0	2. 3. 3. 8. 6				
市兵衛	1. 2. 5. 8. 0	1. 3. 9. 1. 7	0. 0. 4. 4. 0	2. 6. 9. 3. 7				
忠兵衛	7. 2. 8. 2. 0	3. 4. 6. 2. 8	0. 2. 4. 0. 0	10. 9. 8. 4. 8	3	15		0. 0. 1. 6. 8
与助		3. 2. 1. 9. 3		3. 2. 1. 9. 3	38	20		0. 0. 3. 0. 9
与兵衛	1. 8. 1. 3. 3	1. 0. 5. 8. 9	0. 0. 5. 6. 0	2. 9. 2. 8. 2	40	9		0. 0. 2. 0. 5
長次郎	0. 5. 0. 8. 3	0. 5. 1. 7. 6	0. 0. 3. 2. 0	1. 0. 5. 7. 9				
与惣右衛門	1. 9. 9. 8. 3	5. 3. 7. 9. 9	0. 1. 9. 2. 0	7. 5. 7. 0. 2	126	179	4	0. 2. 1. 2. 6
作兵衛	1. 4. 9. 5. 0	1. 1. 4. 5. 3	0. 0. 9. 6. 0	2. 7. 3. 6. 3				
吉兵衛	0. 3. 1. 6. 7	2. 4. 3. 2. 3	0. 1. 9. 2. 0	2. 9. 4. 1. 0	79	26		0. 0. 7. 5. 4
与七郎	0. 3. 1. 6. 6	1. 5. 2. 1. 2	0. 0. 7. 2. 0	1. 9. 0. 9. 8	10	2	1	0. 0. 1. 7. 6
佐五右衛門	0. 3. 4. 6. 6	1. 3. 0. 0. 6	0. 1. 5. 2. 0	1. 7. 9. 9. 2	25			0. 0. 1. 3. 2
茂太夫		4. 3. 8. 2. 6	0. 1. 4. 0. 0	4. 5. 2. 2. 6	25			0. 0. 1. 4. 8
弥左衛門		6. 8. 7. 0. 5	0. 2. 2. 0. 0	7. 0. 9. 0. 5	67	7	1	0. 0. 4. 5. 7
六太郎	0. 0. 6. 6. 7	1. 8. 5. 1. 5	0. 1. 3. 2. 0	2. 0. 5. 0. 2	41	2	2	0. 0. 3. 8. 8
六蔵	0. 0. 9. 3. 3	2. 9. 3. 4. 3		3. 0. 2. 7. 6	109	2		0. 0. 7. 7. 0
孫市	0. 6. 6. 0. 0	4. 5. 3. 7. 6	0. 2. 4. 0. 0	5. 4. 3. 7. 6	26	13	2	0. 0. 4. 7. 3
次郎兵衛	0. 3. 5. 8. 3	3. 3. 8. 4. 6	0. 1. 3. 2. 0	3. 8. 7. 4. 9	51		1	0. 0. 3. 8. 6
惣右衛門	0. 3. 1. 0. 0	4. 0. 7. 9. 0	0. 2. 3. 2. 0	4. 6. 2. 1. 0	129	2		0. 0. 7. 2. 0
仁助	0. 4. 7. 3. 4	3. 3. 3. 9. 6	0. 1. 1. 2. 0	3. 9. 2. 5. 0	123	33	6	0. 1. 4. 6. 0
平兵衛		5. 6. 8. 5. 6	0. 3. 7. 6. 0	6. 0. 6. 1. 6	220		4	0. 1. 3. 7. 6

名請人	田高	畑高	屋敷	計	椿	茶	漆	増高計
	石	石	石	石	株	株	本	石
三右衛門	0. 4. 5. 0. 0	5. 1. 5. 9. 3	0. 2. 7. 6. 0	5. 8. 8. 5. 3	24	14	1	0. 0. 3. 7. 2
源六	0. 2. 2. 6. 7	2. 1. 3. 8. 7	0. 1. 9. 2. 0	2. 5. 5. 7. 4	24			0. 0. 1. 4. 4
次郎助		4. 3. 8. 1. 6	0. 1. 9. 6. 0	4. 5. 7. 7. 6	62	7	2	0. 0. 7. 0. 5
長三郎	0. 2. 3. 3. 3	2. 2. 5. 0. 3	0. 0. 8. 8. 0	2. 5. 7. 1. 6	40			0. 0. 2. 1. 0
助市		4. 6. 3. 8. 7	0. 1. 2. 8. 0	4. 7. 6. 6. 7	119	1	1	0. 0. 7. 6. 8
久次郎		2. 4. 9. 7. 7	0. 0. 4. 0. 0	2. 5. 3. 7. 7	88		1	0. 0. 5. 0. 8
仁兵衛		2. 0. 5. 9. 4	0. 1. 4. 4. 0	2. 2. 0. 3. 4	41			0. 0. 2. 4. 0
六兵衛		1. 7. 9. 1. 2	0. 0. 8. 0. 0	1. 8. 7. 1. 2	31		1	0. 0. 2. 5. 8
長兵衛	0. 1. 9. 8. 0	1. 6. 7. 3. 6	0. 1. 5. 2. 0	2. 0. 2. 3. 6	39			0. 0. 1. 8. 6
作助		2. 6. 3. 1. 1	0. 0. 8. 0. 0	2. 7. 1. 1. 1	60	2		0. 0. 2. 6. 8
七郎兵衛		2. 0. 9. 3. 1	0. 1. 1. 2. 0	2. 2. 0. 5. 1	60	1	2	0. 0. 4. 3. 2
太郎兵衛		1. 5. 7. 3. 6	0. 1. 2. 4. 0	1. 6. 9. 7. 6	1	10		0. 0. 0. 5. 6
弥十郎		2. 5. 2. 9. 2	0. 1. 1. 2. 0	2. 6. 4. 1. 2	132		1	0. 0. 9. 9. 2
孫十郎		1. 9. 0. 2. 4	0. 1. 2. 8. 0	2. 0. 3. 0. 4	18			0. 0. 1. 0. 8
孫市郎	0. 0. 6. 6. 0	4. 0. 0. 2. 3		4. 0. 6. 8. 3	78	90	2	0. 1. 0. 8. 6
与次郎		2. 7. 8. 0. 1	0. 0. 9. 6. 0	2. 8. 7. 6. 1	113		1	0. 0. 8. 7. 8
仁右衛門		3. 5. 8. 2. 6	0. 1. 5. 2. 0	3. 7. 3. 4. 6	70	8		0. 0. 5. 2. 0
与十郎		1. 4. 8. 3. 7	0. 1. 2. 0. 0	1. 6. 0. 3. 7	20	2		0. 0. 0. 9. 0
又蔵		4. 0. 0. 2. 9	0. 1. 5. 2. 0	4. 1. 5. 4. 9	69	101		0. 0. 8. 5. 9
久五郎		2. 0. 3. 0. 7	0. 1. 2. 0. 0	2. 1. 5. 0. 7	28	13		0. 0. 3. 3. 3
九郎右衛門		2. 2. 1. 7. 5	0. 1. 6. 8. 0	2. 3. 8. 5. 5	12		1	0. 0. 1. 2. 8

市郎兵衛		1. 5. 2. 2. 0	0. 0. 9. 2. 0	1. 6. 1. 4. 0	30	20		0. 0. 2. 2. 0
又次郎	0. 9. 5. 0. 0	0. 7. 3. 4. 0	0. 0. 8. 4. 0	1. 7. 6. 8. 0		40		0. 0. 4. 0. 0
市右衛門	2. 8. 9. 6. 6	3. 9. 7. 4. 8	0. 3. 8. 4. 0	7. 2. 5. 5. 4	57	4	2	0. 0. 4. 9. 8
長左衛門	0. 8. 8. 0. 0	3. 6. 7. 1. 0	0. 1. 4. 0. 0	4. 6. 9. 1. 0	9	4	1	0. 0. 1. 8. 0
伊兵衛		1. 5. 2. 2. 6	0. 1. 4. 4. 0	1. 6. 6. 6. 6	4			0. 0. 0. 1. 6
小十郎		0. 2. 3. 2. 8		0. 2. 3. 2. 8	7			0. 0. 0. 2. 8
長泉寺		0. 9. 4. 1. 2		0. 9. 4. 1. 2	5		1	0. 0. 1. 0. 2
太郎右衛門	0. 7. 5. 3. 4	2. 7. 3. 8. 5	0. 1. 8. 4. 0	3. 6. 7. 5. 9	84	64	4	0. 1. 2. 0. 5
平四郎	1. 0. 1. 3. 4	3. 4. 4. 0. 2	0. 1. 0. 4. 0	4. 5. 5. 7. 6	32	115		0. 0. 7. 4. 4
七兵衛	0. 4. 5. 0. 0	0. 8. 5. 2. 5	0. 0. 5. 6. 0	1. 3. 5. 8. 5	3			0. 0. 0. 1. 2
清蔵	0. 4. 8. 0. 0	2. 4. 3. 4. 4	0. 0. 5. 6. 0	2. 9. 7. 0. 4	22			0. 0. 1. 8. 0
孫兵衛	5. 4. 4. 6. 0	4. 0. 2. 8. 4	0. 7. 6. 4. 0	10. 2. 3. 8. 4	63	34	4	0. 0. 9. 7. 1
小兵衛	4. 3. 6. 7. 3	6. 2. 0. 1. 6	0. 1. 6. 0. 0	10. 7. 2. 8. 9	122	20		0. 0. 9. 1. 8
又市	0. 0. 9. 5. 3	1. 9. 5. 3. 0	0. 1. 4. 0. 0	2. 1. 8. 8. 3	31		1	0. 0. 2. 1. 0
久兵衛	3. 1. 2. 3. 0.	4. 8. 3. 9. 7	0. 0. 9. 2. 0	8. 0. 5. 4. 7	98	30	2	0. 0. 8. 3. 6
久太郎		2. 8. 0. 3. 7	0. 1. 1. 6. 0	2. 9. 1. 9. 7	81	20	1	0. 0. 5. 7. 4
与右衛門	2. 3. 7. 4. 3	10. 0. 9. 8. 7	0. 6. 7. 2. 0	13. 1. 4. 5. 0	68	141	7	0. 1. 9. 1. 3 ㊥、9歩 郷蔵 12歩 斗屋
松兵衛		0. 0. 8. 0. 0	0. 0. 7. 2. 0	0. 1. 5. 2. 0				
与市郎		0. 4. 9. 5. 4		0. 2. 9. 5. 4	1			0. 0. 0. 0. 4
次郎五郎		0. 2. 8. 6. 0		0. 2. 8. 6. 0	5			0. 0. 0. 2. 0

2. 年貢と村入用

○老栄－幕領の年貢－

旧萬歳村（老栄，矢戸，荻尾）は，その支配の違いから，幕領分（老栄），と松山藩分（矢戸，荻尾）に大きく分けることができる。当然，年貢のかけられ方も，幕領と私領ではかなりの違いがみられる。幕領である老栄では，定免法により年貢の収奪が行われたと考えてよいだろう。定免法とは，過去数年～十数年の収穫量を平均して租率を定め，原則として一定期間中は豊凶によらず定率の租税を納めさせるというものである。①しかし，大凶作の時には村方の申請で破免となることもあった。また租率も村々の状況によって大きな違いがある。が一般に，幕領にかけられた年貢は私領のそれよりも楽なものであった。そして，江戸時代の年貢は累進課税方式をとってはおらず，そのために大高特層はさらに土地集積を進めていき，零細農民は，年貢が上納できず，土地を手放し続けていき，いわゆる農民分解を生むに至るが，萬歳村におけるその状況については，他節に譲りたい。

文政元年酉御年貢小割付

脇坂中務大輔御役所中

御検見取　　花木村

一　高六百弐拾三石五斗九升一合九勺

内訳

田高百六拾三石八斗三升五合六勺

内七拾五石二斗壱合三勺

比訳

弐石三升弐合三勺　川欠山岸崩石砂入引

七拾石八斗二升二合前々ゟ引続皆無引

弐石三斗四升七合　去寅不熟皆無引

残高八拾八石六斗三升四合三勺

比取米　弐拾弐石八斗五升弐合　毛附

内訳

高八拾七石九斗九升弐合三勺　本免

比取米弐拾二石七斗六升壱合

高六斗四升弐合　成起返取下ケ

比取米九升壱合

畑高四百五拾九石七斗五升六合三勺

内

壱斗四升　　御蔵鋪引

拾弐石四斗六升壱合　川欠山岸崩石砂入川成□堰引

残高四百四拾七石壱斗五升五合三勺

毛付

比取米八拾八石九斗四升六合

内訳

高弐百八拾三石四斗八合壱勺　本免

比取米六拾九石九斗三合

高六拾七石四斗九升五合　　亥起返

比取米九石弐斗弐升弐合

高九拾六石弐斗五升弐合弐勺　申起返

比取米九石八斗弐升壱合

取米合百拾石七斗九升八合

外

一、畑四反七畝四分　　見取

比取米壱斗四合

定納物

一、銀三百八拾九匁八厘　　小物成

一、同四匁八分　　藪年貢

一、同十弐匁

一、同七匁六分六厘　　草山冥加銀

比反別三拾町六反三畝拾分

一、米三斗七升四合　　御伝馬宿入用

一、米壱石弐斗四升七合　　六尺給米

一、銀九拾三匁五分四厘　　御蔵米入用

松□

一、御林山　　弐ケ所

比反別拾弐町四反

納合　米百拾三石五斗二升三合

銀五百六匁三分六厘

以上，不完全な形のものではあるが，沖田家文書「御用留」の中より，免状を書抜いてみた。少しでも「免状」の実態を理解することができれば，と思った。この「免状」はいわば年貢請求書に相当する。また領収証に相当するものが「皆済目録」である。

次に，参考までに，幕府分，松山藩共，石高を示す。（表３－２－１）

表３－２－１　幕領・松山領村高

村	石　高（石）	（表　１）
老栄村	３６９，９４４７	※　備中村鑑（文久２）による ※　（　　）内は「旧高旧領取調帳」にみられる石高で，備中村鑑とは若干の違いがみられる。
成松村	１６２，８１５３	
花木村	（６２４，３３１９） ６２３，５９１９	
井倉村	（２８３，４１６７） ２８３，４１６６	
井　村	１３５３，８１９７	
蚊家村	（９３０，１０７４） ９２７，１７６７	
下大野村	４２１，８０９	
大竹村	（６８７　１２８１） ６８６，２４４１	
田渕村	（７３１，６８１３） ７２２，０４１３	
大野村	４７９，５６９４	
矢戸村	７４３，２３７	
荻尾村	３２９，７２７	

年貢収納の実情を知るための史料としては年貢割付（年貢免状）と年貢皆済目録とが主要なものである。年貢割付状には，村高，田畑の免等が記されるし，一方，年貢皆済目録からは，実際に納めた米や銀の正確な数字を把握することができる。が，残念ながら老栄村の免状等が残存していないので，ここでは新見家文書の慶応４年「老栄村辰御免割小前帳」より幕府の同村の年貢について考察を試みたい。

表３－２－２　老栄村　村高　（石）　―田高分―

	田　高	位違引	神田引	年々引	残　高	取　米	御　免
	（石）						
本　村	95,4082	7.11	0.2	1,0249	87,0733	39,5543	3つ5分9毛32余
吉　清	37,1953	1.71			35,4853	8,2865	2つ3分3厘5毛1923
大　谷	89,4016	3,047		1,1658	85,1888	9,8702	1つ1分5厘8毛6,264余
合　計	222,0051	11,867	0.2	2,197	207,7474	57,711	

慶応４年「老栄村　辰御免割小前帳」より作成

表３－２－３　老栄村　村高（石）　－畑高分－

	畑　高	位違引	神田引	御蔵舗引	年々引
本村	49.5246	4.1128		0.124	2.9815
吉清	69.5227	2.0388			2.4248
大谷	28.8923	0.017			1.9579
大谷	28.8923	0.017			1.9579
合計	147.9396	6.2686	0	0.124	7.3642

	免間引	残　高	取　米	本　免	本免分の取米
本村		42.3063	13.6824	9.8429	4.5904
吉清	7.0	58.0591	15.3525	35.6222	11.0075
大谷		26.8174	4.2711	6.0052	2.1851
合計	7.0	127.6828	33.305	51.4703	17.783

	取　下	取下分の取米	子起返	子起返分の取米	中起返
本村	5.3898	2.015	4.477	1.693	20.667
吉清	6.4795	1.332	3.559	0.952	10.7647
			加えて嘉永５子起区		
			1.6337	0.42	
大谷			3.982	0.68	10.5935
			加えて嘉永５子起返		
			1.2367	0.275	
合計	11.8693	3.347	（2.8704	0.695）	42.0252

	申起返分の取米	前々起返	前々起返分の取米	高１石に付平均御免
本村	4.752	25.144	6.445	2つ5分6厘3毛23
吉清	1.641	14.3237	2.593	２つ５分７厘８毛５
大谷	1.331	19.5755	1.811	９分２厘５毛１３

まず，（表３－２－２）について考えてみる。これは，老栄村の田方についてである，老栄村は当時，村内が，本村，吉清，大谷の三地区に分かれていたことがわかる。ここで注目しなくてはならない点は何点かあるが，まず「位違引」を考えよう。「位違引」とは，検地を行って田畑に等級を付けるさいに，その位付が誤っていた場合，例えば，実際は中田であるにも関らず，上田と位付けされた際に，それを考慮して引かれるものである。これは，備前藩などの私領では見られない記載事項である。幕領独特の年貢に対する譲歩ととることができよう。従って，農民側としては「位違引」の高が多ければ，それだけ有利といえる。しかし実際は，田高に対する「位違引」，割合は本村7.5％。吉清4.6％，大谷3.4％となっており，低い率だったことがわかる。その他，神田引，年々引が行われ，結局年貢賦課の対象となった残高のうち田高は２０７.７４７４石である。このうち取米は，５７.７１１石，したがって免率は，２ツ７分７厘７毛である。しかし各地区の免率には大きな違いがみられる。本村３ツ５分９毛，吉清２ツ３分３厘５毛，大谷１ツ１分５厘８毛である。この違いがなぜ生じるのかについては，明解な理由はわからないが，地理的条件に負うところが大きいと思われる。本村に比べ，吉清地区などでは明らかに山がちのところに位置しているからである。

次に畑方分について考えてみたい。（表３－２－３），田方分と同様に，「位違引」の割合を記すと，本村8.3％，吉清2.9％，大谷0.０６％となっている。ここでも非常に低い率である。農民にとっては，名目のみの配慮であったといってよかろう。また，畑方分で注目すべき点は「取下」「起返」である。これは老栄の田方分については記載がない。「取下」とは，土地柄が悪く，本田畑の収穫と甚しく差のある所である。この地域については，別に取米が定められている。「起返」とは，荒廃していた田畑を復旧させ耕作を始めた所のことであり，幕府にとっては歓迎すべきものであるから，際々試みられている。全体的に考えてみて，老栄は田方の多い地域である。

しかし「免割小作帳」の記述は，畑方について，より詳しい。また，畑高の方が田高より高い吉清では，御免も同様となっている。江戸初期において，総じて畑年貢は田より低く固定されていたが，畑作は時代とともに多様化してきた。また水田よりも生産力の上昇度が高かったので，享保以後，領主は畑作年貢の徴収に熱意を示すようになってくる(2)。全国的なこの動きが老栄にもあてはまったと考えると，畑方についての詳しい記述も納得できるものであろう。畑方分についての御免は，本村２ツ５分６厘３毛，吉清２ツ５分７厘８毛，大谷９分２厘５毛となっている。畑方についても田方分同様，御免に大きな差違があることがわかる。

なお，（表３－２－４）は，（表３－２－２），（表３－２－３）をまとめたもので，田方，畑方同時に比較することが可能なので以下記載する。

表３－２－４　老栄村　村高　統計表

	高		位違引		神田引	
	田方	畑方	田方	畑方	田方	畑方
本村	95.4082	49.5246	7.11	4.1128	0.2	
吉清	37.1953	69.5227	1.71	2.0388		
大谷	89.4016	28.8923	3.047	0.017		
小計	222.0051	147.9396	11.867	6.2686	0.2	
合計	369.9447		18.1356		0.2	

	御蔵銷引		年々引		免間引	
	田方	畑方	田方	畑方	田方	畑方
本村		0.124	1.0249	2.9815		
吉清				2.4248		7.0
大谷			1.1658	1.9579		
小計		0.124	2.197	7.3642		7.0
合計	0.124		9.5612		7.0	

	残高		取米		
	田方	畑方	田方	畑方	※　取下，起返は田方
本村	87.0733	42.3063	39.5543	13.6824	にはみられない記
吉清	35.4853	58.0591	8.2865	15.3525	述なので省略する
大谷	85.1888	26.8174	9.8702	4.2711	慶応４年「老栄村辰御免
小計	207.7474	127.6828	57.711	33.305	割小前帳」より作成。
合計	335.4302		91.016		

表３－２－５

慶応３年３月

「卯宗門御改帳控」より書抜き

村高　　３６９.９４４７石

内　　高　２７６.５１７９石……百姓持高

高　　1.２２４６石……無主村地之高

高　　９２.２０２５石……入作持高

（表３－２－５）は，慶応３年３月「卯宗門御改帳控」よりの書抜きである。これによると高は３６９.９４４７石で，村内百姓の持高は２７６.５１７９石で７４.７％を占めている。無主村地之高とは，耕作が放棄された手余地のことである。この占める率は，0.３３％に過ぎない。幕末の農村荒廃状況から考えると，非常に低い率にとどまっている点は，甚だ疑問であり，今後の課題であろう。入作持高の占める割合は，９２.２０２５石で，２４.９％である。これは，比較的高い数値とい

えるだろう。この入作高のうち，４０.８８２石，割合にして４４.３％を占めているのが，名受人秀三郎である。耕作地は，本村のみで，村内耕作者の中にも，これだけの高数を持った者は存在しない。彼は，史料③によれば老栄の最大の高持である。次に十数石の村内百姓がわずかに数人見られるといった具合である。幕領は，私領に比べ年貢率が低い。哲多郡内でも松山藩分の領地では，かなりの高率で年貢がかけられていた。幕領老栄の御免は，最も高い本村の田方においても３つ５分９毛である。秀三郎は，矢戸村在住の農民であるから，御免の低さを見込んで，入作してきたと考えられる。耕地の石高は土地所在村にあるし，年貢もその村の領主へ納めたからである。

時代は，変わるが，花木，沖田家文書の「御用留」の中に，文政３年から天保５年までの１５ヶ年平均の取米合，平均米，増米についての記述分より，老栄村分を抜粋すると，

一、取米合，五百拾弐石八斗壱升六合

平均三拾四石壱斗八升八合

比増米一石三斗六升八合

となっている。

本年貢以外の負担に，まず小物成があげられる。小物成とは，多く山林原野河海の用益に課せられたり，各地方の特産品に課せられた。特産品に課せられたものは全国的に非常に多様である。これらの中には元来現物を以て納入したのが貨幣納に代ったものも少くない。幕領のように遠距離の所が多い場合には早くから貨幣納になったようである。④享和元年酉９月　老栄村「差出明細帳」でも御小物成銀１４６匁３分８厘の記載が見られる。種類は，とまかや代，藤代，蕨縄，糠代，藁代，薪代，栗代，渋代，干蕨代，茶代，楮代，漆代となっている。糠代，藁代，薪代等は高掛りで負担し，茶代，楮代等は，生産株数に応じて百姓が負担していたと考えられる。

表３－２－６

享和元年　老栄の小物成	
種　　類	代　　銀
とまかや　１１.０５束	１１.匁０５
藤　　7.８４束	１１.０４
蕨　縄　　7.３８束	２９.４８
糠　代	7.３７
藁　代	３６.８５
薪　代	１８.４３
栗　代	1.７５
渋　代	4.1
干　蕨　代	1.3
茶　　１０５株	2.1
楮　　１８７１株	１８.７１
漆　　３５本	4.2
合　　計	１４６.３８

享和元年酉９月老栄村「差出明細帳」より作成

加えて，夫役または雑税の性質を帯びるものに高掛物といって，石高に応じて課するものがある。幕領では，高掛三役といって，御伝馬宿入用米，御蔵前入用米，六尺給米があった。御伝馬宿入用米は五街道の問屋，本陣の給米その他宿駅の費用に宛てるもの，御蔵前入用米は江戸浅草の米蔵の諸入用にあてるもの，六尺給米は江戸城中台所に使役する六尺という男丁を徴する代りに納めさせたもので，初めは一定したものではなかったが，元禄七年（１６９４）の御勘定所掟書によれば御伝馬宿入用米は高百石について米六升，御廻米入用米は高百石について金一分（永三百五十匁），六尺給米は高百石について米二斗となっており，以後はその率で課せられたようである⑤。老栄村の年貢割付状が残存していないので，老栄同様幕領だった花木村のものから推察したい。花木，沖田家文書の「御用留」中文政元年「酉御年貢御割付」によると御検見取高六百弐拾三石五斗九升一合九夕で御伝馬宿入用，米三斗七升四合，六尺給米，米壱石弐斗四升七合，御蔵米入用，銀九拾三匁五分四厘となっている。元禄七年に定められた率と一致するが御蔵米入用のみ，元禄七年の率で計算すると，１５５.９匁となるはずのところであるが実際は，９３.５４匁となり大きなずれがみられ，疑問が残る。しかし，これがそのまま，老栄村慶応４年にも該当するとしたら，御伝馬宿入用，米２斗２升２合，六尺給米　７斗４升，元禄七年の定めでは，御蔵米入用，９２匁４分８厘６毛となると推察できる。

参考までに，老栄村の石盛を示しておく。　（表３－２－７）

表３－２－７

老栄村　石盛		
	田	畑
田　高	２２２石００５１	１４７石９３９６
	反別　１４町１畝２８歩	反別１７町４反１畝１８歩
石　盛		
上　々	2.0石	―
上	1.9	1.2
中	1.7	1.0
下	1.4	0.8
下　々	1.0	0.4
山	0.5	
切		0.2
屋　敷		1.2

享和元年酉９月　老栄村「差出明細帳」より作成

なお，「差出明細帳」⑥の記述には

一、当村土地ハ四分通りハざく土，三分通りハ石地砂地，三分通りハざく土ニ而御座候

とある。これにより一層，山がちで，地味の悪い状況を理解できるかと思う。

また幕領では，本途物成の内，十分の一を大豆で納める十分一大豆納，三分の一を銀で納める三分一銀納という方法がとられたところが多い。大豆納，銀納の残りを米で納めるのである。この租米には，さらに口米（代官が地方支配に必要な代官所の経費を年貢にたいして割課したもの）等の

付加税も加わる。つまり，本途物成，小物成，口米等の付加税全て合わせて納める年貢高が出てくのである。

○矢戸，荻尾ー松山藩の年貢ー

松山藩の領地であった，矢戸,荻尾については,史料が残存していないので,「岡山県史近世１」を参考にして触れることにする。

寛永十六（１６３９）年がら元禄七（１６９４）年の水谷氏時代の平均的な税率は，寛文元（１６６１）年の「水谷伊勢守領分阿賀・哲多二郡村高」によって推測することができる。これより税率は，五公五民と六公四民の間で，まず普通の税率と考えられる。しかしこの税率は，中検高（水谷私検の高）を基礎とした数字であることに注意すべきで，この定米を古検高（水谷氏入封時の高）に対して算定すると，その税率は，８４.８％に相当する。これは著しく高い税率であるが，中検には，入封入後の新開高が含まれてはいる。実質的には，七公三民と八公二民の間にあったと考えてよかろう。

延享元（１７４４）年より板倉氏時代となるが，何時のころよりか定免制で年貢を徴収するようになる。大凶作の年に限って破免検見を実施したが，平年の六分作までは破免検見を認めなかったようである。実質六公四民の重税が，板倉時代は，領内に課せられていたらしく，生産力の低い松山藩の農民にとっては，大変な負担だったことは容易に想像できる。⑦

○村入用

一般の貢租とは異なるが，農民の負担からいえば，村入用費についても考えなければならない。例えば，定便，村内の道路，橋，堤防の普請，用水の修築，その他村の警備や村民の共同生活を維持していく為に必要止むを得ざる負担のことを「村入用」と呼び，労働で提供するもの，現物または貨幣で提供するものなど形は様々であった。つまり，こういった「村入用」を一口で言うならば「年貢（本途物成）以外の農民負担」である。これを「広義の村入用」とせると，それは次のように大きく三つに分類できる。

A．領主夫役の貨幣化したもの

B．年貢納入関係の入用

C．狭義の村入用

Cは，A，B以外のもので，村役人給，村役人出張賂銀，同宿泊飯代，河川池堤負請の入用，人足賃（これらはすべて自普請である），水利関係の入用，人足賃，治安関係入用・算用などの寄合入用，祭礼　宗教関係などの入用，村政運用上の諸物件の代等，その他地域の特質に応じて個々の村で必要な出費がある。⑧

ここでは，C＝狭義の村入用とされるものについて，老栄村「元治２年丑３月，去子年村小入用高掛品書上帳」から考えたい。

この表題からわかるように，村入用は，高に応じてかけられるのが普通であった。高掛りで，惣百姓全員が負担することは，この書上げ帳の最後の部分からも，読みとることができる。

ー前略ー

右者去子年郡中諸入用村夫銭小入用小拾帳ヲ以逸々相改銘々得心之上割賦仕候處書面之通ニ相違

無御座候，然ル上ハ右入用割賦方之義ニ付向後聊申分無御座候，依而小前
一同連印帳面奉差上候　以上
備中国哲多郡老栄村
芳次郎
音　松
ー以下略ー（計３１人）
倉敷御役所

つまり，惣百姓全体で，負担するものであるから，全員３１名が，連名するのである。

では，実際の年間費用とその内わけについて分類し書上げる。（表３－２－８）

この中で，大きな割合を占めるのが２１役料人件費である。この中には，庄屋，年寄の倉敷御役所への出費費，役所（倉敷）経営入用・庄屋給（高一石に付米一升宛で，米３６９９石），保頭給米并日番給米（米0.６５石），（庄屋給，保頭給米，日番給米を合わせて銀１貫７９３匁７分４厘となる）などが含まれる。この割合は，７２.６％と高率である。これは，幕末に至り，政状不安となり（第１次長州出兵は元治１年）役所警備費等が多く必要とされるようになったのではないか，

	銀	割　合
１）事務用品費	８７.（匁）	1.３％
２）役料，人件費	５５９.２４	
	１８４０.０２	
	４９７.４７	７２.６％
	１７９３.７４	
	（米６８９９石）	
	９０	
３）祭礼祈祷費	４２.	
	６５.２	1.７％
	6.５	
３）用水，土木費	４２６.２	6.５％
４）救恤費	３５.６	0.５％
５）大割	９３２.７４	
	７４.	１７.３％
	１３３.３５	
合計	６５８３.０６	

表３－２－８　老栄村元治２年「去子年村小入用高掛品書上帳」より作成

と思われる。しかし，元治以前の史料と比較することが不可能であるので，推察の域を出ないものである。

次に，１７.３％を占めているのが，５）大割である。「大割」とは，同一領主を載く領内各町村共同の費用，同一陣屋の支配を受くる各町村共同の費用を合わせたもので，「郡税」と考えればよいかと思う。⑨当史料の記述では，倉敷大割米丑先銀之分如斯，倉敷大割当子残銀之分如斯，といった項がある。

３）用水，土木費も6.5％を占めている。ここでは，用水井樋川除溝土手御負請所，其外往来道橋取繕入用，となっている。共同体生活を維持し，生産を続けるためには，必要不可欠のものであるといえる。

さて，老栄村の高は，３６９石９斗４升４合７夕，内高２２石４斗９升７合２夕は庄屋・年寄の除高である。従って残高３４７石４斗４升７合５夕に村入用は高掛りされ，一石につき銀１８匁９分４厘６毛９となる。本年貢や高掛り三役等を納めた上で，これだけの村入用を負担しなければならない農民の疲弊がどんなに大きなものであったかわかると思う。

なお重複して述べることになるが，租税，村入用とも主として持高に比例して賦課されたのである。百石の高持が五十石の租税を出す時には，十石の者は五石出さなければならなかったのである。したがって小百姓になればなるほど負担が重くなるのは当然であった。当時の貢租が農民の生活し得る最低のものを残しておくにすぎないほど苛重なものであったとしても，大百姓と小百姓では受ける圧力が違ってくる。小百姓が年貢納入に苦しむ時に大百姓は若干の余裕があることになり，これが土地兼併を促し，村の中の家格も維持されていくことになるのである。⑩

（注）

① 「日本史用語辞典」　柏書房

② 木村基著　「近世の村」　頁５９参照　教育社

③ 新見家文書，慶応４年「老栄村辰御免割小前帳」

④ 新見家文書　享和元年酉９月「老栄村差出明細帳」

⑤ 児玉幸多著「近世農民生活史」　頁５５参照

⑥ ④に同じ

⑦ 岡山県史編纂委員会「岡山県史第６巻近世１」　頁６３１～６３６参照　山陽新聞社

⑧ 瀬並毅著（卒業論文）「近世助郷村における村入用の実態「（昭和５９年岡山大学教育学部）　頁１１参照

⑨ ⑧に同じ　頁４７参照

⑩ ⑤に同じ　頁６０参照

（長谷川晶子）

3　備中幕領の廻米輸送について

幕藩制社会は，農民が生産し上納する年貢米によって成立していた。いわば米遣い社会であった。幕藩領主は，検地を行ない農民を土地に縛り付け，「生かさぬよう，殺さぬよう」に年貢を徴収するのである。検地等については他に譲り，ここでは年貢として徴収された米が，いかにして老栄村をはじめとする哲多郡の備中幕領十ケ村から大坂へ運ばれたかをみて行きたい。

それぞれの村で秋に収穫された米は乾燥・脱穀され，年貢米は玄米の形で俵に詰められた。（哲多郡幕領は1俵4斗詰め）その場合において年貢米の吟味は厳しく，何度もふるいにかけられ，砕米等は入念に除かなければならなかった。このようにして仕立てられた年貢米は，各村々に定められた免（年貢率）によって決まった量が，私藩であれば領内の藩庫へ納められるわけだが，全国に散在する幕領四百数十万石の年貢米は，江戸・大坂へ輸送されなければならなかった。これが廻米である。この廻米輸送には主に海上輸送の手段が採られ，廻船が用いられた。寛文年間に東廻り，西廻り航路が開かれたのも，主にこの年貢米廻送の理由からであった。老栄村をはじめとする哲多郡幕領十ケ村も玉嶋港より廻船によって江戸・大坂へ年貢米を廻送しているが，史料の残存が少なく，ここでは比較的史料が系統的に残存している天保9年（１８３８年）の廻米を中心に，以下詳しくみて行きたい。

まず天保9年の収穫に対する年貢米の廻米についての命令は，倉敷代官所より同年十月に発せられるが，下記がその受諾書である。

乍恐以書付御受奉申上候

当戌大坂御廻米之儀哲多郡浅口郡村々江被仰付早々取究可申上旨御沙汰之趣村々役人共申談候処一同承知奉畏候然ル上者米忙撰立取集可申候尤哲多郡御米ニ而引足リ不申分ハ浅口郡村々取集玉嶋濱江津出致置御積立之節聊御差支不相成様可仕様可仕候依之右両斗村々惣代連印以書付御受奉申上候以上

戌十月廿四日

哲多郡村々惣代花木村庄屋九兵衛
浅口郡村々惣代片嶋村庄屋小重郎

倉敷御役所①

これによると，天保9年の廻米は哲多郡と浅口郡が共同で行なうようになったことがわかる。備中北部の山間部に位置する哲多郡は，風旱損や自然災害の被害も受け易く，米質も上質といえない。その点浅口郡は備中南部の生産性が非常に高い地域であり，玉嶋港という備中地域の流通拠点をも有しているという恵まれた土地柄であるため，船積の際「哲多郡御米ニ而引足リ不申分ハ浅口郡村々取集」めるということは，検査の結果不良な米が劣米とされても，直ちに浅口郡の最寄りの村々より都合できるということで，哲多郡村々にとっては，非常に好都合である。倉敷代官所もこの点を見込んで両村を組み合わせて廻米にあたらせたのかもしれない。

上記の命令によって集められ，郷蔵等へ納められていた年貢米は，津出しされることになる。その前に，まず哲多郡幕領十ケ村の村々に，それぞれの村高とその年の豊凶に応じて廻米量を決定しなければならないが，その時の廻状が下記である。さきに掲げた廻米令より五日後の二十九日とな

っている。

右者其村当戌御年貢江戸大坂御廻米籾共別紙之通令割賦候条諸事先達而申触候通相心得早々津出蔵詰いたし其時々届ケ方等聊等閑之儀無之様出積斗可申候此廻状庄屋令請印昼夜割付以早々当村ゟ可相返もの也

十月廿九日

哲多郡拾ケ村村々

御役所②

これによると，去る二十四日の通達後直ちに各村々へ廻米割賦が行なわれたもようである。下記に掲げた表３－３－１③がその割賦を表にしたものである。まず表３－３－１中のAは，この天保

表３－３－１　天保九戌年大坂御廻米御割附

村	A 米(石)	B内大坂納(石)	C外＝右欠米(石)	合A＋合C	D江戸表廻籾(石)	E 欠籾(石)	F 籾納入用
老栄村	42.176	41.881	1.047		0.59	0.018	銀 20.07(匁)
井倉村大組	27.473	27.281	0.682		0.384	0.012	13.07
井倉村小組	12.962	12.871	0.322		0.182	0.005	6.17
成松村	15.444	15.336	0.383		0.216	0.006	7.35
花木村	95.293	94.626	2.366		1.334	0.04	45.35
井村	237.330	235.669	5.892		3.322	0.1	112.95
下大野部村	73.124	72.612	1.815		1.024	0.031	34.8
大竹村	70.814	70.318	1.758		0.992	0.03	33.7
蚊家村	74.815	74.291	1.857		1.048	0.031	35.61
田淵村	41.960	41.666	1.042		0.588	0.018	19.96
大野村	18.721	18.590	0.465		0.262	0.008	8.91
合	710.112		17.753	727.865	9.942	0.299	337.94

村	G御廻米納入用	F＋G	B／A (%)	A－B (石)	D÷2 (石)	C／B (%)	E／D (%)
老栄村	銀167.52(匁)	銀187.59(匁)	99.300	0.295	0.295	2.499	0.031
井倉村大組	109.12	122.19	99.301	0.192	0.192	2.499	0.030
井倉村小組	51.48	57.65	99.297	0.091	0.091	2.501	0.027
成松村	61.34	68.69	99.300	0.108	0.109	2.497	0.027
花木村	378.50	423.85	99.300	0.667	0.667	2.500	0.029
井村	942.68	1055.63	99.300	1.661	1.661	2.500	0.030
下大野部村	290.45	325.25	99.299	0.512	0.512	2.499	0.030
大竹村	281.27	314.97	99.299	0.496	0.496	2.500	0.030
蚊家村	297.16	332.77	99.299	0.524	0.524	2.499	0.029
田淵村	166.66	186.62	99.299	0.294	0.294	2.500	0.030
大野村	74.36	83.27	99.299	0.131	0.131	2.501	0.030
合	2762.14	3158.48	99.300				

9年の哲多郡村々の廻米である。BはAの内大坂へ納める廻米高である。それは，B／Aにより全

廻米の９９.３％となることがわかる。そして，廻米の輸送途中での欠落等を見込んで，あらかじめ入れておかなければならない一種の付加税である欠米がＣで，大坂廻米１石に付２升５合である。次にＤであるが，これは江戸表廻籾となっているけれども，Ａ－Ｂ＝Ｄ／２となるところから，大坂納と相補ってＡとなるのである。なぜＤ／２とするのかというと，籾は当時五合摺とし，玄米の量を籾の量の半分と考えたからである。そして大坂納廻米と同じく，江戸表廻籾にも途中での欠落を考えて入れておかなければならない欠籾がＥで，廻籾１石に付籾３升であることがわかる。このことは天保９年１０月１２日倉敷御役所からの史料に「籾壱石に付欠籾三升此米壱升五合」④とあることからも明らかである。後のＦ・Ｇは，廻米・籾にかかる費用の割賦であると考えられる。

このように割付けられた廻米の大筋の輸送経路は，下記の史料によりわかる。

（前略）御年貢米津出方之儀当村ゟ川野瀬川岸迄道法壱里夫ゟ玉嶋浜迄川路拾七里御座候候玉嶋湊ゟ江戸迄海上百七拾九里御座候（後略）⑤

これは花木村明細からの抜粋であるが，川野瀬より下流の井倉村，高梁川沿い上流の井村を除いて，現本郷川沿いの花木，成松，老栄他４ケ村は，川野瀬まで出して，そこから高梁川を高瀬舟を使って玉嶋港まで川下げしたものと思われる。

当時高梁川は，備中国の真中を貫く物資輸送の大動脈であった。しかし，この大動脈の物資輸送を一手に引き受ける高瀬舟の運航は，すべて松山藩が近世全期にわたって領主の交替に関係なく，厳しい統制を行なった。それは松山藩の「継船制」と「番船制」である。継船制は，「松山高瀬舟百参艘御座候，松山川是ゟ奥船積下り荷物継船ノ定ニ而一切松山ゟ川下へ通シ不申候」⑥というもので，松山まで下って来た船は必ず松山へ船着けし，船問屋の手によらなければならなかった。また番船制は，船稼の限定であり，例えば川野瀬船組のような船組を置いて，その支配を受ける船にしか稼を認めない掟である。後に新見藩（関氏）が入封し，この松山藩の継船制・番船制をめぐって激しい確執があったが，そのことごとくは新見藩の屈服に終わっている。⑦このように厳しい統制によって支配された高梁川を，哲多郡幕領の７００石余の廻米が下るのである。当時は３０石船が主流であったから，２０数艘の船で下るのである。この船数の船を村々が持合わせているはずはないから，川下げにあたっては，松山藩支配下の高瀬船によって運ばれたのであろう。このことについての詳細は史料に残っていないので想像の域を出ないが，幕領の廻米輸送のための船賃は，幕府側が持つことが通例であるから，幕府と松山藩とに何らかの取り決めがなされていたのではないかと思われる。

ここで幕領特有の遠距離村々への支給銀五里外駄賃についてふれておく。幕領村々は年貢津出しの船着場（ここでは玉嶋港に当たる）まで五里以内ならば，その運賃は村々で負担し，それ以上ならば距離に応じて賃銀が支給される。地方凡例録には下記のように書かれている。「年貢米津出しの節，船積河岸まで，村方より五里内の駄賃，船賃ハ，百姓役にて差出し，五里外ハ，壱里弐俵附壱駄廿四文宛，里数にかけて地頭より出す定法なり」⑧そして哲多郡幕領十ケ村の五里外駄賃は下記の史料と表３－３－２の通りである。

御廻米五厘外駄賃銀御定哲多郡拾ケ村左之通

右之通前々ゟ当郡村々ゟ玉嶋湊迄五厘駄銀増減無御座公儀ゟ御渡被下村々小前一同迄割渡来候ニ

付如此⑨

表３－３－２ ⑩

付	A　里　数	B　五里外駄賃（匁）	B／A　（匁）
老　栄　村	１８　里分	6.5８８	0.３６６
井　倉　村	１５　里分	5.６７３	0.３７８
花　木　村	１７　里分	6.２２２	0.３６６
成　松　村	１７.5 里分	6.４５０	0.３６９
井　　村	１７.5 里分	6.４５０	0.３６９
下大野村	２０.5 里分	7.２２２	0.３５２
大　竹　村	２０.5 里分	7.５０３	0.３６６
大　野　村	１８　里分	6.５８８	0.３６６
田　淵　村	１８　里分	6.５８８	0.３６６
蚊　家　村	１９.5 里分	6.９５４	0.３５７
合		６６.２３８	

この表から，B／Aにより１里に付3分7厘であることがわかる。「地方凡例録」中の「壱里弐俵附壱駄廿四文」が銀にすると約３分であり，表中B／Aに当たることになる。とすると，哲多郡幕領からは７２２石余，１８０６俵余りの年貢米が出されたわけであるから，５貫目に登る銀が幕府から渡されたことになる。これは以下述べる玉嶋湊入用，大坂納入用をすべてまかなってもまだ余るほどの額であるため，収奪の厳しい領主が上記の額を実際に渡したのかどうかは疑わしい。哲多郡幕領村々と同じ条件にある旭川上流の美作の大庭・真島郡内の幕領村々については，「久世町史」によると，「村方の郷蔵から久世河岸の船着場まで，距離にかかわらず百姓役で負担して津出した。河岸から福島湊までの川下賃は幕府から支給され，これがいわゆる『五里外駄賃』の適用とされた」⑪と記述されている。久世河岸を川野瀬に，福島湊を玉嶋港にすると，まったく哲多郡の場合と酷似する。このことから考えて，哲多郡幕領村々においても，五里外駄賃は名目のみで，川下しの船賃を幕府が持つという事であった可能性は非常に高かったといえよう。

以上のように村々に割付けられ，川下げされた廻米は，玉嶋港で廻米として整えられ，役人の見分を受けなければならない。以上の廻米作業に関して，港における村々の代表責任者すなわち浜庄屋を決めねばならない。以下がその取決めを御役所へ提出したものである。

乍恐以書附御届奉申上候

哲多郡村々当戌御年貢大坂御廻米御用玉嶋湊詰湊庄屋村々熟談之上年番ヲ以花木村庄屋九兵衛相勤候間此段御届奉申上候右御写済被成下候ハヽ難有仕合ニ奉存候村々連印以書付奉願上候以上

戌十一月日

花木村庄屋九兵衛
同村　氏助
成松村　辰吉
老栄村　鍬助

井　村　　栄三郎
井倉村　　柳右衛門

倉敷御役所⑫

これによると，玉嶋詰の湊庄屋に花木村庄屋九兵衛が年番によって選ばれたことがわかる。この後九兵衛は，花木村を出て玉島に詰めて廻米作業の責任者となるのである。そしてまず，廻米作業や運送の請負人である蔵元・仲使との間に議定書を交すが，それが下記の資料である。

右者哲多郡村々御廻米玉嶋湊御蔵元誉田屋彦四郎引請相勤候ニ付其御郡御廻米中使方私共引受夫々相勤可申段被仰承知仕候右ニ付勤方之儀前ケ条之通取極メ候上者以来心得違無之様念入右之通大切ニ取斗可申候万一不束之儀モ御座候節ハ如何様被仰候共聊御断申間敷候為得日規定証文相渡申候依如件

天保九戌十一月

浅口郡阿賀崎新田村名前印
三拾三人
中使頭九郎右衛門

哲多郡蚊家村庄屋嵯次右衛門
井村庄屋栄三郎⑬

これによると，天保九年の哲多郡村々の廻米蔵元は誉田屋彦四郎であったことがわかる。当時港稼を行なっていた問屋は９名であったから彼もその一人であろう。また彼は阿賀郡・川上郡の幕領約三千石の廻米も取扱っていたようである。また誉田屋の屋号は宝暦四年には玉嶋港稼問屋の中に見ることができ，遅くともこの頃までには問屋株を得ていた。次に上記の「前ケ条」を上げておく。

天保九年戌御年貢廻米方御蔵斗規定之事

一銀　六分五リ　　但米壱石ニ付　　清俵仕立賃
一同　弐分五リ　　上墨代
一同　六分三リ　　内俵代
一同　三分　　縄　代
一同　五匁　　蔵入中使賃
一同　五リ　　掛廻中使賃
一同　弐分弐リ　　瀬取賃
一同　壱分　　蔵出印付中札込莚〇船積
一同　御様俵弐品ニ而三匁五分
一川下ケ御米壱俵ニ付川内ゟ海ゟ
　壱分四リ川ゟ
　六リ　　海ゟ

中使頭　九郎右衛門
其外中使三拾三人

右之通相極メ可申候間後年ニ取斗方行違有之候節ハ此賃之趣ヲ以可申立候以上

花木村九兵衛
蚊家村嵯次右衛門

浜　庄　屋

十二月七日廻船玉嶋へ入津⑭

以上のように蔵元・中使と米一石についての賃銀入用の規定を設けたわけだが，実際に浜入用として支払われた各々の費用の合計等は表３－３－３に以下示すのでここでは簡単に触れておく。当時の玉嶋港は埋没が著しく，港岸に大船を横着けすることができず，ゆえに沖に停泊する廻船へ小船で廻米を運び積立てた。これに掛る費用が瀬取賃である。そして廻船が十二月七日に玉嶋港へ入津するのである。

ここで少し当時の通信体制について触れておかなければならない。湊庄屋九兵衛は上記のような廻船の入津その他事要事項を哲多郡幕領村々や倉敷代官所へ至急連絡しなければならず，それは飛脚を用いる。廻米を行なうに当って，この通信手段として重要な飛脚の賃銀を明記している。

天保九戌年　諸飛脚賃定之事壱里ニ付七拾九文之定尤七つ時ゟ者規増し弐人分百五拾八文つつ相渡定ニ御座候

尤泊リ候者者宿賃飛賃之内差引可致定

但当村内出火等有之候節ハ不限何時ニ早々御蔵元迄馳集リ御米大切ニ相守可申事⑮

ここには，まず明確に飛脚賃を規定し，午後四時以降は倍額としている。そして，もし，阿賀崎新田の蔵元の附近に出火した場合は，哲多郡村々から御廻米大切であるから，米を守るために出て来いと要求しているのである。

ここでは，主に玉嶋港における浜入用を具体的に見て行くことにする。表３－３－３⑯が天保９年戌の廻米における玉嶋港での浜入用である。浜庄屋九兵衛は小崎屋に宿を置き，蔵元・中使・廻船・倉敷代官所御出役らを相手に片嶋庄屋小重郎と廻米の玉嶋積み出しのために奔走したのである。表３－３－３のままではわかりにくいので，各々にA直接廻米入用，B役人賄い，C飛脚賃，D九兵衛入用，E雑費と種別し表にしたのが表３－３－４である。廻米に関する費用が７６％を占めているとはいえ，役人賄い・飛脚賃・浜庄屋九兵衛入用も捨て置きがたい額となっている。そして表３－３－３の最後に明らかなように哲多郡幕領村々十ヶ村の廻米高に応じて，１石に付銀１匁９分３リ４毛５宛割賦することになり，とすれば表３－３－１を参照して表３－３－５にすると，玉嶋港からの津出しの時点において以上のように費用がかかったことになる。すなわち当初の御廻米入用のうち約４３.５％が玉嶋港入用として使われたわけである。

表３－３－３　大坂納御廻米玉嶋浜入用（天保９戌）

	入　用（匁）	右　入　用　内　訳	種別
一．米	5.459(石) 代693.29	蔵敷賃米　米１石ニ付７合５勺宛　直段１２７匁かへ之積リ	A
一．札	145.57	御廻米蔵出　中札込米差請船方迄持出船積印付ケとも	A
一．同	159.01	蔵元浜ゟ玉嶋沖元船迄瀬取運賃１８０６俵３斗６升６合	A
一．同	22.00	御様米入袋木綿２反代尤哲多郡浅口郡御様一諸ニ付両郡二つ割之積リ	A

	入用(匁)	右入用内訳	種別
一. 同	15.00	御様俵一切仕立右同断二つ割（7.5）	A
一. 同	3.10	同上（1.55）	A
一. 同	1.83	御様箱相仕立御薦なわ代右同断二つ割（0.915）	A
一. 同	4.00	船足御見分船賃右同断二つ割（2.00）	A
一. 同	16.60	船足御見分船中酒肴代右同断二つ割（8.30）	B
一. 同	22.00	御廻米船入津ニ付玉嶋ゟ飛脚2人賃銀（11.00）	C
一. 同	5.00	右飛脚2人泊り	C
一. 同	15.80	右空船入津ニ付御役所ゟ飛脚賃井倉村柳右衛門渡	C
一. 同	2.00	井倉村ゟ2人飛脚泊り飯料	C
一. 同	80.00	玉嶋湊御出役様御上下江泊分右之内20目浅口郡江引請残60目之処哲多郡引受之積り大佐屋渡（60.00）	B
一. 同	35.00	右御出役様大佐屋御泊り中酒肴代右之内半方蔵元彦四郎引請可申（17.5）	B
一. 同	2.25	御出役様人足玉嶋ゟ倉敷まで賃大佐屋渡	B
一. 銀	29.58 此札 30.47	欠米運賃嶋屋庄八渡	A
一. 札	5.00	小崎屋弥三郎茶代	D
一. 札	6.00	小崎屋屋内下男女三人分遣ス	E
一. 札	67.40	玉嶋御出役足立様江肴代	B
一. 札	10.00	右足立様小もの江	B
一. 札	24.90	御廻米県り森本様江勤メ	B
一. 同	12.00	瀬取之節蔵元ノ浜ゟ取船積入迄上集相付候18人分	A
一. 同	6.00	蔵元江菓子料	E
一. 同	4.00	12月13日ゟ19日玉嶋ゟ倉敷迄2度飛脚賃	C
一. 同	22.30	12月22日23日両度酒代	D
一. 同	7.00	大佐屋江肴代	E
一. 同	5.00	江戸廻米浜入用小重郎渡	A
一. 同	38.50	12月13日ゟ24日まで九兵衛小崎屋泊料	D
一. 同	10.00	酒代	D
合	1469.52 内		
	31.50	是者御様一切割片嶋小重郎引請	
	30.00	是者御出役様御泊之内小重郎引請	
残銀	1408.02	米727石8斗6升6合ニ割合，但米1石ニ付 但米1石ニ付銀1匁9分3リ4毛5	

表３－３－４

A　(匁)	B　(匁)	C　(匁)	D　(匁)	E　(匁)
693.29	16.60	22.00	5.00	6.00
145.57	60.000	5.00	22.30	6.00
159.01	17.50	15.80	38.50	7.00
22.00	67.40	2.00	10.00	
7.50	10.00	4.00		
1.55	24.90			
0.915				
2.00				
29.58				
12.00				
5.00				
1078.415	196.4	48.8	75.8	19.00
76 %	14 %	3 %	5 %	1 %

表３－３－５　廻米納入用における玉島港入用の割合

村	廻　米　(石)	A 御廻米入用 (匁)	B 玉嶋浜入用 (匁)	B／A　(%)
老栄村	42.176	187.59	81.59	43.5
井倉村大組	27.473	122.19	53.15	43.5
井倉村小組	12.962	57.65	25.07	43.5
成松村	15.444	68.69	29.88	43.5
花木村	95.293	423.85	184.34	43.5
井村	237.330	1055.63	459.11	43.5
下大野部村	73.124	325.25	141.46	43.5
大竹村	70.814	314.97	136.99	43.5
蚊家村	74.815	332.77	147.73	44.4
田淵村	41.960	186.62	81.17	43.5
大野村	18.721	83.23	36.21	43.5

次に玉嶋港を出港した廻船（遅くとも十二月二四日までには出港したと思われる。）について見て行く。幕領の廻米の場合，その廻船は廻船御用達がこれを用意し，その費用も幕府が持つのが通例である。そしてその廻船には幕府の年貢米であることを表示するため，朱の丸の旗を立てていた。この廻船には年貢納入者の代表として，船中一切の責任者となる上乗と，水揚げされた米を御蔵へ納める責任者である納庄屋の２名が乗り込むのが通例であるが，⑰ 哲多郡の資料では納庄屋は花木村利作が当っているが，上乗の記載は見られない。玉嶋港を出港した廻船は，翌年正月十日以前に

は大坂難波に着き，御廻米は正月十日に水揚される。これは以下の資料によって明らかであるが，そうすると，玉嶋から約１７日かかって大坂へ入津したことになる。

亥正月十日水揚

一．米八百九拾五石八斗五升

内八百七拾四石　本途

弐拾壱石八斗五升　欠米

此俵弐千弐百三拾九俵弐斗五升

但四斗入⑱

以上が水揚げの記録であるが，当時幕領廻米の俵はまちまちであったが，哲多郡の場合は四斗俵であったことがわかる。この時の廻米の詳細は表３－３－６のとおりである。

表３－３－６　正月十日水揚御廻米⑲

	哲多郡大坂御廻米 (石)	浅口郡大坂御廻米 (石)	合
本　米	７０５.１３８	１６８.８６２	８７４.０
欠　米	１７.６２８４	４.２２１６	２１.８５
合	７２２.７６６４	１７３.０８３６	８９５.８５
俵	１８０６俵３６６４	４３２俵２８３８	２２３９俵０５

そして上記の米は厳しい吟味を受け，内拵をされて下記の如く御蔵納になる。

米千百弐拾壱俵　　正月十九日　　難波弐拾三番御蔵納

此米四百四拾八石四斗　　但四斗入

米千七拾三俵壱斗　正月廿一日　　同所同御蔵同断

此米四百弐拾壱石七斗八升九合　　但御廻し合切＝付三斗九斗三合入

都合弐千百九拾四俵壱斗

此石八百七拾石壱斗八升九合

本途差引三石八斗壱升壱合　　納不足⑳

正月十日に積登せられた８９５石８斗５升の米が厳しい吟味によって２５石６斗６升１合も減じられて，その上四石弱の納不足となっているのである。いかに御蔵納の際の吟味が厳しかったのはこの事実よりはっきりするであろう。

次に大坂での諸入用について見て行こう。大坂での蔵納の際の諸入用は，表３－３－７のとおりである。大坂では下記の諸入用の他に先きにあった納不足米三石八斗壱升壱合を大坂で買調え，納入しなければならなかった。この代銀が，四百六拾八匁八分五厘で１石＝付１２２匁５分で買っている。これに表３－３－７の６８３.９１匁を加えると１貫１５２匁７分６厘となる。しかしこれには，納庄屋利作の大坂での滞在費や大坂・哲多間の往復運賃等が加算されるから，まだこれよりも村々の負担が増加する可能性は存在するのである。結局大坂において納不足米三石八斗壱升壱合を二月朔日に納了した時点で，天保九年の廻米は終了するのである。㉒

表３－３－７　大坂納入用㉑

	入用高(匁)	名　　目
一．銀	１０１.８６	中持幷貸御蔵入人足賃
〃	８８.９６	諸手伝人足賃
〃	１０１.１９	乱俵直し人足賃
〃	３３.２５	摺縄１２５抱代
〃	１４.２５	御蔵出入人足賃
〃	３７.０２	撰出撰行幷遠持人足賃
〃	３７.０２	御蔵入幷遠持人足賃
〃	４４.１１	撰出撰付幷遠持人足賃
〃	３６.７９	〃
〃	１７０.００	臨時人足賃
〃	９.００	引取手伝人足賃
〃	６.５６	上納 莚代
〃	１２.００	筆紙墨料
合　銀	６８３.９１	

以上老栄村を始めとする哲多郡幕領十ヶ村の年貢米廻経路を，時間経過に沿って見てきたわけであるが，農民の生産物地代としての年貢が，単に領主（幕府）によって収奪されるばかりでなく，廻米という輸送過程において商業資本等により厳しい収奪を受けることは見てきた通りである。幕領村々が私領よりも一般に免率が低かったのも，上記の如き事情が考慮されてのことに他ならない。

注

① 花木村沖田家文書「御用留」
② ①に同じ
③ ①に同じ
④ ①に同じ
⑤ 花木村沖田家文書「御用留」より天保十四年「覚」
⑥ 「近世河川交通における継船制・番船制」藤沢晋　本学部研究集録（１９５５）７５頁
⑦ ⑥に同じ
⑧ 「地方凡例録」大石慎三郎校訂下巻２５頁
⑨ ①に同じ
⑩ ①に同じ
⑪ 「久世町史」３０９頁
⑫ ①に同じ
⑬ ①に同じ

⑭ ①に同じ

⑮ ①に同じ

⑯ ①に同じ

⑰ 「近世農民生活史」児玉幸多著　８３頁

⑱ 花木村沖田家文書

「高山又蔵御代官所備中国去戌御年貢米大坂難波御蔵納諸入用帳」

⑲ ①に同じ

⑳ ⑰に同じ

㉑ ⑰に同じ

㉒ 花木村沖田家文書

「高山又蔵様御代官所備中国去戌御年貢納不足代納戌和泉米大坂難波御蔵納諸入用帳」

（松本　一郎）

4　幕藩制後期における農民階層構成

まず，一般に後進地域における農民階層について論じておくことにする。農民経済が未発達であるにもかかわらず，言うなれば他律的に，商品経済にまきこまれる場合には，一部の上層農民は村役人としての特権にもとづいて，商品販売者となり，さらにそれを出発点として雇傭労働を使用する大規模な工・商業経営にも発展しうるのであるが，その反面その他の大多数の農民はその収入ならびに支出において，貨幣経済に深くまきこまれながらも余剰を生み出すことができず，せいぜい単純再生産をなしうるにすぎない状態におかれる。だから，このような一般の農民経営にあっては富裕化し経営を拡大する可能性はほとんどないばかりではなく，自給経済的状況の下で単純再生産をくりかえしている場合のような安定性もなく，貨幣経済にまきこまれているだけにかえって不安定な状態におかれる。すなわち，凶作・家族労働力の減少・農産物価の下落・肥料費の高騰等の悪条件によって，再生産に必要な生活・生産手段の購入や年貢納入の資金が十分に得られない場合，それを契機に没落する危険性をもっているのである。再生産をつづけようとすれば，必要とする貨幣を借り入れなければならない。そのようなとき，まず家族の一員を質券奉公人や長年季奉公人として放出するが，それについで土地の質入れによって借金を調達することになる。その結果，質取主の手に質地の占有が移る場合と，質地の占有はもとのまま質置主の手に残る場合とがあるが，いずれにしても借金の金利として一定額の金穀が質置主から質取主に年々支払われるか，元利が償還されたりするのである。これが金利の支払いであることは，前者の質地占有権が移行する場合には明瞭であるが，後者の質地占有権の移行しない場合には，いわゆる直小作としてその小作料であるかのように思われる。しかし，このような形で成立する質地小作関係は質地の請け戻しの可能性が残っているかぎりは，土地所有権の移転した上での本来の土地の貸借＝小作関係ではなくて，金穀の貸借関係が基本であり，しよがって質取主の受け取るものは本質的に小作料ではなくて金利である。それは「貨幣欲求者の支払能力または抵抗能力以外には全くなんらの制限も知らない」①高利貸付であり，それゆえそれが存在しうるための条件は「諸生産物の少くとも一部分がすでに商品に転化していること，および商品取引と同時に貨幣がその相違なる諸機能において発展していること」②にすぎない。したがって，このような質地関係は，近世初期以来土地の質入れが法令上認められているように，すでに１７世紀において広く展開したのであるが，しかしつぎに述べるようにそれが質流れによる土地所有の移動を結果しつつ盛んに行なわれるようになるのは，法令上流質が公認されざるをえなくなったことに反映しているように，やはり１７世紀末から１８世紀初頭以降のことであろう。③

質地関係は，いうまでもなく本来請け戻しすることを前提として発生するが（そうでなければ永代売買となるはずである），入質せざるをえないような農民が借金を返済して請け戻すことは困難なことが多く，そのため長期にわたって質地関係がつづくことになるが，結局多くの場合には流質して土地所有権が質取主へ移行する。そうなれば事実上の売買の成立であって，その後，もとの質置主に対する直小作であろうと（他の農民に対する別小作であればなおさら）土地の貸借関係に転化し，小作料が授受されることになる。こうして小作料としてであればいうまでもなく，さきのように金利としてであっても農民がそれを恒常的に支払いうるためには，農民の必要労働部分以上の

剰余が農民の手になければならないであろう。そうでなければ，再生産は不可能になるからである。しかしながら，他面から考えると，そのような剰余が成立しているほどであれば，農民は借金の必要はなくおよそ質地関係は発生しないはずである。この矛盾した関係は，つぎのように考えるべきであろう。すなわち，一旦農民に萌芽的利潤が一般的に形成されていたのが，質地地主＝高利貸資本によって収奪されるのではなくて，農民の「支払能力・抵抗能力」のみを限界とする高利貸的収奪のもとにおいて，一方ではそのためにたえず再生産が破壊される危険性をはらみながら，実際に荒廃（潰地・潰百姓）の生じることは多いのであるが，他方で質地関係が恒常的・継続的に成立するとすれば，それは徐々に形成されていく萌芽的利潤部分をなしくずしに収奪しつくしてゆく，すなわち質地地主の手にのみ「萌芽的利潤」が成立する結果であると理解しなければならないだろう。このようななしくずし的収奪の一つの具体的なあらわれと考えられるのは，しばしば史料上に見出されるところの低年貢地の地主への集中であり，その極端な場合は高抜売買・頼納であろう。

質地関係はまず剰余の生じうる低年貢地においてはじめて成立しうるが，その反面高年貢地を残された農民にとっては，それは限界以上の収奪・圧迫となる。こうして，質地関係の永続・固定は，農民の努力による生産力の徐々な発展や農間副業・出稼等の補足による農民経済の最小限での再生産を基礎にして実現しうることになり，それができないときには荒廃となる。それゆえに，この農民経済を最大限に圧迫しつつ進行する過程においては，欠落・耕地の荒廃・小作料の不納・質地出入がたえずあらわれ，質地地主の支配を不安定にさせることになるのである。しかし，このような経過によってであれ，とにかく一般的に土地に剰余が成立するまでになると，そこに普通小作関係も展開しうるにいたるのである。

また，このようにして成立する質地地主は多くの場合はじめから地主として生成するのであって，現実にはほとんどが地方的流通の拠点となっている町場の商人であるか，または必ず商人的機能をもつ在村の上層農民である。したがって質地地主は村ごとに存在するのではなくて，数ケ村ないし数十ケ村にわたって一人の地主が大規模に土地を集積することが通常である。これらの諸特徴は，ここで改めて例をあげるまでもなく，枚挙にいとまないほど全国にあまねく存在している質地地主に例外なく共通しているところである。

それでは，旧萬歳村[4]の実態はどうであったのかということに関してみることにするが，旧萬歳村のうち老栄村の史料しかここで該当するものがないので，老栄村について考えていくことにする。〔表３－４－１〕で，幕末期における老栄村の階層構成を示してみたが，ここで「村内」というのは老栄村の者で老栄村の中に田畑を所持していることをあらわし，「入作」というのは老栄村以外の者が老栄村の中に田畑を所持していることをあらわしているのである。この表からわかることは，「村内」では１０石未満の戸数は，「村内」全体の戸数の８８％，つまり９割近くを占めており，１０石以上の戸数は１割程しかみられないということである。一般に，人並みの生活を営むことができるのは，１０石以上の高持の者であるといわれているが，この老栄村ではその１０石以上の高持が１割程しか存在していないのであるから，農民たちのくらしは決して裕福であったとは言い難い。言うなれば，農民階層はこの時期には典型的な貧窮分解をとげていたということになるのである。

表３－４－１

老栄村階層構成

石数(石)(以上)(未満)	戸数			割合(%)		
	村内	入作	計	村内	入作	計
10～	5	2	7	11.9	6.3	9.5
5～10	9	5	14	21.4	15.6	18.9
3～5	8	7	15	19.0	21.9	20.3
1～3	14	9	23	33.3	28.2	31.1
0～1	6	9	15	14.3	28.2	20.3
計	42	32	74	99.9	100.2	100.1
(石)最高高持	13.7929（源治郎）	40.8824（秀三郎）				

（注）・新見家文書「老栄村辰御免割小前帳」（慶応４）より作成。
・寺社領の合計　2.6391石

また，特に目をひくのは最高高持のところで，「村内」では源治郎の１３石７斗９升２合９勺であるのに対して，「入作」では秀三郎の４０石８斗８升２合４勺となっていることである。実は，この秀三郎というのは矢戸村の人であり⑤それにもかかわらずにこの老栄村にも４０石程の田畑を所持していたのである。矢戸村の史料があればいいのであるが，残念ながら史料がないので断定することはできないが，先にも述べたように「質地地主は村ごとに存在するのではなくて，数カ村ないし数十カ村にわたって一人の地主が大規模に土地を集積することが通常である」と言えるから，矢戸村の秀三郎もこの質地地主として老栄村に大なる影響を与えていたことが想像されるのである。

次に〔表３－４－２〕をみることにしょう。

質地田畑品等表

品等	上々上	中	下	下々々	山切	計
田(筆)	6　2	32	9	31	14	94
畑(筆)	16	27	16	23	10	92

（注）・新見家文書「田畑高反別小前入違差引取調帳」（天保１２年）より作成。
・屋敷地は上畑とした。
・史料中，田畑一筆ごと算定した。

これは，実際に質地入・質地請戻しの対象になった田畑の品等について示したものであるが，対象となったのは，中田・中畑以下の品等のものが大部分であることがわかる。このことはなぜ質地入が行なわれるのかということを考えれば当然のことなどである。つまり，年貢を納めることができない農民が，その田畑を質地入することによって，年貢皆済にあてるわけであるから，そのように苦しんでいる農民の所持している田畑は，品等の低いものが多いので，必然的に質地入される田畑も品等の低いものになるのである。

参考までに，史料ではどのような記載がなされているのかを示しておくことにする。⑥

神田　　繁蔵ゟ七ケ年切
一　下々田　九畝拾八歩　　高入
　高　九斗六升　　佐平
堂まえ　　礼助ゟ高入
一　中田　三畝廿歩　　佐平へ入
　高　六斗弐升三合三夕
家之上　　伝十郎ゟ戻ス
一　下畑　弐畝歩　　喜太郎
　高　壱斗七升六合八夕

このように「七ケ年切高入」と期限を制限しているものは明らかに質地入を意味しているものであるし，また，期限を明記していないものもある。「伝十郎ゟ戻ス　喜太郎」とあるのは，以前喜太郎から伝十郎へ質地入されたものが，伝十郎から喜太郎へ返されたことを言っているのである。(6)

嘉永元申年
堂ノ縁ノ上　　繁蔵ゟ入
一　中畑　三畝拾歩　　佐都平
　高　三斗三升三合三夕
　右酉年ゟ永々譲リ渡ス
字こんや下　　直蔵ゟ高入
一　中畑　壱畝拾四歩　　喜太郎江入
　高　壱斗四升六合七夕
同所
一　上畑　弐拾歩
　高　八升
同所
一　上畑　拾八歩
　高　七升弐合
　〆反別弐畝廿弐歩
　高弐斗九升八合七夕
　右之場後々年迄譲リ渡し(7)

こらのように「永々譲り渡ス」とか「後々年迄譲り渡し」と記載されていることから，田畑の質地入というよりも，田畑の売買も行なわれていたことが推測できる。

ところで，老栄村の「村内」の最高高持である源助郎は史料⑧によると，伝十郎の悴であることがわかるので，伝十郎と源治郎を一つにして考えてみると，伝十郎は零細農民に対して，天保１２年の頃から質地入を受けており，その件数も数多くみられる。このことから，村内における有力農民は，ある程度の余裕ができてくれば剰余を蓄積しようとして，質地入を受けたりしていたことがわかる。しかし，それでも１３石程度の高持が最高であることから，老栄村は階層構成の分解がすすんでいたとは言えないであろう。村全体をみれば，かなりの貧窮分解ということになると思われる。この原因として考えられることは，先にも述べたように，矢戸村の秀三郎の存在が大きかったのではないかということである。他村である老栄村に４０石もの土地を持っているのであるから，秀三郎の全持高はどのくらいになるのかというと，それは相当なものであったであろう。秀三郎のもとへ，このあたりの村々の土地はかなり集積していったに違いない。

また，階層分解がすすまなかった別の原因として考えられるのは，生産性の向上がみられなかったからかもしれない。適当な史料が残存していないので，はっきりしたことは言えないが，１３石程度で最高の高持となるのだから，村全体の生産性が高くなかったのだと思われるのである。

最後に。これまでのまとめをしておくことにする。１８～１９世紀における商品＝貨幣経済の農村への浸透は，封建的小農民経営に分解作用を及ぼし，農村内部な次第に新しい階級関係をつくり出した。このいわゆる農民層分解の過程は，近世成立期以来農村内部に存在する諸種の身分的階層やそれに起因する経済的不平等状態を歴史的前提として，それらと重なりつつ生起してくるので，地方により，また村によりきわめて複雑多様な形をとる。しかし，それにもかかわらず，その複雑多様な階層構成を貫いて，あきらかに商品＝貨幣経済の発展に起因すると考えられる特徴的な階級分解が生じてくるのを認めることができたのである。

農民経済が商品経済化するさいの条件のいかんによって，分解には二つの型が生じてくるのである。両者の基本的差異は，「萌芽的利潤」の一般的形成の有無，すなわち具体的にいうなれば中位以上の農民層に一定の剰余が恒常的に成立しうるか否かということである。それが成立する場合，農村の繁栄があらわれ，その中から富農層の幅広い形成に象徴されるブルジョア的分解がすべての村落の内部で進展する。ここでは生産力の高い水準が実現される。これに対して，剰余の成立しない場合には，質地関係が広く展開し，やがてその中から町場や特定の村に出現する巨大な質地地主と窮乏する一般農民層との対立関係が形成される。ここでは生産力の発展は麻痺される。この質地地主制の本質は，商品経済にまきこまれて窮迫する農民に対する高利貸的収奪であると考えられるが，このことは，ブルジョア的分解の進行過程においてその前提条件が消滅して，中・富農層が解体したのちに展開してくる地主制も，結局質地地主制と同じ条件，つまり剰余の不成立・中農層の非形成の実現によるわけであるから，その意味において，地主・小作関係一般の本質を規定するといってもよいであろう。そして，老栄村を中心に，ここでは考えてきたのであるが，他の矢戸村・荻尾村の場合も，矢戸村の秀三郎による質地地主制と言えるような農民の階層構成をなしていたことが推測される。

注

① 『資本論』第3巻，第36章より引用

② (1)に同じ

③ 甲斐国山梨郡下井尻村依田家の土地集積は，正徳・享保期以後急激に増加している。（藤村潤一郎「近世中期における地主経営の実態」（『史学雑誌』68編4号，92ページ））　参照

④ 旧萬歳村とは，哲多郡老栄村・矢戸村・荻尾村が明治22年に合併して，萬歳村となったのである。

⑤ 新見家文書「酉御租税勘定小前取立帳」（明治6年）　参照
また，老栄村は幕領で，矢戸村・荻尾村は私領であるので，免は幕領の方が低いので，矢戸村の秀三郎は，幕領である老栄村に土地を多く持とうとしたとも考えられる。

⑥ 新見家文書「田畑高反別小前入違差引取調帳」　（天保12年）

⑦ (6)に同じ

⑧ 新見家文書「外宗門御改帳控」（慶応3年）参照

（浜辺　繁行）

5　哲多郡幕領における幕末期軍事夫役負担

慶長8年（1603）の江戸開府以来，200余年にわたっての長期安定政権であった幕藩体制社会も，諸々の矛盾を露呈するなかで19世紀半ばの開国を迎え，攘夷運動の高揚による国内の混乱で一気に幕府崩壊へと向かっていく。そして更に二度にわたる長州出兵の失敗は，幕府権力の失墜に拍車をかけることになった。この内戦は，公・私領の別，そして武士団と農民の別を問わずして多くの人民を巻きこんだ大規模なものであり，我国における維新前夜の国内の混乱ぶりを象徴するものといってよいであろう。本稿では，こうした情勢下での幕領農民に課せられた負担の一端を明らかにするべく，幕末期長州出兵の時期に注目し，農民負担としての「軍事夫役人足」および，「陣屋警衛」の二つについて考察していきたい。なお，対象となるのは老栄村（現阿哲郡哲多町老栄）をはじめとする備中国哲多郡内の幕領諸村である。

(1)　哲多郡内の幕領

幕領は全国各地に散在し，17世紀末には400万石に達したといわれる。そのうち幕末期の備中幕領は37万2000余石であり，哲多郡内の幕領は10ヶ村6044.6235石であった。① そして，備中の幕領支配は倉敷代官所および，石州大森代官所の出張陣屋である備後上下代官所によったが，哲多郡は倉敷代官所の支配であった。旧萬歳村のうちでは老栄村（高369.9447石）がこの倉敷代官所管下の幕領であり，哲多郡内の幕領②全体の6％の高に相当した。

幕領の支配機構に関する研究は私領（諸藩）の研究に比べて依然遅れているといわざるをえない状況にあるが，幕末期の備中幕領に関しては郡中惣代制の果たす機能に注目して村請制の実態を明らかにされた久留島浩氏の業績がある。それによれば，備中幕領においては図3－5－1のように「代官」と各村「庄屋」の間に，「郡中惣代」③という役職を介して，代官→郡中惣代→庄屋というより強固な上意下達の支配機構が整えられていたようである。

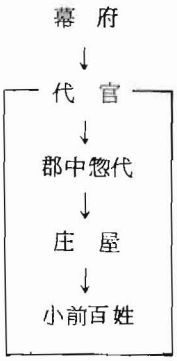

図3－5－1

郡中惣代とは，郡中入用その他の一郡内の幕領村々全体に関する事務を司るものである。そして，各村庄屋が一年間を任期として交代で就任しており，身分的特権がないのが特徴である。

(2)　長州出兵と軍事夫役

(イ)　長州出兵

軍事夫役負担をもたらす原因となった長州出兵について概観しておきたい。これは，尊王攘夷の先端をはしる長州藩の動向に対して，幕藩体制存続を図らんがために，幕府が出兵を試み結果的には失敗に終わった幕府－長州間の内戦である。表3－5－1のように，間に休戦をはさみながらも，元治1年（1864）7月からの第一次，そして翌慶応1年（1865）5月からの第二次の二度にわたった長期戦であった。

この両度の出兵に際して，中国筋幕領は長州に位置的に近いこともあって，物資その他の諸動員に果たした役割は大きかった。

表３－５－１　長州出兵の概要

年		概　　要
文久３（１８６３）	8. 18	八月十八日の政変（長州藩，京都での地位失墜）
元治１（１８６４）	6.	池田屋事件（長州藩士殺傷さる）
	7.	蛤御門の変（長州軍，皇居へ発砲。長州出兵の発端）
		長州追討の朝命（＝第１次長州出兵）
	12.	長州藩，幕府恭順表意
		撤兵令（＝休戦）
		～長州藩の討幕論強まる～
慶応１（１８６５）	4.	幕府臨戦体制に。
	5.	将軍家茂江戸出発（＝第２次長州出兵）
	5. 13	備中幕領の郡中総代倉敷召集（粮米その他物資調達・下役動員通達）
	9.	長征の勅許
	11.	老中板倉勝静，天領からの夫役人足徴用令（村高１０００石に付５人，夫人２５人に付宰領１人）発布
慶応２（１８６６）	2. 25	賀陽，哲多，阿賀，美作三郡より夫役人足４６人（内宰領２人）出立
	3. 2	都宇，浅口より夫役人足２５人（内宰領１人）出立
	4. 10	倉敷騒動（第２奇兵隊脱徒による倉敷代官所襲撃）
	6.	幕府軍と長州軍との交戦始まる（広島が主）
	7.	将軍家茂死去
	8.	長州出兵を中止
	9.	幕軍撤退
慶応３（１８６７）	1.	解兵令

（注）久留島浩『長州戦争と備中の幕領』（『史学雑誌』90－9），中公文庫『日本の歴史19』より作成。

この時，備中の幕領に対して課された要求は，

①　広島・松山方面での幕府諸役人の食料，飼料，燃料の確保

②　諸物資の輸送や戦場での焚出をするための夫役人足，及びそれを指揮・監督する手代下役の派遣

であった。幕府軍の出征を底辺において支えた幕領農民のこれら課役負担の諸事情について以下具体的に④検討していくことにする。

(ロ)　物資調達について

前記①の物資調達課役に関しては，老栄村をはじめとする哲多郡幕領における詳細を示す史料がないので，一例として軍馬の飼料とされた「秣」の供出についてみると，表３－５－２のように倉敷代官所管下では石高2.8石につき秣１貫目が割りあてられている。この決定に際しては前述の郡中総代の合議を経て，各郡「高割り」になっている点が注目すべきである。この基準をそのまま代用して郡内幕領の負担すべき供出秣高を仮に出してみるなら，老栄村（高３６９，９４４７石）の場合は，哲多郡全体の２１４０貫目のうち１３２貫目を負担していたことになるが，その後の小前に対しての細かい割賦については史料上の制約により明らかでない。同じ幕領であり老栄村の隣

村である花木村（現哲多町花木）の場合は，慶応3年（１８６７）に「秣代金御下渡し之分可受取候分」としての下渡し（金額は不明）があったことからも秣供出が滞なく行われていたことは窺いうる。⑤

表３－５－２　倉敷代官所管下の負担秣量・手代下役数

郡　名	(A) 郡内幕領石高	(B) 各郡負担秣量	(C) 各郡供出下役人数	(D) A／B	(E) A／C
	(石)	(貫)	(人)	(1貫目当り石高)	(1人当り石高)
哲　多	6045	2140	1	2.8	6045
窪　屋	6371	2260	2	2.8	3186
浅　口	7856	2780	2	2.8	3928
都　宇	11083	3930	3	2.8	3694
賀　陽	5038	1780	1	2.8	5038
阿　賀	10279	3640	3	2.8	3426
作州三郡	9785	3470	2	2.8	4893
計		20000	14		

注）久留島浩「長州戦争と備中の幕領」（史学雑誌90－9）Ｐ9より転載修正

また，井倉村（現新見市井倉）の場合，「倉敷表秣手本差送り賃」として８３匁かかっていることから，これらの秣が倉敷へ運ばれたこともわかる。

(ｲ) 軍事夫役人足について

幕領に課せられたもうひとつの負担，すなわち前記②の夫役人足負担について，第二次長州出兵を例としてみることにする。

前掲表３－５－１の如く，第二次長州出兵の準備が進むなか，慶応1年（１８６５）９月に長征の勅許を得た幕府は同年１１月，全国の幕領に対して夫役人足徴用令を発する。私領から請負人足を雇うと「不容易」の事態の生ずる恐れがあるとしてそれを避け，「御料所之もの＝候得は，御掛念も無之御安心之事」という幕府側の論理で幕領農民の徴用となったわけである。⑥

前述のように各村から徴用された人足は「夫役人足」と，それを管理する「手代下役」とである。まず「手代下役」についてみると，前掲表３－５－２のように各郡から数名の下役が出されており哲多郡からは１名であった。第二次出兵に際して実際にこの任にあたったのは哲多郡では蚊家村（現哲多町蚊家）の庄屋孝一郎であった。なお，「長州」出兵といっても主戦場は芸州広島であったため，勤務地は芸州であった。いま，芸州への夫人足及び後述の倉敷警衛に際しての諸入用の立用（＝立替）の詳細を村別に記した「芸州下役夫人足倉敷猟師警衛諸入用取調仕出割賦帳」（慶応2年．以下「諸入用帳」と略す）によれば，孝一郎は３月２４日から幕軍が撤退するころの９月28日までの１８２日間下役として働き，その間１日につき金２分２朱，計１１３両３分に及ぶ経費がかかったことになっている。

次に「夫役人足」についてみてみたい。哲多郡内幕領では実際にはどれほどの人足が徴用されたのであろうか。慶応1年１１月の夫役動員令は「高１００石＝付５人」の割合で人足を要求していた。⑦この基準をあてはめると表３－５－３の（B）の如く哲多郡内幕領では計３０人，老栄村では

2人という計算になる。

「諸入用帳」には例えば成松村の場合

一、五月十八日ゟ九月廿二日迄

百弐拾七人　　虎蔵

此ちん弐拾三両三分壱朱

是ハ芸州夫人足壱日三朱立

のように「芸州夫人足」と明記されているので，同じようにして各村別にこれらの詳細を書きあげたのが表3－5－4である。そして表3－5－4をもとにして各村から実際に出された夫役人足数を表3－5－3の（C）に示した。表3－5－3をみる限りでは一見，哲多郡内の全幕領に関しては要求数（30人）よりも多い40人の人足が徴用されているようである。ただ，注意しなくてはならないのは，必ずしも1人の人足が最後まで終始勤続するとは限らず，むしろ後述のように途中で交代するのが一般であるので（C）の数は延べ人数として把握すべきである。そのなかで，井倉村，成松村，そして老栄村は当初の要求の通りに夫役供出がなされている。いずれにしても，幕府の当初の要求は貫徹されているといえる。

表3－5－3

	（A）村高（石）	（B）（人）	（C）（人）
蚊家村	930.1074	5	（1？）
井倉村	283.4167	1	1
井村	1353.8197	7	11
老栄村	369.9447	2	2
成松村	162.8153	1	1
花木村	624.3319	3	6
田淵村	731.6813	4	5
大竹村	687.1281	3	6
下大野部村	421.809	2	4
大野村	479.5694	2	4
計	6044.6235	30	40

（注）（A）…『1日高1日領収調帳』による。
（B）…夫役動員令（慶応1年11月）での要求人数
（C）…第2次長州出兵で出した夫役人足数
『芸洲下役夫人足倉敷猟師警衛諸入用取調仕出割賦帳』（新見家文書　慶応2年）による。

では次に，夫役人足の勤務・交代の状況をみてみよう。哲多郡内の幕領十ケ村に関して表3－5－4に示した「芸州夫人足」の勤務期間をみると，各村ともに勤務が途絶えることのないように交代制をとっていることが窺われる。井村，下大野部村などはそれが顕著に表れている。更に，交代の時機に注目してみると，慶応2年5月18～20日と8月20日における人夫交代が各村に共通してみられることがわかる。このことは各村々が自村の都合次第で次の交代人夫をばらばらに送っていたのではなく，哲多郡内の幕領村々が同時に交代を行ったことを示し，この「芸州夫人足」の供出が郡中総代の職能により郡単位の強い結束のもとで行われていたことが指摘できる。

表３－５－４　哲多郡幕領村々芸州行夫人足出勤表

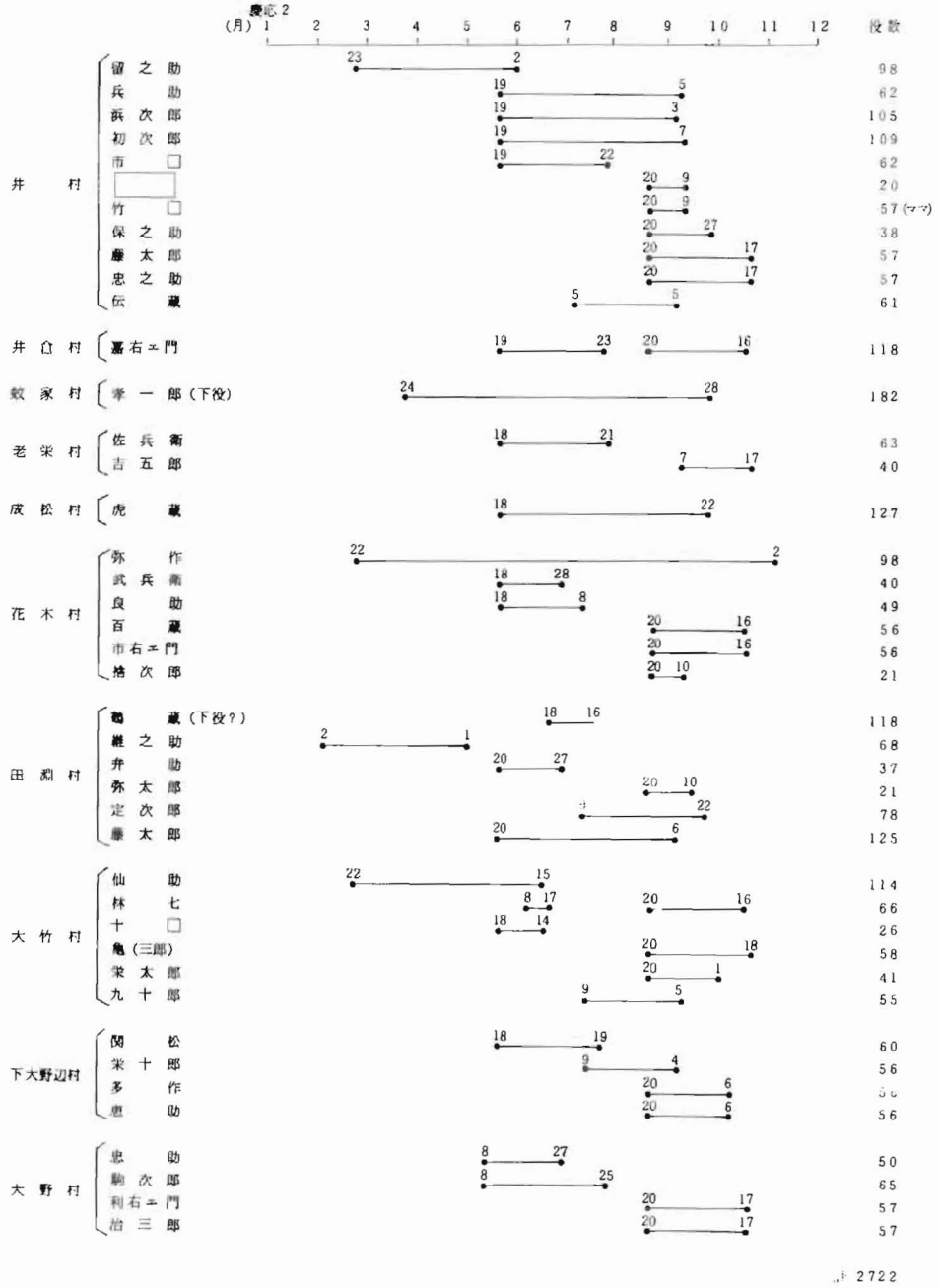

（注）・新見家文書『芸州行夫人足倉敷警衛諸入用取調仕出割賦帳』（慶応２）より作成。
・数字は日付を示す。

また，最初の勤務は窪屋郡などと同様に慶応１年１１月の夫役動員令よりも遅れて，３ヶ月を経過した慶応２年２月になってからであった。[8] そして勤務期間については，第１回の交代が５月２０日，第２回の交代が８月２０日というように，ほぼ３ヶ月間隔で交代人夫が送られたようである。５月末になって一気に夫役人足が増加しているのは，おりから前掲表５－３－１の如く，６月からの長一幕間の実際の戦闘開始と同時期であり，急速な需要増加によったものであろう。なかには田淵村鶴蔵のように６月１８日～７月１６日の間「長防御進発ニ付芸州下役」として臨時に徴用されたと思われる例もある。

それでは，こうした軍事夫役人足に動員されたのはいったいどういう農民であったろうか，老栄村の場合を例にとってみよう。

表３－５－５　老栄村階層構成

石数（以上）	石数（未満）	戸数（戸）	割合（％）
１０	～	9	15.3
5	～ １０	１１	18.6
3	～ 5	１５	25.4
１	～ 3	２０	33.9
0	～ １	4	6.9
計		５９	100.1

（注）・新見家文書「卯宗門御改帳控」（慶応３）より作成。
・最高高持１4.3９１９（利喜蔵）
・入作は含まない。

老栄村は表３－５－５の階層構成（慶応３年）にみられる通り，最高高持でさえ１４石にすぎず，１～３石層が最も多く，１０石未満が全体の８５％を占めるという，山村にありがちな零細農の多い村といえる。入作は，９２.２０２５石（村全体の２５％）であり，それを含めると矢戸村秀三郎の４５.１１１８石が最高となる。このことから考えると，この階層構成は一村限りのものでなく，周辺の村をもあわせた地域的まとまりのなかで，秀三郎のようにして小規模ながらも土地の集積を行うものがおり，その結果生じてきた分解，窮乏化であることが予想される。また，老栄村からの出作の状況はわからないが，入作が２５％という実態の背景には老栄村が免率の異なる私領（松山領）である矢戸，萩尾両村と境を接していたことも考慮する必要があろう。

さて，老栄村から芸州夫人足となったのは表３－５－４の通り佐兵衛と吉五郎の２人であった。慶応３年の宗門人別帳によれば，佐兵衛は５１才で持高６.５８１９石，妻と二人暮らしであった。一方，吉五郎に関しては老栄村宗門帳にも年貢取立帳にも名前が見られない。このことは彼が村外の者であり，他の幕領からの雇入れの人足であるという可能性を残すが，詳細は明らかでない。佐兵衛は村内の階層構成のうえでは中以上に位置づけられてはいるものの，一般的にみると６石余というのは依然零細であるといわざるをえず，しかも実際に佐兵衛が出勤すると妻が１人残るという家族構成からみても，農民の生活にとって負担の度合は決して軽くはなかったことが察せられる。

ではこうした夫役人足はどのような規定によって決定されたのであろうか。同じ備中の幕領で上下代官所管下の川上郡平川村では，この決定に際して，名請人８４人が出身地の字を明記して４組に分かれ，１組（２１人）の中で鬮（くじ）を引いて８人を選出したようである。同じようなことは美作津山藩の軍事夫役徴発の例にもみられる。老栄村をはじめとする哲多郡の幕領に関しては現存史料上の制約もあって詳細はわからないが[10]，前述のように夫役交代が円滑に行われていることをみると，

同様の規定があっていつでも出発できる周到な準備が整っていたことは充分考えられる。

今まで勤務を中心にみてきたが，これら「夫役動員」に伴う経費はいったいどうであったのか，その内容をみていくことにしたい。

そもそも幕府が農民に要求した夫役人足は農民にしてみれば不意の動員であり，余分な負担であるから，幕府の命令とはいえ不満を示す可能性はあった。しかし，戦地においてはこうした雑用夫人足こそ具足持ちやら焚き出し人足として重要なものであり，幕府が幕領農民を「雇う」という形で夫役人足は徴用された。前掲表３－５－４の出勤期間が示す通り，農繁期と重複することから，幕府は夫役期間中に農業がおろそかになる分，「耕作手代」を雇い入れて留主中の耕作に充たらせることができるように，「耕作手代雇賃」として「１ケ年金２０両」とした。したがって１日につき0.0５６３３８両（＝銀５匁６分３厘３毛８）となる。幕府は更に勤務中(11)の衣食においても補助する旨を約しており，夫約人足の確保に対する幕府の執着と苦慮が窺われる。

いま，前に紹介した「諸入用帳」をもとにして，老栄村からの立用の内訳を示したのが表３－５－６である。

表３－５－６　老栄村の軍事夫役諸経費立用状況

夫役出勤日（月／日）	人足役数（役数）	名前	賃銭（両）・（分）・（朱）	内容	
5／18～7／21	63	佐兵衛	19．1．2	芸州夫人足　1日金３朱立分	（a）
9／7～10／17	40	吉五郎			
			22匁　7分	警衛中ろふそく取かへ之分	（b）
			125匁	郡中入用飛脚１０泊り代	（c）
4／18～4／20	21	猟師７人	5.　1.	猟師美袋ゟ引取候分（１日１分）	（d）
	10半	右人足	2.　2.　2	右猟師人足（１日１分）	（e）
	218		27.　1.	御陣屋警衛□出勤雇合分（１日２朱）	（f）
4／12～4／18	7	金十郎		此分村方夫銭□入二重＝相成村中□ニ除キ	（g）
5／18～6／15	28	金十郎			
4／23～5／12	20	弥七郎	28.　2.	村役人出勤日別　1日1分立分	（h）
5／4～5／22	21	儀作			
7月～	38	儀作			
			銀２貫236匁５分８リ 此金25両永415文９分	郷宿飯代書出し表	（i）
	32		4.	村役人増　日別（1日2朱増）	（j）
			71匁　9分　6り	芸州人夫倉敷ゟひろしまへ宿料取かへ候分	（k）
	498.5		金１１４両５５匁		

（注）新見家文書『芸州下役夫人足倉敷猟師警衛諸入用取調仕出割賦帳』（慶応２）より作成。

これによると，直接芸州夫役人足として出動した佐兵衛と吉五郎の両名に対して１日「金３朱」を立用している（ａ）。これが果たして実際に両名に対して「給賃」として渡されたものであるかどうかは検討の余地があるが，「此ちん」として明記されていること，他村の記載例も同様であること，道中諸入用は別途記載があること，などからこれが「給賃」であった可能性はある。これを，「給賃」とすれば，上下代官所管下の幕領である川上郡の場合と比べてみると，川上郡の夫役人足は平常「１日２朱」で，戦場勤務の場合は「１日１朱増」の３朱となっている。一方，老栄村は，「１朱増」という項はなく全て「金３朱」であり，老栄村に限らず哲多郡内幕領(12)十ケ村は全て１日金３朱で一定である。あるいはこの「３朱」は「戦場勤務」をみこんでのものであったのかもしれないが，断定はできない。老栄村の場合は他に７１匁９分６厘が芸州行宿泊料として立用されている（ｋ）。

(3) 倉敷（浅尾）騒動と陣屋警衛夫役

表３－５－６のなかで直接芸州行夫人足に関する費用は概ね以上のようであるが，幕領に課されたもうひとつの重要な義務であった陣屋警衛に目を向けてみよう。

幕領においては，年貢上納はもちろんのこと幕領全体で負担すべき費用が郡中大割という形で各郡に割賦されてくるが，陣屋修復入用銀をはじめとする陣屋運営上の経費もそのひとつであった。

おりから第２次長州出兵が開始される直前の「慶応二年四月四日，周防岩城山屯集の奇兵隊(13)九十余大島郡地方に脱走し海路備中連島に上陸し四月十日払暁倉敷代官桜井久之助の留守宅を襲撃」するという事件が発生した。世にいう倉敷（浅尾）騒動である。この事件は幕領の中枢である代官(14)所の襲撃という点で幕府方に大きなショックを与えた。以前から陣屋警衛は行われていたのであるがこの事件を契機にして従来にも増して厳しい警衛を余儀なくされた。それはとりもなおさず幕領村々の農民にとっては負担の増加に直結するものであった。知らせを聞いた花木村庄屋の手記には次のように記してある。すなわち，「慶応二年寅四月十二日(ママ)之夜倉敷御志んや大そうとう屋か多焼失同猟師一同倉敷表へ四月十八日出（後略）」の如く，以後は各村から猟師による緊急陣屋警衛が推進強化されていくわけである。

前掲表３－５－６によれば老栄村からに関しては，延べ２１８人役に相当する農民（雇合も含む）が「御陣屋警衛」として出動しており（ｆ），同時に騒動直後の４月１２日から村役人金十郎，弥七郎，儀作も急遽役所出勤の必要に迫られたことが窺われる（ｈ）。

「猟師」の出動についてみてみると，『猟師順番役人出勤入用帳』(15)（慶応２年４月～）をもとに作成したのが表３－５－７である。これによると，老栄村からは村役人も含めて㋑～㋬の計１３人延べ３００人役の猟師が警衛の任にあたっているが，各猟師の出勤には文書の表題にもあるように順番が定まっていたようである。例えば，㋑順蔵，㋒忠次郎，㋓多助がおそらく一組であり，㋑→㋒→㋓→㋑……といった順序での勤務が予想でき，以後も必要とあらばこの順で続くはずであったと思われる。又，⑪半蔵と㋬伝十郎のように１ヶ月の欠勤をはさんで年に二度順番が廻ってくることもあったようである。あるいは，何らかの都合で出勤不可能になった場合は㋓多助や㋕利喜右衛門の（Ｆ）欄のように他村から猟師警衛夫役を雇入れている場合も見うけられる。

表３－５－７　老栄村における倉敷警衛出勤状況

(A)〔名〕(＊：村役人)	(B)〔年齢〕(－：不明)	(C)〔持高〕(－：不明)	(D) 慶応2 (月) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 慶応3 1	(E)〔役数〕	(F)〔備考〕
㋑金十郎＊	52	5.7278	12 18 18 15	35（人役）	出勤
㋺弥七郎＊	38	6.936	23 12	20	〃
㋩儀作＊	40	12.8244	4 28	25	〃
㋥順蔵	41	2.2569	23 10　25 7	31	猟師出勤
㋭忠次郎	22	4.9069	9 22	13	〃
㋬多助	－	－	18 3	16	〃，外ニ雇入井倉村市郎左エ門２人
㋣仙左衛門	－	－	18 25	8	〃
㋠実五郎	49	10.2513	18 6　2 14	32	〃
㋡半蔵	36	3.8624	18 6　5 15	35	〃
㋢兵治郎	60	3.4819	9 23	15	〃，実治郎の交代か
㋐利喜右エ門	－	－	9 23	15	〃，外ニ雇入４人増田淵村庄兵衛願入
㋒伊作	52	8.3631	20 9	20	〃
㋑伝十郎	74	12.5823	18 6　5 15	35	〃
				（計 300）	
〔参考〕					
㋮佐平	51	6.5819	18 21	63	広島行人夫
㋯吉五郎	－	－	7 17	40	〃

（数字は日付）

（注）新見家文書『猟師順番役人出勤入用帳』（慶応２）より作成。

ただ，この場合に雇入れ先は田淵村にしても井倉村にしても，相手が同じ幕領であり，幕領に課された負担の相互補助はあくまでも幕領から，という様子がわかる。また，別の史料によれば，市右エ門を雇入れるにあたって「当村猟師不参＝付無拠雇入井倉村猟師市郎右エ門へ渡⑯」として5月に５０匁を手渡しており，これが「２日分⑰」であるというから1日２５匁（＝金1分）で雇ったようである。

猟師の警衛日数については表３－５－７の通り，1回の出勤につき１５日前後で次と交代するのが普通であったことがわかる（E）。

これら猟師警衛に携ったのがどういう農民かみてみると，持高（C）による規定はみられず，年齢（B）をみても２２才～７４才に至るまでバラバラである。また，逆にこのバラつきは，成人男子は老若を問わず夫役徴発の対象とされたということでもあり，農民にとっては苦しいものであったに違いない。

次に，表３－５－６でこの陣屋警衛に関しての必要経費をみてみたい。芸州夫人足の場合の1日3朱とは異なり，警衛夫役については1日2朱（f）で，猟師の場合はその倍の1日1分（d，e）そして村役人の陣屋出勤は1日1分（h）であり，この場合は更に2朱増（j）となっていたことがわかる。この他に道中の食費（i）はもちろんのこと，警衛中のろうそく代のような雑費も立用しなくてはならなかった（b）。更に，芸州夫人足勤務の場合も共通していえることであるが，諸連絡の飛脚賃の占める割合も小さくはなかったようである（c）。（d，e）に関しての説明を若干加えると，4月に起こった倉敷騒動が備前藩出陣などによって一応の結着をみたことで，陣屋警衛も当初ほどの厳戒体制は必要なくなり，老栄村はじめ哲多郡幕領十ケ村の猟師たちは美袋まで出陣していたところを全員引取となったのである。経費はやはり1日につき1分であった。

(4) まとめにかえて

最後に，以上見てきた諸経費の出所を明らかにして，幕末期の農民負担という観点で見直してみたい。

老栄村を含む哲多郡幕領十ケ村にかかった「芸州下役夫人足」および「倉敷警衛」にともなう諸経費は誰がどのようにして負担したのであろうか。表３－５－６をはじめとしてみてきたように，夫役勤務の道中費用や飛脚賃，ろうそく代に至るまで，各村方で「立用」（臨時立替」するのが通常であった。前の「諸入用帳」には哲多郡幕領全体の合計及び清算に関して次の如く記されている。

惣合弐千三百六拾八両四拾六匁四分八リ　高六千四拾四石六斗弐升三合五勺

但シ高壱石＝付三拾九匁壱分八リ三毛

すなわち，総計を哲多郡全幕領の石高で割った３９.１８３匁が1石当り負担額となって村割となってくるわけである。そこで，これをもとに各村の負担すべき額を示したのが表３－５－８（A）である。（B）は「諸入用帳」に記された立用額であり，したがって（B）－（A）の値（C）が清算すべき額ということになる。老栄村の場合は３０両４０匁５分3厘不足であるので，「立用」とは別途に支出しなければならない。こうして過不足なく清算されるわけであるが，結局，諸経費は他でもない幕領農民自身に高掛りとなって降りてくることに何ら変わりはない。

表３－５－８　哲多郡幕領軍事夫役経費表

村	高	(A) 負担額	(B) 立用額	(C) 差引（B－A）
蚊家	(石) 930.1074	(両)(匁) 364.44.4	(両)(匁) 427.61.55	(両)(匁) 57.00.21 過
大野	479.5694	187.90.97	181.74.03	
田淵	731.6813	286.69.47	275.11.36	11.58.11 不足
大竹	687.1281	269.33.74	198.71.5	91.45.15 不足
下大野部	421.809	165.27.74	144.34.83	
花木	624.3319	244.63.2	284.70.57	40.07.37 過
井	1353.8197	530.46.72	534.53.95	4.07.33 過
老栄	369.9447	144.95.53	114.55.	30.40.53 不足
成松	162.8153	63.79.59	87.36.82	23.57.23 過
井倉	283.4167	111.05.12	119.76.87	8.71.75 過
計	6044.6235	236846.48	236846.48	0.00

（注）新見家文書『芸州下役夫人足倉敷警衛諸入用取調仕出割賦帳』（慶応２）より作成。

ここでも近世村請制村落の機能が生きつづけているということが指摘できよう。村入用や本年貢に関する史料が乏しく，全銀納額に占めるこれら諸経費の比重等を算出できなかった点が今後の課題であるが，長州出兵に際しての軍事夫役人足，倉敷陣屋警衛は農民にとって単なる肉体的労働負荷にとどまらず，経済的にも大きな負担であったことを指摘して不十分ながら考察を終わることにする。

＜注＞

① 木村礎校訂『旧高旧領取調帳』

② 旧萬歳村は，松山領の矢戸，荻尾両村と幕領の老栄村とが明治２２年合併してできたもので，現在は阿哲郡哲多町。

③ 久留島浩「長州戦争と備中の幕領」（『史学雑誌』９０－９所収），同「備中の幕領における郡中惣代制について」（『岡山県史研究』３号所収）など。

④ 前掲(3)「長州戦争と備中の幕領」Ｐ・７

⑤ 沖田家文書『去寅御下金并十箇村割夫銭立戻し銀覚帳』（慶応３）

⑥ 前掲(4)論文Ｐ・１７

⑦ 前掲(4)論文Ｐ・１９

⑧ 前掲(4)論文P・19。窪屋郡は慶応2年1月19日出発。

⑨ 前掲(4)論文P・33

⑩ 鍵本芳明「幕末期の美作町と美作改正一揆」（岡山大学教育学部社会科教室内地域研究会『美作町の歴史と現在』地域研究27所収）P・174

⑪ 前掲(4)論文P・17

⑫ 前掲(4)論文P・37

⑬ 前掲(3)「備中の幕領における郡中惣代制について」P・61

⑭ 永山卯三郎『岡山県通史下編』P・990

⑮ 新見家文書

⑯ 新見家文書『御進発御役所警衛入用』（慶応2）

⑰ 新見家文書『諸入用立替小前取立差引覚帳』（慶応3）

（吉久　季義）

第４章　経　済　構　造

１　農　業

(1)　土地利用の変遷

明治維新の後，封建制の名残りとして，地主と小作の関係が昭和２０年，すなわち農地改革が断行されるまで続いた。哲多町域では農地はどのような変遷を歩んだのであろうか。昭和３０年までの事例は萬歳村を中心として考察する。

萬歳村の場合，明治時代は資料が不足している関係上，土地利用は明らかではない。大正元年から同５年までの米作状況は萬歳村会議決書の中には以下の様に示されている。

表４－１－１　大正元年～５年までの作付反別・播種量・反当収量

年次	大正元年	2年	3年	4年	5年
作付反別	(反) 877	879	882	882	883
播種量	(石) 99	123	98	76	67
反当種量	(升) 113	140	111	88	76

（石＝１０斗＝１００升＝約１８０ℓ）

上記の様に大正初期，米の作付面積はそれほど変化していないが同一面積に播種する籾の量は概して減少しつつある。これは生産性の向上を意味する。この理由として萬歳村会議決書では塩水選が各農家に浸透し，苗代の改良の講習会が効を奏したためと結論づけている。また大正４年からは多収穫共進会が開設され，最も経済的にして最も多収を得る方法を研究した，とされている。大正元年から同５年までの粳（うるち），糯（もち）の収穫高は表４－１－２の様である。

表４－１－２　粳・糯別反当収穫高の推移（大元年～５年）

年次	粳収穫高	反当収穫高	糯収穫高	反当収穫高
大正(年)	(石)	(升)	(石)	(升)
元	943	122	111	106
2	896	116	106	99
3	1058	137	142	128
4	1111	146	169	—
5	1150	152	141	111

上表を先の表４－１－１と比較してみると興味深い。表４－１－１で反当り播種する量が着実に減少しているのに対し表４－１－２では逆に反当収穫高が増加している，という現象が見られる。生産性の向上が表４－１－１，４－１－２で立証されている。

一方，同時期のたばこの作付は表４－１－３の様に萬歳村会議決書に記録されている。

表４－１－３　萬歳村のたばこの作付

年次	耕作反別	人員	量目
大正（年）1	（町）3,2	（人）24	（斗）1,492
2	5,4	46	3,146
3	7,4	60	4,025
4	6,8	60	3,424

（萬歳村）

表４－１－３を米の作付面積を示す表４－１－１と比較すると，いくら萬歳村がカルスト台地で煙草の適作地であったと言っても米には遙かに及ばない事がわかる。大正３年の水田とたばこ畑の面積比率は大体１２：１になる。

しかしこの比率ですぐさま水田の方が畑地より大きい……とするのは早計である。大正１５年の萬歳村会議決書の地目の部には表４－１－４の様に示されている。

表４－１－４　萬歳村の地目（大正１４年）

地目	反別
田	（反）896
畑	1487
山林	18714
原野	172

表４－１－４で見る限り，萬歳村は典型的な吉備高原上の畑作地帯なのである。地目としては畑地が圧倒的に多い。ところが表４－１－３で見る限りたばこ畑の比率はそれほど高くない。大正末期たばこ作は低迷していた，と言うから他にたばこ，こんにゃく，野菜など多様な作付がなされていた事が予想できる。また，麦が今日とは比較にならない位，作られていた事実は無視できない。水田の裏作として作られる場合もあるので，一概に麦畑が多い，とする事はできないが，それでも麦の作付が米を上回っている状態が表４－１－５に示される。

表４－１－５　萬歳村の米麦作付量（昭和１年）

	作付反別	収穫高	反当収穫高
粳米	（反）740	（石）897	（合）1211
糯米	156	141	903
大麦	873	895	1010
裸麦	94	86	911
小麦	236	174	900

（「萬歳村会議決書」より）

表４－１－５の数値から「麦は水田の裏作として作られている。」……あるいは「水田とは別個に麦畑が広がっている。」のどちらであるか理解し難い。この疑問を解決するため，阿哲郡誌に見る哲多町地域の土地利用の反別を表４－１－６に示す。

表４－１－６から考察すると意外な事に二毛作田の水田全体に対する割合は低い。萬歳村を具体例として挙げると二毛作田と三毛作田の合計は水田全体の約２３％にあたる。したがって，表４－１－５に見られる麦類のほとんどは水田の裏作ではなく，畑地に作られている。また，表４－１－４の畑地の大半は麦畑で占められていた。たばこは大正末～昭和初期の萬歳村の畑地においては麦と比べて重要性を持たなかった。……と結論づける事ができよう。

近年の農用地面積の推移は表４－１－７に示される。政府は食管会計のため昭和４５年から５０年までに第一次減反政策の一環として岡山県には２万３４００t（５８４０ha相当）を割り当てた

が岡山県では転作，休耕の区別なく１０ａあたり３万５千円の生産調整奨励金が交付された事から目標を上回る３万２２４５ｔ（８１５３㏊）の減反となっている。

表４－１－６　哲多町域水田反別利用状態（大正１０年）

旧町村名	一毛作田		二毛作田	三毛作田	合計
	乾田	湿田			
新砥	町 反 133, 6	町 反 109, 7	町 反 22, 4	町 反	町 反 266, 7
萬歳	20, 3	49, 2	17, 2	3, 0	87, 0
本郷	26, 0	65, 7	60, 2		151, 9

表４－１－７によると如実にその結果が示され，昭和４５年から５０年にかけて実に６１㏊もの水田が姿を消している。

表４－１－７　哲多町の種目別農用地面積の推移　　（単位　㏊）

区分	田	畑				採草放牧地	合計
		普通畑	樹園地	牧草地	計		
４５年	545	277	20	22	315	116	976
５０年	484	233	35	26	294	117	895
５４年	483	208	25	34	267	134	884

また，政府は昭和５３年から第二次減反政策とも言える水田利用再編対策をスタートさせ，岡山県には８２５０㏊の割りあてとなったが表４－１－７ではそれが明らかにされておらず，昭和５０年から５４年にかけての水田面積はほとんど変化が見られない。一方，普通畑は着実に減少を続け牧草地，採草牧草地が増えている事がわかる。畑地の減少については後に述べるがたばこの衰退が一因となっている様に思われる。

ここで哲多町の営農類型について言及しておく，これはあくまで現代の農家をモデル化したものであり，全ての農家がこうであると断定する事はできないが大まかな地形，地質との関連が推察できる。すなわち北部に至る程，水田の面積が増し，南部に至る程，畑が増す，といった傾向性が数値化されている。また，哲多町全域で牛が一頭は必ず飼われている事になっているが，表４－１－８は昭和５５年時のモデルなので，牛の価格が下落した最近では事情が異なっている様に思われる。「北部水田地帯」というのが一番日本の標準型に近い。南部に至るほど畑作の多様化が進んでいる事になる。「南部高台地帯」というのは萬歳地区に相当し，中でもこの典型的なモデルは荻尾集落に求められる。この萬歳地区はカルスト台地が広がるので表４－１－７の様に畑地はたばこ作に利用されている。

表４－１－８　主な営農類型

地帯区分	営農類型	平均経営規模	作目構成	平均(千円)農業所得	農家数割合(%)
北部水田地帯	水稲単作	水田 肉用牛 畑 計	水稲　110a 肉用牛（生産）　1頭 飼料作物　20a 大豆，小豆，野菜　10a	932 152 100 40 1,224	25
中部田畑地帯	水稲複合	水田　80a 肉用牛　1頭 畑　30a 計	水稲　60a 肉用牛（生産）　1頭 飼料作物　20a 大豆　10a 麦　10a 小豆，野菜　10a しいたけ　10千本	508 152 100 45 47 30 250 1,132	15
南部高台地帯	タバコ複合	肉用牛　1頭 畑　150a 計	肉用牛（生産）　1頭 タバコ　120a 飼料作物　20a 大豆，野菜　10a しいたけ　10千本	152 650 100 25 250 1,177	16

（昭和５５年　「哲多町重点作物等振興計画書」より）

(2)　農業経営規模の推移

全国的な農業経営規模の変化について見ると，農家戸数全体は減少の傾向にあるなかで昭和３０年代前半では１haの農家が，３０年代後半では，1.5haの農家が，さらに昭和４０年代にはいると２haの農家が，それぞれ増加しており，それに満たない耕地面積を有する農家は減少を続けている。全国的に，農業経営が近代化されていくなかにあって経営規模が拡大され，立地条件に即応する機械化導入や栽培方式の改善等により，農業人口が他産業へと流出していく傾向に対して労働の生産性を高めようとしてなされる努力がうかがえる。

哲多町における経営規模の変化を表４－１－９，図４－１－１で考察する。総農家戸数全体は減少の傾向にあることは，はっきりと見てとれるが，そのなかで0.5haから1.5haの経営規模の農家数が特に減少していることがわかる。一方，0.3ha未満の農家と2.0haの農家数は，わずかではあるが増加していることがわかる。西日本の農家での戸数増減の境界は一般に0.5haであるとされて

いるが，哲多町の場合，はっきりとした境界を見ることは難しいと思われる。

表４－１－９　経営規模別農家戸数の推移

区分 / 年度	総農家戸数	経営規模					
		0.3ha 未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	20ha 以上
昭和３５年	1128	144	199	530	209	37	9
４０年	1063	133	191	494	207	29	9
４５年	1010	129	172	461	190	44	14
５０年	939	168	194	393	143	26	15

（昭和３５～５０農林業センサス）

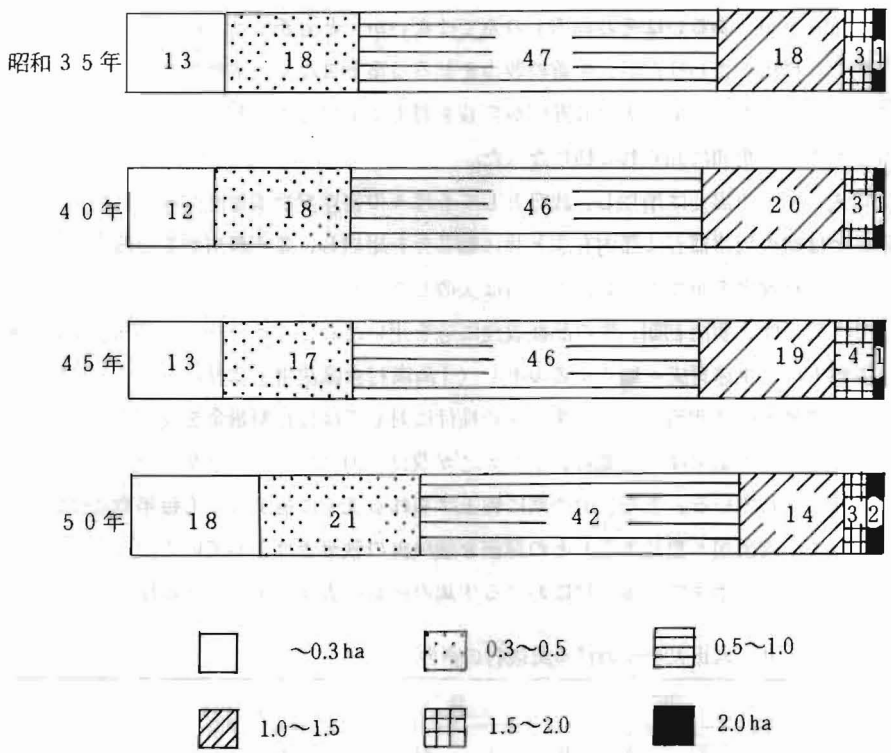

図４－１－１　農業経営規模の年次別割合

また，それぞれの経営規模別農家数の総農家戸数に占める割合を見ると，昭和４５年以降大きな変化のあることがわかる。つまり，経営を拡大していくか，あるいは縮小して兼業化の方向へ移行していると考えられる。そのため，昭和５０年ごろには，総農家数における0.3ha未満の農家数の占める割合が，約２０％近い全体の$\frac{1}{5}$にまで高くなっていると思われる。

一戸あたりの耕地面積をみても昭和５０年には，田畑併せて0.7haと，極めて零細な状況に置かれており，山間部の低生産性の農地は荒廃化の傾向にあるといえよう。0.3ha未満の農家数の増加にくらべて，2ha以上へと規模を拡大している農家数の増加はわずかなものであり，土地生産性及び労働生産性の低い哲多町においては，自立経営農家の育成ならびに，経営近代化による農業経営の合理化は極めて困難であり，今後も，青壮年令層を中心として農業労働から農外労働への移動や不定期出稼労務者の数の増加などにより，この状態はなお強まるであろう。

(3) 畜産と機械化

(イ) 明治～昭和３０年までの畜産の動向

昭和３０年に本郷，萬歳，新砥の三村が合併して哲多町となるわけであるが，それまでの畜産の動向を萬歳村を中心に考察する。

後に哲多町となる地域は近世から和牛飼育が盛んであった。が，その飼育頭数は案外少なかったらしい。本郷村史によると，「ほとんど人力を主体に稼行した為か，あるいは農耕運搬に多少使役するに止まったか，あるいはその両方」の為ではないか，と分析されている。農耕の発達につれて役牛の需要は増加したわけだが，牛質の改良を試みる事とてなく，劣悪な牛を各人が飼っていた様である。天保の頃から千屋村大田辰五郎が巨費を投じて千屋市を創始し，広く販路を開拓した為，「千屋牛」の名が世間に知られる様になった。

明治に入って牛の需要は増加し，政府としても種々の畜産奨励策を推し進めた様である。明治２０年頃には時の阿哲郡長は郡内有志と共に勧業会を組織し，農商務省から短角牛やデボン種の貸下を得て，品種改良を企てた。が，この時は失敗したらしい。

萬歳村に於ては，明治初期，牛の品種改良に意を用いたわけではなく，「専ラ，労役ニ使用スルヲ以テ主眼トシ，生産育成ニ顧ミル者少キ」（「萬歳村会議決書」より）といった状態であった。これに対して萬歳村は明治４３年以来，牛の種付に対しては種付奨励金を交付して畜産業の改良発達を助成した。その結果は「当業者，進ンデ之ガ改良ニ力ヲ用イルニ至リ……」と大正６年の村会議決書には記されている。また，国や県に買上げられる光栄に浴する牛も毎年数頭はいたらしく，これをもって「成績最モ良好タリ」との評価を議決書の執筆者は下している。

大正元年から同５年までの萬歳村における牛馬の頭数は表４－１－１０の様に記されている。

表４－１－１０　大正初期における萬歳村の畜産

年次	現在数			出生		
	牛	馬	計	牛	馬	計
大正 1	328	12	340	82	0	82
2	348	14	360	62	0	62
3	361	23	384	84	0	84
4	387	18	405	84	0	84
5	285	20	305	80	0	80

（「萬歳村会議決書」より）

上表で見ると大正期には馬も相当数いたらしい。馬の用途としては車馬用が主体で農耕運搬に使役されるのはむしろ少数であった事が北隣の「本郷村史」によっても知られている。かかる農村で何を運搬していたのか，という点になると興味深い所であるが，萬歳村の人々の聞き取りによるとその昔，吉岡銅山（吹屋銅山）華やかかりし頃，片山，ナガオ（長尾？）等の旦那衆と萬歳村の農民は地主，小作関係を結び，旦那衆は萬歳村のほとんどの財産を掌握していた，と言う。……して見ると萬歳村の馬はこの吉岡（吹屋）銅山の製品運搬に供出された公算が大きいのではあるまいか。西隣の新砥村でも馬の数は明治8年１９４頭，大正１０年５６頭と減少しており，新砥村史執筆者は「吹屋銅山の盛衰と何らかの関係があるもの。」としている。また同じく新砥村史には「馬の脊運搬が大，小の車輛に取って替わる様になってからは経済動物としての馬は割が悪く牛程改良も進まなかった関係もあって次第に頭数を減少し昭和３０年頃になると殆んど居なくなった。」とあるから萬歳村の馬もほぼ同じ道を辿ったと思われる。表4−1−10でも馬の出生は皆無なので萬歳村の農民は馬を買っていたか，あるいは地主層から貸付られていたか，どちらかであろう。

一方，牛の方は大正１～５年の間毎年８０頭前後，子牛が生産されていた様である。現地の人々の聞き取りによると，元来，萬歳村一帯は子牛生産地域であり，肥育はやっていないと言う。表４－１－１０の安定した出生数にも萬歳村畜産業の計画性，といったものが見られる。

表４－１－１０では牛について，牡牛，牝牛の区別はなされていないが大正１０年の本郷村における牛の頭数は牡３０８頭，牝４７０頭とほぼ２：３の比になっており，萬歳村でもこれに類した比率となるのではあるまいか。本郷村では昭和期に至っては牡牝の割合は３対１以下になったと言うから徐々に哲多町地域では子牛の取れる牝牛が重視される様になったのであろう。換言すれば役牛としての畜産より，子牛を生産するための畜産への変化を示している様に思われる。

また萬歳村の畜産の発展には大正２年以来開かれている各種の品評会，共進会が大きく寄与している。この品評会の畜産の部では，出品された子牛の良否を比較検討して「優良種牝牛ノ飼育ノ必要ナル事ヲ知ラシメ」る所に目的があったらしい。

昭和に入ってからも牛を主体とする畜産は農耕用，経済家畜としての重要性は変わらなかった。萬歳村に於ても昭和５年に産した子牛は牝５６頭，牡５１頭，計１０７頭とかなり盛況だった事がわかる。（昭和５年度「萬歳村会議決書」より）

ところが昭和７年の満州事変以後は引き続く動乱と農業労働者の軍事動員，後継者の都会流出……といった社会的背景の為に後の哲多町地域の飼養頭数は漸減していった。しかし，牛が当地域の農家経済に大きな比重を占めていた事は確かで，相も変らず畜産の奨励は続けられた。畜産の発展を期する方法としては優良種牡牛の育成にあり，昭和９年の萬歳村会議決書には，種牡牛の管理者に相当の補助を与えた，と言う内容が盛り込まれている。同年萬歳村では，大字矢戸に２１頭，大字荻尾に２１頭の種牡牛が阿哲郡畜産組合より支給された，と同議決書の中に記されている。また，これら種牡牛の種付成功率は９５％と記されている。これら種牡牛の管理状況は昭和１０年の萬歳村会議決書によると，個人に管理させ，相当な補助を与え，補助の割合は飼育管理の成績により成績優良な者に金５５円，成績不良と認められる者には金４５円を与える……といった仕組だったらしい。昭和９年当時の萬歳村の種付成績は以下の様に記録されている。

第三花川号	１１９頭
健　　号	３８頭
照 山 号	３３頭

また，この頃，有畜農業実行組合が総会の決議により萬歳村一円の農家組合畜産部，及び畜産改良実行組合をもって組織された。昭和９年の実績は以下の様に示されている。

1. 役員会３回，総会１回，講習講話会１回。
2. 牛馬共進会‥‥優良子牛共進会を10月14日，萬歳校校庭に於て開催し，出品数５１頭，受賞数２７頭なり。

ところで昭和９年の萬歳村会議決書の中には「今年生産された子牛は１２８頭で，前年に比べて２２頭の増加をみたのは農村経済上，喜ぶべき現象である。」といった内容の記述があるが，翌10年には「本年生産された子牛は１０６頭で前年に比べて２２頭の減少をきたしたのは誠に遺憾である。」とされ，萬歳村会議決書の記録者がいかに畜産の動向に一喜一憂していたかがわかる。換言すればそれだけ畜産が萬歳村の中で重要な位置を占めていたのであろう。この昭和１０年の子牛生産頭数の減少は主に種牝牛の「トリコモナス症」に起因するものであったという。以後対応策として県において予防治療の徹底を期する事になった。

(ロ) 昭和３０年以降の畜産

次に本郷，新砥，萬歳の三村が合併して哲多町となった後の畜産について考察する。

「和牛日本一」を誇ったと言われる和牛王国岡山も，今では和牛は鶏，乳牛に追い越されて第３位と落ち込んでいる。それでも高度経済成長，農業の機械化が進行する以前，すなわち昭和３０年以前にあっては，和牛が県の畜産に果した意義は大きかった。しかし，和牛が役牛としての重要性を失い，肉畜としてもその割合を低下させている中で，現在でも肥育和牛の割合の高い哲多町の畜産は，過去の和牛王国，岡山の残映が見られる地域である。

哲多町単位での役肉用牛飼養頭数の推移を昭和３０年以降追ってみよう。図４－１－２に大まかな動向が示される。が，資料の都合で数値が不明な年はそのまま直線で結んである。それでも一般的な傾向だけは類推できよう。

図４－１－２で見る限り，昭和３０年以降，飼養頭数は不規則な変化を示しているが，これは牛の価格の変動が激しいため，飼養農家もそれに応じて飼養頭数を加減していたものと思われる。この様に畜産は農家の副業として高収入をもたらすものであったが，投機性の高い一面も無視できない様に思われる。

ところが，昭和４９年以降は確実に減少の傾向にあるといえる。昭和３７年には2,000頭 台に増加したが，その後昭和４０年にかけて急激に1,300頭台まで減少した 。そしてまた昭和４９年には1,800頭台に増加し，さらに昭和５８年現在1,200頭台へと最小の頭数におちこんでいる。

一方，飼養農家数については,その傾向は減少をたどるばかりで,昭和３０年には９００戸近くだった飼養農家が最近では半数にも満たない300戸余りとなっている。この推移を総農家数に対す

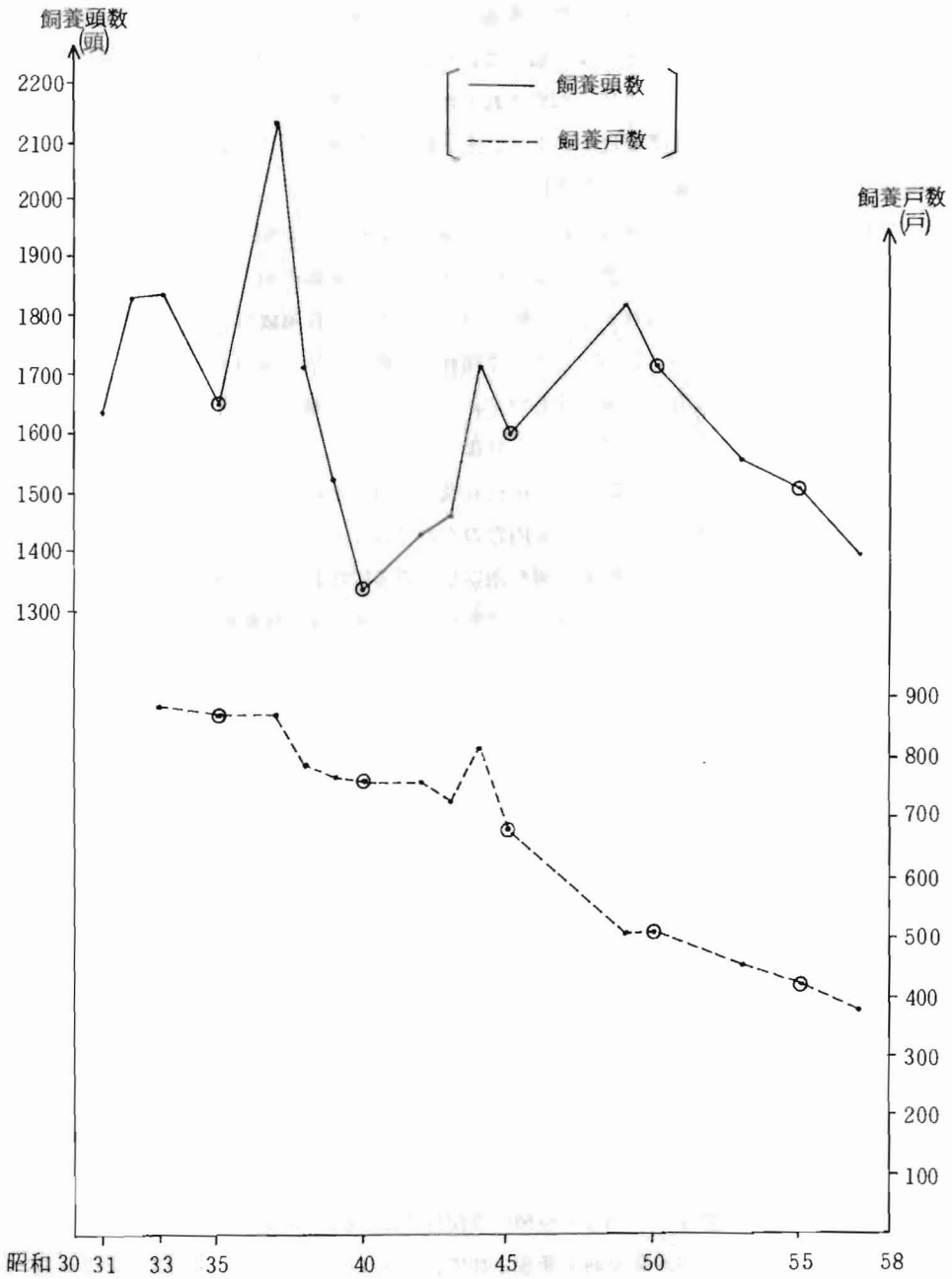

図４－１－２　哲多町の肉牛の飼育動向（昭和３０～５８）